

▲ X i サービス契約約款

(平成22年12月 経企第1063号)

第1章 総則	5
第1条 約款の適用	5
第2条 約款の変更	5
第3条 用語の定義	5
第2章 X i サービスの種類等	9
第4条 X i サービスの種類	9
第5条 営業区域	9
第3章 X i 契約	10
第1節 削除	
第6条 削除	
第2節 一般契約	10
第7条 契約の単位	10
第8条 一般契約申込の方法	10
第9条 一般契約申込の承諾	10
第10条 契約者識別番号	11
第11条 請求による契約者識別番号の変更	11
第12条 X i の利用の一時中断	11
第12条の2 一般契約に係る電話番号保管	12
第13条 一般契約者の氏名等の変更の届出	12
第14条 一般契約に係る名義変更	12
第15条 一般契約者が行う一般契約の解除	14
第16条 当社が行う一般契約の解除	14
第3節 削除	
第17条 削除	
第18条 削除	
第19条 削除	
第20条 削除	
第20条の2 削除	
第21条 削除	
第4章 X i ユビキタス契約	15
第1節 削除	
第21条の2 削除	
第2節 X i ユビキタス一般契約	15
第21条の3 契約の単位	15
第21条の4 X i ユビキタス一般契約の申込の承諾	15
第21条の5 契約者識別番号	15
第21条の5の2 請求による契約者識別番号の変更	15
第21条の6 契約者が行う X i ユビキタス一般契約の解除	16
第21条の7 その他の提供条件	16
第4章の2 X i 特定接続契約	17
第22条 契約の単位	17
第23条 X i 特定接続契約申込の方法	17
第24条 X i 特定接続契約申込の承諾	17
第25条 契約者識別番号	17
第25条の2 請求による契約者識別番号の変更	18
第25条の3 X i 特定接続の利用の一時中断	18
第26条 X i 特定接続契約者が行う X i 特定接続契約の解除	18

第27条	当社が行うX i 特定接続契約の解除	18
第5章	付加機能	19
第28条	付加機能の提供	19
第6章	ドコモU I Mカード等の貸与等	20
第1節	ドコモU I Mカード等の貸与等	20
第29条	ドコモU I Mカード等の貸与等	20
第30条	契約者識別番号の登録等	20
第31条	ドコモU I Mカード又はドコモe S I Mカードの返還	20
第2節	自営端末設備の接続等	20
第32条	自営端末設備の接続	20
第33条	自営端末設備に異常がある場合等の検査	21
第34条	自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	21
第35条	自営端末設備の電波法に基づく検査	22
第7章	自営電気通信設備の接続	23
第36条	自営電気通信設備の接続	23
第37条	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	23
第38条	自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	23
第39条	自営電気通信設備の電波法に基づく検査	23
第8章	利用中止等	24
第40条	利用中止	24
第41条	利用停止	24
第9章	通信	26
第1節	通信の種類等	26
第42条	通信の種類等	26
第43条	契約者回線との間の通信	26
第44条	相互接続点との間の通信	27
第2節	通信利用の制限	27
第45条	通信利用の制限	27
第46条	通信の切断	28
第46条の2	通信時間等の制限	29
第3節	通信時間等の測定	29
第47条	通信時間等の測定等	29
第4節	削除	
第47条の2	削除	
第10章	料金等	30
第1節	料金及び工事費等	30
第48条	料金及び工事費等	30
第2節	料金等の支払義務	30
第49条	基本使用料等の支払義務	30
第50条	通信料の支払義務	31
第51条	削除	
第52条	手続きに関する料金の支払義務	32
第52条の2	請求書等の発行に関する料金の支払義務	32
第53条	工事費の支払義務	32
第3節	相互接続通信に係る料金の取扱い	32
第54条	相互接続通信に係る料金の取扱い	32
第4節	料金の計算等	33
第55条	料金の計算等	33

第5節 預託金	33
第56条 預託金	33
第6節 割増金及び延滞利息	33
第57条 割増金	33
第58条 延滞利息	33
第7節 債権の譲渡等	34
第58条の2 債権の譲渡等	34
第11章 保守	35
第59条 当社の維持責任	35
第60条 契約者の維持責任	35
第61条 契約者の切分責任	35
第62条 修理又は復旧	35
第12章 損害賠償	36
第63条 責任の制限	36
第64条 免責	36
第13章 雑則	37
第65条 発信者番号通知等	37
第65条の2 料金情報通知	37
第65条の3 位置情報の送付	37
第66条 データ量到達通知	38
第67条 位置の測定に係るアシスト情報の受信	38
第68条 承諾の限界	38
第69条 端末設備等の持込み	38
第70条 利用に係る契約者の義務	38
第71条 約款の掲示	40
第72条 当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結 等	40
第73条 国際アウトローミングの利用等	41
第74条 インターネット接続サービス等の利用等	42
第74条の2 利用者登録	42
第75条 削除	
第76条 プライバシーポリシー	43
第77条 電気通信事業者への情報の通知	43
第77条の2 国際電気通信事業者等への契約者の氏名等の通 知	44
第77条の3 契約者確認	44
第78条 番号えらべるサービスの利用	45
第78条の2 削除	
第78条の3 iモード等を利用した請求方法等	45
第78条の4 削除	
第78条の5 サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知	45
第79条 合意管轄	46
第80条 準拠法	46
第80条の2 Xiサービスの廃止	46
第14章 その他のサービス	47
第81条 料金明細内訳書の発行等	47
第82条 請求書の分割送付	47
第83条 支払証明書等の発行	48
第84条 回収代行の承諾等	48
第85条 削除	
第86条 情報提供サービス	49

第87条	相互接続番号案内	49
第88条	番号案内料等の支払義務等	49
第89条	時報サービス	50
第90条	削除	
第91条	削除	
第92条	削除	
第93条	協定事業者が提供する電報サービスの利用等	50
料金表		52
通則		53
別記		61
別表		64
1	営業区域	64
2	付加機能等	68
3	X i サービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件	72
4	新聞社等の基準	72
5	通信の優先的取扱いに係る機関名	73
6	他社相互接続通信に係る協定事業者	73
7	相互接続通信の料金の取扱い	74
附則		76

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社NTTドコモ（以下、「当社」といいます。）は、このXiサービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりXiサービス（当社がこの約款以外の提供条件により提供するものを除きます。）を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、民法（明治29年法律第89号）第548条の4の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(1) 約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。

(2) 約款の変更が、契約をした目的に反せず、並びに変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 モバイルマルチメディア通信網	SC-FDMA方式、OFDMA方式又はDS-SSMA方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 Xiサービス	モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、FOMAサービス（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、卸FOMAサービス及び卸Xiサービス（卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）以外のもの
5 Xiサービス取扱所	(1) Xiサービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりXiサービスに関する契約事務

	を行う者の事業所
6 所属X i サービス取扱所	そのX i サービスに関する契約事務を行うX i サービス取扱所（当社の事業所及び当社が指定する事業所に限ります。）
7 X i 契約	当社からX i サービス（X i ユビキタス及びX i 特定接続を除きます。）の提供を受けるための契約
8 X i 契約者	当社とX i 契約を締結している者
9 X i ユビキタス契約	当社からX i ユビキタスの提供を受けるための契約
10 X i ユビキタス契約者	当社とX i ユビキタス契約を締結している者
11 X i 特定接続契約	当社からX i 特定接続の提供を受けるための契約
12 X i 特定接続契約者	当社とX i 特定接続契約を締結している者
13 一般契約	X i 契約であって、定期契約（附則に規定するものをいいます。以下同じとします。）以外のもの
14 一般契約者	当社と一般契約を締結している者
15 X i ユビキタス一般契約	X i ユビキタス契約であって、X i ユビキタス定期契約（附則に規定するものをいいます。以下同じとします。）以外のもの
16 X i ユビキタス一般契約者	当社とX i ユビキタス一般契約を締結している者
17 契約者	X i 契約者、X i ユビキタス契約者又はX i 特定接続契約者
18 移動無線装置	(1) 携帯して使用するためのアンテナ及び無線送受信装置 (2) 自動車その他の陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）を移動するものに設置して使用するためのアンテナ及び無線送受信装置
19 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための当社の電気通信設備

20 取扱所交換設備	X i サービス取扱所に設置される交換設備
21 契約者回線	X i サービスに係る契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
22 ドコモU I Mカード	X i サービスの提供のために契約者に貸与する契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、ドコモe S I Mカード及び内蔵型e S I M以外のもの
23 ドコモe S I Mカード	X i サービスの提供のために契約者に貸与する契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、契約者識別番号等の情報を当社が定める手続きにより通信を利用して登録できるもの
24 内蔵型e S I M	X i サービスの提供のために契約者に付与する契約者識別番号その他の情報を記憶することができる領域(ドコモe S I Mカードを除きます。)であって、契約者識別番号等の情報を当社が定める手続きにより通信を利用して登録できるもの
25 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
26 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
27 自営電気通信設備	電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
28 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定(事業法第33条及び第34条の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
29 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
30 相互接続通信	相互接続点との間の通信
31 契約者回線等	(1) モバイルマルチメディア通信網、電話網又はワイドスター通信網を使用して行う当社の電気通信サー

	<p>ビスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備</p> <p>(2) 相互接続点</p>
32 他社契約者回線	<p>(1) 協定事業者の無線基地局設備とその協定事業者の電気通信サービスの契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線（協定事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。）</p> <p>(2) 協定事業者の事業所に設置される交換設備とその協定事業者の電気通信サービスの契約の申込者が指定する場所との間において協定事業者により設置される電気通信回線（協定事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。）</p>
33 消費税相当額	<p>消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額</p>

第2章 Xiサービスの種類等

(Xiサービスの種類)

第4条 Xiサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
Xi	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(当社が貸与するドコモUIMカード若しくはドコモeSIMカード又は当社が付与する内蔵型eSIM(以下「ドコモUIMカード等」といいます。)を装着したものに限り)との間に電気通信回線を設定して提供するXiサービスであって、Xiユビキタス又はXi特定接続以外のもの
Xiユビキタス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(機器の制御又は監視等の用途であると当社が認めるものであって、当社が貸与又は付与するドコモUIMカード等を装着したものに限り)との間に電気通信回線を設定して提供するもの
Xi特定接続	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(当社が貸与するドコモUIMカードを装着したものに限り)との間に電気通信回線を設定して提供するXiサービスであって、契約の申込者が指定する1の協定事業者(当社の電気通信事業法第34条第2項に基づく第2種指定電気通信設備に係る接続約款に規定する仮想携帯電話事業者に限り)の相互接続点との間の通信に限り提供するもの

(営業区域)

第5条 Xiサービスの営業区域は、別表1に定めるところによります。

ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、Xiサービスを利用することができない場合があります。

第3章 X i 契約

第1節 削除

第6条 削除

第2節 一般契約

(契約の単位)

第7条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の一般契約を締結します。この場合、一般契約者は、1の一般契約につき1人に限ります。

(一般契約申込の方法)

第8条 一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を契約事務を行うX i サービス取扱所に提出していただきます。

2 前項の場合において、一般契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。

(一般契約申込の承諾)

第9条 当社は、一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その一般契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 一般契約の申込みをした者がX i の料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、第58条の2（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第58条の2に規定するものをいいます。）へ譲渡する債権を含みます。以下第14条、第21条の4及び第68条において同じとします。）又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務（当該契約約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、当該契約約款の規定により当社が請求事業者へ譲渡する債権を含みます。以下第14条及び第21条の4において同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 第70条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(3) 一般契約の申込みをした者と当社との間で締結しているX i サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

(4) 第8条（一般契約申込の方法）の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、一般契約の申込みをした者の同意がないとき。

(5) 一般契約の申込みをした者が、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号。以下「携帯電話不正利用防止法」といいます。）第10条の規定に違反して通話可能端末設備等（携帯電話不正利用防止法に規定するものをいいます。以下同じとします。）を貸与するおそれがある場合又は第77条の3（契約者確認）に規定する当社が行う契約者確認の求めを受けたことがある場合であって、その一般契約の申込みをした者と当社との間で締結しているX i サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社

が定める数を超えることとなるとき。

(6) 一般契約の申込みをした者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めたとき。

(7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者識別番号)

第10条 X i の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、一般契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 一般契約者は、一般契約締結の際に、携帯電話番号ポータビリティ（電気通信番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。）を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。

ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同じの者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。

3 当社は、第62条（修理又は復旧）の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるとき、又は前項の規定により申し出た内容について事実と反することが判明したときは、X i の契約者識別番号を変更することがあります。

4 前項の規定により、X i の契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを一般契約者に通知します。

(注1) 一般契約に係る名義変更以前の契約者のいずれかが、第2項の規定により申し出た内容について、事実と反することが判明した場合も第3項の規定が適用されます。

(注2) 当社が別に定める基本使用料の料金種別に係る一般契約を締結する者は、第2項に規定する申出を行うことができません。

(請求による契約者識別番号の変更)

第11条 一般契約者は、迷惑通信（いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。）又は間違い通信（現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。）で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

2 一般契約者は、前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、所属X i サービス取扱所に対し、当社所定の書面により請求していただきます。

3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている一般契約者からのものであると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。

4 当社は、一般契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。

(注) 当社は、契約者識別番号の変更の取扱いについて警察機関から要請があったときは、その契約者から第2項に規定する請求があった場合において、その要請内容を参酌するものとします。

(X i の利用の一時中断)

第12条 当社は、一般契約者から請求があったときは、X i の利用の一時中断（そ

の契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいい、電話番号保管（第12条の2（一般契約に係る電話番号保管）及び附則に規定するものをいいます。以下同じとします。）を除きます。以下同じとします。）を行います。

（一般契約に係る電話番号保管）

第12条の2 当社は、一般契約者（当社が別に定める者を除きます。）から請求があったときは、当社が別に定める基本使用料の料金種別に係るX iの電話番号保管（その契約者識別番号を他に転用することなく、請求があった日から一定期間、そのX iを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

- 2 当社が電話番号保管を行った期間（以下「電話番号保管期間」といいます。）が6年を経過したときは、電話番号保管期間が6年を経過した日においてそのX i契約は解除されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が6年を経過する前にあらかじめそのことを一般契約者に通知します。
- 3 前項に規定する電話番号保管期間は、電話番号保管の請求があった日を含む暦月の翌暦月の初日から起算します。
- 4 電話番号保管を取りやめる請求があったときの基本使用料の料金種別の変更その他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。
- 5 一般契約者は、電話番号保管期間は、電話番号保管を取りやめる請求又は契約の解除に限り行うことができます。

（一般契約者の氏名等の変更の届出）

第13条 一般契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等（当社又は請求事業者（第58条の2（債権の譲渡等）に規定するものをいいます。）が発行するX iサービスの利用に係る請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。）若しくは電子メール（インターネット・メール・プロトコルに基づいて送受信される文字メッセージ等をいいます。以下同じとします。）の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属X iサービス取扱所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず、所属X iサービス取扱所に届出がないときは、当社から契約者に行う通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等の送付先への郵送等の通知、又は電子メールの送付先への電子メールの通知をもってその通知を行ったものとみなします。

- 2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当社は請求書等の送付先への郵送等の通知が3回連続で不達であったことを確認したときは、その事実が解消されるまでの間、請求書等の通知を行いません。

（一般契約に係る名義変更）

第14条 一般契約者は、一般契約に係る名義変更（氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。）を請求することができます。

- 2 一般契約者は、前項の規定により名義変更を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属X iサービス取扱所に請求していただきます。
- 3 前項の場合において、名義変更により新たにそのX iの契約者になろうとする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りでありません。

- 4 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。
- (1) 一般契約に係る名義変更により新たにそのX iの契約者になろうとする者が、X iの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 一般契約に係る名義変更により新たにそのX iの契約者になろうとする者が、第56条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。
 - (3) 一般契約に係る名義変更により新たにそのX iの契約者になろうとする者が、第70条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (4) 一般契約に係る名義変更により新たにそのX iの契約者になろうとする者と当社との間で締結しているX iサービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。
 - (5) 前項の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、名義変更により新たにそのX iの契約者になろうとする者の同意がないとき。
 - (6) 名義変更により新たにそのX iの契約者になろうとする者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与するおそれがある場合又は第77条の3（契約者確認）に規定する当社が行う契約者確認の求めを受けたことがある場合であって、その名義変更により新たにそのX iの契約者になろうとする者と当社との間で締結しているX iサービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。
 - (7) 一般契約に係る名義変更により新たにそのX iの契約者になろうとする者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めたとき。
 - (8) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 5 一般契約に係る名義変更があったときは、名義変更後にそのX iの契約者となる者は、名義変更前の契約者が有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務（第54条（相互接続通信に係る料金の取扱い）の規定により協定事業者が定める相互接続通信に関する料金のうち当社が請求することとなる料金を含みます。）を承継します。
- 6 前5項の規定にかかわらず、相続又は法人の合併若しくは分割（以下「相続等」といいます。）に伴う名義変更の取扱いについては、次のとおりとします。
- (1) 相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人（以下この条において「相続人等」といいます。）は、当社所定の書面に相続等があったことを証明する書類を添えて所属X iサービス取扱所に請求していただきます。
 - (2) 当社は、相続人等から名義変更の請求があったときは、これを承諾します。
 - (3) 前2号の場合において相続人等が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定めて請求していただきます。これを変更したときも同様とします。
 - (4) 前号の規定による代表者からの請求があるまでの間、当社は、相続人等の1人を契約者として取り扱います。

(一般契約者が行う一般契約の解除)

第15条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 X i サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

2 前項の場合において、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。

3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話番号ポータビリティの手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。

4 第1項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「初期契約解除」又は「確認措置」に基づき一般契約が解除されるときのその解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。

(注1) 本条第3項に規定する番号は、善良なる管理者の注意をもって管理していただきます。

(注2) 当社が別に定める基本使用料の料金種別に係る一般契約を締結する者は、第2項に規定する申出を行うことができません。

(注3) 本条第4項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

(当社が行う一般契約の解除)

第16条 当社は、第41条(利用停止)第1項の規定により X i の利用を停止された一般契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その一般契約を解除することがあります。

2 当社は、一般契約者が第41条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、X i の利用停止をしないでその一般契約を解除することがあります。

3 当社は、一般契約者が携帯電話不正利用防止法の規定に違反したと当社が認めるときは、その一般契約を解除するものとします。

4 当社は、前3項の規定により、その一般契約を解除しようとするときは、あらかじめ一般契約者にそのことを通知します。

5 当社は、第1項から第3項の規定によるほか、契約者又は第74条の2(利用者登録)に規定する登録利用者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後その一般契約に係る X i が利用されないものと認めるときは、死亡の事実を確認した日をもってその一般契約を解除するものとします。

第3節 削 除

第17条 削 除

第18条 削 除

第19条 削 除

第20条 削 除

第20条の2 削 除

第21条 削 除

第4章 X i ユビキタス契約

第1節 契約の種類別

第21条の2 削除

第2節 X i ユビキタス一般契約

(契約の単位)

第21条の3 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1のX i ユビキタス一般契約を締結します。この場合、契約者は、1のX i ユビキタス一般契約につき1人に限ります。

(X i ユビキタス一般契約の申込の承諾)

第21条の4 当社は、X i ユビキタス一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、そのX i ユビキタス一般契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) X i ユビキタス一般契約の申込みをした者がX i ユビキタスの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 第70条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (3) X i ユビキタス一般契約の申込みをした者と当社との間で締結しているX i サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。
 - (4) 21条の7（その他の提供条件）の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、X i ユビキタス一般契約の申込みをした者の同意がないとき。
 - (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者識別番号)

第21条の5 X i ユビキタスの契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

- 2 当社は、第62条（修理又は復旧）の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、X i ユビキタス等の契約者識別番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、X i ユビキタスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(請求による契約者識別番号の変更)

第21条の5の2 X i ユビキタス一般契約者は、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている場合、又はM2M等専用番号（当社が別に定める契約者識別番号をいいます。以下同じとします。）への変更である場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

- 2 X i ユビキタス一般契約者は、前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、所属X i サービス取扱所に対し、当社所定の書面により請求していただきます。
- 3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っているX i ユビキタス一般契約者からのものであると当社が認めた場

合、又はM2M等専用番号への変更であると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。

- 4 当社は、X i ユビキタス一般契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。

(注) 当社は、契約者識別番号の変更の取扱いについて警察機関から要請があったときは、その契約者から第2項に規定する請求があった場合において、その要請内容を参酌するものとします。

(契約者が行うX i ユビキタス一般契約の解除)

第21条の6 契約者は、X i ユビキタス一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属X i サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

- 2 第1項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置」に基づきX i ユビキタス一般契約が解除されるときのその解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

(その他の提供条件)

第21条の7 X i ユビキタス一般契約におけるその他の提供条件 (X i の電話番号保管、料金表及び別表に定めるものを除きます。) については、一般契約の場合に準ずるものとします。

ただし、X i の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第4章の2 X i 特定接続契約

(契約の単位)

第22条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1のX i 特定接続契約を締結します。この場合、X i 特定接続契約者は、1のX i 特定接続契約につき1人に限ります。

(X i 特定接続契約申込の方法)

第23条 X i 特定接続契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行う所属X i サービス取扱所に提出していただきます。この場合において、X i 特定接続の申込みをする者は、通信を行うこととなる1の協定事業者（当社が別に定める事業者に限ります。以下「特定接続事業者」といいます。）を指定し、当社に申し出ていただきます。

2 前項の場合において、X i 特定接続契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。

(X i 特定接続契約申込の承諾)

第24条 当社は、X i 特定接続契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、そのX i 特定接続契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第70条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(2) 前条の規定により指定した特定接続事業者の承諾が得られないとき。

(3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者識別番号)

第25条 X i 特定接続の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、X i 特定接続契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 X i 特定接続契約者（特定接続事業者から第42条（通信の種類）に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けることを当社が確認した者に限ります。）は、X i 特定接続契約締結の際に、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。

ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。

3 当社は、第62条（修理又は復旧）の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるとき、又は前項の規定により申し出た内容について事実と反することが判明したときは、X i 特定接続の契約者識別番号を変更することがあります。

4 当社は、前項の規定によるほか、契約者識別番号をM2M等専用番号へ変更する場合があります。

5 前2項の規定により、X i 特定接続の契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことをX i 特定接続契約者に通知します。

(請求による契約者識別番号の変更)

第25条の2 X i 特定接続契約者は、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

2 X i 特定接続契約者は、前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、当社に対し、当社所定の書面により請求していただきます。

3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っているX i 特定接続契約者からのものであると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。

4 当社は、X i 特定接続契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。

(注) 当社は、契約者識別番号の変更の取扱いについて警察機関から要請があったときは、その契約者から第2項に規定する請求があった場合において、その要請内容を参酌するものとします。

(X i 特定接続の利用の一時中断)

第25条の3 当社は、X i 特定接続契約者(特定接続事業者から第42条(通信の種類)に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けていることを当社が確認した者に限ります。)から請求があったときは、X i 特定接続の利用の一時中断を行います。

(X i 特定接続契約者が行うX i 特定接続契約の解除)

第26条 X i 特定接続契約者は、X i 特定接続契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属X i サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2 前項の場合において、X i 特定接続契約者(特定接続事業者から第42条(通信の種類)に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けていることを当社が確認した者に限ります。)は、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。

3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話番号ポータビリティの手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。

(注) 本条第3項に規定する番号は、善良なる管理者の注意をもって管理していただきます。

(当社が行うX i 特定接続契約の解除)

第27条 当社は、第41条(利用停止)第1項の規定によりX i 特定接続の利用を停止されたX i 特定接続契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのX i 特定接続契約を解除することがあります。

2 当社は、X i 特定接続契約者が第41条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、X i 特定接続の利用停止をしないでそのX i 特定接続契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定によるほか、X i 特定接続契約者が特定接続事業者の電気通信サービスの提供を受けるための契約を解除されたときは、そのX i 特定接続契約を解除します。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第28条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表2 (付加機能等) に規定する付加機能を提供します。この場合において、付加機能の料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

2 別表2に規定する付加機能のうち当社が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、X i 契約者 (当社が別に定める基本使用料の料金種別を選択している者を除きます。) から請求があったものとみなして取り扱います。

3 第1項の規定にかかわらず、当社は、X i 契約 (当社が別に定める基本使用料の料金種別に係るものを除きます。) の申込みの際に、別表2に規定する国際ローミング機能の請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、そのX i 契約の申込みの際に、国際ローミング機能の請求を行わない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

4 当社は、付加機能を提供しているX i の電話番号保管があったときは、その付加機能を廃止します。

ただし、付加機能のうち当社が別に定めるものについては、この限りではありません。

5 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、別表2に規定する各々の付加機能について、一部を変更又は一部若しくは全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨をX i 契約者へ周知します。

6 当社は、前項の規定により付加機能の一部を変更又は付加機能の一部若しくは全部を廃止したことによりX i 契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定めるものは、別表2 (付加機能等) に規定する迷惑電話おことわり機能、位置情報通知機能とします。

(注2) 本条第4項に規定する当社が別に定めるものは、別表2 (付加機能等) に規定するspモード機能 (料金表通則に規定するメールアドレス保管を行っている場合に限ります。) とします。

種類の端末設備の機器をいいます。以下この条において同じとします。) 以外の
自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をして
いただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾しま
す。
 - (1) その自営端末設備が、無線設備規則に適合しないとき。
 - (2) その接続が別表 3 の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
 - (3) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が別表
3 の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
 - (1) 技術基準適合認定規則様式第 7 号又は第14号の表示等により当社が別表 3
の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器を接
続するとき。
 - (2) 事業法施行規則第32条第 1 項で定める場合に該当するとき。
- 4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 前 4 項の規定によるほか、当社は、契約者から当社が別に定める方法により
外国の無線局（電波法第103条の 5 に規定するものをいいます。）の自営端末設
備の接続の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その自営端末設備が電波法第 3 章に定める技術基準に相当するものとして
総務大臣が別に告示する技術基準に適合していることを当社が確認できな
いとき。
 - (2) その自営端末設備が当社とローミング協定を締結している外国の電気通信
事業者に接続することを認められたものでないとき。
 - (3) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- 6 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、前 5 項の規定に準
じて取り扱います。

(注) X i ユビキタスの契約者回線に接続できる移動無線装置は、当社が認めた
ものに限りま。

(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

第33条 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合そ
の他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるとき
は、契約者に、その自営端末設備の接続が別表 3 の技術基準及び技術的条件又
は第32条第5項第 1 号に定める技術基準に適合するかどうかの検査を受けるこ
とを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その
他事業法施行規則第32条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾
していただきます。

- 2 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 3 第 1 項の検査を行った結果、自営端末設備が同項の技術基準及び技術的条件
に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者
回線から取りはずしていただきます。

(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

第34条 契約者は、契約者回線に接続されている自営端末設備（移動無線装置に
限りま。以下この条及び次条において同じとします。）について、電波法（昭
和25年法律第131号）第72条第 1 項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時
に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、
無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。

2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

3 前項の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

(自営端末設備の電波法に基づく検査)

第35条 前条に規定する検査のほか、自営端末設備の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとし、ます。

第7章 自営電気通信設備の接続

(自営電気通信設備の接続)

第36条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあつては、当社が無線局の免許を受けることができるものであつて、無線設備規則に適合しているもの及び当社のX iサービスの契約者回線に接続することができるもの）に限り、を接続するときは、当社所定の書面により契約事務を行うX iサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があつたときは、次の場合を除き、その請求を承諾しません。

(1) その自営電気通信設備が、無線設備規則に適合しないとき。

(2) その接続が別表3の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。

(3) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときは、その接続が別表3の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

5 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前4項の規定に準じて取り扱います。

(注) X iユビキタスの契約者回線に接続できる移動無線装置は、機器の制御又は監視等のための用途と当社が認めたものに限り、を限定します。

(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

第37条 契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第33条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があつた場合の取扱い)

第38条 自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があつた場合の取扱いについては、第34条（自営端末設備の電波発射の停止命令があつた場合の取扱い）の規定に準ずるものとします。

(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)

第39条 自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、第35条（自営端末設備の電波法に基づく検査）の規定に準ずるものとします。

第8章 利用中止等

(利用中止)

第40条 当社は、次の場合には、X i サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第45条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
- (3) 第10条（契約者識別番号）第3項、第21条の5（契約者識別番号）第2項、第25条（契約者識別番号）第2項若しくは第3項又は第62条（修理又は復旧）の規定により、契約者識別番号を変更するとき。

2 当社は、前項の規定によりX i サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第41条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（X i に係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったX i サービスに係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、第58条の2（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第58条の2に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）へ譲渡した債権を含みます。以下この条、第58条、第74条の2、第77条及び第83条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのX i サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、X i サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないとき、及び当社が請求事業者へ譲渡した債権について、その請求事業者への支払いがないとき（請求事業者がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）を含みます。以下この条、第58条及び第84条において同じとします。）。)
- (2) X i サービスに係る契約の申込みにあたって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 第13条（一般契約者の氏名等の変更の届出）又は第21条の7（その他の提供条件）の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (4) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のX i 又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務（当該契約約款の規定により支払いを要することとなったものをいい、当該契約約款の規定により当社が請求事業者へ譲渡した債権を含みます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5) 第70条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (6) 契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7) 第33条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）若しくは第37条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果別表3の技術基準及び技術的条件又は第32条（自営端末設備の接続）第5項第1号に定める技術基準に適合

していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。

(8) 第34条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）、第35条（自営端末設備の電波法に基づく検査）、第38条（自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第39条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。

(9) 第56条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。

(10) 第77条の3（契約者確認）の規定に違反したとき。

(11) 警察機関がX i サービスを用いた犯罪を防止するために契約者回線の利用を停止する必要があると判断した場合であって、警察機関から当社に対してその契約者回線に係るX i サービスの利用を停止する要請があったとき。

2 当社は、前項第1号から第9号又は第11号の規定によりX i サービスの利用停止をするときは、この約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、本条第1項第5号により利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 当社は、第1項第10号の規定によりX i サービスの利用停止をするときは、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信又はこの約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第9章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第42条 通信には、次の種類があります。

ただし、X i ユビキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類は通話モード及びデータ通信モード（128k通信モードを除きます。）に限ります。

種 類	内 容
通話モード	音声その他の音響の伝送を行うためのもの
64kb/sデジタル通信モード	回線交換方式により64kb/s以下で符号、音声その他の音響又は映像の伝送を行うためのもの
データ通信モード	パケット交換方式により符号の伝送を行うためのもの
ショートメッセージ通信モード	制御信号のみを利用して、文字、数字又は記号等の伝送（当社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合があります。）を行うためのもの
ビデオ通信モード	通話モードによる通信と同時に、パケット交換方式により符号その他の映像の伝送を行うためのもの（当社が定める地域で行うものに限ります。）

2 ビデオ通信モードによる通信は、当社が定める地域に限り行うことができます。

3 前2項の規定によるほか、契約者は、当社とエリアメールの送信に関する契約を締結した者から送信された災害等の情報を、当社が定める方法により制御信号を利用して受信することができます。

4 前項に規定する災害等の情報は、第12条（X i の利用の一時中断）、第12条の2（一般契約に係る電話番号保管）、第20条の2（定期契約に係る電話番号保管）、第21条の7（その他の提供条件）、第25条の3（X i 特定接続の利用の一時中断）若しくは第41条（利用停止）の規定にかかわらず、利用の一時中断をしている場合又は利用停止されている場合であっても受信することができます。

(注1) 基本使用料の料金種別及び特定事業者との契約に応じて、利用できる通信の種類は異なります。

(注2) 通信のふくそうの状況により、一定期間内においてその契約者回線から行ったデータ通信モードによる通信に係るデータ量に応じてデータ通信モードの通信の伝送速度が低下することがあります。

(契約者回線との間の通信)

第43条 X i サービスの契約者回線との間の通信は、その契約者回線に接続されている移動無線装置が、営業区域内に在圏する場合に限り、行うことができます。

ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(相互接続点との間の通信)

第44条 相互接続点との間の通信は、相互接続協定等に基づき当社が別に定めた通信に限り行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

- 2 特定接続事業者の相互接続点との間の通信において、相互接続協定等に基づき当社が別に定めたデータ量を超える通信があったときは、その通信の利用を中止する措置をとることがあります。

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第45条 X i サービス、5 G サービス、F O M A サービス及び卸携帯電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表5（通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供しているX i サービス（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

- 2 前項に規定する通信利用の制限に伴う通信の優先的取扱いは、別表5に掲げる機関に提供しているX i サービスに限り行うものとし、その取扱いを行うX i サービスの数は、当社が定める方法により算定する数以内とします。

- 3 当社は、契約者から通信の優先的取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当するときは、そのX i サービスに係る通信の優先的取扱いを廃止します。

- (1) 通信の優先的取扱いを受けるX i サービスの契約者が、別表5に掲げる機関に該当しなくなったとき。

- (2) 通信の優先的取扱いを受けるX i サービスの利用状況が、著しく不適當であると当社が判断したとき。

- 4 当社は、前3項の規定によるほか、電子メールの受信に関して、次の措置をとることがあります。

- (1) 通信が著しくふくそうする場合に電子メールの受信を制限する措置

- (2) 多数のメールアドレスを指定して送信された電子メールであって、その電子メールのあて先に実在しないメールアドレスが著しく多いと当社が認めた場合において、その電子メールの受信を拒否する措置

- 5 当社は、前4項の規定によるほか、X i サービスの通信に関して、次の措置をとることがあります。

- (1) 当社が定めるソフトウェア又は通信プロトコルを利用して行う通信を制限する措置

- (2) 当社が定めるデータ量を超えるデータファイルの送受信を制限する措置

- (3) 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置

- (4) 一定期間内に長時間の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置

- (5) セッションの設定が長時間継続されたと当社が認める場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置

- (6) 同一セッション内に大量の通信があったと当社が認める場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置
- (7) 通信がふくそうする場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置
- (8) X i サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じたと当社が認める場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置。
- 6 当社は、前5項の規定によるほか、窃盗若しくは詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得された又は当社のケータイ補償お届けサービスご利用規約、ケータイ補償サービスご利用規約若しくはケータイ補償サービスfor iPhone&iPadご利用規約（以下この条において「ケータイ補償お届けサービスご利用規約等」といいます。）に規定する旧電話機（その端末設備の購入日から起算して当社が定める期間内に、ケータイ補償お届けサービスご利用規約等の規定に基づき補償対象となったものに限ります。）であると判断し又は代金債務（端末設備に係る分割支払金、割引金額及びその違約金等、X i サービス取扱所における端末設備の購入に係る債務をいいます。）の履行が為されていない又は履行が為されない恐れがあると当社が判断して取扱所交換設備に登録した自営端末設備が、契約者回線に接続されたときは、その自営端末設備が接続された契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。
- 7 X i サービスの契約者回線に接続する自営端末設備によっては、X i サービスの一部が利用できない場合があります。
- 8 X i サービスの契約者回線に接続する自営端末設備が、第32条（自営端末設備の接続）に規定する技術基準適合証明規則、無線設備規則、第32条（自営端末設備の接続）第5項第1号に定める技術基準、別表3の技術基準及び技術的条件又は事業法施行規則第31条で定める場合に適合しないときは、その自営端末設備が接続された契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。
- 9 当社は、前8項の規定によるほか、X i 契約者から、ショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの受信時において、当社が必要とする範囲で当該メッセージの内容を確認し、フィッシング詐欺等の危険があると当社又は当社が別に定める者が判定したURL又は電話番号が記述された当該文字メッセージの受信を行わないようにする旨の意思表示への同意があったものとみなして取り扱います。この場合において、X i 契約者は、当社が別に定める方法により、この取り扱いをしないようにすることができます。
- (注1) 当社は、本条に規定する通信の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。
- (注2) 通話モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。以下「対象音声通信」といいます。）は、通信のふくそう状況によって、対象音声通信以外の通信と比べ通信の利用を中止する措置が異なることがあります。
- (通信の切断)**
- 第46条** 当社は、通信中に電波状況が著しく悪化したときは、その通信を切断することがあります。
- 2 当社は、前項の規定によるほか、対象音声通信について、その契約者回線からの通信の利用が当社が定める時間を超えたときは、その通信を切断することがあります。

(通信時間等の制限)

第46条の2 前2条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

第3節 通信時間等の測定

(通信時間等の測定等)

第47条 通話モード及び64kb/sデジタル通信モードに係る通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備の通信終了ボタンを押す等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻（第46条（通信の切断）の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。）までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。

- 2 データ通信モードに係る課金対象データ（契約者回線との間において伝送されるデータ（制御信号のうちデータとみなされるものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）の情報量は、当社の機器により測定します。
- 3 データ通信モードに係る課金対象データ量については、前項の規定により測定した情報量を、1の契約ごとにそれぞれの1料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）における総情報量について、1,024バイトまでごとに1の課金対象データとして算出します。
- 4 ショートメッセージ通信モードに係る通信回数は、当社の機器により測定します。
- 5 ビデオ通信モードに係る課金対象データの情報は、その通信をデータ通信モードによる通信とみなして第2項及び第3項の規定を適用します。

第4節 削除

第47条の2 削除

第10章 料金等

第1節 料金及び工事費等

(料金及び工事費等)

第48条 当社が提供するX i サービス（X i 特定接続を除きます。以下この条において同じとします。）の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。

- 2 当社が提供するX i サービスの工事費は、料金表通則に規定する工事費とします。
- 3 第73条（国際アウトローミングの利用等）に規定する国際アウトローミングの利用に係る料金は、国際アウトローミング利用料とし、料金表通則に定めるところによります。
- 4 第86条（情報提供サービス）に規定する情報提供サービスの利用に係る料金は、情報料とし、料金表通則に定めるところによります。
- 5 当社が提供するX i 特定接続に係る料金は、特定接続事業者が定めることとし、請求方法その他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その特定接続事業者の契約約款等に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第49条 X i 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能又は情報提供サービスの提供を開始した日から起算してその付加機能又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する付加機能使用料又は情報料の支払いを要します。

ただし、料金表通則において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりX i サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能使用料及び情報料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。
 - (1) 利用の一時中断をしたときは、X i 契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。
 - (2) 利用停止があったときは、X i 契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。
 - (3) 前2号の規定によるほか、X i 契約者は、次の場合を除き、X i サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのX i サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、

<p>通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのX i サービスについての料金</p>
<p>2 X i の電話番号保管をしたとき。</p>	<p>電話番号保管をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのX i についての基本使用料及び付加機能使用料</p>

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(通信料の支払義務)

第50条 X i 契約者又は協定事業者は、次の通信について、第47条（通信時間等の測定等）の規定により測定した通信時間、情報量又は通信回数と料金表通則の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

ただし、付加機能に係る通信に関する料金について、この約款又は当社が提供する電気通信サービスの契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区 別	支払いを要する者
<p>1 2 以外の通信 契約者回線から行った通信（その契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。以下この表において同じとします。）</p>	<p>その契約者回線の契約者</p>
<p>2 データ通信モードによる通信 (1) 契約者回線から行った通信 (2) 契約者回線へ着信した通信</p>	<p>その契約者回線の契約者 その契約者回線の契約者</p>
<p>3 ビデオ通信モード (1) 契約者回線から行った通信 (2) 契約者回線へ着信した通信</p>	<p>その契約者回線の契約者 その契約者回線の契約者</p>

- 2 相互接続通信に関する料金の支払義務については、前項の規定にかかわらず、第3節（相互接続通信に係る料金の取扱い）に定めるところによります。
- 3 X i 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。）は、通信に関する料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表通則に定める方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、X i 契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第51条 削 除

(手続きに関する料金の支払義務)

第52条 X i 契約者は、X i に係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表通則に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(請求書等の発行に関する料金の支払義務)

第52条の2 X i 契約者 (X i ユビキタス契約者、X i 特定接続契約者及び当社が指定するX i 契約者を除きます。) は、X i サービスの利用に係る請求書等の発行を受けたときは、料金表通則に規定する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第53条 X i 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表通則に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 相互接続通信に係る料金の取扱い

(相互接続通信に係る料金の取扱い)

第54条 契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

- 2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき別表6及び別表7に定めるところによります。

ただし、当社又は協定事業者の付加機能等に関する通信及び協定事業者が提供する電報サービスの利用に係る通信について、この約款又は協定事業者の契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 3 協定事業者がその契約約款に定めるところによりその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。
- 4 相互接続通信の利用者は、当社が算定したその相互接続通信に係る債権を当社が別に定めるところにより、当社がその通信に係る協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は、相互接続通信の利用者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 5 X i 契約者は、当社が他社相互接続通信 (協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。) により生じた協定事業者の債権を譲り受け、その通信に伴って行われた相互接続通信の料金等と合算して、X i 契約者に請求することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者はX i 契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第4節 料金の計算等

(料金の計算等)

第55条 料金の計算方法並びに料金及び工事費の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第5節 預託金

(預託金)

第56条 X i 契約を締結しようとする者又はX iに係る名義変更により新たにそのX i 契約者になろうとする者は、次の場合には、X i の利用に先立って（名義変更の場合はその承諾に先立って）預託金を預け入れていただくことがあります。

- (1) X i 契約の申込みの承諾を受けたとき。
- (2) X i 契約に係る名義変更の承認を請求したとき。
- (3) 第41条（利用停止）第1項第1号若しくは第4号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

2 預託金の額は、1契約当たり10万円以内で当社が別に定める額とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、X i 契約の解除又は名義変更等預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を返還します。この場合において、そのX i 契約者が、その契約若しくは当社と契約を締結している若しくは締結していた他のX i 契約に基づき支払うべき額（第58条の2（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第58条の2に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権に関するものであって、その請求事業者へ支払うべき額を含みます。）又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る契約、個別信用購入あっせん契約（当社の個別信用購入あっせん契約約款に規定するものをいいます。）若しくは割賦販売契約（当社の割賦販売契約約款に規定するものをいいます。）に基づき支払うべき額（当該契約約款の規定により、当社が請求事業者へ譲渡した債権に関するものであって、その請求事業者へ支払うべき額を含みます。）があるときは、返還する預託金をその額に充当し、残額を返還します。

第6節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第57条 X i 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第58条 X i 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがないときは、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、当社が定めるところにより最大年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けているX i 契約について、X i 契約者がそのX i 契約に基づき支払うべき料金その他の債務がない

ときは、そのX i 契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。

第7節 債権の譲渡等

(債権の譲渡等)

第58条の2 X i 契約者（当社が指定するX i 契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、当社がX i サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったX i サービスに係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。）に係る債権を、当社が定める第三者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、X i 契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 X i 契約者は、当社が前項の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所及び契約者識別番号等の情報（請求事業者がX i 契約者へ料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号及び第41条（利用停止）の規定に基づきそのX i サービスの利用を停止しているときはその内容等の情報（請求事業者が料金を回収するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

3 X i 契約者は、当社が第1項の規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報（請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が定めるものに限ります。）を請求事業者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める第三者は、第76条（プライバシーポリシー）に規定する「NTTドコモ プライバシーポリシー」に定めるところによります。

第11章 保守

(当社の維持責任)

第59条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

(契約者の維持責任)

第60条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、別表3に規定する技術基準及び技術的条件又は第32条（自営端末設備の接続）第5項第1号に定める技術基準に適合するよう維持していただきます。

- 2 前項の規定によるほか、契約者は、自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第61条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、X i サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧)

第62条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合は、速やかに修理し又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第45条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該通信に係る電気通信設備を当社が別に定めるところにより優先的に修理し又は復旧します。
- 3 当社は、当社の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に契約者識別番号を変更することがあります。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第63条 当社は、X i サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのX i サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、X i サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのX i サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

(1) 料金表通則において基本使用料、付加機能使用料、情報料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料として規定する料金

(2) 料金表通則において通信料として規定する料金(X i サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通信料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 当社の故意又は重大な過失によりX i サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、X i サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における1日当たりの平均通信料とします。

(免責)

第64条 電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ等の内容等が変化又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、当社はその責任を負いません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等接続の技術的条件の規定の変更(取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第13章 雑則

(発信者番号通知等)

第65条 契約者回線からの通信（当社が別に定める相互接続通信を除きます。）については、その契約者識別番号をその通信の着信のあった契約者回線等へ通知します。

ただし、発信者は、X i 特定接続契約に係る通信（当社が別に定めるものに限ります。）を行う場合を除き、当社が別に定める方法により契約者識別番号を通知しないことができます。

- 2 契約者回線への通信（当社が別に定めるものに限ります。）であって、発信者番号（発信に係る契約者回線等又は他社契約者回線の電話番号等をいいます。以下同じとします。）が通知されない通信に対して、その契約者回線の契約者は、その発信者番号を通知してかけ直してほしい旨を発信者に通知することができます。
- 3 当社は、契約者識別番号を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。
- 4 X i 契約者及びX i 特定接続契約者は、通信中又は電波が伝わりにくい等により契約者回線に着信できなかった通信（通話モード又は64kb/sデジタル通信モードによる通信に限ります。）について、その通信の日時等に関する情報の通知（以下この条において「着信通知」といいます。）を受けることができます。
- 5 着信通知は、ショートメッセージ通信モードにより行います。
- 6 着信通知に係る通信の日時等に関する情報の数その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める方法は、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルする等の方法とし、その通信の接続先が110番、118番又は119番をダイヤルすることにより警察機関（海上保安機関を含みます。）又は消防機関へ接続される通信（以下「緊急通報」といいます。）と、それ以外とで方法が異なります。

ただし、その緊急通報に係る機関が、人の生命などに差し迫った危険があると判断した場合は、契約者識別番号が通知されます。

(料金情報通知)

第65条の2 当社は、X i の契約者回線から行う通信（当社が別に定めるものに限ります。）については、当社が別に定めるところにより料金情報を通知します。

- 2 料金情報通知には、利用の都度その通信（当社が別に定めるものに限ります。）に関する料金の概算額を発信者の契約者回線に通知するものと、あらかじめX i 契約者（当社が別に定める者に限ります。）から請求があった場合において、当社が請求することとなるそのX iに係る通信に関する料金及び有料情報等の利用に係る料金等の概算額（当社が別に定める方法により算定した額とし、料金月単位で累計するものとします。）が当社が別に定める額を超えたときに、その旨を通知するもの（以下「料金一定額到達通知」といいます。）があります。
- 3 料金一定額到達通知は、当社が定める方法により行います。

(位置情報の送付)

第65条の3 当社は、緊急通報において契約者識別番号を通知したときは、位置情報（当社の要求に基づき移動無線装置において測定された位置に関する情報を含みます。以下、この条において同じとします。）を、その緊急通報に係る機関へ送付します。

ただし、緊急通報に係る機関で、その情報を受信できないときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により送出された位置情報に起因する損害については、責任を負わないものとします。

(データ量到達通知)

第66条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、X i の契約者回線との間の通信(当社が別に定めるものに限り、以下この条において同じとします。)に関する課金対象データ量の概算量(当社が別に定める方法により算定した量とし、料金月単位で累計するものとします。以下この条において同じとします。)が当社が別に定める量を超えたときに、そのX i 契約者へその旨を通知(以下「データ量到達通知」といいます。)します。

- 2 データ量到達通知は、当社が定める方法により行います。

(位置の測定に係るアシスト情報の受信)

第67条 X i 契約者は、当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報(その契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。以下この条において同じとします。)の受信をすることができます。

- 2 当社は、位置の測定に係るアシスト情報の内容について保証しません。
- 3 当社は、位置の測定に係るアシスト情報の受信に関する損害については、第63条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、その他の損害については責任を負いません。

(承諾の限界)

第68条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(端末設備等の持込み)

第69条 契約者は、次の場合には、自営端末設備(移動無線装置に限り、以下「自営端末設備」といいます。)若しくは自営電気通信設備(移動無線装置に限り、以下「自営電気通信設備」といいます。)又はドコモU I Mカード等を当社が指定した期日(別に定める営業時間内に限り、以下「指定期日」といいます。)に当社が指定するX i サービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 契約者識別番号の登録等を行うとき。
- (2) 第32条(自営端末設備の接続)から第35条(自営端末設備の電波法に基づく検査)の規定に基づく自営端末設備の検査又は第36条(自営電気通信設備の接続)から第39条(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)の規定に基づく自営電気通信設備の検査を受けるとき。
- (3) その他当社が必要と認めるとき。

(利用に係る契約者の義務)

第70条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 自営端末設備(移動無線装置に限り、以下「自営端末設備」といいます。)又は自営電気通信設備(移動無線装置に限り、以下「自営電気通信設備」といいます。)を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自

- 営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) ドコモU I Mカード等に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。
 - (4) 当社が貸与するドコモU I Mカード又はドコモ e S I Mカードを善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (5) 故意に多数の不完了呼（通信の相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。）を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (6) 当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (7) X i サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (8) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介しないこと。
 - (9) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を得ないこと。
 - (10) 一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信等を一定期間継続するものでないこと。
 - (11) 音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続しないこと。
 - (12) 当社が別に定める基準に適合しない移動無線装置により、エミュレーション機能（移動無線装置に接続した端末設備等により、その移動無線装置を操作できる機能をいいます。）を利用してデータ通信モードによる通信を行わないこと。
 - (13) 電子メール（iモード電子メール（iモードご利用規則に規定するものをいいます。以下同じとします。）、spモード電子メール（spモードご利用規則に規定するものをいいます。以下同じとします。）及びmoperaUサービス（moperaUご利用規則に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る電子メールを含みます。以下この条において同じとします。）の送信は当社が別に定める方法により行うこと。
 - (14) X i ユビキタスの契約者回線に接続される移動無線装置を、機器の制御又は監視等以外の目的で利用しないこと。
 - (15) 位置情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の所在に係る情報であって、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）に規定する位置登録制御に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
 - (16) 第74条の2（利用者登録）に規定する利用者登録が行われているときは、その登録利用者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
 - (17) 陸上以外で移動無線装置を契約者回線に接続しないこと

- (18) 移動無線装置を無人航空機等に搭載するときは、陸上その他当社があらかじめ承諾した日時及び地域以外で契約者回線に接続しないこと
- 2 当社は、電子メールの送信にあたって、次の行為があったと認めたときは、前項第13号の規定に違反したものとして取り扱います。
- (1) 広告又は宣伝の手段として送信する電子メールについて、受信を拒否する意思表示があったにもかかわらず、再度送信する行為
- (2) 当社が大量と認める電子メールを実在しないメールアドレスへ送信する行為
- (3) 電気通信設備等についてその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせる不正な指令に係る電磁的記録その他の記録を、電子メールを利用して送信する行為
- (4) 電子メールの受信者が、架空請求等の犯罪にあたるもの、犯罪行為を誘発する恐れがあるもの又は電子メールの利用を著しく妨げるものと認める電子メールを送信する行為
- (5) 前各号によるほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）又は特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の規定に違反して電子メールを送信する行為
- 3 当社は、契約者が当社と契約を締結している他の X i 又は契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において、前項の規定に相当する行為があったと当社が認めたときは、第1項第13号の規定に違反したものとして取り扱います。
- 4 第1項第13号及び前2項の規定は、ショートメッセージ通信モードにより行う文字、数字及び記号等からなるメッセージの送信並びに+メッセージ（+メッセージ利用規約に規定するものをいいます。以下同じとします。）の送信について準用します。
- 5 契約者は、第1項の規定に違反して当社が貸与しているドコモUIMカード又はドコモeSIMカードを亡失し、き損したときは、当社が指定する期日までにその補充又は修繕等に必要な費用を支払っていただきます。
- 6 当社は、第74条の2（利用者登録）に規定する登録利用者その他の契約者以外の者による X i サービスの利用において前5項の規定に反する事由が生じた場合、その X i サービスの契約者がその事由を生じさせたものとみなして取り扱います。
- (注1) 本条第1項第13号に定める当社が別に定める方法は、本条第2項の規定によるほか、「moperaUご利用規則」、「spモードご利用規則」又は「iモードご利用規則」等に定めるところによります。
- (注2) 当社は、契約者が第1項第15号又は第16号の規定に違反したことにより、端末設備の所持者又は登録利用者が受けた損害について、責任を負いません。
- (約款の揭示)**
- 第71条** 当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社のインターネットホームページ又は当社が指定する X i サービス取扱所において掲示することとします。
- (当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)**
- 第72条** X i 契約（X i ユビキタス契約を除きます。）の申込みの承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したこととなります。
- ただし、次の場合は、この限りではありません。
- (1) X i 契約の申込みの承諾を受けた者から当社に対してその国際電話契約を

締結しない旨の意思表示があったとき。

(2) 当社が定める5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスの契約者がその5G契約、FOMA契約、Xi契約、ワイドスター契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たにXi契約を締結する場合であって、国際電話サービスを継続して利用するとき。

2 前項の規定により国際電話契約を締結したXi契約者は、当社が提供する国際電話サービスを利用したときは、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

(国際アウトローミングの利用等)

第73条 Xi契約者は、別表2(付加機能等)に規定する国際ローミング機能(ドコモUIMカード等を装着した移動無線装置が、国際アウトローミングに係る営業区域に在圏していることを確認し、そのXiの契約者回線に着信(通話モード又はショートメッセージ通信モードによるものに限ります。)があった場合には、その通信をその国際アウトローミングに係る電気通信回線へ転送する機能をいいます。以下同じとします。)の提供を受けているときは、国際アウトローミング(当社が別に定める外国の電気通信事業者が、ドコモUIMカード等を装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2 Xi契約者は、前項の規定により国際アウトローミングを利用したときは、料金表通則に規定する国際アウトローミング利用料の支払いを要します。この場合において、国際アウトローミング利用料の算定に係る通信時間、情報量又は通信回数は、その国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者又は当社の機器により測定します。

3 前項の規定によるほか、国際ローミング機能の利用に係る通信の料金については、発信者の契約者回線からこの機能を利用しているXi等の契約者回線への通信(当社がその直前に確認できた日本国内の地域にそのXi等が在圏するものとみなして取り扱います。)と、そのXi等の契約者回線から当社が提供する国際電話サービスを利用して行った国際アウトローミングに係る電気通信回線への通信があったものとみなして取り扱います。この場合において、国際ローミング機能に係る料金その他の提供条件は、国際電話サービス(国際電話サービス契約約款に規定するものをいい、国際ローミング機能に係るものに限ります。)の規定に準じて取扱います。

4 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の一部を変更又は国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の一部若しくは全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨をXi契約者へ周知します。

5 当社は、前項の規定により、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の一部を変更又は国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の一部若しくは全部を廃止したことによりXi契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(注) Xi契約者は、国際アウトローミングを契約者以外の者が利用した場合であっても、その利用に係る料金の支払いを要します。

(インターネット接続サービス等の利用等)

第74条 X i 契約者（当社が別に定める基本使用料の料金種別を選択している者に限ります。）は、インターネット接続サービス（当社が別に定める協定事業者が提供するインターネットサービス（当社がその協定事業者との相互接続協定に基づき別に定めるものに限ります。）を利用できるようにするものをいいます。以下この条において同じとします。）を利用することができます。この場合において、インターネット接続サービスの提供条件については、当社が別に定めるところによります。

- 2 当社は、インターネット接続サービスに規定する利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
- 3 電波状態等により、インターネット接続サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は責任を負わないものとします。

(利用者登録)

第74条の2 X i 契約者（当社が別に定める者を除きます。以下この条において同じとします。）は、当社が定める方法により、その契約に係るX i サービスを主に利用する者の登録（以下「利用者登録」といいます。）を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

- 2 X i 契約者は、そのX i 契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、当社が登録利用者の氏名及び生年月日を確認するための書類を提示していただきます。
- 3 第1項の規定にかかわらず、そのX i サービスの契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるときは、利用者登録を行うことができません。
- 4 X i 契約者は、当社がX i サービス等に係る案内等を、当社が定める方法により、そのX i 契約に係る契約者回線へ送信する場合において、利用者登録の有無にかかわらず、X i 契約に係る情報をその契約者回線へ当社が通知する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- 5 前項の規定によるほか、X i 契約者は、法人（当社が別に定める法人とします。以下この条において同じとします。）からの請求に基づき、第1項の規定により登録された登録利用者の氏名及び生年月日に基づく情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
- 6 X i 契約者は、そのX i 契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社はX i 契約者が登録利用者の承諾を得ていないことに起因する損害について、責任を負いません。
 - (1) X i 契約者からの申出により利用者登録又は登録利用者の変更若しくは登録の削除が行われること。
 - (2) そのX i サービスに係る利用の一時中断、名義変更、契約の解除、基本使用料の料金種別の選択、付加機能の請求若しくは廃止、料金明細内訳書の発行その他のX i 契約に係る請求は、X i 契約者の申出により行うこと。
 - (3) X i 契約者が、そのX i サービスに関する料金その他の債務を支払わないときは、第41条（利用停止）の規定に基づきX i サービスの利用を停止されることがあること、又は第16条（当社が行う一般契約の解除）若しくは第21条の7（その他の提供条件）の規定に基づきX i サービスに係る契約を解除

されることがあること。

- (4) 登録利用者が行う通信についても、当社が第65条（発信者番号通知等）及び第65条の3（位置情報の送付）に規定する取扱いを行うこと。
- (5) 登録利用者の変更を行った場合において、X iサービスの利用に係る請求書等又は料金明細内訳書の発行が、変更前の登録利用者の利用に係るものと変更後の登録利用者の利用に係るものを合わせて、請求書等又は料金明細内訳書の発行が行われることがあること。
- (6) 法人からの請求に基づき、第1項の規定により登録された登録利用者の氏名及び生年月日に基づく情報を当社が通知すること。
- (7) X i契約者からの請求により、iモードご利用規則に規定するiモードお預かりセンターその他の当社の設置した電気通信設備に蓄積されたデータの一部を、当社が別に定める方法により閲覧に供する可能性があること。
- 7 X i契約者は、登録利用者の変更があった場合は、そのことを速やかに所属X iサービス取扱所に申し出ていただきます。
- 8 当社は、X i契約者から登録利用者の変更の申出があったときは、その申出を利用者登録の申出とみなして、前6項の規定を適用します。
- 9 当社は、X i契約者から登録利用者の登録を削除する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、登録利用者の登録を削除します。
- (1) 電話番号保管があったとき。
- (2) 名義変更があったとき。

(注1) 本条第5項に規定する当社が別に定める法人は、第76条（プライバシーポリシー）に規定する「NTTドコモ プライバシーポリシー」に定めるところによります。

(注2) 5Gサービス契約約款の規定により登録利用者の情報に係る表明保証をしている5G契約者が、その5G契約の解除と同時に新たにX i契約を締結した場合であって、継続してその登録利用者をそのX i契約に係る登録利用者として利用者登録を行うときは、継続してその登録利用者の情報が事実であることを当社に対して保証するものとします。

第75条 削除

（プライバシーポリシー）

第76条 当社は、X i契約者に係る個人情報の取り扱いについて、別途「NTTドコモ プライバシーポリシー」において公表します。

（電気通信事業者への情報の通知）

第77条 X i契約者は、第15条（一般契約者が行う一般契約の解除）、第16条（当社が行う一般契約の解除）、第21条の6（契約者が行うX iユビキタス一般契約の解除）又は第21条の7（その他の提供条件）の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがないとき（第58条の2（債権の譲渡等）の規定により、当社がX iサービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。）は、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者及びBWA事業者（BWAアクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。）とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報（X i契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限りません。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

2 前項の規定によるほか、X i契約者は、次のいずれかに該当するときは、当

社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報（X i 契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

(1) 第16条又は第21条の7の規定により当社がそのX i 契約を解除したとき（第70条（利用に係る契約者の義務）第2項又は第3項の規定に違反したと当社が認めた場合に限ります。）。

(2) 第41条（利用停止）第1項の規定によりX i サービスの利用を停止されたとき（第70条第2項若しくは第3項又は第77条の3（契約者確認）の規定に違反したと当社が認めた場合に限ります。）。

3 前2項の規定によるほか、契約者は、携帯電話番号ポータビリティに係る当社以外の携帯電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報（その携帯電話番号ポータビリティに係る手続きのために必要なものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

4 前3項の規定によるほか、X i 契約者は、電子メール、ショートメッセージ通信モードによる文字メッセージ又は+メッセージ（以下この項において「電子メール等」といいます。）の送信を行った場合であって、その電子メール等の接続先の電気通信回線を設定した電気通信事業者が、その電気通信回線に係る利用者からの申出に基づき、その電子メール等の送信を、その電気通信事業者が規定する禁止行為（第70条（利用に係る契約者の義務）第1項第13号及び第2項に相当するものをいいます。）に該当する行為と判断したときは、その電気通信事業者が当社及び当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者とします。）へ、文字メッセージ若しくは+メッセージの送受信を行った契約者回線に係る契約者識別番号又はその電子メールの送受信を行った電子メールアドレス、電子メール等の受信時刻（受信に係る電気通信事業者の電気通信設備においてその電子メール等を蓄積した時刻をいいます。）及び電子メール等の内容等の情報（契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を通知することにあらかじめ同意するものとします。

(注) 本条第1項、第2項及び第4項に規定する当社が別に定める電気通信事業者は、第76条（プライバシーポリシー）に規定する「NTTドコモ プライバシーポリシー」に定めるところによります。

（国際電気通信事業者等への契約者の氏名等の通知）

第77条の2 当社は、別表6に規定する国際電気通信事業者等（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、契約者（その国際電気通信事業者等が定める契約約款に基づき契約（当社が別に定めるものに限ります。）を締結している者又はその申込みをした者に限ります。）の氏名、住所及び契約者識別番号等を通知することがあります。

2 当社は、前項に規定する国際電気通信事業者等が定める契約の一覧を、当社が指定するX i サービス取扱所において閲覧に供します。

（契約者確認）

第77条の3 当社は、携帯電話不正利用防止法第8条の規定により、又は警察機関からの要請により、契約者確認（携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認をいいます。以下この条において同じとします。）の求めを受けたときは、当該契約者に対し、契約者確認を行うことがあります。

2 当社は、前項の規定により契約者確認を行うときは、その契約者回線へのシ

ショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信又はこの約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、その旨を通知します。

- 3 契約者は、当社の定める期日までに、当社の定める方法にしたがって契約者確認に応じていただきます。

(番号えらべるサービスの利用)

第78条 X i 契約者は、番号えらべるサービス（当社が定める所属X i サービス取扱所において、X i 契約の申込みの承諾を受けた際に、当社が付与する契約者識別番号の一部に関する希望を、当社が定める数以内で申し出ることができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

- 2 X i 契約者は、当社が、番号えらべるサービスに係る申出に応じて契約者識別番号を付与したときは、料金表通則に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。
- 3 前2項の規定は、X i の契約者識別番号の変更の請求をする場合において準用します。

(注1) 本サービスは、当社がX i 契約者の希望に応じて契約者識別番号を付与することを約束するものではありません。

(注2) 当社が付与する契約者識別番号以外の番号については、番号えらべるサービスを利用することができません。

第78条の2 削除

(iモード等を利用した請求方法等)

第78条の3 X i 契約者は、当社が定める商品又は権利の購入若しくは役務提供その他の取引を行う場合において、当社が定める方法により暗証番号を利用して、氏名、住所その他の情報の開示に関する請求を行うことができます。

- 2 当社は、前項の規定により請求等があったときは、その請求等を契約者からの請求とみなします。

第78条の4 削除

(サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知)

第78条の5 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「NICT法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりX i サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続するX i 契約者を確認し、当社が定める方法により当該X i 契約者へ注意喚起を行うことがあります。

- 2 前項の規定によるほか、当社は、NICT法に基づき機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供を受けた場合であって、送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりX i サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続するX i 契約者を確認し、当社が定める方法により当該X i 契約者へ注意喚起を行うことがあります。

(合意管轄)

第79条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は契約者の住居地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第80条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(X i サービスの廃止)

第80条の2 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、X i サービスの一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。

2 当社は、前項の規定によりX i サービスの全部を廃止するときは、事業法施行規則第22条の2の10の規定に基づき、廃止の期日等をX i 契約者へ通知します。

3 当社は、第1項の規定によりX i サービスの一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第14章 その他のサービス

(料金明細内訳書の発行等)

第81条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、そのX i 契約者に係るX i 又は国際アウトローミング（当社が別に定める通信に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）の通信料金明細内訳書を発行します。

2 X i 契約者は、前項の請求をし、その料金明細内訳書の発行を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表別記に規定する料金明細内訳書の発行手数料及び郵送料の支払いを要します。

ただし、X i 契約者が、料金明細内訳書の発行について、通信料金明細内訳に係る情報を、当社が定める方法により当社のインターネットホームページにおいてのみ確認する取扱いを選択したときは、この限りではありません。

3 当社は、第1項の規定によるほか、X i 契約者から請求があったときは、そのX i 契約者に係るX i サービス又は国際アウトローミングの通信料金明細内訳を、そのX i 契約者に対し当社のインターネットホームページにおいて閲覧に供します。

4 前項に規定する通信料金明細内訳の閲覧は、当社の設備の保守等により中止することがあります。

5 第3項に規定する通信料金明細内訳の閲覧に係る損害は、当社の重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

6 当社は、前5項の規定によるほか、あらかじめX i 契約者（当社が別に定める者を除きます。）から請求があったときは、通話モード及び64kb/sデジタル通信モードに係るX i サービスの通信の料金明細内訳を、当社が別に定めるところにより、通信の相手先に応じて分けて記録する取扱い（以下「用途別集計」といいます。）を行います。

7 X i 契約者は、前項に規定する用途別集計を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表別記に規定する用途別集計に係る手数料の支払いを要します。

8 通信料金明細内訳の表示方法、その他の発行及び閲覧に関する条件は、本条に定めるほか、当社が定めるところによります。

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める通信は、「WORLD WINGご利用にあたって」に規定する世界ギガし放題、世界そのままギガの適用を受ける通信をいいます。

(注2) 本条第2項、第6項及び第7項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

(注3) 本条第6項に規定する当社が別に定める者は、本条第3項の取り扱いを受けている契約者等とします。

第81条の2 削除

(請求書の分割送付)

第82条 当社は、第81条（料金明細内訳書の発行等）第6項に規定する用途別集計を行っているX i 契約者から請求があったときは、その契約者に係るX i サービスに関する通信料のうち当社が別に定める方法により行った通信に関する料金の請求書を、その契約者があらかじめ指定した他の送付先に、当社又は請求事業者が別に定めるところにより分割して送付（以下「請求書の分割送付」といいます。）します。

2 X i 契約者は、請求書の分割送付の取扱いを受けるときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

- 3 X i 契約者は、請求書の分割送付の取扱いを受けたときは、料金表別記に規定する分割送付手数料の支払いを要します。
- 4 請求書の分割送付の取扱いを受けたX i 契約者は、その分割送付の請求書に係る料金についても支払責任を負うものとします。
- 5 請求書の分割送付の適用開始日その他の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

(支払証明書等の発行)

第83条 当社は、X i 契約者等（第58条の2（債権の譲渡等）の規定により、当社がその債権を譲渡したX i サービスに係る者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、そのX i サービスに関する料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

- 2 当社は、X i 契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、そのX i 契約に係る預託金が当社に預け入れされている旨の証明書（以下「預託金預り証明書」といいます。）を発行します。
- 3 当社は、X i 契約者から請求があったときは、当社の帳簿に基づき、そのX i に係る次の契約に関する事項の証明書（以下「契約事項証明書」といいます。）を発行します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

(1) X i 契約の申込みの承諾年月日（名義変更により契約者となった場合は、その名義変更の承諾年月日とします。）

(2) X i 契約者の氏名又は住所等

(3) 契約者識別番号

- 4 X i 契約者等は、前3項の請求をし、その支払証明書等（支払証明書、預託金預り証明書又は契約事項証明書をいいます。以下同じとします。）の発行を受けたときは、料金表別記に規定する支払証明書等の発行手数料及び郵送料等の支払いを要します。

(注) X i 契約者は、本条の規定によるほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第25条に基づく個人情報の開示に関する請求を行うことができます。この場合において、契約者は当社が定める開示に関する手数料の支払いを要します。

(回収代行の承諾等)

第84条 X i 契約者は、有料情報サービス（X i 等を利用して有料で情報等の提供を受けることができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用したときのその有料情報サービスの料金（有料情報サービスの利用の際に通知される料金をいい、その契約者回線の契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。）について、その有料情報等を提供する者（以下「情報提供者」といいます。）が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得ているときは、当社がその情報提供者の代理人としてその料金を回収することを承諾していただきます。

- 2 前項の規定によるほか、別表2（付加機能等）に規定するspモード機能の提供を受けているX i 契約者は、当社が定める方法により有料情報サービスを利用したときのその有料情報サービスの料金について、当社がそのX i 契約者に代わってその料金を情報提供者に立替払いすることを承諾していただきます。

- 3 X i 契約者は、当社が別に定めるところにより、暗証番号を使用して、第1

項に規定する有料情報サービスを利用することができます。

- 4 X i 契約者は、次のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、有料情報サービスを利用することができない場合があります。
- (1) 支払期日を経過してもなお有料情報サービスの料金に係る支払いがないとき。
- (2) 有料情報サービスの料金の概算額（当社が別に定める方法により算定した額とします。）が、限度額（有料情報の利用に関する限度となる額をいいます。以下この条において同じとします。）を超えたことを当社が確認したとき。
- 5 当社は、第1項の規定により回収する又は第2項の規定により立替払いする有料情報サービスの料金については、その有料情報サービスの利用又は登録があった契約者回線のX i 契約者に、X i サービスの料金と合わせて請求します。この場合において、有料情報サービスの料金は料金月ごとに集計し、請求します。
- 6 X i 契約者は、支払期日を経過してもなお有料情報サービスの料金に係る支払いがない場合において、その有料情報サービスに係る情報提供者からの請求に基づきX i 契約者の氏名、住所及び連絡先電話番号等を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
- 7 第1項又は第2項の場合において、請求する有料情報サービスの料金は、当社の機器により計算します。
- 8 当社は、有料情報サービスで提供される情報等の内容、その他当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。
- (注)回収方法その他の回収代行に関する条件は、「i モードご利用規則」又は「sp モードご利用規則」等に定めるところによります。

第85条 削除

(情報提供サービス)

- 第86条** 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表2（付加機能等）に規定する情報提供サービスを提供します。この場合において、情報提供サービスの料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- 2 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、情報提供サービスの一部を変更又は情報提供サービスの一部若しくは全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨をX i 契約者へ周知します。
- 3 当社は、前項の規定により、情報提供サービスの一部を変更又は情報提供サービスの一部若しくは全部を廃止したことによりX i 契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(相互接続番号案内)

- 第87条** X i 契約者は、当社が別に定める協定事業者（以下「番号案内事業者」といいます。）が提供する電話番号等の案内（以下「相互接続番号案内」といいます。）を利用することができます。

(注) 本条に規定する番号案内事業者は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とします。

(番号案内料等の支払義務等)

- 第88条** 相互接続番号案内の利用に係る料金は、番号案内事業者が提供する相互接続番号案内の料金と合わせて当社が定めるものとし、相互接続番号案内を利

用した契約者回線の契約者が、次表に定めるところにより、料金表別記に規定する番号案内料及び相互接続番号案内への接続に係る通信料（以下「番号案内接続通信料」といいます。）の支払いを要します。

区 別	支払いを要する者
契約者回線から相互接続番号案内を利用した場合 （その契約者回線の契約者以外の者が利用した場合を含みます。）	その契約者回線の契約者

- 2 前項の規定にかかわらず、相互接続番号案内の利用に係る通信の通信時間のうち、当社が別に定める時間を超えた部分の通信時間に係る通信料については、支払いを要しません。
- 3 番号案内料及び番号案内接続通信料（以下「番号案内料等」といいます。）に関するその他の提供条件については、通信料に準ずるものとします。この場合において、番号案内料等については通信料とみなして取り扱います。

（時報サービス）

第89条 X i 契約者（X i ユビキタス契約者を除きます。）は、次の規定により時報サービスを利用することができます。

区 別	内 容	電話番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を、通知するサービス	117

- 2 前項に規定する時報サービスは、通話モードにより利用していただきます。
- 3 時報サービスは、1 の通信について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後12分までの間において、その通信を打ち切ります。
- 4 X i サービスの契約者回線からの時報サービスの利用に係る通信の料金については、その通信を当社が別に定める協定事業者が提供する電話サービスの契約者回線への通信とみなして適用します。

（注）本条に規定する別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とします。

第90条 削 除

第91条 削 除

第92条 削 除

（協定事業者が提供する電報サービスの利用等）

第93条 X i 契約者は、当社が別に定める協定事業者の契約約款の規定に基づく電報サービスを利用することができます。

- 2 X i 契約者は、当社が前項の規定により電報を利用した場合（電報サービスの利用に係る料金等をクレジットカードにより支払うことを条件に利用した場合を除きます。）に生じた電報サービスに係る債権をその協定事業者から譲り受け、その債権額を料金に合算して請求することを承認していただきます。
- 3 前項の場合において、当社は、X i 契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 4 第2項の規定により当社がその協定事業者から譲り受けた債権については、

第55条（料金の計算等）から第58条（延滞利息）及び料金表通則の規定に準じて取り扱います。

- 5 X i 契約者は、契約者以外の者がその契約者に係る契約者回線から利用した電報サービスに係る料金についても支払いを要するものとし、その利用により生じた債権については、前4項の規定に準じて取り扱います。

料金表

(料金表目次)

通則	54
別記	62
1 削 除	
2 手続きに関する料金	62
3 ユニバーサルサービス料	62
4 電話リレーサービス料	62
5 請求書等の発行に関する料金	63
6 工事費	63
7 その他のサービスに関する料金等	63

通則

(料金等の設定)

- 1 当社が提供するX iサービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、情報提供サービス及びその他のサービスに関する料金は、料金表別記によるほか、当社が別に定めるところによります。

(料金の計算方法等)

- 2 当社は、この料金表において、消費税相当額を含まない額（以下「税抜額」といいます。）で料金を定めるときは、その額に消費税相当額を加算した額（以下「税込額」といいます。）を併記します。この場合において、当社は税抜額により料金を計算することとします。

(注) この料金表に規定する税込額は消費税法第63条の2に基づき表示するものであり、税込額で計算した額は実際に支払いを要する額と異なる場合があります。

- 3 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等は暦月、通信料は料金月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

(注) 料金月に従って通信料を計算する場合において、通信又はセッションを開始した料金月と終了した料金月が異なるときは、当社が定める方法により計算するものとします。

- 4 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

(1) 暦月の初日以外の日に契約者回線又は付加機能（別表2（付加機能等）に規定するiモード電子メール転送機能を除きます。以下この条において同じとします。）若しくは情報提供サービスの提供の開始があったとき。

(2) 暦月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能若しくは情報提供サービスの廃止があったとき。

(3) 暦月の初日に契約者回線又は付加機能若しくは情報提供サービスの提供を開始し、その日にその契約の解除又はその付加機能若しくは情報提供サービスの廃止があったとき。

(4) 暦月の初日以外の日に基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(5) 第49条（基本使用料等の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。

- 5 前項の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第49条第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

- 6 当社は、X iサービスに係る通信に関する料金については、通信の種類等ごとに合計した額により、支払いを請求します。

- 7 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月に係る起算日を変更することがあります。

- 8 受付終了プラン（基本使用料の料金種別又は通信料の区分のうち、既に選択している契約者を除いて、新たに選択することのできないものをいいます。以下この項において同じとします。）に係るX i契約、X iユビキタス契約、FOMA契約又はFOMAユビキタス契約の解除と同時に新たにX i契約、X iユビキタス契約、FOMA契約又はFOMAユビキタス契約の締結を行った場合及び受付終了プランに係る基本使用料の料金種別から料金表に規定する基本使用料の料金種別へ変更を行った場合の料金の計算方法及び定期契約等に係る契約期間の起算日の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

- 9 1の暦月又は料金月において基本使用料の料金種別等の変更があった場合の料金の計算方法は、この約款の規定にかかわらず、当社が別に定めるところによります。

(端数処理)

- 10 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- 11 前項の規定にかかわらず、基本使用料及び付加機能使用料の減額適用等に係る計算に関する端数処理については、次のとおりとします。
- (1) 基本使用料の割引適用に係る計算において、その計算結果に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。
- ただし、日割計算に関する部分は、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
- (2) 付加機能使用料の減額適用、通信料の割引適用及び情報料の減額適用に係る計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(電子媒体による請求額情報の通知)

- 12 当社は、X i 契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、そのX i (当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等がX iに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。)について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報(当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。)の送付に代えて、請求データ蓄積装置(請求額情報(料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。)を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。)に登録した電子データにより、請求額情報を通知(以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。)する取扱いを行います。
- (1) その請求のあったX iに係る料金等の支払方法が、口座振替又はクレジット払い(eピリングご利用規約に規定するものをいいます。以下同じとします。)ではないとき。
- (2) その請求のあったX iに係る料金等が、他の5Gサービス(5Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、X i若しくはX iユビキタス、FOMA、FOMAユビキタス若しくはFOMA位置情報(FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、ワイドスター通信サービス(ワイドスター通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)又はワイドスターⅢ通信サービス(ワイドスターⅢ通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 13 当社は、1のX iにおいて、iモード機能若しくはビジネスmoperaインターネット機能又は別表2(付加機能等)に規定するmoperaU機能若しくはspモード機能の提供を受けていること及び料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき(当社が定めるときを除きます。)は、当社がそのことを確認した日において、そのX iについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。
- ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでありません。
- (1) X i 契約者から電子媒体による請求額情報の通知に関する請求を行わない旨の意思表示があったとき。
- (2) そのX iについて、請求書の分割送付の取扱いを受けているとき。
- (3) そのX iが、身体障がい者等割引(当社が別に定めるところにより提供するハータ割引をいいます。以下同じとします。)の適用を受けているとき。
- (4) そのX iについて、当社が電話番号保管を行っているとき(第32項に規定するメールアドレス保管を行っているときを除きます。)
- 14 当社は、X i又はX iユビキタスに係る料金その他の債務が、他のX iサービス、5Gサービス、FOMAサービス、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービス(当

該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。)に係る料金等と一括して請求されている場合は、そのX iについてX i契約者から第12項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

15 当社は、第12項に規定する請求データ蓄積装置に、当該X i契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。

16 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているX iについて、次のいずれかに該当することを当社が確認したときは、そのX iサービスの利用に係る口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書を発行します。

(1) 第41条(利用停止)の規定によりそのX iの利用が停止されているとき。

(2) 第16条(当社が行う一般契約の解除)の規定によりそのX i契約が解除されたとき。

17 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているX iについて、X i契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。

(1) 第12項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 第16条(当社が行う一般契約の解除)の規定によりそのX i契約が解除されたとき。

18 電子媒体による請求額情報の通知に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

(料金等の支払い)

19 契約者は、料金、工事費、国際アウトローミング利用料、情報料及びその他のサービスに関する料金について、第22項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、X i契約者は、その料金、工事費、国際アウトローミング利用料、情報料及びその他のサービスに関する料金(第58条の2(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。)について、当社が指定するX iサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

20 当社は、契約者に係る奇数月の請求額情報が、当社が別に定める額に満たない場合は、その暦月と翌暦月の料金を、まとめて請求するものとし、契約者は所定の期日までに支払っていただきます。

ただし、契約者から1月毎の支払いを希望する申出があった場合は、この限りではありません。

(注) 第20項の当社が別に定める額は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

21 料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

22 当社は、当社に特別の事情がある場合は、X i契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

23 第49条(基本使用料等の支払義務)から第54条(相互接続通信に係る料金の取扱い)、第81条(料金明細内訳書の発行等)から第83条(支払証明書等の発行)、第86条(情報提供サービス)及び第88条(番号案内料等の支払義務等)の規定等により、この料金表通則及び料金表別記に定める料金、工事費及びその他のサービスに関する料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、税込額のみで定める場合の料金、国際アウトローミング利用料及び外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービス(国際アウトローミングを除きます。)に係る電気通信回線との間のショートメッセージ通信モードによる通信に関する料金については、この限りではありません。

(基本使用料の適用)

24 基本使用料の適用については、第49条（基本使用料等の支払い義務）及びこの料金表通則の規定によるほか、当社が別に定めるところによります。この場合において、当社は、当社が別に定める基本使用料の料金種別に応じて、基本使用料を適用します。

25 X i 契約者及びX i ユビキタス契約者は、X i サービスの利用に先立って、基本使用料の料金種別のいずれかを選択していただきます。

(付加機能使用料の適用)

26 付加機能使用料の適用については、第49条（基本使用料等の支払い義務）及びこの料金表通則の規定によるほか、当社が別に定めるところによります。

(通信料の適用)

27 通信料の適用については、第50条（通信料の支払義務）、第54条（相互接続通信の料金の取扱い）、この料金表通則及び料金表別記の規定によるほか、当社が別に定めるところによります。

28 契約者回線から行った通信に関する料金の適用については、料金表通則及び料金表別記の規定によるほか、第25項の規定によりX i 契約者及びX i ユビキタス契約者が選択した基本使用料の料金種別に対応する料金額を適用します。

29 前項の規定によるほか、契約者回線からの通信であって次に該当する通信に関する料金は、当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に関する料金と同額とします。

(1) 留守番電話サービス利用規約に規定する留守番電話サービスに係る伝言メッセージの蓄積のために行った通信

(2) 迷惑電話ストップサービス利用規約に規定するガイダンスによる自動応答を受けた通信

(3) 当社が提供する電気通信サービスの契約約款の規定により着信者の設定に基づき発信者番号を通知してかけ直してほしい旨の通知を受けた通信

30 次の通信については、第50条（通信料の支払義務）及び第54条（相互接続通信に係る料金の取扱い）の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。

(1) 当社が別に定める協定事業者が提供する緊急通報用電話の契約者回線等（110 番、118 番又は119番）への通信

(2) 災害が発生した場合に当社が指定する端末設備から災害が行う通信

(3) X i サービス取扱所等に設置されている電気通信設備との間の通信であって、X i サービスに関する問合せ、申込み若しくは通知等、付加機能の利用に係る設定等又は端末設備の修理等に係るソフトウェアのダウンロードのために行われるもの（当社が別に定めるものに限り。）

(4) 協定事業者に係る電気通信設備の修理等の請求のために協定事業者の事業所に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通信

(5) 当社が電気通信サービスの品質向上等を目的として情報収集を行うための通信（当社が別に定めるものに限り。）

(6) ドコモ e S I Mカード等への契約者識別番号等の情報の登録を行うための通信（当社が別に定めるものに限り。）

(7) 契約者があらかじめ当社が別に定める条件により情報の送信を受けることに同意した場合であって、これに基づく情報（当社が別に定めるものに限り。）の受信に係る通信

(手続きに関する料金の適用)

31 手続きに関する料金の種別は次のとおりとします。

(1) 契約事務手数料

X i 契約又はX i ユビキタス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

(2) カード発行手数料

ドコモUIMカード又はドコモeSIMカードの貸与に関する請求（(1)又は(5)の申込みと同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

(3) SIM情報再発行手数料

ドコモeSIMカード等への契約者識別番号等の情報の登録に関する請求（(1)又は(5)の申込みと同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

(4) 名義変更手数料

Xiサービスに係る名義変更の請求（相続等に伴うものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

(5) 登録等手数料

端末設備若しくは自営電気通信設備（以下「端末設備等」といいます。）の接続に関する請求（(1)の申込みの請求と同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

(6) 保管手数料

電話番号保管又はメールアドレス保管（spモードご利用規則に規定するspモード電子メールに係るメールアドレスを、他に転用することなく、請求があった日から一定期間利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行っている期間において支払いを要する料金

(7) その他の手数料

電話番号保管の請求その他当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

32 手続きに関する料金の適用については、第52条（手続きに関する料金の支払義務）及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1) 契約事務手数料の適用除外

ア 定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに一般契約を締結する場合の契約事務手数料については、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、適用しません。

イ Xiユビキタス定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たにXiユビキタス一般契約を締結する場合の契約事務手数料については、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、適用しません。

ウ 一般契約の締結と同時に身体障がい者等割引の適用を受けることとなった場合の契約事務手数料については、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、適用しません。

(2) 名義変更手数料の適用除外

ア 一般契約に係る名義変更により新たにその契約者になろうとする者が、名義変更と同時に身体障がい者等割引の適用を受けることとなった場合の名義変更手数料については、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、適用しません。

イ 名義変更により新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合の名義変更手数料については、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、適用しません。

(3) 登録等手数料の適用除外

Xi契約者が、身体障がい者等割引の適用を受けている場合若しくはその適用を受けることとなった場合の登録等手数料については、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、適用しません。

(4) 保管手数料の適用

ア Xi契約者は、当社が電話番号保管又はメールアドレス保管（以下「電話番号保管等」といいます。）を開始した日から起算して電話番号保管等を取りやめる請求があった日ま

での期間について、料金表別記に規定する料金の支払いを要します。

イ 当社は次のいずれかに該当するときは、料金表別記に規定する保管手数料を電話番号保管等の日数に応じて日割します。

(ア) 暦月の初日以外の日に電話番号保管等の開始があったとき。

(イ) 暦月の初日以外の日に電話番号保管等を取りやめる請求があったとき。

(5) 1の契約又は1の端末設備等について、その他の手数料の支払いを要する手続きが、登録等手数料を要する手続きと同時にされるものであるとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、その他の手数料は適用しません。

(注) (5)に規定する当社が別に定める場合は、その支払いを要する手続きが番号えらべるサービスに関する手続きである場合又は着信短縮ダイヤル機能に係る手続きである場合等をいいます。

(6) 当社は、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免することがあります。

(請求書等の発行に関する料金の適用)

33 請求書等の発行に関する料金の適用については、第52条の2（請求書等の発行に関する料金の支払義務）、この料金表通則及び料金表別記に規定するところによります。

34 次のいずれかに該当するときは、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金の支払いを要しません。

(1) 第82条（請求書の分割送付）に規定する請求書の分割送付の取扱いを受けているとき。

(2) 身体障がい者等割引の適用を受けているとき。

(3) iモード機能若しくはビジネスmoperaインターネット機能又は別表2（付加機能等）に規定するmoperaU機能若しくはspモード機能の提供を受けていないとき。

(4) 当社が定める他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されている場合であって、その電気通信サービスにおいて請求書等の発行に関する料金を支払っているとき。

(5) 請求事業者が、当社から譲渡した債権及び当社以外の者が請求事業者に譲渡した債権を一括して請求しているとき。

(6) 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書等の発行を受けるとき。

(ユニバーサルサービス料の適用)

35 ユニバーサルサービス料の適用については、第49条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1) FOMA契約、FOMAユビキタス契約若しくはFOMA位置情報契約、5G契約、ワイドスター契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たにXi契約又はXiユビキタス契約を締結した場合における当該暦月のユニバーサルサービス料の適用については、継続してXi契約又はXiユビキタス契約を締結していたものとみなして取り扱います。

(2) Xiユビキタスにおいて契約者識別番号が第21条の5の2（請求による契約者識別番号の変更）に規定するM2M等専用番号であると当社が認めたときは、料金表別記の規定にかかわらず、ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。

(電話リレーサービス料の適用)

36 電話リレーサービス料の適用については、第46条（基本使用料等の支払い義務）、料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1) FOMA契約、FOMAユビキタス契約若しくはFOMA位置情報契約、5G契約、ワイドスター契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たにXi契約又はXiユビキタス契約を締結した場合における当該暦月の電話リレーサービス料の適用については、継続してXi契約又はXiユビキタス契約を締結していたものとみなして取り扱います。

(2) Xiユビキタスにおいて契約者識別番号が第21条の5の2（請求による契約者識別番号

の変更)に規定するM2M等専用番号であると当社が認めたときは、料金表別記の規定にかかわらず、電話リレーサービス料の支払いを要しません。

(工事費の適用)

37 工事費の適用については、第53条(工事費の支払義務)の規定によるほか、料金表別記に規定するところによります。

(国際アウトローミング利用料の適用)

38 国際アウトローミング利用料の適用については、第73条(国際アウトローミングの利用等)の規定によるほか、当社が別に定めるところによります。

(その他のサービスに関する料金の適用)

39 料金明細内訳書の発行手数料及び用途別集計に係る手数料の適用については、第81条(料金明細内訳書の発行等)の規定によるほか、料金表別記に規定するところによります。

40 分割送付手数料の適用については、第82条(請求書の分割送付)の規定によるほか、料金表別記に規定するところによります。

41 支払証明書等の発行手数料の適用については、第83条(支払証明書等の発行)及びこの料金表通則の規定によるほか、料金表別記に規定するところによります。

42 通則第12項に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているXiについて、支払証明書の発行を受けた場合であって、その発行が当該暦年における最初の発行であると当社が認めるときは、料金表別記の規定にかかわらず、その支払証明書の発行に係る手数料及び郵送料等の支払いを要しません。

43 情報料の適用については、第49条(基本使用料等の支払い義務)の規定によるほか、当社が別に定めるところによります。

44 番号案内料等の適用については、第88条(番号案内料等の支払義務等)及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1) 相互接続番号案内の利用は通話モードにより行うものとし、番号案内接続通信料は料金表別記に規定する額を適用します。

(2) 身体障がい者等割引の適用を受けているときは、そのXiの契約者回線から行った相互番号案内の利用に係る通信(当該料金月の末日までに終了した通信に限ります。)に関する番号案内料等については、料金表別記の規定にかかわらず、支払いを要しません。

(3) (2)の規定によるほか、番号案内料等免除者の取扱い、相互接続番号案内の間合せ番号等の数、番号案内料等の支払いを要しない場合については、番号案内事業者の契約約款の規定に準じて取り扱います。

(割引額又は割引予定額の開示)

45 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求(以下この項において「一括請求」といいます。)している2以上の電気通信サービスにより構成される回線群(以下この項において「一括請求グループ」といいます。)に属する5G、Xi又はFOMAに係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者に対し、その者がdカードお支払割(当社が別に定めるところにより提供するものを行います。)の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となる5G、5G homeでんわ、Xi、Xiユビキタス、FOMA、FOMAユビキタス、FOMA位置情報、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。

(当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の通信の料金の取扱い)

46 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の通信の料金については、次のとおり取り扱います。

(1) 過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(2) (1)以外

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(注) (2)に規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。

ア 過去2か月以上の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通信の料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

イ 過去2か月間の実績を把握することができない場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の通信の料金又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信の料金のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(料金等の臨時減免)

47 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。

(注) 当社は、第47項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のX i サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

別記

1 削 除

2 手続きに関する料金

料 金 種 別		単 位	料 金 額
			次の税抜額(かっこ内は税込額)
ア 契約事務手数料		1 契約ごとに	3,000円 (3,300円)
イ カード発行手数料		1 枚ごとに	2,000円 (2,200円)
ウ SIM情報再発行手数料		1 の登録手続きごとに	2,000円 (2,200円)
エ 名義変更手数料		1 契約ごとに	2,000円 (2,200円)
オ 登録等手数料		1 端末設備等ごとに	2,000円 (2,200円)
カ 保管手数料	電話番号保管に係るもの	月額1 契約ごとに	400円 (440円)
	メールアドレス保管に係るもの	月額1 契約ごとに	100円 (110円)
キ その他の手数料		1 の申込みごとに	別に算定する実費

3 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料金額 (月額)
		次の税抜額(かっこ内は税込額)
ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	2 円 (2.2円)

(注) ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

4 電話リレーサービス料

区 分	単 位	料金額 (月額)
		次の税抜額(かっこ内は税込額)
電話リレーサービス料	1 契約ごとに	1 円 (1.1円)

(注1) 電話リレーサービス料は、電話リレーサービスの提供を確保するためにご負担いただく

く料金であり、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

(注2) 電話リレーサービス料の支払いを要する暦月は、1年毎に当社が別に定めるものとし、当社のインターネットホームページに掲示するものとします。

5 請求書等の発行に関する料金

1 契約について1通ごとに

区 分		手数料の額
		次の税抜額(かっこ内は税込額)
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	150円 (165円)
	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	100円 (110円)

6 工事費

区 分	工事費の額
X i サービスに関する工事費	別に算定する実費

7 その他のサービスに関する料金等

(1) 料金明細内訳書の発行手数料に係る手数料

1 契約について1通ごとに

区 分		手数料の額
		次の税抜額(かっこ内は税込額)
料金明細内訳書の発行手数料		100円 (110円)

(2) 分割送付手数料及び用途別集計に係る手数料

区 分	単 位	手数料の額
		次の税抜額(かっこ内は税込額)
分割送付手数料	1 契約について1集計ごとに	150円 (165円)
用途別集計に係る手数料	1 契約について1集計ごとに	100円 (110円)

(3) 支払証明書等の発行手数料

1 契約について1通ごとに

区 分		手数料の額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
発行手数料	支払証明書の発行に係るもの	400円 (440円)
	預託金預り証明書の発行に係るもの	400円 (440円)
	契約事項証明書の発行に係るもの	300円 (330円)

(注1) 料金明細内訳書又は契約事項証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料(実費)が必要な場合があります。

(注2) 支払証明書又は預託金預り証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

(4) 番号案内料等

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
番号案内料	1 電話番号等ごとに	400円 (440円)
番号案内接続通信料		その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額

別表1 営業区域

区 分		通信を行うことができる地域
北海道地区	北海道	赤平市、旭川市、芦別市、網走市、石狩市、岩見沢市、歌志内市、恵庭市、江別市、小樽市、帯広市、北広島市、北見市、釧路市、札幌市、士別市、砂川市、滝川市、伊達市、千歳市、苫小牧市、名寄市、根室市、登別市、函館市、美唄市、深川市、富良野市、北斗市、三笠市、室蘭市、紋別市、夕張市、留萌市、稚内市
東北地区	青森県	青森市、黒石市、五所川原市、つがる市、十和田市、八戸市、平川市、弘前市、三沢市、むつ市
	秋田県	秋田市、大館市、男鹿市、潟上市、鹿角市、北秋田市、仙北市、大仙市、にかほ市、能代市、湯沢市、由利本荘市、横手市
	岩手県	一関市、奥州市、大船渡市、釜石市、北上市、久慈市、滝沢市、遠野市、二戸市、八幡平市、花巻市、宮古市、盛岡市、陸前高田市
	山形県	尾花沢市、上山市、酒田市、寒河江市、新庄市、鶴岡市、天童市、長井市、南陽市、東根市、村山市、山形市、米沢市
	宮城県	石巻市、岩沼市、大崎市、角田市、栗原市、気仙沼市、塩竈市、白石市、仙台市、多賀城市、富谷市、登米市、名取市、東松島市
	福島県	会津若松市、いわき市、喜多方市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、田村市、伊達市、二本松市、福島市、南相馬市、本宮市
関東甲信越地区	東京都	東京23区、昭島市、あきる野市、稲城市、青梅市、清瀬市、国立市、小金井市、国分寺市、小平市、狛江市、立川市、多摩市、調布市、西東京市、八王子市、羽村市、東久留米市、東村山市、東大和市、日野市、府中市、福生市、町田市、三鷹市、武蔵野市、武蔵村山市
	神奈川県	厚木市、綾瀬市、伊勢原市、海老名市、小田原市、鎌倉市、川崎市、相模原市、座間市、逗子市、茅ヶ崎市、秦野市、平塚市、藤沢市、三浦市、南足柄市、大和市、横須賀市、横浜市
	千葉県	旭市、我孫子市、いすみ市、市川市、市原市、印西市、浦安市、大網白里市、柏市、勝浦市、香取市、鎌ヶ谷市、鴨川市、木更津市、君津市、佐倉市、山武市、白井市、匝瑳市、袖ヶ浦市、館山市、千葉市、銚子市、東金市、富里市、流山市、習志野市、成田市、野田市、富津市、船橋市、松戸市、南房総市、茂原市、八街市、八千代市、四街道市
	埼玉県	上尾市、朝霞市、入間市、桶川市、春日部市、加須市、川口市、川越市、北本市、行田市、久喜市、熊谷市、鴻巣市、越谷市、さいたま市、坂戸市、幸手市、狭山市、志木市、白岡市、草加市、秩父市、鶴ヶ島市、所沢市、戸田市、新座市、蓮田市、羽生市、飯能市、東松山市、日高市、深谷市、富士見市、ふじみ野市、本庄市、三郷市、八潮市、吉川

		市、和光市、蕨市
	茨城県	石岡市、潮来市、稲敷市、牛久市、小美玉市、笠間市、鹿嶋市、かすみがうら市、神栖市、北茨城市、古河市、桜川市、下妻市、常総市、高萩市、筑西市、つくば市、つくばみらい市、土浦市、取手市、那珂市、行方市、坂東市、常陸太田市、常陸大宮市、日立市、ひたちなか市、鉾田市、水戸市、守谷市、結城市、龍ヶ崎市
	栃木県	足利市、宇都宮市、大田原市、小山市、鹿沼市、さくら市、佐野市、下野市、栃木市、那須烏山市、那須塩原市、日光市、真岡市、矢板市
	群馬県	安中市、伊勢崎市、太田市、桐生市、渋川市、高崎市、館林市、富岡市、沼田市、藤岡市、前橋市、みどり市
	山梨県	上野原市、大月市、甲斐市、甲州市、甲府市、中央市、都留市、韮崎市、笛吹市、富士吉田市、北杜市、南アルプス市、山梨市
	長野県	安曇野市、飯田市、飯山市、伊那市、上田市、大町市、岡谷市、駒ヶ根市、小諸市、佐久市、塩尻市、須坂市、諏訪市、千曲市、茅野市、東御市、中野市、長野市、松本市
	新潟県	阿賀野市、糸魚川市、魚沼市、小千谷市、柏崎市、加茂市、五泉市、佐渡市、三条市、新発田市、上越市、胎内市、燕市、十日町市、長岡市、新潟市、見附市、南魚沼市、妙高市、村上市
東海地区	愛知県	愛西市、あま市、安城市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大府市、岡崎市、尾張旭市、春日井市、刈谷市、蒲郡市、北名古屋市、清須市、江南市、小牧市、新城市、瀬戸市、高浜市、田原市、知多市、知立市、津島市、東海市、常滑市、豊明市、豊川市、豊田市、豊橋市、長久手市、名古屋市、西尾市、日進市、半田市、碧南市、みよし市、弥富市
	静岡県	熱海市、伊豆市、伊豆の国市、伊東市、磐田市、御前崎市、掛川市、菊川市、湖西市、御殿場市、静岡市、島田市、下田市、裾野市、沼津市、浜松市、袋井市、藤枝市、富士市、富士宮市、牧之原市、三島市、焼津市
	岐阜県	恵那市、大垣市、海津市、各務原市、可児市、岐阜市、郡上市、下呂市、関市、高山市、多治見市、土岐市、中津川市、羽島市、飛騨市、瑞浪市、瑞穂市、美濃加茂市、美濃市、本巣市、山県市
	三重県	伊賀市、伊勢市、いなべ市、尾鷲市、亀山市、熊野市、桑名市、志摩市、鈴鹿市、津市、鳥羽市、名張市、松阪市、四日市市
北陸地区	富山県	射水市、魚津市、小矢部市、黒部市、高岡市、砺波市、富山市、滑川市、南砺市、氷見市
	石川県	加賀市、金沢市、かほく市、小松市、珠洲市、七尾市、野々市市、能美市、羽咋市、白山市、輪島市

	福井県	あわら市、越前市、大野市、小浜市、勝山市、坂井市、鯖江市、敦賀市、福井市
関西地区	大阪府	池田市、泉大津市、泉佐野市、和泉市、茨木市、大阪狭山市、大阪市、貝塚市、柏原市、交野市、門真市、河内長野市、岸和田市、堺市、四條畷市、吹田市、摂津市、泉南市、高石市、高槻市、大東市、豊中市、富田林市、寝屋川市、羽曳野市、阪南市、東大阪市、枚方市、藤井寺市、松原市、箕面市、守口市、八尾市
	兵庫県	相生市、明石市、赤穂市、朝来市、芦屋市、尼崎市、淡路市、伊丹市、小野市、加古川市、加西市、加東市、川西市、神戸市、三田市、宍粟市、洲本市、高砂市、宝塚市、たつの市、丹波篠山市、丹波市、豊岡市、西宮市、西脇市、姫路市、三木市、南あわじ市、養父市
	京都府	綾部市、宇治市、亀岡市、木津川市、京田辺市、京丹後市、京都市、城陽市、長岡京市、南丹市、福知山市、舞鶴市、宮津市、向日市、八幡市
	滋賀県	近江八幡市、大津市、草津市、甲賀市、湖南市、高島市、長浜市、東近江市、彦根市、米原市、守山市、野洲市、栗東市
	奈良県	生駒市、宇陀市、橿原市、香芝市、葛城市、五條市、御所市、桜井市、天理市、奈良市、大和郡山市、大和高田市
	和歌山県	有田市、岩出市、海南市、紀の川市、御坊市、新宮市、田辺市、橋本市、和歌山市
中国地区	広島県	安芸高田市、江田島市、大竹市、尾道市、呉市、庄原市、竹原市、廿日市市、東広島市、広島市、福山市、府中市、三原市、三次市
	岡山県	赤磐市、浅口市、井原市、岡山市、笠岡市、倉敷市、瀬戸内市、総社市、高梁市、玉野市、津山市、新見市、備前市、真庭市、美作市
	山口県	岩国市、宇部市、下松市、山陽小野田市、下関市、周南市、長門市、萩市、光市、防府市、美祢市、柳井市、山口市
	島根県	出雲市、雲南市、大田市、江津市、浜田市、益田市、松江市、安来市
	鳥取県	倉吉市、境港市、鳥取市、米子市
四国地区	香川県	観音寺市、坂出市、さぬき市、善通寺市、高松市、東かがわ市、丸亀市、三豊市
	愛媛県	今治市、伊予市、宇和島市、大洲市、西条市、四国中央市、西予市、東温市、新居浜市、松山市、八幡浜市
	高知県	安芸市、香美市、高知市、香南市、四万十市、宿毛市、須崎市、土佐市、土佐清水市、南国市、室戸市
	徳島県	阿南市、阿波市、小松島市、徳島市、鳴門市、美馬市、三好市、吉野川

		市
九州地区	福岡県	朝倉市、飯塚市、糸島市、うきは市、大川市、大野城市、大牟田市、小郡市、春日市、嘉麻市、北九州市、久留米市、古賀市、田川市、太宰府市、筑後市、筑紫野市、那珂川市、中間市、直方市、福岡市、福津市、豊前市、みやま市、宮若市、宗像市、柳川市、八女市、行橋市
	佐賀県	伊万里市、嬉野市、小城市、鹿島市、唐津市、神埼市、佐賀市、多久市、武雄市、鳥栖市
	長崎県	壱岐市、諫早市、雲仙市、大村市、五島市、西海市、佐世保市、島原市、対馬市、長崎市、平戸市、松浦市、南島原市
	熊本県	阿蘇市、天草市、荒尾市、宇城市、宇土市、上天草市、菊池市、熊本市、合志市、玉名市、人吉市、水俣市、八代市、山鹿市
	大分県	宇佐市、臼杵市、大分市、杵築市、国東市、佐伯市、竹田市、津久見市、中津市、日田市、豊後大野市、豊後高田市、別府市、由布市
	宮崎県	えびの市、串間市、小林市、西都市、日南市、延岡市、日向市、都城市、宮崎市
	鹿児島県	始良市、阿久根市、奄美市、伊佐市、出水市、いちき串木野市、指宿市、鹿児島市、鹿屋市、霧島市、薩摩川内市、志布志市、曾於市、垂水市、西之表市、日置市、枕崎市、南九州市、南さつま市
沖縄県	石垣市、糸満市、浦添市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、豊見城市、名護市、那覇市、南城市、宮古島市	
備考		
<p>1 上記都市以外の地域（当社が別に定めるわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）であっても通信を行うことができる地域については、これをその周辺の当社が指定する営業区域に含めるものとします。</p> <p>2 上記都市内であっても、市街地以外の地域では、通信を行うことができないことがあります。</p> <p>3 周波数帯が異なる電波を使用する営業区域があります。</p> <p>4 通信を行うことができる地域のうち一部の地域については、特定の期間に限り通信を行うことができます。</p> <p>5 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により無線基地局設備の移設等を行うことがあります。この場合、営業区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。</p> <p>6 データ通信モードによる通信において、地域によって通信の伝送速度の上限が異なります。この場合において、当社は、その地域ごとの通信の伝送速度の上限を当社のインターネットホームページ等において掲示します。</p> <p>7 電気通信回線の一部に通信衛星が利用されている場合は、太陽雑音又は降雨等により一時的に通信を行うことができない場合があります。</p>		

別表2 付加機能等

1 付加機能

(1) X i 契約に係るもの

種 類				
自動着信転送機能（転送でんわサービス）				
留守番電話及び不在案内機能（留守番電話サービス）				
通信中着信機能（キャッチホン）				
迷惑電話おことわり機能（迷惑電話ストップサービス）				
着信短縮ダイヤル機能（クイックナンバー）				
spモード機能（spモード）	基本機能			
	追加機能	アクセス制限機能（アクセス制限サービス）		
		URL制限機能（ビジネスアクセスマネージャー）		
moperaU機能（mopera Uサービス）	基本機能			
	追加機能	アクセス制限機能（アクセス制限）		
		I P 網接続機能	タイプ1（U「フレッツADSL」コース）	
			タイプ2（U「Bフレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）	
	メール着信通知機能（メール着信通知）			
メールウイルスチェック機能（メールウイルスチェック）				
ビジネスmoperaインターネット機能（ビジネスmoperaインターネット）	追加機能	I P 網接続機能	タイプ1（「フレッツADSL」コース）	
			タイプ2（「Bフレッツ/フレッツ光ネクスト」コース）	
ワンナンバー機能（ワンナンバーサービス）	基本機能			
	追加機能	マルチデバイスオプション		

my daiz (有料・spモード)			
位置情報受信機能 (イマドコサーチ)			
呼出音選択機能 (メロディコール)			
iモードケータイデータお預かり機能 (iモードケータイデータお預かりサービス)	基本機能		
	追加機能	容量拡張機能 (お預かりプラス)	
iモード電子メール転送機能 (メアド変えても転送サービス)			
iモード電子メール等音声文字変換機能 (音声入力メール)			
通話録音機能 (通話録音サービス)			
メッセージダウンロード機能 (ドコモ留守電アプリ)			
ビジュアルボイスメール機能 (ビジュアルボイスメール)			
番号変換機能 (X i オフィスリンク)	基本機能		
	追加機能	外線発信機能	
		発信制限機能 (外線発信規制サービス)	
		海外転送機能 (国際ローミング着信サービス)	
遠隔管理機能 (あんしんマネージャーサービス)	基本機能		
	追加機能	閉域接続機能	
あんしんマネージャーNEXTサービス	タイプA (あんしんマネージャーNEXTプラン)	基本機能	
		追加機能	閉域接続機能
	タイプB (あんしんマネージャーNEXTキャリアフリープラン)		
位置情報通知機能			
国際ローミング機能			
接続先限定機能			
番号認証機能 (アクセスプレミアム (ドコモ認証オプション))			
ビジネス端末レスキュー			

(2) X i ユビキタス契約に係るもの

種 類			
spモード機能 (spモード)	基本機能		
	追加機能	アクセス制限機能 (アクセス制限サービス)	
		URL制限機能 (ビジネスアクセスマネージャー)	
moperaU機能 (mopera Uサービス)	基本機能		
	追加機能	アクセス制限機能 (アクセス制限)	
		I P 網接続機能	タイプ1 (U「フレッツADSL」コース)
			タイプ2 (U「Bフレッツ/フレッツ光ネクスト」コース)
	メール着信通知機能 (メール着信通知)		
メールウイルスチェック機能 (メールウイルスチェック)			
ビジネスmoperaインターネット機能 (ビジネスmoperaインターネット)	追加機能	I P 網接続機能	タイプ1 (「フレッツADSL」コース)
			タイプ2 (「Bフレッツ/フレッツ光ネクスト」コース)
遠隔管理機能 (あんしんマネージャーサービス)	基本機能		
	追加機能	閉域接続機能	
あんしんマネージャーNEXTサービス	タイプA (あんしんマネージャーNEXTプラン)	基本機能	
		追加機能	閉域接続機能
	タイプB (あんしんマネージャーNEXTキャリアフリープラン)		
トランシーバ機能 (トランシーバサービス)			
位置情報通知機能			
接続先限定機能			

番号認証機能 (アクセスプレミアム (ドコモ認証オプション))

かんたん位置情報機能 (LTEかんたん位置情報サービス)

ビジネス端末レスキュー

IoT NET

2 情報提供サービス

種	類
i	チャンネル

(注) 付加機能及び情報提供サービスの料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

別表3 Xiサービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区 別	技術基準及び技術的条件
Xiサービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号） データ伝送用設備端末等の接続の技術的条件

別表4 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者又は一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者にあつては、ラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送することを含みます。）のみを行う者を除き、自主放送を行う者に限ります。）
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

別表5 通信の優先的取扱いに係る機関名

機 関 名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別表4に定める基準に該当する新聞社等の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

別表6 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 固定電気通信事業者	2から4以外の電気通信事業者
2 携帯電話事業者	電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）に規定する電気通信番号を用いて携帯電話サービスを提供する協定事業者
3 国際電気通信事業者等	国際電話等役務を提供する電気通信事業者

(注) 当社は他社相互接続通信に係る協定事業者名を、当社が指定するX i サービス取扱所において閲覧に供します。

別表7 相互接続通信の料金の取扱い

1 相互接続通信と他社相互接続通信を合わせて定めるもの

(1) (2)以外のもの

接続形態		料金の取扱い等
1	発信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線 着信側の電気通信設備 : 携帯電話事業者に係る電気通信設備	料金設定事業者 : 当社 料金を請求する事業者 : 当社 料金の支払いを要する者 : その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い : この約款に定めるところによります。
2	発信側の電気通信設備 : 携帯電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線	料金設定事業者 : 携帯電話事業者 料金を請求する事業者 : 携帯電話事業者 料金の支払いを要する者 : 携帯電話事業者の契約約款に規定する者 料金に関するその他の取扱い : その携帯電話事業者の契約約款に定めるところによります。
3	発信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線 着信側の電気通信設備 : 固定電気通信事業者に係る電気通信設備	料金設定事業者 : 当社 料金を請求する事業者 : 当社 料金の支払いを要する者 : その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い : この約款に定めるところによります。
4	発信側の電気通信設備 : 固定電気通信事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線等	料金設定事業者 : 当社又は固定電気通信事業者 料金を請求する事業者 : 固定電気通信事業者 料金の支払いを要する者 : その固定電気通信事業者の契約約款に規定する者 料金に関するその他の取扱い : その固定電気通信事業者の契約約款に定めるところによります。

(2) 本邦外との間に係る相互接続通信（当社が提供する国際電話サービスに係るものを除きます。）

その通話と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る協定事業者がその契約約款において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款に定めるところによります。

2 1 以外のもの

(1) (2) 以外のもの

ア 相互接続通信に関する料金は、他社相互接続通信に係る料金を除き当社が定めることとします。

イ 契約者回線から行った通信に係る料金は、その契約者回線の契約者が支払いを要します。

ウ 他社契約者回線又は公衆電話の電話機等から行った通信に係る料金は、その契約者回線の契約者又は公衆電話の利用者が支払いを要します。

ただし、通信の料金を着信のあった契約者回線の契約者に課金する取扱いを受けた場合の相互接続通信については、その着信のあった契約者回線の契約者が支払いを要することとなります。

(2) データ通信モードによる相互接続通信

契約者回線との間の通信に係る料金は、その契約者回線の契約者が支払いを要します。

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成22年12月24日から実施します。

ただし、利用限度データ量の設定によるX iに係る通信の停止に関する部分については、当社が別に定める日から実施します。

(X iの通信料に係る特例)

第2条 この約款実施の日から平成24年4月30日までの間における、X iデータプラン又はX iデータプランにねんのX iの通信料については、料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(12)の規定にかかわらず、同欄イの規定により算定した額が3,747円を超える場合は、3,747円を超える部分の料金の支払いを要しません。

(無線I Pアクセス定額料の適用に関する特例)

第3条 この約款実施の日から平成23年4月30日までの間において、無線I Pアクセスサービスの提供を最初に受けることとなったとき(当社が別に定める場合を除きます。)は、料金表第4表(無線I Pアクセス定額料)の1(適用)に規定する無線I Pアクセス定額料の減額適用について、同欄アの「その日から起算して30日間」を「その日を含む料金月の翌料金月から起算して12料金月の間」に読み替えて適用します。

(注) 第3条に規定する当社が別に定める場合は、次の場合をいいます。

- (1) そのX i契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。
- (2) そのX i契約者が、料金表第4表の1に規定する無線I Pアクセス定額料の減額適用を受けたことがあるとき。
- (3) FOMAサービス契約約款に規定する無線I Pアクセス定額料の減額適用を受けたことがあるFOMA契約者又はFOMAユビキタス契約者が、その契約の解除と同時に新たにX i契約を締結したとき。

(海外パケ・ホーダイの通信料に係る特例)

第4条 この改正規定実施日から平成23年3月31日までの間において、料金表第3表の1(適用)の(2)のエ及びオの規定により算定した対象通信に関する料金については、同欄エ、カ及びキの規定にかかわらず、同欄エの規定により算定した1暦日における累計額が1,480円を超える場合は、1,480円を超える部分の料金の支払いを要しません。

附 則 (平成22年12月21日経企第1066号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第1063号(平成22年12月20日)の附則第3条中、「平成22年12月31日」を「平成23年4月30日」に改めます。

附 則 (平成23年1月25日経企第1150号)

この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則 (平成23年1月27日経企第1163号)

(実施期日)

1 この附則は、平成23年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この附則実施の日から平成23年9月30日までの間に、X i契約の申込みをし、その承諾を受けたときの契約事務手数料については、料金表第1表第5(手続きに関する料金)の規定にかかわらず、支払いを要しません。

附 則（平成23年2月22日経企第1254号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年3月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成23年3月8日経企第1315号）

この改正規定は、平成23年3月15日から実施します。

附 則（平成23年3月25日経企第1380号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成23年4月21日経企第91号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成23年5月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（その他）

- 3 経企第1163号（平成23年1月27日）附則第2項中、「平成23年4月30日」を「平成23年9月30日」に改めます。

附 則（平成23年5月25日経企第227号）

この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。

附 則（平成23年6月24日経企第380号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年7月1日から実施します。
ただし、moperaU機能に係る付加機能使用料に関する部分は、平成23年7月13日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成23年7月22日経企第501号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。
ただし、遠隔接続機能に関する部分は、平成23年9月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（遠隔接続機能に係る経過措置）

- 3 削 除

附 則（平成23年8月20日経企第612号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年8月25日から実施します。
ただし、この改正規定中、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている場合の基本使用料の減額に関する部分については、平成23年9月1日から、Mahanagar Telephone Nigam Limited に関する部分については、平成23年9月5日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成23年9月24日経企第728号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、位置情報通知機能に関する部分については平成23年9月28日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったXiサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(moperaU機能及びビジネスmoperaインターネット機能に係る付加機能使用料の減額適用に関する特例)

- 3 この改正規定実施の日から平成24年9月30日までの間に、1のXiにおいて、最初に別表2(付加機能)に規定するmoperaU機能又はビジネスmoperaインターネット機能のうちいずれか1つの提供を受けることとなったときは、その提供の開始があった日から、その提供の開始があった日を含む暦月の翌暦月から起算して3暦月の間は、moperaU機能及びビジネスmoperaインターネット機能に係る付加機能使用料(基本機能に係るものに限り、)について支払いを要しないものとし、料金表第1表第2(付加機能使用料)に規定する額から減額して適用します。

- 4 前項に規定する付加機能使用料の減額適用を受けている場合は、料金表第1表第2(付加機能使用料)の1(適用)の(1)のア及び(2)の規定を適用しません。

- 5 前項の規定によるほか、1のXiにおいて別表2に規定するspモード機能、iモード機能又はブラックベリー接続機能(タイプAに係るものに限り、)に係る付加機能使用料の適用並びにmoperaU機能及びビジネスmoperaインターネット機能に係る付加機能使用料(基本機能に係るものに限り、)のうち1以上の付加機能使用料の適用を同時に受けている場合であって、そのXiにおいて、最初に第3項に規定する付加機能使用料の減額適用を受けている場合は、料金表第1表第2の1(適用)の(1)のアの規定を適用しません。

- 6 定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したときは、継続して一般契約又は定期契約を締結していたものとみなして、第3項の規定を適用します。

- 7 FOMA契約者、FOMAユビキタス契約者又はワイドスター通信サービスに係る契約者が、その契約の解除と同時に新たにXi契約を締結したときは、契約の解除があったFOMA契約、FOMAユビキタス契約又はワイドスター通信サービスに係る契約(以下この附則において「FOMA契約等」といいます。)を締結した日(そのFOMA契約等を継続して締結していると当社が認める場合は、そのFOMA契約等を締結した日と当社がみなす日)から継続してXi契約を締結していたものとみなし、第3項の規定を適用します。

附 則 (平成23年10月6日経企第766号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年10月15日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったXiサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(Xiの基本使用料に係る特例)

- 3 この改正規定実施の日から平成24年4月30日までの間における、Xiデータプランフラット又はXiデータプランフラットにねんのXiに係る基本使用料については、料金表第1表第1(基本使用料)の2(料金額)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i	一般契約に係るもの	X i データプランフラット	5,600円 (6,160円)
	定期契約に係るもの	X i データプランフラット にねん	X i データプランフラットに係 る基本使用料の額から、1,400円 を控除した額

(注) X i データプランフラットにねんに係る基本使用料の額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(X i の通信料に係る特例)

4 この改正規定実施の日から平成24年4月30日までの間における、X i データプラン2又はX i データプラン2にねんのX iに係る通信料については、料金表第1表第3 (通信料)の1 (適用)の(12)の規定にかかわらず、同欄エの規定により算定した額が2,319円を超える場合は、2,319円を超える部分の料金の支払いを要しません。

(その他)

5 経企第1063号 (平成22年12月20日) の附則第2条中「X i」を「X i データプラン又はX i データプランにねんのX i」に改めます。

(無線 I Pアクセス定額料の適用に関する特例)

6 当社は、この改正規定実施の日から平成25年3月31日までの間において、X i 契約者 (基本使用料の料金種別が料金表第1表第1 (基本使用料)の1 (適用)の(1)に規定するX i データプラン2、X i データプラン2にねん、X i データプランフラット、X i データプランフラットにねん、X i データプランライト若しくはX i データプランライトにねん (以下この附則において「対象プラン」といいます。)) を選択している者又は料金表第1表第3 (通信料)の1 (適用)の(8)に規定するデータ定額 (X i パケ・ホーダイ f o r ジュニアに係るものを除きます。)) を選択している者に限ります。が、そのX iにおいて無線 I Pアクセスサービスの提供を受けているときは、その無線 I Pアクセスサービスに係る無線 I Pアクセス定額料について支払いを要しないものとし、料金表第4表 (無線 I Pアクセス定額料)の2 (料金額)に規定する額から減額して適用します。この場合において、当社は、その対象プラン又はデータ定額を選択した日を含む暦月の初日から、その対象プラン又はデータ定額を廃止した日を含む暦月の末日までの間、その対象プランを選択しているものとみなして取り扱います。

7 当社は、前項に規定する特例の適用を受けているX iについて、無線 I Pアクセスサービスの廃止があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、その特例の適用を廃止します。

(1) 基本使用料の料金種別が対象プラン以外となったとき。

(2) 契約の解除があったとき (当社が別に定める場合を除きます。)

8 第6項に規定する特例の適用を受けているときは、料金表第4表の1 (適用)のアの規定を適用しません。

9 経企第1063号 (平成22年12月20日) の附則第3条に規定する無線 I Pアクセス定額料の適用に関する特例の適用を受けているときは、第6項に規定する特例を適用しません。

(注) 第7項に規定する当社が別に定める場合は、次の場合をいいます。

(1) そのX i契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。

(その他)

10 経企第728号(平成23年9月24日)の附則第5項を第6項、第6項を第7項とし、第4項の次に次の一項を加えます。

5 前項の規定によるほか、1のX iにおいて別表2に規定するspモード機能に係る付加機能使用料の適用並びにmoperaU機能及びビジネスmoperaインターネット機能に係る付加機能使用料(基本機能に係るものに限り、)のうち1以上の付加機能使用料の適用を同時に受けている場合であって、そのX iにおいて、最初に第3項に規定する付加機能使用料の減額適用を受けている場合は、料金表第1表第2の(2)のアの規定を適用しません。

附 則(平成23年10月20日経企第810号)

この改正規定は、平成23年11月1日から実施します。

附 則(平成23年11月9日経企第895号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年11月18日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(spモード機能に係る付加機能使用料の適用に関する経過措置)

3 当社は、この改正規定実施の日から当社が定める日までの間において、次のいずれかに該当するときは、その日において、spモード機能の廃止及びspモード機能の請求があったとみなして、spモード機能に係る付加機能使用料を適用します。

(1) 別表2(付加機能)に規定するspモード機能の提供を受けている契約者から、第86条(情報提供サービス)に規定するドコモ地図ナビの提供に係る請求があったとき(当社が別に定める場合を除きます)。

(2) その他当社が別に定めるところに該当するとき。

附 則(平成23年11月22日経企第940号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年11月24日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(X iの通信料に係る特例)

3 この改正規定実施の日から平成24年4月30日までの間における、X iパケ・ホーダイダブルの通信料については、料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の規定にかかわらず、同欄アの規定により算定した額が4,700円を超える場合は、4,700円を超える部分の料金の支払いを要しません。

4 この改正規定実施の日から平成24年4月30日までの間における、X iパケ・ホーダイプラットフォームの通信料については、料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の規定にかかわらず、同欄アの「5,700円」を「4,200円」に読み替えて適用します。

5 この改正規定実施の日から平成24年9月30日までの間における、基本使用料の料金種別がデータ専用プランのX i又はデータ定額の適用を受けているX iの契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信については、料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(1)のカの規定を適用しません。

(海外パケ・ホーダイに関する特例)

6 料金表の規定に係らず、料金表第3表の1(適用)の(4)に規定するデータ通信モードに係る国際アウトローミング利用料の適用については、この改正規定実施日から平成24年9月30日までの間において、当該規定中「X i契約者がデータ専用プランを選択しているとき又はデータ定額の適用を受けているときは」を「X i契約者が」に読み替えて適用します。

(オフィス割引に関する特例)

7 オフィス割引(FOMAサービス契約約款又はm o v aサービス契約約款に規定するもの

をいいます。)の適用を受けているFOMA契約又はm o v a 契約(以下この附則において「FOMA契約等」といいます。)を締結している者が、そのFOMA契約等の解除と同時に新たにX i 契約を締結したときは、当該暦月において、FOMAサービス契約約款又はm o v a サービス契約約款の規定に準じて、繰越共有額を適用します。

(呼出音選択機能の音楽等追加機能に係る経過措置)

8 当社は、FOMA契約等を締結している者(当該契約約款の規定により、呼出音選択機能に係る音源等追加機能の提供を受けている者に限ります。)が、その契約の解除と同時に新たにX i 契約(総合利用プランに係るものに限ります。)を締結する申込みと同時に音楽等追加機能の利用に係る請求をするときは、その新たに締結したX i 契約において、継続して呼出音選択機能に係る音源等追加機能を提供します。

9 呼出音選択機能の音楽等追加機能に係る提供条件は次のとおりとします。

(1) 付加機能使用料については、次表のとおりとします。

区 分		単 位	料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
呼出音選択機能	追加機能(音楽等追加機能)	加算額(1契約ごとに)	100円(110円)

(2) (1)以外の提供条件については、FOMAサービス契約約款の規定に準じて取り扱います。(その他)

10 経企第1063号(平成22年12月20日)の附則第2条中「1(適用)の(2)」を「1(適用)の(12)」に改めます。

11 経企第728号(平成23年9月24日)の附則を次のように改めます。

(1) 第4項中、「(2)及び(3)」を「(1)及び(2)」に改めます。

(2) 第5項中、「(2)のア」を「1(適用)の(1)のア」に改めます。

12 経企第766号(平成23年10月6日)の附則を次のように改めます。

(1) 第4項中、「1(適用)の(2)」を「1(適用)の(12)」に改めます。

(2) 第6項を次のように改めます。

6 当社は、この改正規定実施の日から平成25年3月31日までの間において、X i 契約者(基本使用料の料金種別が料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)に規定するX i データプラン2、X i データプラン2にねん、X i データプランフラット若しくはX i データプランフラットにねん(以下この附則において「対象プラン」といいます。))を選択している者又は料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)に規定するデータ定額を選択している者に限ります。)が、そのX i において無線IPアクセスサービスの提供を受けているときは、その無線IPアクセスサービスに係る無線IPアクセス定額料について支払いを要しないものとし、料金表第4表(無線IPアクセス定額料)の2(料金額)に規定する額から減額して適用します。この場合において、当社は、その対象プラン又はデータ定額を選択した日を含む暦月の初日から、その対象プラン又はデータ定額を廃止した日を含む暦月の末日までの間、その対象プランを選択しているものとみなして取り扱います。

附 則 (平成23年11月25日経企第956号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年12月1日から実施します。

ただし、ドコモケータイ送金に関する部分は平成23年12月7日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その

他の債務については、なお従前のおりとしします。

(通信中着信機能、自動着信転送機能、留守番電話及び不在案内機能並びに呼出音選択機能に係る付加機能使用料の減額適用に関する経過措置)

3 1のXiについて、この改正規定実施の日以降最初に別表2(付加機能)に規定する通信中着信機能、自動着信転送機能、留守番電話及び不在案内機能、呼出音選択機能(以下この附則において「通信中着信機能等」といいます。)並びにspモード機能に係る付加機能使用料の適用を同時に受けることとなったとき(当社が別に定める場合を除きます。)は、その通信中着信機能等に係る付加機能使用料について、その提供を開始した日から起算して31日間は支払を要しないものとし、料金表第1表第2(付加機能使用料)の2(料金額)に規定する額から減額して適用します。

4 1のFOMAについて、この改正規定実施前に、改正前の規定により通話中着信機能等の提供を受けたことがある場合は、料金表第1表第2(付加機能使用料)の1(適用)の(7)の(ア)の規定を適用しません。

附 則(平成23年12月20日経企第1084号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったXiサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則(平成24年1月13日経企第1162号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年1月20日から実施します。

ただし、Xiパケ・ホーダイダブル及びXiパケ・ホーダイフラットに関する部分は、平成24年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったXiサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(Xi応援学割2012の適用)

3 当社は、この改正規定実施の日から平成24年5月31日までの間において、基本使用料の料金種別がタイプXi又はタイプXiにねん(以下この附則において「タイプXi等」といいます。)のXi契約者から申出があったときは、Xi応援学割2012(その申出があった日を含む暦月の初日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して36暦月の間のタイプXi等の基本使用料について、料金表第1表第1(基本使用料)の2(料金額)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用する取り扱いをいいます。以下同じとしします。)を適用します。

1 契約ごとに

区 分				料 金 額 (月額)
				次の税抜額(かっこ内は税込額)
Xi	一般契約に係るもの	総合利用プラン	タイプXi	890円(961.2円)
	定期契約に係るもの	総合利用プラン	タイプXiにねん	—

4 Xi応援学割2012の適用に係る申出を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者としします。

(1) 次のいずれかに該当する教育施設に在学し教育を受けている者(単位制高等学校教育規

程第9条に規定する科目履修生、通信による教育を行う学校の科目履修生及び聴講生その他の当社が別に定める基準に適合しない者を除きます。以下この附則において「学生」といいます。)

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は学校教育法第124条若しくは第134条に規定する学校のうち、当社が別に定める基準に適合するもの。

イ その他アの規定に準ずるものとして、当社が別に定める基準に適合するもの。

(2) 学生のために前項に規定する減額の適用を申出することに同意を得ている者(当社が別に定める者に限ります。)

(3) タイプX i等に係るX i契約の締結(当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。)及びそのX iに係るファミリー割引(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(13)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)の選択(X i応援学割2012の適用を受けているX iが属する割引回線群(料金表第1表第3の1の(13)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)を指定する場合又はFOMA応援学割2012(FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)の適用を受けているFOMAが属する割引回線群を指定する場合に限ります。)と同時にその申出を行う者。

5 X i契約者は、X i応援学割2012の適用に係る申出を行うときは、当社が前項の条件に該当することを確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。

6 第4項各号の規定に基づきX i応援学割2012の適用に係る申出をする者は、以下の規定に基づき、1の対象者を指定していただきます。

(1) 第4項第1号又は第3号の申出に係る対象者は、同号の規定によりその申出をする者又はその申出をする者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に限ります。

(2) 第4項第2号の申出に係る対象者は、同号に規定する学生とします。

7 当社は、X i応援学割2012の適用に係る申出があったときは、その申出を行ったX i契約者に係るX iが次のいずれかに該当する場合に限り、その申出を承諾します。

(1) 基本使用料の料金種別がタイプX iにねんであるとき。

(2) 料金表第1表第1の1の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているとき。

8 当社は、第4項及び前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、X i応援学割2012の適用に係る申出を承諾しません。

(1) その申出に係る対象者が、現に他のX i契約に係る対象者として指定されているとき。

(2) その申出に係る対象者が、FOMAサービス契約約款に規定する経企第1162号(平成24年1月13日)の附則第8項第1号又は第2号の規定に該当するとき。

9 料金表通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定によりタイプX i等の基本使用料を日割するときは、第3項に規定する額を日割して適用します。

10 当社はX i応援学割2012の適用を受けているX iのX iパケ・ホーダイダブルに係る通信料について、料金表第1表第3の1の(8)のシの(ア)中、「6,200円」を「5,200円」に読み替えて適用します。

11 当社は、X i応援学割2012の適用を受けているX iのX iパケ・ホーダイフラット、X iパケ・ホーダイライト及びX iパケ・ホーダイfor iPhoneに係る定額通信料について、料金表第1表第3の1の(8)の(ア)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

ただし、料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)のロ、サ、シ又はスの適用を受けるときはこの限りではありません。

区 分	定額通信料（月額）
X i パケ・ホーダイフラット	税抜額 4,700円（税込額 5,076円）
X i パケ・ホーダイライト	税抜額 3,700円（税込額 3,996円）
X i パケ・ホーダイ f o r i P h o n e	税抜額 4,200円（税込額 4,536円）

- 12 当社は、X i 応援学割2012の適用を受けているX iについて、そのX i契約者から、X i 応援学割2012を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、X i 応援学割2012を廃止します。
- (1) 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。
 - (2) X i 電話番号保管があったとき。
 - (3) 基本使用料の料金種別がタイプX i 等以外となったとき。
 - (4) 契約の解除があったとき（契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結する場合であって、第7項の規定に該当するときを除きます。）。
 - (5) 第7項の規定に該当しなくなったとき。
- 13 X i 応援学割2012を廃止した場合における取扱いについては、次のとおりとします。
- (1) 第3項の規定については、その廃止日を含む暦月の末日までのタイプX i 等の基本使用料について適用します。
 - (2) 削 除
 - (3) 第10項及び第11項の規定については、その廃止日を含む料金月の末日まで（その廃止日を含む料金月において、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)のコ、サ、シ又はスの適用を受けるときは、廃止した日を含む料金月の前料金月の末日まで）に終了した通信に関する料金について適用します。
- 14 X i 応援学割2012の適用を受けている定期契約者について、その定期契約に係る対象者の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契約の解除があったときは、料金表第1表第4（定期契約に係る解約金）の2（料金額）の規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを要しません。
- 15 FOMAサービスに係る契約（FOMA応援学割2012の適用を受けているものに限ります。）を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結する場合であって、そのX i 契約の締結と同時にX i 応援学割2012の適用に係る申出をしたときは、第3項中、「その申出があった日」を「その契約の解除に係るFOMAにおいて、FOMA応援学割2012の適用に係る申出があった日と当社がみなす日」に読み替えて適用します。
- 16 当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結したときは、契約の解除があった電気通信サービスに係る契約を締結した日（その電気通信サービスに係る契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その電気通信サービスに係る契約を締結した日と当社がみなす日）から継続してX i 契約を締結していたものとみなして、第3項から第15項の規定を適用します。

附 則（平成24年1月25日経企第1219号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

3 経企第1162号(平成24年1月13日)の附則を次のように改めます。

(1) 第3項を次のように改めます。

3 当社は、この改正規定実施の日から平成24年5月31日までの間において、基本使用料の料金種別がタイプX i又はタイプX iにねん(以下この附則において「タイプX i等」といいます。)のX i契約者から申出があったときは、X i応援学割2012(その申出があった日を含む暦月の初日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して36暦月の間のタイプX i等の基本使用料について、料金表第1表第1(基本使用料)の2(料金額)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。)を適用します。

1 契約ごとに

区 分				料 金 額 (月 額)
				次の税抜額(かっこ内は税込額)
X i	一般契約に係るもの	総合利用プラン	タイプX i	890円 (934.5円)
	定期契約に係るもの	総合利用プラン	タイプX iにねん	——

(2) 第13項第1号及び第2号を次のように改めます。

(1) 第3項の規定については、その廃止日を含む暦月の末日までのタイプX i等の基本使用料について適用します。

(2) 削 除

附 則 (平成24年2月24日経企第1366号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。

ただし、docomo Money Transfer に関する部分は平成24年3月5日から、遠隔接続機能に関する部分は平成24年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(プラスX i割の適用)

3 当社は、この改正規定実施の日から平成26年8月31日までの間において、基本使用料の料金種別がX iデータプランフラット又はX iデータプランフラットにねん(以下この附則において「X iデータプランフラット等」といいます。)のX i(以下この附則において「対象X i」といいます。)に係る契約を締結している者から申出があったときは、プラスX i割(その対象X iに係るX iデータプランフラット等の基本使用料について、その申出があった日を含む暦月から、料金表第1表第1(基本使用料)の2(料金額)、経企第766号(平成23年10月6日)第3項及び経企第119号(平成24年4月25日)第3項の規定にかかわらず、第1号及び第2号に規定する額を適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。)を適用します。

(1) 1のX iについて、最初にプラスX i割の適用に係る申出があった日を含む暦月(その申出があった日を含む暦月において、料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(1)のこの適用を受けるときは、その申出があった日を含む暦月の翌暦月)から、その申出があった日を含む暦月から起算して25暦月の間のX iデータプランフラット等の基本使用料について、ア及びイに規定する額を適用します。

ア イ以外のもの

1 契約ごとに

区 分				料 金 額 (月額)
				次の税抜額(かっこ内は税込額)
X i	一般契約に係るもの	データ専用プラン	X i データプランフラット	5,191円 (5,606.28円)
	定期契約に係るもの	データ専用プラン	X i データプランフラットにねん	3,791円 (4,094.28円)

イ 当該暦月において、当社が別に定める端末設備のみを利用して通信を行ったことを当社が確認したX iに係るもの（第4項の規定に基づき代表FOMAを指定している場合を除きます。）

1 契約ごとに

区 分				料 金 額 (月額)
				次の税抜額(かっこ内は税込額)
X i	一般契約に係るもの	データ専用プラン	X i データプランフラット	4,239円 (4,578.12円)
	定期契約に係るもの	データ専用プラン	X i データプランフラットにねん	2,839円 (3,066.12円)

(2) 1のX iについて、最初にプラスX i割の適用に係る申出があった日を含む暦月から起算して26暦月以降のX i データプランフラット等の基本使用料について、前号アに規定する額を適用します。

- 4 前項の規定に基づきプラスX i割の適用に係る申出をする者は、1のX i（対象X iと同一の契約者に係るものであって、料金表第1表第3（通信料）に規定するデータ月額額を選択しているものに限ります。以下この附則において「代表X i」といいます。）又はFOMA（対象X iと同一の契約者に係るものであって、FOMAサービス契約約款に規定するパケ・ホーダイフラット、パケ・ホーダイダブル2、パケ・ホーダイダブル若しくはらくらくパケ・ホーダイを選択しているものに限ります。以下この附則において「代表FOMA」といいます。）を指定していただきます。
- 5 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合にはプラスX i割の適用に係る申出を承諾しません。
- (1) その申出に係る代表X i又は代表FOMA（以下この附則において「代表X i等」といいます。）が、現に他のプラスX i割に係る代表X i等として指定されているとき
 - (2) その申出に係る代表X i等が、現にプラスi P h o n e割（経企第790号（平成25年9月19日）の附則第6項に規定するものをいいます。）の代表FOMA又は指定X i（第1種契約に係るものに限ります。）として指定されているとき。
- 6 X i契約者は、プラスX i割の適用を受けているX iについて、代表X i等の変更に係る申出を行うことができません。
- 7 当社は、プラスX i割の適用を受けているX iについて、そのX i契約者からプラスX i割を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、プラスX i割を

廃止します。

- (1) 対象X iに係る契約の解除があったとき。
 - (2) 対象X iの基本使用料の料金種別が、X iデータプランフラット等以外となったとき。
 - (3) 対象X iの名義変更があったとき。
 - (4) 代表X i等に係る契約の解除があったとき（代表X iに係る契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結した場合又は代表FOMAに係る契約の解除と同時に新たにX i契約を締結した場合を除きます。）。
 - (5) 代表X i等の電話番号保管があったとき。
 - (6) 代表X i等の名義変更があったとき。
 - (7) 代表X i等が、第4項に規定する条件を満たさなくなったとき。
- 8 プラスX i割を廃止したときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までのX iデータプランフラット等の基本使用料について、プラスX i割の適用対象とします。
- 9 当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにX i契約を締結したときは、契約の解除があった電気通信サービスに係る契約を締結した日（その電気通信サービスに係る契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その電気通信サービスに係る契約を締結した日と当社がみなす日）から継続してX i契約を締結しているものとみなして、第3項から第8項の規定を適用します。
- 10 次の場合には、契約の解除があったX i契約を締結した日（そのX i契約を継続して締結していると当社が認める場合は、そのX i契約を締結した日と当社がみなす日）から継続してX i契約を締結しているものとみなして、第3項から第8項の規定を適用します。
- (1) 定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。
 - (2) 総合利用プランに係る定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る定期契約を締結したとき又はデータ専用プランに係る定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る定期契約を締結したとき。
 - (3) X iデータプランにねんに係る定期契約の解除と同時に新たにX iデータプラン2にねん若しくはX iデータプランフラットにねんに係る定期契約を締結したとき又はX iデータプラン2にねん若しくはX iデータプランフラットにねんに係る定期契約の解除と同時に新たにX iデータプランにねんに係る定期契約を締結したとき。
- 11 経企第501号（平成23年8月1日）の附則第3項を次のように改めます。

3 削除

附 則（平成24年2月28日経企第1385号）

この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。

附 則（平成24年3月15日経企第1473号）

この改正規定は、平成24年3月22日から実施します。

附 則（平成24年3月20日経企第1484号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年3月22日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（情報自動受信機能に係る付加機能使用料の30日間減額適用に関する特例）
- 3 この改正規定実施の日から平成24年5月31日までの間における、情報自動受信機能に係る付加機能使用料については、料金表第1表第2（付加機能仕様料）の1（適用）の(7)の(ア)（キ）中、「30日間」を「60日間」に読み替えて適用します。
（iモードケータイデータお預かり機能の提供に関する経過措置）
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているケータイデータお預かり機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているiモードケータイデータお預かり機能に移行したものとみなします。

(その他)

5 経企第728号(平成23年9月24日)の附則第4項中、「第2の(1)及び(2)」を「第2(付加機能使用料)の1(適用)の(1)のア及び(2)」に改めます。

6 経企第956号(平成23年11月25日)の附則第4項中、「(1)のウ」を「(7)のアの(ア)」に改めます。

附 則(平成24年3月23日経企第1504号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

ただし、おまかせロック等に関する部分は平成24年3月28日、MobiCom Corporation及びTelecom Italia S.p.A.に関する部分は平成24年4月16日から、マイエリア機能に関する部分は平成24年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削 除

附 則(平成24年4月1日経企第1号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年4月11日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成24年4月25日経企第119号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(X iの基本使用料に係る特例)

3 この改正規定実施の日から平成24年9月30日までの間における、X iデータプランフラット又はX iデータプランフラットにねんのX iに係る基本使用料については、料金表第1表第1(基本使用料)の2(料金額)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月 額)
			次の税抜額(かっこ内は税込額)
X i	一般契約に係るもの	X iデータプランフラット	6,100円(6,405円)
	定期契約に係るもの	X iデータプランフラットにねん	X iデータプランフラットに係る基本使用料の額から、1,400円を控除した額

(注) X iデータプランフラットにねんに係る基本使用料の額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(X iの通信料に係る特例)

4 この改正規定実施の日から平成24年9月30日までの間における、X iパケ・ホーダイフラットの通信料については、料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の規定にかかわらず、同欄アの「5,700円」を「4,700円」に読み替えて適用します。

- 5 この改正規定実施の日から平成24年9月30日までの間における、X i パケ・ホーダイダブルの通信料については、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の規定にかかわらず、同欄キの「6,200円」を「5,200円」に読み替えて適用します。
- 6 この改正規定実施の日から平成24年9月30日までの間における、X i データプラン又はX i データプランにねんのX i の通信料については、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(12)の規定にかかわらず、同欄イの「5,247円」を「4,247円」に読み替えて適用します。
- 7 この改正規定実施の日から平成24年9月30日までの間における、X i データプラン2又はX i データプラン2にねんのX i に係る通信料については、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(12)の規定にかかわらず、同欄エの「3,819円」を「2,819円」に読み替えて適用します。
- （その他）
- 8 経企第1162号（平成24年1月13日）の附則第1項中、「5月1日」を「10月1日」に改めます。
- 9 経企第1366号（平成24年2月24日）の附則第3項から第8項を、次のように改めます。
（プラスX i 割の適用）
- 3 当社は、この改正規定実施の日から平成25年3月31日までの間において、基本使用料の料金種別がX i データプランフラット又はX i データプランフラットにねん（以下この附則において「X i データプランフラット等」といいます。）のX i（以下この附則において「対象X i」といいます。）に係る契約を締結している者から申出があったときは、プラスX i 割（その対象X i に係るX i データプランフラット等の基本使用料について、その申出があった日を含む暦月から、料金表第1表第1（基本使用料）の2（料金額）、経企第766号（平成23年10月6日）第3項及び経企第119号（平成24年4月25日）第3項の規定にかかわらず、第1号及び第2号に規定する額を適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。）を適用します。
- (1) 1のX i について、最初にプラスX i 割の適用に係る申出があった日を含む暦月から、その申出があった日を含む暦月から起算して25暦月の間のX i データプランフラット等の基本使用料について、ア及びイに規定する額を適用します。
- ア イ以外のもの

1 契約ごとに

区 分				料 金 額 (月 額)
				次の税抜額(かっこ内は税込額)
X i	一般契約に係るもの	データ専用プラン	X i データプランフラット	5,191円 (5,450.55円)
	定期契約に係るもの	データ専用プラン	X i データプランフラットにねん	3,791円 (3,980.55円)

イ 当該暦月において、当社が別に定める端末設備のみを利用して通信を行ったことを当社が確認したX i に係るもの（第4項の規定に基づき代表F OMAを指定している場合を除きます。）

1 契約ごとに

区 分				料 金 額 (月額)
				次の税抜額(かっこ内は税込額)
X i	一般契約に係るもの	データ専用プラン	X i データプランフラット	4,239円 (4,450.95円)
	定期契約に係るもの	データ専用プラン	X i データプランフラットにねん	2,839円 (2,980.95円)

(2) 1のX iについて、最初にプラスX i割の適用に係る申出があった日を含む暦月から起算して26暦月以降のX i データプランフラット等の基本使用料について、前号Aに規定する額を適用します。

- 4 前項の規定に基づきプラスX i割の適用に係る申出をする者は、1のX i（対象X iと同一の契約者に係るものであって、料金表第1表第3（通信料）に規定するX iパケ・ホーダイフラット若しくはX iパケ・ホーダイダブルを選択しているものに限ります。以下この附則において「代表X i」といいます。）又はFOMA（対象X iと同一の契約者に係るものであって、FOMAサービス契約約款に規定するパケ・ホーダイフラット、パケ・ホーダイダブル2若しくはパケ・ホーダイダブルを選択しているものに限ります。以下この附則において「代表FOMA」といいます。）を指定していただきます。
- 5 当社は、前項の規定にかかわらず、その申出に係る代表X i又は代表FOMA（以下この附則において「代表X i等」といいます。）が、現に他のプラスX i割に係る代表X i等として指定されているときは、プラスX i割の適用に係る申出を承諾しません。
- 6 当社は、プラスX i割の適用を受けているX iについて、そのX i契約者から代表X i等の変更に係る申出があったときは、前項の規定に該当する場合を除いて、その申出を承諾します。

この場合において、当社は、代表X i等の変更に係る申出を承諾した日を含む暦月の基本使用料について、変更後の代表X i等に基づき第3項に規定する額を適用します。

- 7 当社は、プラスX i割の適用を受けているX iについて、そのX i契約者からプラスX i割を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、プラスX i割を廃止します。

- (1) 対象X iに係る契約の解除があったとき。
- (2) 対象X iの基本使用料の料金種別が、X i データプランフラット等以外となったとき。
- (3) 対象X iの名義変更があったとき。
- (4) 代表X i等に係る契約の解除があったとき（代表X iに係る契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結した場合又は代表FOMAに係る契約の解除と同時に新たにX i契約を締結した場合を除きます。）。
- (5) 代表X i等の電話番号保管があったとき。
- (6) 代表X i等の名義変更があったとき。
- (7) 代表X i等が、第4項に規定する条件を満たさなくなったとき。

- 8 プラスX i割を廃止したときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までのX i データプランフラット等の基本使用料について、プラスX i割の適用対象とします。

- 10 経企第1484号（平成24年3月20日）の附則第3項中、「4月30日」を「5月31日」に改めます。

附 則（平成24年 5 月15日経企第190号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年 5 月23日から実施します。
ただし、この改正規定中、児童ポルノ情報に関する部分については、平成24年 5 月24日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（ i Bodymoに係る情報料の減額適用に関する経過措置）
- 3 1 の X i について、この改正規定実施の日以降最初に i Bodymo及び別表 2（付加機能）に規定するspモード機能の提供を同時に受けることとなったとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、その i Bodymoに係る情報料について、その提供を開始した日から起算して31日間は支払いを要しないものとし、料金表第 5 表（その他のサービスに関する料金等）第 4（情報料）の 2（料金額）に規定する額から減額して適用します。
- 4 1 の X i について、この改正規定実施前に、改正前の規定により i Bodymoの提供を受けたことがある場合は、料金表第 5 表第 4 の 1（適用）の(3)のアの規定を適用しません。

附 則（平成24年 5 月24日経企第227号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年 6 月 1 日から実施します。
ただし、この改正規定中、San Marino Telecom S.p.A.、DOCOMO PACIFIC, INC. 及びグアムに関する部分については、平成24年 6 月25日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成24年 6 月 7 日経企第301号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年 7 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成24年 6 月25日経企第396号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年 7 月 1 日から実施します。
ただし、ケータイ払いに関する部分については平成24年 7 月 3 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（海外パケ・ホーダイの通信料に係る特例）
- 3 この改正規定実施の日から平成24年 8 月31日までの間において、料金表第 3 表の 1（適用）の(4)のア、イ及びカの規定により算定した料金（当社が別に定める外国の電気通信事業者が提供する、国際アウトローミングを利用して行ったデータ通信モードによる通信に関する料金及び無線 I P 通信網サービス契約約款に規定する国際無線 I P の利用に係る料金に限りません。）について、1 暦日における累計額が980円を超える場合は、980円を超える部分の料金の支払いを要しません。

（注）第 3 項に規定する当社が別に定める外国の電気通信事業者は、別表 9 に規定する Everything Everywhere Limited、Telefonica UK Limited、Hutchison 3G UK Ltd 及び Vodafone Limited並びに無線 I P 通信網サービス契約約款に規定するBT Openzone をいいます。

附 則（平成24年7月12日経企第502号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年7月23日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年7月24日経企第543号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。
ただし、通話録音機能に関する部分については、平成24年7月31日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 経企第1366号（平成24年2月24日）の附則第4項中、「パケ・ホーダイダブル2若しくはパケ・ホーダイダブル」を「パケ・ホーダイダブル2、パケ・ホーダイダブル若しくはらくらくパケ・ホーダイ」に改めます。

附 則（平成24年8月16日経企第635号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年8月24日から実施します。
ただし、この改正規定中、ドコモwebメールに関する部分については、平成24年8月27日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年8月23日経企第661号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年9月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、音声メッセージ蓄積機能に関する部分は平成24年8月31日から、自動取得情報受信機能に関する部分は平成24年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削 除
（その他）
- 4 この改正規定中、X iサービスの契約者回線等への通信に関する部分については、平成24年9月1日に呼出しがあった通信から適用します。
- 5 この改正規定中、定期契約に係る解約金に関する部分については、平成24年9月1日以降に契約の解除に係る申出があったものから適用します。

附 則（平成24年8月29日経企第674号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年9月1日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削 除
- 4 削 除
- 5 削 除
- 6 削 除

- 7 削 除
- 8 削 除
- 9 削 除
- 10 削 除

附 則 (平成24年 9 月24日経企第756号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年10月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
(身体障がい者等割引の適用に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施の際現に、料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けている X i に係る当該身体障がい者等割引の適用について、料金表第 1 表第 1 の 1 の(2)のキの(ウ)の規定を適用するときは、料金表第 1 表第 1 の 1 の(2)のキの(ウ)中、「ウの規定」を「ウの規定 ((ア)及び(イ)に関する部分を除きます。)」に読み替えて適用します。
- 4 前項の規定によるほか、この改正規定実施の際現に、料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けている X i に係る当該身体障がい者等割引の適用について、料金表第 1 表第 1 の 1 の(2)のキの(ウ)の規定を適用するときは、料金表第 1 表第 1 の 1 の(2)のウの(イ)及び(オ)中、「登録利用者」を「契約者 (その X i において身体障がい者等を登録利用者として利用者登録が行われているときは、その登録利用者)」に読み替えて適用します。
- 5 この改正規定実施の際現に、FOMAサービス契約約款の規定により身体障がい者等割引の適用を受けている一般契約者又はFOMAユビキタス一般契約者が、その一般契約又はFOMAユビキタス一般契約の解除と同時に新たに X i 契約を締結し、継続して料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受ける場合であって、その X i に係る当該身体障がい者等割引の適用について、料金表第 1 表第 1 の 1 の(2)のキの(ウ)の規定を適用するときは、料金表第 1 表第 1 の 1 の(2)のキの(ウ)中、「ウの規定」を「ウの規定 ((ア)及び(イ)に関する部分を除きます。)」に読み替えて適用します。
- 6 前項の規定によるほか、この改正規定実施の際現に、FOMAサービス契約約款の規定により身体障がい者等割引の適用を受けている一般契約者又はFOMAユビキタス一般契約者が、その一般契約又はFOMAユビキタス一般契約の解除と同時に新たに X i 契約を締結し、継続して料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受ける場合であって、その X i に係る当該身体障がい者等割引の適用について、料金表第 1 表第 1 の 1 の(2)のキの(ウ)の規定を適用するときは、料金表第 1 表第 1 の 1 の(2)のウの(イ)及び(オ)中、「登録利用者」を「契約者 (その X i において身体障がい者等を登録利用者として利用者登録が行われているときは、その登録利用者)」に読み替えて適用します。
(その他)
- 7 経企第766号 (平成23年10月 6 日) の附則第 6 項を次のように改めます。
 - 6 当社は、この改正規定実施の日から平成25年 3 月31日までの間において、X i 契約者 (基本使用料の料金種別が料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の(1)に規定する X i データプラン 2、X i データプラン 2 にねん、X i データプランフラット、X i データプランフラットにねん、X i データプランライト若しくは X i データプランライトにねん (以下この附則において「対象プラン」といいます。)) を選択している者又は料金表第 1 表第 3 (通信料) の 1 (適用) の(8)に規定するデータ定額を選択している者に限ります。)が、その X i において無線 I P アクセスサービスの提供を受けているときは、その無線 I P アクセスサービスに係る無線 I P アクセス定額料について支払いを要しないものとし、料金表第 4 表 (無線 I P アクセス定額料) の 2 (料金額) に規定する額から減額して適用します。この場合において、当社は、その対象プラン又はデータ定額を選択した日を含む暦月

の初日から、その対象プラン又はデータ定額を廃止した日を含む暦月の末日までの間、その対象プランを選択しているものとみなして取り扱います。

8 経企第674号（平成24年8月29日）の附則を次のように改めます。

(1) 第3項を次のように改めます

3 当社は、この改正規定実施の日から平成26年3月31日までの間において、料金表第1表第1（基本使用料）に規定するXiデータプランフラット、Xiデータプランフラットにねん、Xiデータプランライト若しくはXiデータプランライトにねん（以下この附則において「Xiデータプランフラット等」といいます。）の選択（翌暦月から基本使用料の料金種別をXiデータプランフラット等へ変更する申出を行った場合を含み、この改正規定実施前に、この改正規定実施の日から基本使用料の料金種別をXiデータプランフラット等へ変更する申出を行った場合を除きます。以下この附則において同じとします。）、料金表第1表第3（通信料）に規定するXiパケ・ホーダイフラット若しくはXiパケ・ホーダイライト（以下この附則において「Xiパケ・ホーダイフラット等」といいます。）の選択（翌料金月よりXiパケ・ホーダイフラット等を選択する申出を行った場合を含み、この改正規定実施前に、この改正規定実施の日からXiパケ・ホーダイフラット等を選択する申出を行った場合を除きます。以下この附則において同じとします。）又は別表2（付加機能）に規定するmoperaU機能、ビジネスmoperaインターネット機能若しくはspモード機能（以下この附則において「moperaU機能等」といいます。）の請求があった場合であって、1のXiについて、Xiデータプランフラット等又はXiパケ・ホーダイフラット等が選択されていること並びにmoperaU機能等の提供を受けていることを当社が確認したときは、第74条（無線IPアクセスサービスの利用等）及び別表2（付加機能）の規定にかかわらず、そのXi契約者から無線IPアクセスサービスの利用に係る申出があったものとみなして取り扱います。

ただし、そのXiデータプランフラット等若しくはXiパケ・ホーダイフラット等の選択又はmoperaU機能等の請求の際に、そのXi契約者から当社に対して無線IPアクセスサービスの利用に係る申出を行わない旨の意思表示があったときはこの限りでありません。

(2) 第4項、第5項及び第8項中、「Xiパケ・ホーダイフラット」を「Xiパケ・ホーダイフラット等」に改めます。

9 経企第1504号（平成24年3月23日）の附則第3項を次のように改めます。

3 削除

10 経企第1162号（平成24年1月13日）の附則第11項を次のように改めます。

11 当社は、Xi応援学割2012の適用を受けているXiのXiパケ・ホーダイフラット及びXiパケ・ホーダイライトに係る定額通信料について、料金表第1表第3の1の(8)のアの(ア)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分	定額通信料（月額）
Xiパケ・ホーダイフラット	税抜額 4,700円（税込額 5,170円）
Xiパケ・ホーダイライト	税抜額 3,700円（税込額 4,070円）

12 経企第1366号（平成24年2月24日）の附則第4中、「Xiパケ・ホーダイフラット若しくはXiパケ・ホーダイダブル」を「データ定額」に改めます。

附 則（平成24年10月13日経企第836号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年10月17日から実施します。

ただし、この改正規定中、iモード等を利用した請求方法等に関する部分は平成24年10月

23日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成24年10月19日経企第865号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(X i 契約に係る特例)

- 3 この改正規定実施の日から平成24年11月30日までの間において、FOMAに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにX i契約を締結した場合(料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)のカ又は料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)のオの適用を受ける場合に限り。)であって、当該料金月において料金表第1表第3の1の(1)のケに規定する128k通信の適用の解除に係る申出(当該料金月における最初の申出であると当社が認める場合に限り。)を行ったときは、その128k通信の適用の解除に係る料金について支払を要しないものとし、料金表第1表第3の1又は2(料金額)に規定する額から減額して適用します。

附 則 (平成24年10月26日経企第895号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(はなして翻訳機能の提供に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、別表2(付加機能)に規定するmoperaU機能又はspモード機能の提供を受けているときは、この改正規定実施の日において、別表2に規定するはなして翻訳機能の請求があったものとみなして取り扱います。

附 則 (平成24年11月7日経企第972号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年11月7日から実施します。

ただし、この改正規定中、X iの基本使用料に係る特例に関する部分並びにmoperaU機能及びビジネスmoperaインターネット機能に関する部分については平成24年11月9日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(X iの基本使用料に係る特例)

- 3 当社は、この改正規定実施の日から平成26年8月31日までの間において、基本使用料の料金種別がX iデータプランライト又はX iデータプランライトにねん(以下この附則において「X iデータプランライト等」といいます。)のX iに係る契約を締結している者から申出があったときは、そのX iに係るX iデータプランライト等の基本使用料について、その申出があった日を含む暦月(その申出があった日を含む暦月において、料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(1)のサの適用を受けるときは、その申出があった日を含む暦月の翌暦月)から、料金表通則第8項の規定にかかわらず、料金表第1表第1(基本使用料)の2(料金額)に規定する額から、909円を減額して適用します。この場合において、料金表第1表第1の1(適用)の(2)の適用による場合は、適用した後の料金額から減額して適用します。
- 4 当社は、前項に規定する減額の適用を受けているX iについて、そのX i契約者から、減

額の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、前項に規定する減額の適用を廃止します。

(1) 契約の解除があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）

(2) 基本使用料の料金種別が、X i データプランライト等以外となったとき。

5 当社は、前項の規定により第3項に規定する特例の適用を廃止するときは、廃止した日を含む暦月の末日まで（その廃止した日を含む暦月において、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(1)のサの適用を受けるときは、廃止した日を含む暦月の前暦月の末日まで）の基本使用料について、その特例を適用します。

6 定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したときは、契約の解除があったX i 契約を締結した日（そのX i 契約を継続して締結していると当社が認める場合は、そのX i 契約を締結した日と当社がみなす日）から継続してX i 契約を締結しているものとみなして、第3項から第5項の規定を適用します。

7 当社は、この改正規定実施の際現に、X i データプランライト等のX i に係る契約を締結している者について、この改正規定実施の際に第3項に規定する申出があったもののみならず取り扱います。

（moperaU 機能及びビジネスmoperaインターネット機能に係る付加機能使用料の減額適用に関する特例）

8 当社は、この改正規定実施の日から平成26年5月31日までの間に、1のX i において、最初に別表2（付加機能）に規定するmoperaU機能又はビジネスmoperaインターネット機能のうちいずれか1つの提供を受けることとなったとき（最初に提供を受けることになったと当社が認める場合を含みます。）は、その提供の開始があった日から、その提供の開始があった日を含む暦月の翌暦月から起算して5暦月の間は、moperaU機能及びビジネスmoperaインターネット機能に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限り、以下この附則において同じとします。）について支払いを要しないものとし、料金表第1表第2（付加機能使用料）に規定する額から減額して適用します。

9 前項に規定する付加機能使用料の減額適用を受けている場合は、moperaU機能及びビジネスmoperaインターネット機能に係る付加機能使用料について、料金表第1表第2の(1)のア及び(2)の規定を適用しません。

10 前項の規定によるほか、1のX i において別表2に規定するi モード機能、spモード機能及びブラックベリー接続機能（タイプAに係るものに限り、以下この附則において同じとします。）に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限り、以下この附則において同じとします。）のうち1の付加機能使用料の適用並びにmoperaU機能及びビジネスmoperaインターネット機能に係る付加機能使用料のうち1以上の付加機能使用料の適用を同時に受けている場合であって、そのX i において、第8項に規定する付加機能使用料の減額適用を受けている場合は、料金表第1表第2の(1)のアの規定を適用しません。

11 定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したときは、継続して一般契約又は定期契約を締結していたものとみなして、第8項の規定を適用します。

12 FOMA契約者、FOMAユビキタス契約者又はワイドスター通信サービスに係る契約者が、その契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結したときは、契約の解除があったFOMA契約、FOMAユビキタス契約又はワイドスター通信サービスに係る契約を締結した日（その契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その契約を締結した日と当社がみなす日）から継続してX i 契約を締結していたものとみなし、第8項の規定を適用します。

附 則（平成24年11月9日経企第983号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年11月16日から実施します。

ただし、手続きに関する料金に係る部分は、平成24年12月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その

他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成24年11月15日経企第1009号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年11月21日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（その他）
- 3 経企第728号（平成23年9月24日）の附則第5項を次のように改めます。
 - 5 前項の規定によるほか、1のX iにおいて別表2に規定するspモード機能、iモード機能又はブラックベリー接続機能（タイプAに係るものに限り。）に係る付加機能使用料の適用並びにmoperaU機能及びビジネスmoperaインターネット機能に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限り。）のうち1以上の付加機能使用料の適用を同時に受けている場合であって、そのX iにおいて、最初に第3項に規定する付加機能使用料の減額適用を受けている場合は、料金表第1表第2の1（適用）の(1)のAの規定を適用しません。
- 4 経企第674号（平成24年8月29日）の附則を次のとおり改めます。
 - (1) 第3項中、「ビジネスmoperaインターネット機能若しくはspモード機能」を「ビジネスmoperaインターネット機能、spモード機能若しくはブラックベリー接続機能」に改めます。
 - (2) 第8項第3号中、「ビジネスmoperaインターネット機能及びspモード機能」を「ビジネスmoperaインターネット機能、spモード機能及びブラックベリー接続機能」に改めます。
- 5 経企第972号（平成24年11月7日）の附則第10項中、「iモード機能及びspモード機能」を「iモード機能、spモード機能及びブラックベリー接続機能（タイプAに係るものに限り。）」に改めます。

附 則（平成24年11月26日経企第1040号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。
ただし、Orange Madagascar に関する部分については平成24年12月7日から、Entel PCS Telecomunicaciones S. A.、TELEFONICA MOVILES CHILE S. A. 及びDST Communications Sdn. Bhd. に関する部分については平成24年12月10日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成24年11月28日経企第1058号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったF OMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（電子媒体による請求額情報の通知に関する経過措置）
- 3 当社は、この改正規定実施の日において、1のX iにおいて、別表2（付加機能）に規定するmoperaU機能、ビジネスmoperaインターネット機能、spモード機能、iモード機能若しくはブラックベリー接続機能の提供を受けていること及び料金等の支払方法がe ビリングご利用規約に規定するクレジット払いであることを確認したとき（当社が定めるときを除きます。）は、当社がそのことを確認した日において、そのX iについて契約者から電子媒体による請求額情報の通知に係る請求があったものとみなして取り扱います。
ただし、そのX iが、第1表第1（基本使用料）の1の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているときはこの限りではありません。

附 則（平成24年12月13日経企第1133号）

この改正規定は、平成24年12月19日から実施します。

附 則（平成24年12月23日経企第1168号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、電子媒体による請求額情報の通知に関する部分については、平成25年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成25年1月10日経企第1218号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年1月18日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（X i 応援学割2013の適用）
- 3 当社は、この改正規定実施の日から平成25年5月31日までの間において、基本使用料の料金種別がタイプX i 又はタイプX i にねん（以下この附則において「タイプX i 等」といいます。）のX i 契約者から申出があったときは、X i 応援学割2013（その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して36暦月の間のタイプX i 等の基本使用料について、料金表第1表第1（基本使用料）の2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用する取り扱いをいいます。以下同じとしします。）を適用します。

1 契約ごとに

区 分				料 金 額（月額）
				次の税抜額（かっこ内は税込額）
X i	一般契約に係るもの	総合利用プラン	タイプX i	890円（961.2円）
	定期契約に係るもの	総合利用プラン	タイプX i にねん	—

- 4 X i 応援学割2013の適用に係る申出を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者としします。
 - (1) 次のいずれかに該当する教育施設に在学し教育を受けている者（単位制高等学校教育規程第9条に規定する科目履修生、通信による教育を行う学校の科目履修生及び聴講生その他の当社が別に定める基準に適合しない者を除きます。以下この附則において「学生」といいます。）。
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は学校教育法第124条若しくは第134条に規定する学校のうち、当社が別に定める基準に適合するもの。
 - イ その他アの規定に準ずるものとして、当社が別に定める基準に適合するもの。
 - (2) 学生のために前項に規定する減額の適用を申し出ること同意を得ている者（当社が別に定める者に限ります。）。
 - (3) タイプX i 等に係るX i 契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）及びそのX i に係るファミリー割引（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(13)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとしします。）の選択（X i 応援学割2013の適用を受けているX i が属する割引回線群（料金表第1表第3の1の(13)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとしします。）を指定する場合又はFOMA応援学割2013（FOMAサービス契約約款に規定

- するものをいいます。以下同じとします。)の適用を受けているFOMAが属する割引回線群を指定する場合に限ります。)と同時にその申出を行う者。
- (4) 満7歳に満たない者(満3歳に満たない者を除きます。以下この附則において同じとします。)のためにXi契約を締結している者又は新たにXi契約を締結する者であって、その満7歳に満たない者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者。
- 5 Xi契約者は、Xi応援学割2013の適用に係る申出を行うときは、当社が前項の条件に該当することを確認するための書類を提示していただきます。
- ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。
- 6 第4項各号の規定に基づきXi応援学割2013の適用に係る申出をする者は、以下の規定に基づき、1の利用者を指定し、第74条の2(利用者登録)に規定する利用者登録を行っていただきます。
- (1) 第4項第1号又は第3号の申出に係る利用者は、同号の規定によりその申出をする者又はその申出をする者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に限ります。
- (2) 第4項第2号の申出に係る利用者は、同号に規定する学生とします。
- (3) 第4項第4号の申出に係る利用者は、同号に規定する満7歳に満たない者とします。
- 7 当社は、Xi応援学割2013の適用に係る申出があったときは、その申出を行ったXi契約者に係るXiが第1号又は第2号のいずれか及び第3号に該当する場合に限り、その申出を承諾します。
- (1) 基本使用料の料金種別がタイプXiにねんであるとき。
- (2) 料金表第1表第1の1の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているとき。
- (3) Xiパケ・ホーダイダブル、Xiパケ・ホーダイフラット、Xiパケ・ホーダイライト、Xiパケ・ホーダイfor iPhone、Xiパケ・ホーダイforジュニア、Xiらくらくパケ・ホーダイ又はXiパケ・ホーダイforビジネスを選択しているとき。
- 8 当社は、第4項及び前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、Xi応援学割2013の適用に係る申出を承諾しません。
- (1) その申出に係る利用者が、現に他のXi契約に係る利用者として指定されているとき。
- (2) その申出に係る利用者が、FOMAサービス契約約款に規定する経企第1112号(平成22年1月25日)の附則第3項の適用を受けているFOMA契約者若しくは同附則第4項第2号の規定に基づく申出に係る学生であるとき、タイプシンプルに係る基本使用料の減額適用に関する特例に係る対象者(経企第1150号(平成23年1月25日)の附則第6項に規定するものをいいます。)若しくはFOMA応援学割2012に係る対象者として指定されているとき、FOMA応援学割2013に係る利用者として指定されているとき又はXi応援学割2012の対象者として指定されているとき若しくはXi応援学割2013に係る利用者として指定されているとき。
- (3) その申出に係るXiにおいて、Xi応援学割2012、Xi応援学割2013又はFOMAサービス契約約款に規定するFOMA応援学割2012若しくはFOMA応援学割2013の適用を受けたことがあるとき(第15項に該当する場合を除きます。)
- 9 料金表通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定によりタイプXi等の基本使用料を日割するときは、第3項に規定する額を日割して適用します。
- 10 当社はXi応援学割2013の適用を受けているXiのXiパケ・ホーダイダブルに係る通信料について、料金表第1表第3の1の(8)のシの(ア)中、「6,200円」を「5,200円」に読み替えて適用します。
- 11 当社は、Xi応援学割2013の適用を受けているXiのXiパケ・ホーダイフラット、Xiパケ・ホーダイライト及びXiパケ・ホーダイfor iPhoneに係る定額通信料について、料金表第1表第3の1の(8)のアの(ア)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。
- ただし、料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)のロ、サ、シ又はスの適用を受けるときはこの限りではありません。

1 契約ごとに

区 分	定額通信料 (月額)
X i パケ・ホーダイフラット	税抜額 4,700円 (税込額 5,076円)
X i パケ・ホーダイライト	税抜額 3,700円 (税込額 3,996円)
X i パケ・ホーダイ f o r i P h o n e	税抜額 4,200円 (税込額 4,536円)

12 当社は、X i 応援学割2013の適用を受けているX iについて、そのX i契約者から、X i 応援学割2013の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、X i 応援学割2013の適用を廃止します。

- (1) 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。
- (2) X i 電話番号保管があったとき。
- (3) 基本使用料の料金種別がタイプX i 等以外となったとき。
- (4) 契約の解除があったとき（契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結する場合であって、第7項の規定に該当するときを除きます。）。
- (5) 第7項の規定に該当しなくなったとき。

13 X i 応援学割2013を廃止した場合における取扱いについては、次のとおりとします。

- (1) 第3項の規定については、その廃止日の前日までのタイプX i 等の基本使用料について適用します。
- (2) 第10項及び第11項の規定については、その廃止日を含む料金月の末日まで（その廃止日を含む料金月において、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)のク、サ、シ又はスの適用を受けるときは、廃止した日を含む料金月の前料金月の末日まで）に終了した通信に関する料金について適用します。

14 FOMAサービスに係る契約（FOMA応援学割2013の適用を受けているものに限ります。）を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結する場合であって、そのX i 契約の締結と同時にX i 応援学割2013の適用に係る申出をしたときは、第3項中、「その申出があった日」を「その契約の解除に係るFOMAにおいて、FOMA応援学割2013の適用に係る申出があった日と当社がみなす日」に読み替えて適用します。

15 当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結したときは、契約の解除があった電気通信サービスに係る契約を締結した日（その電気通信サービスに係る契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その電気通信サービスに係る契約を締結した日と当社がみなす日）から継続してX i 契約を締結していたものとみなして、第3項から第14項の規定を適用します。

附 則（平成25年1月23日経企第1268号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。
（ビジネス通話割引に係る定額料の適用に関する特例）
- 3 この改正規定実施の日から平成25年5月1日までの間において、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(15)に規定するビジネス通話割引の適用を最初に受けることとなったとき（この改正規定実施の日から平成25年4月30日までの間にビジネス通話割引の適用を受ける旨の申出を行った場合に限り）は、ビジネス通話割引に係る定額料について、その適用を最初に受けることとなった日を含む料金月から起算して6料金月の間は、料金表第1表

第3の1の(15)の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

4 当社は、前項に規定する特例の適用を受けているX iについて、次のいずれかに該当する場合には、前項に規定する減額の適用を廃止します。

(1) ビジネス通話割引の廃止があったとき。

(2) 指定割引回線群（料金表第1表第3の1の(15)に規定するものをいいます。）を変更する旨の申出があったとき。

(3) 契約の解除があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

5 当社は、前項の規定によりその特例の適用を廃止したときは、その廃止した日を含む料金月の末日までのビジネス通話割引に係る定額料について、その特例を適用します。

6 当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結している者が、その電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たにX i契約を締結したときは、契約の解除があった電気通信サービスに係る契約を締結した日（その電気通信サービスに係る契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その電気通信サービスに係る契約を締結した日と当社がみなす日）から継続してX i契約を締結しているものとみなし、第3項の規定を適用します。

（その他）

7 経企第1162号（平成24年1月13日）の附則を次のように改めます。

(1) 第10項中、「キの(ア)」を「サの(ア)」に改めます。

(2) 第11項を次のように改めます

11 当社は、X i応援学割2012の適用を受けているX iのX iパケ・ホーダイフラット及びX iパケ・ホーダイライトに係る定額通信料について、料金表第1表第3の1の(8)の(ア)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

ただし、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(1)の(コ)又は(サ)の適用を受けるときはこの限りではありません。

1 契約ごとに

区 分	定額通信料（月額）
X iパケ・ホーダイフラット	税抜額 4,700円（税込額 5,170円）
X iパケ・ホーダイライト	税抜額 3,700円（税込額 4,070円）

(3) 第13項第3号を次のように改めます

(3) 第10項及び第11項の規定については、その廃止日を含む料金月の末日まで（その廃止日を含む料金月において、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(1)の(コ)又は(サ)の適用を受けるときは、廃止した日を含む料金月の前料金月の末日まで）に終了した通信に関する料金について適用します。

8 経企第1366号（平成24年2月24日）の附則第3項第1号を次のように改めます。

(1) 1のX iについて、最初にプラスX i割の適用に係る申出があった日を含む暦月（その申出があった日を含む暦月において、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(1)の(コ)の適用を受けるときは、その申出があった日を含む暦月の翌暦月）から、その申出があった日を含む暦月から起算して25暦月の間のX iデータプランフラット等の基本使用料について、ア及びイに規定する額を適用します。

ア イ以外のもの

1 契約ごとに

区 分	料 金 額（月額）
	次の税抜額（かっこ内）

				は税込額)
X i	一般契約に係るもの	データ専用プラン	X i データプラン フラット	5,191円 (5,710.1円)
	定期契約に係るもの	データ専用プラン	X i データプラン フラットにねん	3,791円 (4,170.1円)

イ 当該暦月において、当社が別に定める端末設備のみを利用して通信を行ったことを当社が確認したX iに係るもの（第4項の規定に基づき代表F OMAを指定している場合を除きます。）

1 契約ごとに

区 分				料 金 額 (月額)
				次の税抜額(かっこ内は税込額)
X i	一般契約に係るもの	データ専用プラン	X i データプラン フラット	4,239円 (4,662.9円)
	定期契約に係るもの	データ専用プラン	X i データプラン フラットにねん	2,839円 (3,122.9円)

9 経企第972号（平成24年11月7日）の附則を次のように改めます。

(1) 第3項を次のように改めます。

3 当社は、この改正規定実施の日から平成25年3月31日までの間において、基本使用料の料金種別がX i データプランライト又はX i データプランライトにねん（以下この附則において「X i データプランライト等」といいます。）のX iに係る契約を締結している者から申出があったときは、そのX iに係るX i データプランライト等の基本使用料について、その申出があった日を含む暦月（その申出があった日を含む暦月において、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(1)のサの適用を受けるときは、その申出があった日を含む暦月の翌暦月）から、料金表通則第8項の規定にかかわらず、料金表第1表第1（基本使用料）の2（料金額）に規定する額から、909円を減額して適用します。この場合において、料金表第1表第1の1（適用）の(2)の適用による場合は、適用した後の料金額から減額して適用します。

(2) 第5項を次のように改めます。

5 当社は、前項の規定により第3項に規定する特例の適用を廃止するときは、廃止した日を含む暦月の末日まで（その廃止した日を含む暦月において、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(1)のサの適用を受けるときは、廃止した日を含む暦月の前暦月の末日まで）の基本使用料について、その特例を適用します。

10 経企第1218号（平成25年1月10日）の附則を次のように改めます。

(1) 第7項第3号を次のように改めます。

(3) X i パケ・ホーダイダブル、X i パケ・ホーダイフラット、X i パケ・ホーダイライト又はX i パケ・ホーダイ f o r ジュニアを選択しているとき。

(2) 第10項中、「キの(ア)」を「サの(ア)」に改めます。

(3) 第11項を次のように改めます

11 当社は、X i 応援学割2013の適用を受けているX iのX i パケ・ホーダイフラット及びX i パケ・ホーダイライトに係る定額通信料について、料金表第1表第3の1の(8)の(ア)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

ただし、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(1)のロ又はサの適用を受けるときはこの限りではありません。

1 契約ごとに

区 分	定額通信料（月額）
X i パケ・ホーダイフラット	税抜額 4,700円（税込額 5,170円）
X i パケ・ホーダイライト	税抜額 3,700円（税込額 4,070円）

(4) 第13項第2号を次のように改めます

(2) 第10項及び第11項の規定については、その廃止日を含む料金月の末日まで（その廃止日を含む料金月において、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(1)のロ又はサの適用を受けるときは、廃止した日を含む料金月の前料金月の末日まで）に終了した通信に関する料金について適用します。

12 経企第766号（平成23年10月6日）の附則第6項を次のように改めます。

6 当社は、この改正規定実施の日から平成25年3月31日までの間において、X i 契約者（基本使用料の料金種別が料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)に規定するX i データプラン2、X i データプラン2にねん、X i データプランフラット、X i データプランフラットにねん、X i データプランライト若しくはX i データプランライトにねん（以下この附則において「対象プラン」といいます。）を選択している者又は料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)に規定するデータ定額（X i パケ・ホーダイ f o r ジュニアに係るものを除きます。）を選択している者に限ります。）が、そのX i において無線 I P アクセスサービスの提供を受けているときは、その無線 I P アクセスサービスに係る無線 I P アクセス定額料について支払いを要しないものとし、料金表第4表（無線 I P アクセス定額料）の2（料金額）に規定する額から減額して適用します。この場合において、当社は、その対象プラン又はデータ定額を選択した日を含む暦月の初日から、その対象プラン又はデータ定額を廃止した日を含む暦月の末日までの間、その対象プランを選択しているものとみなして取り扱います。

附 則（平成25年2月5日経企第1333号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年2月14日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則（平成25年2月20日経企第1386号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年3月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則（平成25年2月27日経企第1427号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、ワンナンバー機能に関する部分については、平成25年3月8日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(その他)

3 削除

附 則 (平成25年 3月22日経企第1545号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年 4月 1日から実施します。
ただし、この改正規定中、ウズベキスタン共和国に関する部分については平成25年 4月 9日から、おまかせロック等に関する部分については平成25年 4月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

- 3 経企第1366号 (平成24年 2月24日) の附則第 3 項中、「平成25年 3月31日」を「当社が定める日」に改めます。
- 4 経企第972号 (平成24年11月 7日) の附則第 3 項及び第 8 項中、「平成25年 3月31日」を「当社が定める日」に改めます。

附 則 (平成25年 4月 5日経企第33号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年 4月10日から実施します。
ただし、この改正規定中、i モードマイボックスサービスに関する部分については、平成25年 4月15日から実施します。

2 削除

附 則 (平成25年 4月24日経企第119号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年 5月 1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 経企第956号 (平成23年11月25日) の附則第 3 項中、「30日間」を「31日間」に改めます。
- 4 経企第190号 (平成24年 5月15日) の附則第 3 項中、「30日間」を「31日間」に改めます。

附 則 (平成25年 5月10日経企第151号)

この改正規定は、平成25年 5月16日から実施します。

附 則 (平成25年 5月24日経企第215号)

この改正規定は、平成25年 6月 1日から実施します。

ただし、この改正規定中、ドコモケータイ送金及びdocomo Money Transferに関する部分は、平成25年 6月11日から実施します。

附 則 (平成25年 6月24日経企第348号)

この改正規定は、平成25年 7月 3日から実施します。

附 則 (平成25年 6月24日経企第379号)

この改正規定は、平成25年 7月 1日から実施します。

ただし、この改正規定中、オーストリア共和国に関する部分については平成25年 6月24日から実施します。

附 則 (平成25年 7月25日経企第545号)

この改正規定は、平成25年 8月 1日から実施します。

ただし、この改正規定中、通信の種類等に関する部分については平成25年 7月30日から実施します。

附 則 (平成25年 8月13日経企第619号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年 8月16日から実施します。
ただし、一般契約申込の承諾に関する部分は、平成25年 8月19日から、通信利用の制限に

関する部分は当社が定める日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

- 3 経企第674号(平成24年8月29日)の附則第3項中、「X iパケ・ホーダイフラット若しくはX iパケ・ホーダイライト」を「X iパケ・ホーダイフラット、X iパケ・ホーダイライト若しくはX iらくらくパケ・ホーダイ」に改めます。

- 4 経企第1218号(平成25年1月10日)の附則第7項第3号を次のように改めます。

(3) X iパケ・ホーダイダブル、X iパケ・ホーダイフラット、X iパケ・ホーダイライト、X iパケ・ホーダイ f o r ジュニア又はX iらくらくパケ・ホーダイを選択しているとき。

附 則 (平成25年8月30日経企第700号)

(実施期日)

この改正規定は、平成25年9月1日から実施します。

附 則 (平成25年9月4日経企第708号)

(実施期日)

この改正規定は、平成25年9月5日から実施します。

附 則 (平成25年9月19日経企第790号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年9月20日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(通話モードに係る定額通信料に関する特例)

- 3 この改正規定実施の日から平成26年9月30日までの間において、1の指定X i(第1種契約に係るものに限り)について、X iカケ・ホーダイ(料金表第1表第3(通信料)の(6)に規定するものをいいます。)及びX iパケ・ホーダイ f o r i P h o n e(料金表第1表第3の(8)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとしします。)に係る定額通信料の適用を同時に受けているときは、X iカケ・ホーダイに係る定額通信料について、X iパケ・ホーダイ f o r i P h o n eを最初に選択した日を含む料金月から起算して13料金月の間(以下この附則において「特例適用期間」といいます。)、料金表第1表第3(通信料)の(6)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分	定額通信料(月額)
X iカケ・ホーダイ	税抜額 334円(税込額 360.72円)

- 4 一般契約者がその契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき又は定期契約者がその契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したときは、契約の解除があったX i契約を締結した日(そのX i契約を継続して締結していると当社が認める場合は、そのX i契約を締結した日と当社がみなす日)から継続してX i契約を締結しているものとみなして、前項の規定を適用します。

- 5 当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにX i契約を締結したときは、契約の解除があった電気通信サービスに係る契約を締結した日(その電気通信サービスに係る契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その電気通信サービスに係る契約を締結した日と当社がみなす日)から継続してX i契約を締結しているものとみなして、第3項の規定を適用します。

(プラス i P h o n e 割の適用)

6 当社は、この改正規定実施の日から平成26年8月31日までの間において、指定X i（第1種契約に係るものに限り、）に係る契約を締結している者から申出があったときは、プラスi P h o n e割（その指定X i（第1種契約に係るものに限り、）に係るタイプX i又はタイプX iにねん（以下この附則において「タイプX i等」といいます。）の基本使用料について、その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して12暦月の間、料金表第1表第1（基本使用料）の2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用する取扱いをいいます。以下同じとします。）を適用します。

1 契約ごとに

区 分				料 金 額 (月額)
				次の税抜額(かっこ内は税込額)
X i	一般契約に係るもの	総合利用プラン	タイプX i	———
	定期契約に係るもの	総合利用プラン	タイプX iにねん	———

7 前項の規定に基づきプラスi P h o n e割の適用に係る申出をする者は、1のFOMA（指定X i（第1種契約に係るものに限り、）と同一の契約者に係るものであって、FOMAサービス契約約款に規定する総合利用プラン（タイプシンプル及び共用FOMAに係るものを除きます。）及びパケ・ホーダイダブルを選択しているもの、iモード機能の提供を受けているもの並びにそのFOMA契約に係る経過期間（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。）が12か月超であるものに限り、）以下この附則において「代表FOMA」といいます。）を指定していただきます。

8 当社は、プラスi P h o n e割の適用に係る申出があったときは、その申出を行ったX i契約者に係る指定X i（第1種契約に係るものに限り、）が第1号又は第2号のいずれか及び第3号に該当する場合に限り、その申出を承諾します。

- (1) 基本使用料の料金種別がタイプX iにねんであるとき。
- (2) 身体障がい者等割引（料金表第1表第1の1の(2)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の適用を受けているとき。
- (3) X iパケ・ホーダイf o r i P h o n eを選択しているとき。

9 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合にはプラスi P h o n e割の適用に係る申出を承諾しません。

- (1) その申出に係る指定X i（第1種契約に係るものに限り、）が、X i応援学割2012（経企第1162号（平成24年1月13日）の附則第3項に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）、X i応援学割2013（経企第1218号（平成25年1月10日）の附則第3項に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）若しくはドコモスイッチ学割（第18項に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）又は当社が提供するドコモスイッチ割若しくはドコモへおかえり割の適用を受けているとき。
- (2) その申出に係る代表FOMAが、現に他のプラスi P h o n e割に係る代表FOMA又は経企第1366号（平成24年2月24日）の附則第4項に規定する代表FOMAとして指定されているとき。

10 X i契約者は、プラスi P h o n e割の適用を受けている指定X i（第1種契約に係るものに限り、）について、代表FOMAの変更に係る申出を行うことができません。

11 プラスi P h o n e割の適用を受けているときは、その指定X i（第1種契約に係るものに限り、）に係る基本使用料について、身体障がい者等割引を適用しません。

12 当社は、プラスi P h o n e割の適用を受けている指定X i（第1種契約に係るものに限

ります。)のX i パケ・ホーダイ f o r i P h o n eに係る定額通信料について、料金表第1表第3の1の(8)のA中、「5,200円」を「4,700円」に読み替えて適用します。この場合において、同一料金月内においてX i パケ・ホーダイダブル若しくはX i パケ・ホーダイフラット及びX i パケ・ホーダイ f o r i P h o n eの両方の選択があったときは、当該料金月におけるその指定X i (第1種契約に係るものに限ります。)のX i パケ・ホーダイダブルに係る通信料について、料金表第1表第3の1の(8)のサの(A)中、「6,200円」を「5,700円」に、X i パケ・ホーダイフラットに係る定額通信料について、料金表第1表第3の1の(8)のA中、「5,700円」を「5,200円」に、それぞれ読み替えて適用します。

ただし、同一料金月内においてX i パケ・ホーダイダブル及びX i パケ・ホーダイフラットの両方の選択があったときは、この限りではありません。

- 13 当社は、プラス i P h o n e 割の適用を受けている指定X i (第1種契約に係るものに限ります。)について、次のいずれかに該当する場合には、プラス i P h o n e 割を適用しません。
- (1) 指定X i (第1種契約に係るものに限ります。)に係る契約の解除があったとき。
 - (2) 指定X i (第1種契約に係るものに限ります。)の基本使用料の料金種別が、タイプX i 等以外となったとき。
 - (3) 指定X i (第1種契約に係るものに限ります。)の名義変更があったとき(当社が別に定める場合を除きます。)
 - (4) 代表F O M Aに係る契約の解除があったとき(代表F O M Aに係る契約の解除と同時に新たにF O M A契約を締結した場合を除きます。)
 - (5) 代表F O M Aの電話番号保管があったとき。
 - (6) 代表F O M Aの名義変更があったとき(当社が別に定める場合を除きます。)
 - (7) 代表F O M Aが、第7項に規定する条件を満たさなくなったとき。
 - (8) 指定X i (第1種契約に係るものに限ります。)が、第8項に規定する条件を満たさなくなったとき。
 - (9) 指定X i (第1種契約に係るものに限ります。)又は代表F O M Aが、第9項の規定に該当することが判明したとき。
- 14 前項の規定に該当することとなった場合における第6項及び第12項の規定の適用については、次のとおりとします。
- (1) 第6項の規定については、その廃止日を含む暦月の前暦月までのタイプX i等の基本使用料について適用します。
 - (2) 第12項の規定については、その廃止日を含む料金月の前料金月の末日まで(その廃止日を含む料金月において、料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)のA、B、C又はDの適用を受けるときは、その廃止日を含む料金月の前料金月の末日まで)に終了した通信に関する料金について適用します。
- 15 一般契約者がその契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき又は定期契約者がその契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したときは、契約の解除があったX i契約を締結した日(そのX i契約を継続して締結していると当社が認める場合は、そのX i契約を締結した日と当社がみなす日)から継続してX i契約を締結しているものとみなして、第6項から前項の規定を適用します。
- 16 当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにX i契約を締結したときは、契約の解除があった電気通信サービスに係る契約を締結した日(その電気通信サービスに係る契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その電気通信サービスに係る契約を締結した日と当社がみなす日)から継続してX i契約を締結しているものとみなして、第6項から第14項の規定を適用します。
- (ドコモヘスイッチ学割の適用)
- 17 当社は、この改正規定実施の日から平成26年1月13日までの間において、基本使用料の料金種別がタイプX i等に係るX i契約の締結(当社が定める協定事業者が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たにX i契約を締結する場合であって、そのX i契約

の締結と同時にデータ定額を選択しているものに限ります。)と同時にそのX i 契約者から申出があったときは、ドコモヘスイッチ学割(タイプX i 等の基本使用料について、その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して36暦月の間、料金表第1表第1(基本使用料)の2(料金額)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。)を適用します。

1 契約ごとに

区 分				料 金 額 (月 額)
				次の税抜額(かっこ内は税込額)
X i	一般契約に係るもの	総合利用プラン	タイプX i	890円 (961.2円)
	定期契約に係るもの	総合利用プラン	タイプX i にねん	——

- 18 ドコモヘスイッチ学割の適用に係る申出を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者としてします。
- (1) 次のいずれかに該当する教育施設に在学し教育を受けている者(単位制高等学校教育規程第9条に規定する科目履修生、通信による教育を行う学校の科目履修生及び聴講生その他の当社が別に定める基準に適合しない者を除きます。以下この附則において「学生」といいます。)
- ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は学校教育法第124条若しくは第134条に規定する学校のうち、当社が別に定める基準に適合するもの。
- イ その他アの規定に準ずるものとして、当社が別に定める基準に適合するもの。
- (2) 学生のためにドコモヘスイッチ学割の適用を申し出ることにより同意を得ている者(当社が別に定める者に限り。)
- 19 X i 契約者は、ドコモヘスイッチ学割の適用に係る申出を行うときは、当社が前項の条件に該当することを確認するための書類を提示していただきます。
- ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。
- 20 第18項各号の規定に基づきドコモヘスイッチ学割の適用に係る申出をする者は、第19項に規定する学生を登録利用者として指定し、第74条の2(利用者登録)に規定する利用者登録を行っていただきます。
- 21 当社は、ドコモヘスイッチ学割の適用に係る申出があったときは、その申出を行ったX i 契約者に係るX i が第1号又は第2号のいずれか及び第3号に該当する場合に限り、その申出を承諾します。
- (1) 基本使用料の料金種別がタイプX i にねんであるとき。
- (2) 身体障がい者等割引の適用を受けているとき。
- (3) データ定額を選択しているとき。
- 22 当社は、第20項及び前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、ドコモヘスイッチ学割の適用に係る申出を承諾しません。
- (1) その申出に係る登録利用者が、現に他のX i 契約に係る登録利用者として利用者登録されているとき。
- (2) その申出に係る登録利用者が、FOMAサービス契約約款に規定するタイプシンプルに係る基本使用料の減額適用に関する特例(経企第1150号(平成23年1月25日)の附則第6項に規定するものをいいます。)に係る対象者、FOMA応援学割2012に係る対象者若しくはFOMA応援学割2013に係る登録利用者、又はX i 応援学割2012の対象者若しくはX i 応援学割2013に係る登録利用者として指定されているとき。
- (3) その申出を行ったX i 契約者に係るX i が、プラスi P h o n e 割又は当社が提供する

ドコモヘスイッチ割の適用を受けているとき。

23 料金表通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定によりタイプX i等の基本使用料を日割するときは、第17項に規定する額を日割して適用します。

24 当社は、ドコモヘスイッチ学割の適用を受けているX iのX iパケ・ホーダイダブルに係る通信料について、料金表第1表第3の1の(8)のサの(ア)中、「6,200円」を「5,200円」に読み替えて適用します。

25 当社は、ドコモヘスイッチ学割の適用を受けているX iのX iパケ・ホーダイフラット、X iパケ・ホーダイライト及びX iパケ・ホーダイ f o r i P h o n eに係る定額通信料について、料金表第1表第3の1の(8)のアの(ア)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

ただし、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)のコ、サ、シ又はスの適用を受けるときはこの限りでありません。

1 契約ごとに

区 分	定額通信料（月額）
X iパケ・ホーダイフラット	税抜額 4,700円（税込額 5,170円）
X iパケ・ホーダイライト	税抜額 3,700円（税込額 4,070円）
X iパケ・ホーダイ f o r i P h o n e	税抜額 4,200円（税込額 4,620円）

26 X i応援学割2012又はX i応援学割2013の適用の廃止後、その廃止があった日を含む料金月と同一料金月においてドコモヘスイッチ学割の適用に係る申出があったときは、その申出があった日を含む料金月に係るX iパケ・ホーダイダブル、X iパケ・ホーダイフラット、X iパケ・ホーダイライト及びX iパケ・ホーダイ f o r i P h o n eに係る定額通信料について、第24項及び前項の規定を適用しません。

27 当社は、ドコモヘスイッチ学割の適用を受けているX iについて、そのX i契約者から、ドコモヘスイッチ学割の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、ドコモヘスイッチ学割の適用を廃止します。

(1) 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

(2) X i電話番号保管があったとき。

(3) 基本使用料の料金種別がタイプX i等以外となったとき。

(4) 契約の解除があったとき（契約の解除と同時に新たにX i契約を締結する場合であって、第21項の規定に該当するときを除きます。）。

(5) ドコモヘスイッチ学割の適用を受けるX iが、第21項に規定する条件を満たさなくなったとき。

(6) ドコモヘスイッチ学割の適用を受けるX iに係る登録利用者が、第22項の規定に該当することが判明したとき。

28 ドコモヘスイッチ学割の適用を廃止した場合における取扱いについては、次のとおりとします。

(1) 第17項の規定については、その廃止日の前日までのタイプX i等の基本使用料について適用します。

(2) 第24項及び第25項の規定については、その廃止日を含む料金月の末日まで（その廃止日を含む料金月において、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)のコ、サ、シ又はスの適用を受けるときは、その廃止日を含む料金月の前料金月の末日まで）に終了した通信に関する料金について適用します。

29 当社は、対象X iについて、タイプX iにねんに係る定期契約の解除と同時に新たにタイ

プXiに係る一般契約を締結及び身体障がい者等割引の適用を受けることとなったとき又はタイプXiに係る一般契約の解除と同時に新たにタイプXiにねんに係る定期契約を締結したときは、契約の解除があったXi契約を締結した日（そのXi契約を継続して締結していると当社が認める場合は、そのXi契約を締結した日と当社がみなす日）から継続してXi契約を締結しているものとみなして、第17項から前項の規定を適用します。

（情報料に関する特例）

- 30 Xiパケ・ホーダイf o r i P h o n eを選択しているXi契約者が、第86条（情報提供サービス）に規定するiチャンネル又はiBodymoの提供を受けているときは、料金表第5表第4（情報料）の2（料金額）の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成26年1月31日までの間におけるXiパケ・ホーダイf o r i P h o n eを選択している期間中のiチャンネル及びiBodymoに係る情報料の支払いを要しません。
- 31 Xiパケ・ホーダイf o r i P h o n eを選択しているXi契約者が、この改正規定実施の日から平成25年9月30日までの間に第86条に規定するドコモ地図ナビの提供を受けることとなったときは、料金表第5表第4（情報料）の2（料金額）の規定にかかわらず、その提供を受けることとなった日を含む暦月のドコモ地図ナビに係る情報料の支払いを要しません。ただし、Xiパケ・ホーダイf o r i P h o n eの廃止後、この改正規定実施の日から平成25年9月30日までの間にドコモ地図ナビの提供の廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月のドコモ地図ナビに係る情報料の支払いを要します。
- （付加機能使用料に関する特例）
- 32 Xiパケ・ホーダイf o r i P h o n eを選択しているXi契約者が、別表2（付加機能）に規定するspモード機能又は位置情報受信機能の提供を受けているときは、料金表第1表第2（付加機能使用料）の2（料金額）の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成25年9月30日までの間におけるXiパケ・ホーダイf o r i P h o n eを選択している期間中のspモード機能及び位置情報受信機能に係る付加機能使用料の支払いを要しません。
- 33 Xiパケ・ホーダイf o r i P h o n eを選択しているXi契約者が、別表2に規定する情報自動受信機能の提供を受けているときは、料金表第1表第2（付加機能使用料）の2（料金額）の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成25年11月30日までの間におけるXiパケ・ホーダイf o r i P h o n eを選択している期間中の情報自動受信機能に係る付加機能使用料の支払いを要しません。
- 34 Xiパケ・ホーダイf o r i P h o n eを選択しているXi契約者が、この改正規定実施の日から平成25年11月30日までの間に別表2に規定する地図情報受信機能の提供を受けることとなったときは、地図情報受信機能に係る付加機能使用料の適用について、料金表第1表第2（付加機能使用料）の2（料金額）の規定にかかわらず、次のとおりとします。
- (1) この改正規定実施の日から平成25年9月30日までの間の地図情報受信機能に係る付加機能使用料については、支払いを要しません。ただし、Xiパケ・ホーダイf o r i P h o n eの廃止後、この改正規定実施の日から平成25年9月30日までの間に地図情報受信機能の提供の廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月の地図情報受信機能に係る付加機能使用料の支払いを要します。
- (2) 平成25年10月1日から平成25年10月31日までの間において、Xiパケ・ホーダイf o r i P h o n eに係る定額通信料の適用を受けているときは、平成25年10月1日から平成25年10月31日までの間の地図情報受信機能に係る付加機能使用料の支払いを要しません。
- (3) 平成25年11月1日から平成25年11月30日までの間の地図情報受信機能に係る付加機能使用料については、支払いを要しません。ただし、Xiパケ・ホーダイf o r i P h o n eの廃止後、平成25年11月1日から平成25年11月30日までの間に地図情報受信機能の提供の廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月の地図情報受信機能に係る付加機能使用料の支払いを要します。
- （その他）
- 35 経企第1162号（平成24年1月20日）の附則を次のように改めます。
- (1) 第11項を次のように改めます。

11 当社は、X i 応援学割2012の適用を受けているX i のX i パケ・ホーダイフラット、X i パケ・ホーダイライト及びX i パケ・ホーダイ f o r i P h o n eに係る定額通信料について、料金表第1表第3の1の(8)のAの(A)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

ただし、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)のC、S、シ又はスの適用を受けるときはこの限りではありません。

1 契約ごとに

区 分	定額通信料（月額）
X i パケ・ホーダイフラット	税抜額 4,700円（税込額 5,170円）
X i パケ・ホーダイライト	税抜額 3,700円（税込額 4,070円）
X i パケ・ホーダイ f o r i P h o n e	税抜額 4,200円（税込額 4,620円）

(2) 第13項中「料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(1)のC又はS」を「料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)のC、S、シ又はス」に改めます。

36 経企第674号（平成24年8月29日）の附則第3項中、「X i パケ・ホーダイライト」を「X i パケ・ホーダイライト、X i パケ・ホーダイ f o r i P h o n e」に改めます。

37 経企第1218号（平成25年1月10日）の附則を次のように改めます。

(1) 第7項第3号中「X i パケ・ホーダイ f o r ジュニア」を「X i パケ・ホーダイ f o r i P h o n e、X i パケ・ホーダイ f o r ジュニア」に改めます。

(2) 第11項を次のように改めます。

11 当社は、X i 応援学割2013の適用を受けているX i のX i パケ・ホーダイフラット、X i パケ・ホーダイライト及びX i パケ・ホーダイ f o r i P h o n eに係る定額通信料について、料金表第1表第3の1の(8)のAの(A)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

ただし、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)のC、S、シ又はスの適用を受けるときはこの限りではありません。

1 契約ごとに

区 分	定額通信料（月額）
X i パケ・ホーダイフラット	税抜額 4,700円（税込額 5,170円）
X i パケ・ホーダイライト	税抜額 3,700円（税込額 4,070円）
X i パケ・ホーダイ f o r i P h o n e	税抜額 4,200円（税込額 4,620円）

(3) 第13項中「料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(1)のC又はS」を「料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)のC、S、シ又はス」に改めます。

38 経企第1366号（平成25年2月24日）の附則第5項を次のように改めます。

5 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合にはプラスX i 割の適用に係る申出を承諾しません。

(1) その申出に係る代表X i 又は代表F O M A（以下この附則において「代表X i 等」といいます。）が、現に他のプラスX i 割に係る代表X i 等として指定されているとき

(2) その申出に係る代表X i 等が、現にプラス i P h o n e 割（経企第790号（平成25年9月19日）の附則第6項に規定するものをいいます。）の代表F O M A又は指定X i（第1種契約に係るものに限り）として指定されているとき。

附 則（平成25年9月22日経企第799号）

この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

附 則（平成25年9月27日経企第824号）

この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

附 則（平成25年10月16日経企第885号）

この改正規定は、平成25年10月21日から実施します。

附 則（平成25年10月25日経企第927号）

（実施期日）

この改正規定は、平成25年11月1日から実施します。

附 則（平成25年11月14日経企第1022号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年11月20日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成25年11月25日経企第1071号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年12月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、海外1 d a y パケ及び国際アウトローミング利用して行ったデータ通信モードに係る通信の停止に係る部分に関する部分は平成25年12月2日から、グループ管理機能に関する部分は平成25年12月3日からとします。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（その他）

3 経企第790号（平成25年9月19日）の附則を次のように改めます。

(1) 第17項中、「平成25年12月1日」を「平成26年1月13日」に改めます。

(2) 第30項中、「平成25年11月30日」を「平成26年1月31日」に改めます。

附 則（平成25年12月9日経企第1147号）

（実施期日）

この改正規定は、平成25年12月13日から実施します。

附 則（平成25年12月25日経企第1216号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成26年1月1日から実施します。

ただし、X iパケ・ホーダイ f o r ビジネスに関する部分は、平成26年1月6日から実施します。

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（その他）

3 経企第674号（平成24年8月29日）の附則第3項中、「X iパケ・ホーダイフラット、X iパケ・ホーダイライト、X iパケ・ホーダイ f o r i P h o n e若しくはX iらくらくパケ・ホーダイ」を「X iパケ・ホーダイフラット、X iパケ・ホーダイライト、X iパケ・ホーダイ f o r i P h o n e、X iパケ・ホーダイ f o r ジュニア、X iらくらくパケ・ホーダイ若しくはX iパケ・ホーダイ f o r ビジネス」に改めます。

4 経企第1218号（平成25年1月10日）の附則第7項第3号を次のように改めます。

(3) X iパケ・ホーダイダブル、X iパケ・ホーダイフラット、X iパケ・ホーダイライト、X iパケ・ホーダイ f o r i P h o n e、X iパケ・ホーダイ f o r ジュニア、X iらくらくパケ・ホーダイ又はX iパケ・ホーダイ f o r ビジネスを選択しているとき。

附 則（平成26年1月10日経企第1251号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、X i ドコモの学割2014の適用に関する部分は平成26年1月14日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（X i パケ・ホーダイダブルに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているX i パケ・ホーダイダブル（改正前の規定により選択の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は次のとおりとしします。
 - (1) X i パケ・ホーダイダブルに関する定額通信料については、次表のとおりとしします。
1 契約ごとに

区 分	定額通信料（月額）
X i パケ・ホーダイダブル	税抜額 2,000円（税込額 2,200円）

- (2) X i パケ・ホーダイダブルを選択している場合は、データ定額を選択することができません。
- (3) X i パケ・ホーダイダブルを選択している場合は、データ通信モードによる通信に関する料金について、次表に規定する額を適用します。

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別	料 金 額
データ通信料	税抜額 0.4円（税込額 0.44円）

- (4) X i パケ・ホーダイダブルの適用を受けているX i の契約者回線から行ったデータ通信モードによる通信の料金は、1料金月における累計課金対象データ量に応じて、前号の規定により算定した額の月間累計額（その額が6,200円を超える場合は、6,200円をその月間累計額とみなして取り扱います。）から、2,000円を控除した額を適用します。
ただし、その月間累計額が2,000円に満たない場合は、その月間累計額を控除することとします。
- (5) (1)から(4)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。
ただし、第9章第2節（通信利用の制限）に係る提供条件は、改正後の規定におけるX i パケ・ホーダイフラットの場合に準ずるものとしします。
（X i データプラン等の料金に係る経過措置）
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているX i データプラン及びX i データプランにねん（以下この附則において「X i データプラン等」といいます。）のX i（改正前の規定により契約申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件については、次のとおりとしします。
 - (1) 基本使用料
ア 基本使用料については、次表のとおりとしします。

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i	X i データプラン	2,353円 (2,588.3円)
	X i データプランにねん	X i データプランに係る基本使用料の額から、1,400円を控除した額

イ X i データプラン等からギガホ2、ギガライト2若しくはケータイプラン2（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）へ基本使用料の料金種別を変更又はX i データプラン等に係るX i 契約の解除と同時に新たにギガホ2、ギガライト2若しくはケータイプラン2に係るX i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してそのギガホ2、ギガライト2又はケータイプラン2の選択があったものとみなして取り扱います。

ウ X i データプラン等に係るX i 契約の解除と同時に新たに5 Gギガホ又は5 Gギガライト（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る5 G契約（5 Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を締結したときは、その5 G契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその5 G契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

(2) 通信料

ア 通信料については、次表のとおりとします。

1 課金対象パケットごとに

料金種別	料 金 種 別		料 金 額
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i データ通信料	1 料金月における累計課金対象データ量		1 課金対象データごとに0.3円 (0.33円)
	7,340,032課金対象データ以下のとき		
	7,340,032課金対象データを超えるとき	7,340,032課金対象データ以下の部分	1 課金対象データごとに0.3円 (0.33円)
		7,340,032課金対象データを超える部分	2,097,152課金対象データごとに2,500円 (2,750円)

イ X i データプラン等のX i の契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信の料金は、累計課金対象データ量に応じて、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計

額から953円を控除した額を適用します。

ただし、その月間累計額が953円に満たない場合は、その月間累計額を控除することとします。

ウ イの規定により算定した額が5,247円を超える場合は、イの規定にかかわらず、5,247円を超える部分の料金の支払いを要しません。

ただし、第6号に規定する申出があった場合であって、当該料金月における累計課金対象データ量が7,340,032課金対象データを超えるときは、7,340,032課金対象データを超える部分の課金対象データ量について、アの規定により算定した額を適用します。

エ 通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に基づき基本使用料を日割するときは、イに規定する953円をその利用日数に応じて日割するものとし、「953円」を「953円を日割した額」に読み替えて適用します。

オ X i データプラン等からギガホ2、ギガライト2若しくはケータイプラン2へ基本使用料の料金種別を変更又はX i データプラン等に係るX i 契約の解除と同時に新たにギガホ2、ギガライト2若しくはケータイプラン2に係るX i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結のあった日を含む料金月のそのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続してそのギガホ2、ギガライト2又はケータイプラン2の選択があったものとみなして取り扱います。

カ X i データプラン等に係るX i 契約の解除と同時に新たに5Gギガホ又は5Gギガライトに係る5G契約を締結したときは、その5G契約の締結のあった日を含む料金月のそのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続してその5G契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

(3) 削除

(4) X i データプラン等のX i の契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信の1料金月における累計課金対象データ量が7,340,032課金対象データを超えたことを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間において、そのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱い（以下この附則において「128k通信」といいます。）を適用します。

(5) 前号の規定により128k通信の適用を受けているX i が行った通信に係る課金対象データについては、第47条（通信時間等の測定等）の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。

(6) X i 契約者は、当社が別に定める方法により、当該料金月における128k通信の適用の解除に係る申出を行うことができます。この場合において、当社は、次のいずれかに該当する場合を除き、その申出を承諾します。

ア 当該料金月における128k通信の適用の解除に係る申出回数が、当社が別に定める回数を超えることとなるとき。

イ その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(7) 前号の規定により、128k通信の適用の解除に係る申出を行う場合であって、その申出に係るX i 契約者が未成年であるときは、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。

(8) 経企第702号（平成26年8月8日）に規定するタイプX i 等、経企第406号（令和元年5月21日）に規定するX i カケホーダイプラン等及び経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するギガホ等との間の基本使用料の料金種別の変更並びにX i データプラン等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更は行うことができません。

(9) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けているX i データプラン等に係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのX i データプラン等に係る料金等から20円を減額し

ます。この場合において、(1)及び(2)の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

イ ア以外の提供条件は、改正後の規定におけるX i の場合に準じて取扱います。

(10) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料に関する料金額及びその他の提供条件については、経企第406号(令和元年5月21日)に規定するX i ケーホーダイプラン等のX i の場合に準じるものとします。

(11) 契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定にX i の場合に準じるものとします。

(12) 新たにX i データプラン等に係るX i 契約を締結する申込みを行うことはできません。

(13) (1)から(12)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。

ただし、第9章第2節(通信利用の制限)に係る提供条件は、改正後の規定におけるX i データプラン2の場合に準ずるものとします。

(X i ドコモの学割2014の適用)

- 5 当社は、この改正規定実施の日から平成26年6月1日までの間において、基本使用料の料金種別がタイプX i 又はタイプX i にねん(以下この附則において「タイプX i 等」といいます。)のX i 契約者から申出があったときは、X i ドコモの学割2014(その申出があった日から、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から起算して36暦月の間のタイプX i 等の基本使用料について、料金表第1表第1(基本使用料)の2(料金額)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。)を適用します。

1 契約ごとに

区 分				料 金 額 (月額)
				次の税抜額(かっこ内は税込額)
X i	一般契約に係るもの	総合利用プラン	タイプX i	890円 (961.2円)
	定期契約に係るもの	総合利用プラン	タイプX i にねん	—————

- 6 X i ドコモの学割2014の適用に係る申出を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者としします。

(1) 次のいずれかに該当する教育施設に在学し教育を受けている者(単位制高等学校教育規程第9条に規定する科目履修生、通信による教育を行う学校の科目履修生及び聴講生その他の当社が別に定める基準に適合しない者を除きます。以下この附則において「学生」といいます。)

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は学校教育法第124条若しくは第134条に規定する学校のうち、当社が別に定める基準に適合するもの。

イ その他アの規定に準ずるものとして、当社が別に定める基準に適合するもの。

(2) 学生のために前項に規定する減額の適用を申し出ること同意を得ている者(当社が別に定める者に限ります。)

(3) タイプX i 等に係るX i 契約の締結(当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。)及びそのX i に係るファミリー割引(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(13)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)の選択(FOMAドコモの学割2014の適用を受けているX i が属する割引回線群(料金表第1表第3の1の(13)に規定するものをいいます。以下この附則にお

- いて同じとします。)を指定する場合又はFOMAドコモの学割2014(FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)の適用を受けているFOMAが属する割引回線群を指定する場合に限ります。)と同時にその申出を行う者。
- (4) 満7歳に満たない者(満3歳に満たない者を除きます。以下この附則において同じとします。)のためにXi契約を締結している者又は新たにXi契約を締結する者であって、その満7歳に満たない者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者。
- 7 Xi契約者は、Xiドコモの学割2014の適用に係る申出を行うときは、当社が前項の条件に該当することを確認するための書類を提示していただきます。
- ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。
- 8 第6項各号の規定に基づきXiドコモの学割2014の適用に係る申出をする者は、以下の規定に基づき、1の利用者を指定し、第74条の2(利用者登録)に規定する利用者登録を行っていただきます。
- (1) 第6項第1号又は第3号の申出に係る利用者は、同号の規定によりその申出をする者又はその申出をする者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に限ります。
- (2) 第6項第2号の申出に係る利用者は、同号に規定する学生とします。
- (3) 第6項第4号の申出に係る利用者は、同号に規定する満7歳に満たない者とします。
- 9 当社は、Xiドコモの学割2014の適用に係る申出があったときは、その申出を行ったXi契約者に係るXiが第1号又は第2号のいずれか及び第3号並びに第4号に該当する場合に限り、その申出を承諾します。
- (1) 基本使用料の料金種別がタイプXiにねんであるとき。
- (2) 料金表第1表第1の1の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているとき。
- (3) そのXi契約を締結した日(そのXi契約が、当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に締結されたものである場合は、契約の解除があったその契約を締結した日(その契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その契約を締結した日と当社がみなす日。))が成25年6月1日以降であるとき。
- (4) Xiパケ・ホーダイフラット、Xiパケ・ホーダイライト、Xiパケ・ホーダイfor iPhone、Xiパケ・ホーダイforジュニア、Xiらくらくパケ・ホーダイ又はXiパケ・ホーダイforビジネスを選択しているとき。
- 10 当社は、第6項及び前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、Xiドコモの学割2014の適用に係る申出を承諾しません。
- (1) その申出に係る登録利用者が、FOMAドコモの学割2014、Xiドコモの学割2014又はドコモヘスイッチ学割に係る登録利用者として指定されているとき。
- (2) その申出に係るXiにおいて、ドコモヘスイッチ学割の適用を受けたことがあるとき(第19項に該当する場合を除きます。))。
- 11 料金表通則第3項(料金の計算方法等)及び第6項の規定によりタイプXi等の基本使用料を日割するときは、第5項に規定する額を日割して適用します。
- 12 当社は、Xiドコモの学割2014の適用を受けているXi(Xiパケ・ホーダイフラット又はXiパケ・ホーダイfor iPhoneの適用を受けているものに限ります。)について請求があったときは、「dビデオ powered by BeeTV」規約に規定するdビデオ powered by BeeTV、「dヒッツ powered by レコチョコ」規約に規定するdヒッツpowered by レコチョコ(300円)若しくはdヒッツ powered by レコチョコ(500円)又は「dアニメストア」規約に規定するdアニメストアのうち、2以上の提供を受けているときは、Xiドコモの学割2014の適用を受けた日を含む料金月から起算して3料金月の間、料金表第1表第3の1の(1)中、「7,340,032課金対象データ」を「8,388,608課金対象データ」に読み替えて適用します。
- 13 当社は、Xiドコモの学割2014の適用を受けているXi(Xiパケ・ホーダイライトの適用を受けているものに限ります。)について請求があったときは、「dビデオ powered by BeeTV」規約に規定するdビデオ powered by BeeTV、「dヒッツ powered by レコチョコ」規約に規定するdヒッツ powered by レコチョコ(300円)若しくはdヒッツpowered by レコチョコ(500円)又は「dアニメストア」規約に規定するdアニメストアのうち、2以

上の提供を受けているときは、X i ドコモの学割2014の適用を受けた日を含む料金月から起算して3料金月の間、料金表第1表第3の1の(1)中、「3,145,728課金対象データ」を「4,194,304課金対象データ」に読み替えて適用します。

- 14 当社は、X i ドコモの学割2014の適用を受けているX i について、そのX i 契約者から、X i ドコモの学割2014の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、X i ドコモの学割2014の適用を廃止します。
- (1) 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。
 - (2) X i 電話番号保管があったとき。
 - (3) 基本使用料の料金種別がタイプX i 等以外となったとき。
 - (4) 契約の解除があったとき（契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結する場合であって、第9項の規定に該当するときを除きます。）。
 - (5) 第9項の規定に該当しなくなったとき。
- 15 X i 応援学割2014を廃止した場合における取扱いについて、第5項の規定については、その廃止日の前日までのタイプX i 等の基本使用料について適用します。
- 16 X i ドコモの学割2014を廃止したとき又はX i パケ・ホーダイフラット、X i パケ・ホーダイライト若しくはX i パケ・ホーダイ f o r i p h o n e を廃止したときは、第12項及び第13項の適用を廃止します。
- 17 前項の規定により第10項又は第11項の廃止があったときは、その廃止日を含む料金月まで第12項又は第13項の規定適用します。
- 18 FOMAサービスに係る契約（FOMA応援学割2014の適用を受けているものに限ります。）を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結する場合であって、そのX i 契約の締結と同時にX i 応援学割2014の適用に係る申出をしたときは、第3項中、「その申出があった日」を「その契約の解除に係るFOMAにおいて、FOMA応援学割2014の適用に係る申出があった日と当社がみなす日」に読み替えて適用します。
- 19 当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結したときは、契約の解除があった電気通信サービスに係る契約を締結した日（その電気通信サービスに係る契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その電気通信サービスに係る契約を締結した日と当社がみなす日）から継続してX i 契約を締結していたものとみなして、第3項から前項の規定を適用します。

附 則（平成26年1月23日経企第1299号）

- 1 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、P C 送受信機能に関する部分は平成26年3月1日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 削 除

附 則（平成26年1月30日経企第1321号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成26年2月1日から実施します。
（グループ管理機能の料金に関する経過措置）
- 2 この附則実施日から平成27年3月31日までの間において、別表2（付加機能）に規定するグループ管理機能（タイプAに係るものに限ります。以下この附則において同じとします。）に係る請求をし、その提供を受けたときは、料金表第1表第2（付加機能使用料）の2（料金額）の規定にかかわらず、その提供を開始した日を含む暦月から起算して3暦月の間のグループ管理機能に係る付加機能使用料（基本額に限ります。）の支払いを要しません。

附 則 (平成26年2月24日経企第1434号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年3月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に関する部分は平成26年4月1日から実施します。
(i B o d y m o の提供に関する経過措置)
- 2 当社は、第86条(情報提供サービス)の規定により、指定X i (第1種契約に係るものに限ります。)(平成25年11月26日までに料金表第1表(料金)第1(基本使用料)の規定により指定のあったものに限ります。)に提供しているi B o d y m o について、平成26年3月1日をもって、その提供を廃止します。

附 則 (平成26年3月12日経企第1542号)

この改正規定は、平成26年3月19日から実施します。

附 則 (平成26年3月25日経企第1592号)

(実施期日)

- 1 この附則は、平成26年4月1日から実施します。
ただし、海外パケ・ホーダイに関する部分は、平成26年3月31日から実施します。
(その他)
- 2 経企第674号(平成24年8月29日)の附則第3項及び第4項中、「平成26年3月31日」を「当社が定める日」に改めます。
- 3 経企第1251号(平成26年1月10日)の附則第12項を、次のように改めます。
12 当社は、X i ドコモの学割2014の適用を受けているX i (X i パケ・ホーダイフラット又はX i パケ・ホーダイ f o r i p h o n e の適用を受けているものに限ります。)について請求があったときは、「d ビデオ powered by B e e T V」規約に規定するd ビデオ powered by B e e T V、「d ヒッツ powered by レコチョコ」規約に規定するd ヒッツ powered by レコチョコ(300円)若しくはd ヒッツ powered by レコチョコ(500円)又は「d アニメストア」規約に規定するd アニメストアのうち、2以上の提供を受けているときは、X i ドコモの学割2014の適用を受けた日を含む料金月から起算して3料金月の間、料金表第1表第3の1の(1)中、「7,340,032課金対象データ」を「8,388,608課金対象データ」に読み替えて適用します。
- 4 経企第1251号(平成26年1月10日)の附則第13項を、次のように改めます。
13 当社は、X i ドコモの学割2014の適用を受けているX i (X i パケ・ホーダイライトの適用を受けているものに限ります。)について請求があったときは、「d ビデオ powered by B e e T V」規約に規定するd ビデオ powered by B e e T V、「d ヒッツ powered by レコチョコ」規約に規定するd ヒッツ powered by レコチョコ(300円)若しくはd ヒッツ powered by レコチョコ(500円)又は「d アニメストア」規約に規定するd アニメストアのうち、2以上の提供を受けているときは、X i ドコモの学割2014の適用を受けた日を含む料金月から起算して3料金月の間、料金表第1表第3の1の(1)中、「3,145,728課金対象データ」を「4,194,304課金対象データ」に読み替えて適用します。

附 則 (平成26年4月25日経企第124号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年5月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、名義変更に関する部分は平成26年5月7日から、留守番電話及び不在案内機能に関する部分は平成26年5月9日から、携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料に関する部分は平成26年5月14日から、国際MMSに関する部分は平成26年7月1日から、実施します。
(料金の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料の適用に関する経過措置)

- 3 料金表第1表第5(手続きに関する料金)の1(適用)の(4)のイの規定は、この改正規定実施の日以降に締結したX i 契約(当社が提供する電気通信サービスに係る契約(この改正規定実施の日以降に締結したものを除きます。))の解除と同時に新たに締結したものを除きます。)に限り、適用します。

(その他)

- 4 経企第1321号(平成26年1月30日)の附則第2項中「平成26年4月30日」を「平成26年9月30日」に改めます。

附 則(平成26年5月14日経企第213号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(一般契約及び定期契約に係る経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、当社が定めるX i サービス契約約款の規定により締結されている次の表の左欄の契約は、この改正実施の日において、当社と締結した同表の右欄の契約に移行したものとみなします。

一般契約 定期契約	第1種契約 第1種一般契約 第1種定期契約
--------------	-----------------------------

(指定X iに係る定額通信料の特例)

- 4 この改正規定実施の日から平成28年3月30日までの間において、指定X i(総合利用プランに係るものに限り)について、当社が次の(1)及び(2)(以下この附則において「特例適用条件」といいます。)を満たしていることを最初に確認したときは、指定X iに係る定額通信料の特例(指定端末設備の購入があった日以降に、その指定X iに係る契約者がX i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)(料金表第1表第1(基本使用料)の(1)の1(適用)の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。))を選択していることを当社が最初に確認した日を含む料金月から起算して13料金月の間、各料金月においてそのX i が特例適用条件を満たしていると当社が確認した場合において、そのX iに係るシングルパック、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパック(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)の定額上限データ量(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に1GBを加算する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。)を適用します。

(1) X i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)を選択していること。

(2) 当社が別に定める端末設備を新たに購入していないこと。

- 5 前項の規定により指定されたX i が料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定する共有対象回線であるときは、その共有対象回線に係る共有回線群に関するデータ定額パックの定額上限データ量に1GBを加算します。

- 6 削 除

(その他)

- 7 経企第674号(平成24年8月29日)の附則の第3項中、「X i パケ・ホーダイ f o r ジュニア、X i らくらくパケ・ホーダイ若しくはX i パケ・ホーダイ f o r ビジネス」を「X i パケ・ホーダイ f o r ジュニア、X i らくらくパケ・ホーダイ、X i パケ・ホーダイ f o r ビジネス若しくはデータ定額パック」に改めます。

- 8 経企第1251号(平成26年1月10日)の附則の第4項の(2)のオの次に、次のカを加えます。

カ X i データプランにねんの解除と同時に第 2 種定期契約を締結したときは、第 1 種定期契約の場合に準じます。

- 9 経企第1366号（平成24年2月24日）、経企第790号（平成25年9月19日）及び経企第1434号（平成26年2月24日）の附則中、「指定 X i」を「指定 X i（第 1 種契約に係るものに限ります。）」に改めます。

附 則（平成26年5月30日経企第295号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 4 経企第972号（平成24年11月7日）の附則第 8 項中「当社が定める日」を「平成26年5月31日」に改めます。

附 則（平成26年6月6日経企第323号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年6月10日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（特例対象端末設備に係る定額通信料の特例）
- 3 この改正規定実施の日から平成27年1月12日までの間において、X i サービス取扱所において当社が定める端末設備（以下この附則において「特例対象端末設備」といいます。）を X i 契約者又はその関係者が購入した場合であって、その購入者から指定のあった 1 の X i について、次の(1)、(2)及び(3)若しくは(4)（以下この附則において「特例適用条件」といいます。）を満たしていることを当社が確認したときは、特例対象端末設備に係る定額通信料の特例（特例対象端末設備の購入があった日以降に、その指定のあった X i に係る契約者が X i データプラン（スマホ／タブ）（料金表第 1 表第 1（基本使用料）の(1)の 1（適用）の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を選択していることを当社が最初に確認した日を含む料金月から起算して13料金月の間、各料金月においてその X i が特例適用条件を満たしていると当社が確認した場合において、その X i に係るファミリーシェアパック又はビジネスシェアパック（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の定額上限データ量（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に 1 GB を加算する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）を適用します。
- (1) X i データプラン（スマホ／タブ）を選択していること。
(2) 特例対象端末設備以外の端末設備を新たに購入していないこと。
(3) ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択していること。
(4) 料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定する共有対象回線であること。
- 4 前項の規定により指定された X i が前項の(4)に該当するときは、料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定する共有回線群に係るデータ定額パックに関する定額上限データ量に 1 GB を加算します。

- 5 削 除

附 則（平成26年6月18日経企第397号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年6月24日から実施します。
ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者に関する部分は平成26年7月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(ビデオ通信モードによる通信に係る情報量の測定に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の日から当社が定める日までの間において、ビデオ通信モードによる通信(当社が定める日までに終了したものに限りします。)に係る課金対象データは、第47条(課金対象データの情報量の測定等)の規定にかかわらず、情報量の測定から除きます。

附 則 (平成26年7月24日経企第624号)

この改正規定は、平成26年8月1日から実施します。

附 則 (平成26年8月8日経企第702号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年9月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
(一般契約及び定期契約に係る経過措置)
- 3 この改正規定実施の際現に、当社が定めるX iサービス契約約款の規定により締結されている次の表の左欄の契約は、この改正実施の日において、当社と締結した同表の右欄の契約に移行したものとみなします。

X i 契約 第2種契約 第2種一般契約 第2種定期契約	X i 契約 一般契約 定期契約
---------------------------------------	----------------------------

(タイプX i等に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているX i(改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。以下この附則において「タイプX i等」といいます。)の料金その他の提供条件は、次のとおりとしします。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分				料 金 額 (月額)
				次の税抜額(かつこ内は税込額)
X i	一般契約に係るもの	総合利用プラン	タイプX i	1,486円 (1,634.6円)
		データ専用プラン	X i データプラン2	3,781円 (4,159.1円)
			X i データプランフラット	7,100円 (7,810円)
	X i データプランライト		6,100円 (6,710円)	
定期契約に係るもの	総合利用プラン	タイプX iにねん	743円 (817.3円)	

	データ専用プラン	X i データプラン2にねん	2,381円 (2,619.1円)
		X i データプランフラットにねん	5,700円 (6,270円)
		X i データプランライトにねん	4,700円 (5,170円)

イ アに規定する基本使用料の割引の適用については次の(ア)及び(イ)に定めるところによるほか、なお従前のおりとしします。

(ア) 身体障がい者等割引(ハータィ割引)の適用 については、①及び②に定めるところによるほか、改正後の規定におけるX i の場合に準ずるものとしします。

① 総合利用プランに係るもの

基本使用料の割引額	(月額)
	890円

② データ専用プランに係るもの

基本使用料の割引額	(月額)
	1,900円

(イ) 定期包括割引(ビジネスセーバー)又はユビキタス定期複数契約割引(ユビキタスプラン割引)を受けている場合の適用については、改正後の規定におけるX i の場合に準ずるものとしします。

ウ 経企第1251号(平成26年1月10日)に規定するX i データプラン等、経企第406号(令和元年5月21日)に規定するX i ケータイプラン等及び経企第1635号(令和元年9月27日)に規定するギガホ等との間の基本使用料の料金種別の変更並びにタイプX i 等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更は行うことができません。

エ 当社は、データ専用プランに係るタイプX i 等を選択している場合は、指定端末設備を利用したデータ通信モードによる通信を中止する措置をとります。

オ 削 除

カ タイプX i 等からギガホ2、ギガライト2若しくはケータイプラン2(当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとしします。)へ基本使用料の料金種別を変更又はタイプX i 等に係るX i 契約の解除と同時に新たにギガホ2、ギガライト2若しくはケータイプラン2に係るX i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してそのギガホ2、ギガライト2若しくはケータイプラン2の選択があったものとみなして取り扱います。

キ タイプX i 等に係るX i 契約の解除と同時に新たに5Gギガホ又は5Gギガライト(当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとしします。)に係る5G契約(5Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとしします。)を締結したときは、その5G契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその5G契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

(2) 通信料

ア 通信料の額は、次の(ア)から(エ)に定めるところによります。

(ア) 通話モードに係るもの

① ②以外のもの

A B及びC以外のもの

a 契約者回線からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
X i 通信料	X i からの通信	20円（22円）

b 削 除

B ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

a ワイドスター通信サービス契約約款に規定する第1種ワイドスターの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
X i 通信料	X i からの通信	20円（22円）

b a以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
X i 通信料	X i からの通信	50円（55円）

C ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
X i 通信料	X i からの通信	50円（55円）

② 相互接続通信に係るもの

A B以外のもの

a X i の契約者回線からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
X i 通信料	X i からの通信	20円（22円）

b 削 除

c 削 除

B 削 除

(イ) 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

① ②以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i デジタル通信料	X i からの通信	36円 (39.6円)

② 相互接続通信に係るもの

A B以外のもの

a X i の契約者回線からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i デジタル通信料	X i からの通信	36円 (39.6円)

b 削 除

B 削 除

(ウ) データ通信モードに係るもの

① ②以外のもの

1 課金対象データごとに

料 金 種 別	料 金 額
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i データ通信料	0.6円 (0.66円)

② データ専用プランに係るもの

料金種別	料 金 種 別	料 金 額	
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
X i データ通信料	X i データプラン 2 又は X i データプラン 2 にねん	1 課金対象データごとに 0.25円 (0.275円)	
	1 料金月における累計課金対象データ量		
	7,340,032課金対象データ以下のとき		
	7,340,032課金対象データを超えるとき	7,340,032課金対象データ以下の部分	1 課金対象データごとに 0.25円 (0.275円)

		7,340,032課金対象データを 超える部分	2,097,152課金対象データ ごとに2,500円 (2,750円)
X i データプランフラット又はX i データプランフラットにねん			
1 料金月における累計課金対象データ量			
		7,340,032課金対象データ以下のとき	—
	7,340,032課金対象データを 超えるとき	7,340,032課金対象データ 以下の部分	—
		7,340,032課金対象データを 超える部分	2,097,152課金対象データ ごとに2,500円 (2,750円)
X i データプランライト又はX i データプランライトにねん			
1 料金月における累計課金対象データ量			
		3,145,728課金対象データ以下のとき	—
	3,145,728課金対象データを 超えるとき	3,145,728課金対象データ 以下の部分	—
		3,145,728課金対象データを 超える部分	2,097,152課金対象データ ごとに2,500円 (2,750円)

(エ) ショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、当社が別に定めるところによります。

イ アに規定する通信料の適用については次の(ア)から(カ)に定めるところによるほか、なお従前のおりとしします。

(ア) 基本使用料の料金種別がX i データプラン2又はX i データプラン2にねんのX i の契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信の料金は、1 料金月における累計課金対象データ量に応じて、アの規定により算定した額の月間累計額から2,381円除した額を適用します。

ただし、その月間累計額が2,381円に満たない場合は、その累計額を控除することとします。

(イ) (ア)の規定により算定した額が3,819円を超える場合は、イの規定にかかわらず、3,819円を超える部分の料金の支払いを要しん。

ただし、(ケ)に規定する申出があった場合であって、当該料金月における累計課金対象データ量が7,340,032課金対象データを超えるときは、7,340,032課金対象データを超える部分のデータ量について、アの規定により算定した額を適用します。

(ウ) 基本使用料の料金種別がX i データプランフラット、X i データプランフラットにねんのX i の契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信については、その料金の支払いを要しません。

ただし、(ケ)に規定する申出があった場合であって、当該料金月における累計課金対象データ量が7,340,032課金対象データを超えるときは、7,340,032課金対象データ

を超える部分の課金データ量について、アの規定により算定した額を適用します。

(エ) X i データプランライト及びX i データプランライトにねんのX i の契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信については、その料金の支払いを要しません。

ただし、(ケ)に規定する申出があった場合であって、当該料金月における累計課金対象データ量が3,145,728課金対象データを超えるときは、3,145,728課金対象データを超える部分の課金データ量について、アの規定により算定した額を適用します。

(オ) 通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に基づき基本使用料を日割するときは、アに規定する2,381円をその利用日数に応じて日割するものとし、「2,381円」を「2,381円を日割した額」に読み替えて適用します。

(カ) X i データプラン2、X i データプラン2にねん、X i データプランフラット又はX i データプランフラットにねんのX i の契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信の1料金月における累計課金対象データ量が7,340,032課金対象データを超えたことを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間において、そのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱い(以下この附則において「128k通信」といいます。)を適用します。

(キ) X i データプランライト又はX i データプランライトにねんのX i の契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信の1料金月における累計課金対象データ量が3,145,728課金対象データを超えたことを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間において、128k通信を適用します。

(ク) (オ)、(カ)又は(キ)の規定により128k通信の適用を受けているX i が行った通信に係る課金対象データについては、第47条(通信時間等の測定等)の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。

(ケ) X i 契約者は、当社が別に定める方法により、当該料金月における128k通信の適用の解除に係る申出を行うことができます。この場合において、当社は、次のいずれかに該当する場合を除き、その申出を承諾します。

① 当該料金月における128k通信の適用の解除に係る申出回数が、当社が別に定める回数を超えることとなるとき。

② その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(コ) 前号の規定により、128k通信の適用の解除に係る申出を行う場合であって、その申出に係るX i 契約者が未成年であるときは、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。

(サ) (ア)から(オ)に規定する通信料の適用については、なお従前のおりとしします。

ウ アに規定する通信料の割引については次の(ア)及び(イ)に定めるところによるほか、なお従前のおりとしします。

(ア) 複数回線複合割引(ファミリー割引)の適用は、改正後の規定における総合利用プランに係るX i の場合に準ずるものとしします。

1 契約ごとに

区 分		通信料の適用
割引回線群に係る契約者回線への通信	通話モードに係るもの	その通信(料金月の末日までに終了した通信に限ります。)に関する料金について、支払いを要しません。
	64kb/sデジタル通信モードに係るもの	その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額をその月間累計額から差し引いた額を適用します。

② 基本使用料の料金種別が総合利用プランに係る旧プランX i のデータ通信モードによる通信の料金のうち割引回線群を構成する他の契約者回線等の i モード機能又はspモード機能に係るメールアドレスを、送信先又は送信元とする i モード電子メールの送受信に関する通信の料金については、 i モード機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、アの規定にかかわらず、契約者はその規定により算定した額の支払いを要しません。

ただし、電波状態若しくは、 i モード機能若しくはspモード機能の利用に係る設定等により i モード電子メールが蓄積されなかったとき又は当社が別に定めるところによりその i モード電子メールが送信されたときは、この限りではありません。

(イ) 定期契約等に係る通信料月極割引（ビジネス通話割引）の適用は、改正後の規定における総合利用プランに係る X i の場合に準ずるものとします。

① タイプ X i にねんを選択している X i 契約者が、次表に規定する定額料を支払うことにより、その X i が属する割引回線群（以下この欄において「指定割引回線群」といいます。）に係る契約者回線又はその他の契約者回線等への通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額から同表に規定する額の割引を行うことをいいます。

区 分	定額料 (月額)	割 引 額			
		(ア) (イ)以外のもの	(イ) 指定割引回線群に係る契約者回線への通信		
			通話モードに係るもの	64kb/sデジタル通信モードに係るもの	
指定割引回線群に係る X i 等の数	2～30	—	その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額	その通信（料金の末日までに終了した通信に限ります。）に関する料金について、支払いを要しません。	その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額
	31～100	税抜額 477円 (税込額 524.7円)	その通信に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額	その通信（料金の末日までに終了した通信に限ります。）に関する料金について、支払いを要しません。	その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額
	101～1000	税抜額 667円 (税込額 733.7円)	その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額		

② 通信料月極割引（ビジネス通話割引）の適用については①に定めるところによるほか、なお従前のおりとしします。

エ タイプ X i 等からギガホ 2、ギガライト 2 若しくはケータイプラン 2 へ基本使用料の料金種別を変更又はタイプ X i 等に係る X i 契約の解除と同時に新たにギガホ 2、ギガライト 2 若しくはケータイプラン 2 に係る X i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又は X i 契約の締結のあった日を含む料金月のその X i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続してそのギガホ 2、ギガライト 2 若しくはケータイプラン 2 の選択があったものとみなして取り扱います。

オ タイプ X i 等に係る X i 契約の解除と同時に新たに 5 G ギガホ又は 5 G ギガライトに

係る5G契約を締結したときは、その5G契約の締結のあった日を含む料金月のそのXiの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続してその5G契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

(3) 削除

(4) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けているXiに係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのXiに係る料金等から20円を減額します。この場合において、(1)及び(2)の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

イ ア以外の提供条件は、改正後の規定におけるXiの場合に準じて取扱います。

(5) タイプXi等に係る第9章第2節（通信利用の制限）の提供条件、付加機能、通信の付加サービス及び情報提供サービスの提供条件については、改正後の規定におけるXiの場合に準じるものとします。

(6) 請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料に関する料金額及びその他の提供条件については、経企第406号（令和元年5月21日）に規定するXiカケホーダイプラン等のXiの場合に準じるものとします。

(7) 削除

(8) 契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定にXiの場合に準じるものとします。

(9) 新たにタイプXi等に係るXi契約を締結する申込みを行うことはできません。

(10) (1)から(9)以外の提供条件については、なお従前のおとりとします。

（Xiカケ・ホーダイに関する経過措置）

5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けているXiカケ・ホーダイ（改正前の規定により割引の選択の申出に係る承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) Xiカケ・ホーダイを選択しているXi契約者は、通話モードによる通信（第4項に規定する料金を適用する通信に限ります。）の料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、この取扱の選択の申出前又はこの取扱の廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。）に代えて、次表に規定する定額通信料を適用します。

1 契約ごとに

区 分	定額通信料（月額）
Xiカケ・ホーダイ	税抜額 667円（税込額 733.7円）

(2) (1)以外の提供条件については、なお従前のおとりとします。

（Xiパケ・ホーダイ等に関する経過措置）

6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているXiパケ・ホーダイフラット、Xiパケ・ホーダイライト、Xiパケ・ホーダイ for iPhone、Xiパケ・ホーダイ for ジュニア、Xiらくらくパケ・ホーダイ及びXiパケ・ホーダイ for ビジネス（改正前の規定により選択の申込みの承諾を受けているものを含みます。以下この附則において「Xiパケ・ホーダイ等」といいます。）の料金その他の提供条件は次のとおりとします。

- (1) X i パケ・ホーダイ等に関する定額通信料については、次表のとおりとします。
1 契約ごとに

区 分	定額通信料 (月額)
X i パケ・ホーダイフラット	税抜額 5,700円 (税込額 6,270円)
X i パケ・ホーダイライト	税抜額 4,700円 (税込額 5,170円)
X i パケ・ホーダイ f o r i P h o n e	税抜額 5,200円 (税込額 5,720円)
X i パケ・ホーダイ f o r ジュニア	税抜額 2,839円 (税込額 3,122.9円)
X i らくらくパケ・ホーダイ	税抜額 2,839円 (税込額 3,122.9円)
X i パケ・ホーダイ f o r ビジネス	税抜額 2,839円 (税込額 3,122.9円)

- (2) X i パケ・ホーダイ等を選択している場合は、データ定額パックを選択することができません。
- (3) X i パケ・ホーダイフラット、X i パケ・ホーダイ f o r i P h o n e の適用を受けている X i の契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信の 1 料金月における累計課金対象データ量が7,340,032課金対象データを越えたことを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間において、128k通信を適用します。
- (4) X i パケ・ホーダイライトの適用を受けている X i の契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信の 1 料金月における累計課金対象データ量が3,145,728課金対象データを越えたことを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間において、128k通信を適用します。
- (5) X i パケ・ホーダイ f o r ジュニア、X i らくらくパケ・ホーダイ又は X i パケ・ホーダイ f o r ビジネスの適用を受けている X i の契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信の 1 料金月における累計課金対象データ量が512,000課金対象データを越えたことを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間において、128k通信を適用します。
- (6) (3)、(4)又は(5)の規定により128k通信の適用を受けている X i が行った通信に係る課金対象データについては、第47条 (通信時間等の測定等) の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。
- (7) X i 契約者は、当社が別に定める方法により、当該料金月における128k通信の適用の解除に係る申出を行うことができます。この場合において、当社は、次のいずれかに該当する場合を除き、その申出を承諾します。
ア 当該料金月における128k通信の適用の解除に係る申出回数が、当社が別に定める回数を超えることとなるとき。
イ その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (8) 前号の規定により、128k通信の適用の解除に係る申出を行う場合であって、その申出に係る X i 契約者が未成年であるときは、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。
- (9) 当社は、X i パケ・ホーダイ等 (X i パケ・ホーダイライト、X i パケ・ホーダイ f o r ジュニア、X i らくらくパケ・ホーダイ及び X i パケ・ホーダイ f o r ビジネスに係るものを除きます。) を選択している契約者から当社が別に定める方法により、当該料金月における128k通信の適用の解除に係る申出があった場合であって、当該料金月における累計

課金対象データ量が7,340,032課金対象データを超えるときは、7,340,032課金対象データを超える部分の課金対象データ量について、次表に規定する額を適用します。

2,097,152課金対象データごとに

料 金 種 別	料 金 額
X i データ通信料	税抜額 2,500円 (税込額 2,750円)

(10) 当社は、X i パケ・ホーダイライトを選択している契約者から当社が別に定める方法により、当該料金月における128k通信の適用の解除に係る申出があった場合であって、当該料金月における累計課金対象データ量が3,145,728課金対象データを超えるときは、3,145,728課金対象データを超える部分の課金対象データ量について、次表に規定する額を適用します。

2,097,152課金対象データごとに

料 金 種 別	料 金 額
X i データ通信料	税抜額 2,500円 (税込額 2,750円)

(11) 当社は、X i パケ・ホーダイ f o r ジュニア、X i らくらくパケ・ホーダイ又はX i パケ・ホーダイ f o r ビジネスを選択している契約者から当社が別に定める方法により、当該料金月における128k通信の適用の解除に係る申出があった場合であって、当該料金月における累計課金対象データ量が512,000課金対象データを超えるときは、512,000課金対象データを超える部分の課金対象データ量について、次表に規定する額を適用します。

2,097,152課金対象データごとに

料 金 種 別	料 金 額
X i データ通信料	税抜額 2,500円 (税込額 2,750円)

(12) 第9章第2節（通信利用の制限）に係る提供条件は、改正後の規定におけるデータ定額パックに準ずるものとします。

(13) (1)から(12)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。

(定期一括通信料割引に関する経過措置)

7 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けている定期一括通信料割引(改正前の規定により割引の選択の申出に係る承諾を受けているものを含みます。)の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 契約者から申出のあった割引選択期間及び最低基準額（次表に規定するものをいいます。）に基づき、契約者があらかじめ設定した利用設定額（申出のあった最低基準額以上の額とします。）に応じて次表に規定する定額料を支払った場合に、当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごとに一括して請求（以下この欄において「一括請求」といい、その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限り。）に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。）しているX i（総合利用プランに係る第1種契約に限り。）に係る通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行います。この場合において、定期一括通信料割引にはタイプA（X iの契約者回線から行った通話モード、64kb/sデジタル通信モード及びショートメッセージ通信モードによる通信に関する料金の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うものをいいます。以下この欄において同じとします。）とタイプB（X iの契約者回線から行ったデ

ータ通信モードによる通信に関する料金の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うものをいいます。)の2種類があります。

一括請求ごとに

区 分			定額料 (月額)	割引額
割引選択期間	種 類	最低基準額	利用設定額に次の係数を乗じて得た額	一括請求に係る各々のX _i の通信料に次の係数を乗じて得た額の合計額
2年	タイプA	5万円	0.73	0.27
		20万円	0.71	0.29
		50万円	0.69	0.31
		100万円	0.67	0.33
		300万円	0.64	0.36
		500万円	0.61	0.39
		1,000万円	0.58	0.42
	タイプB	15万円	0.73	0.27
		60万円	0.71	0.29
		150万円	0.69	0.31
		300万円	0.67	0.33
		900万円	0.64	0.36
		1,500万円	0.61	0.39
		3,000万円	0.58	0.42
3年	タイプA	5万円	0.70	0.30
		20万円	0.68	0.32
		50万円	0.66	0.34
		100万円	0.64	0.36
		300万円	0.61	0.39

		500万円	0.58	0.42
		1,000万円	0.55	0.45
	タイプB	15万円	0.70	0.30
		60万円	0.68	0.32
		150万円	0.66	0.34
		300万円	0.64	0.36
		900万円	0.61	0.39
		1,500万円	0.58	0.42
		3,000万円	0.55	0.45
4年		タイプA	5万円	0.67
	20万円		0.65	0.35
	50万円		0.63	0.37
	100万円		0.61	0.39
	300万円		0.58	0.42
	500万円		0.55	0.45
	1,000万円		0.52	0.48
	タイプB	15万円	0.67	0.33
		60万円	0.65	0.35
		150万円	0.63	0.37
		300万円	0.61	0.39
		900万円	0.58	0.42
		1,500万円	0.55	0.45
		3,000万円	0.52	0.48

(2) (1)以外 提供条件については、なお従前のおりとします。

8 経企第1366号（平成24年2月24日の附則第3項、経企第972号（平成24年11月7日）の附則第3項及び経企第790号（平成25年9月19日）の附則第6項中、「当社が定める日」を「平

成26年8月31日」に改めます。

附 則（平成26年8月25日経企第768号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年9月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（データプラン得得キャンペーンの適用）
- 3 この改正規定実施の日から平成27年1月12日までの間において、X iサービス取扱所において当社が定める端末設備（以下この附則において「特例対象端末設備」といいます。）をX i契約者又はその関係者が購入した場合であって、その購入と同時にその購入者から指定のあった1のX iについて、次の(1)及び(2)若しくは(3)（以下この附則において「特例適用条件」といいます。）の条件を満たす申込があった場合に、その指定のあったX iが特例適用条件を満たしていることを当社が最初に確認した日を含む料金月から起算して3料金月の間、そのX iに係るデータMパック（標準）、データLパック（大容量）、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックの定額上限データ量（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に1GBを加算する取り扱い（以下この附則において「データプラン得得キャンペーン」といいます。）を適用します。
 - (1) X iデータプラン（スマホ/タブ）又はX iデータプラン（ルーター）を選択していること。
 - (2) データMパック（標準）、データLパック（大容量）、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択していること。
 - (3) 料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定する共有対象回線であって、その共有回線群（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る共有代表回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。）がデータMパック（標準）、データLパック（大容量）、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択していること。
- 4 前項により指定されたX iが、共有対象回線であるときは、データプラン得得キャンペーンの適用を受けている共有対象回線の数に応じてその定額上限データ量に1GBを加算します。
- 5 当社は、データプラン得得キャンペーンの適用を受けているX iについて、次のいずれかに該当する場合には、データプラン得得キャンペーンの適用を廃止します。
 - (1) X iに係る契約の解除があったとき。
 - (2) 基本使用料の料金種別がX iデータプラン（スマホ/タブ）又はX iデータプラン（ルーター）以外となったとき。
 - (3) データMパック（標準）、データLパック（大容量）、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを廃止したとき。
 - (4) 共有回線群に係る共有代表回線がデータMパック（標準）、データLパック（大容量）、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを廃止したとき。
 - (5) X iの電話番号保管があったとき。
- 6 当社は、データプラン得得キャンペーンの廃止があったときは、その廃止があった日を含む料金月までデータプラン得得キャンペーンを適用します。

附 則（平成26年9月2日経企第818号）

この改正規定は、平成26年9月10日から実施します。

附 則（平成26年9月10日経企第862号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年9月16日から実施します。

ただし、データLパック（大容量）に関する部分は、平成26年9月19日から実施します。

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（その他）

3 経企第768号（平成26年8月25日）の附則第3項を次のように改めます。

3 この改正規定実施の日から平成26年12月31日までの間において、X i サービス取扱所において当社が定める端末設備（以下この附則において「特例対象端末設備」といいます。）をX i 契約者又はその関係者が購入した場合であって、その購入と同時にその購入者から指定のあった1のX i について、次の(1)及び(2)若しくは(3)（以下この附則において「特例適用条件」といいます。）の条件を満たす申込があった場合に、その指定のあったX i が特例適用条件を満たしていることを当社が最初に確認した日を含む料金月から起算して3料金月の間、そのX iに係るデータMパック、データLパック、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックの定額上限データ量（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に1GBを加算する取り扱い（以下この附則において「データプラン得得キャンペーン」といいます。）を適用します。

- (1) X i データプラン（スマホ/タブ）又はX i データプラン（ルーター）を選択していること。
- (2) データMパック、データLパック、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択していること。
- (3) 料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定する共有対象回線であって、その共有回線群（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る共有代表回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。）がデータMパック、データLパック、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択していること。

4 経企第768号（平成26年8月25日）の附則第5項第3号及び第4号を次のように改めます。

- (3) データMパック、データLパック、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを廃止したとき。
- (4) 共有回線群に係る共有代表回線がデータMパック、データLパック、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを廃止したとき。

附 則（平成26年9月23日経企第940号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施の際現に、当社が定めるX i サービス契約約款の規定により締結されている次の表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、当社と締結した同表の右欄の契約に移行したものとみなします。

データSパック	データSパック（小容量）
データMパック	データMパック（標準）
データLパック	データLパック（大容量）
シェアパック10	シェアパック10（小容量）
シェアパック15	シェアパック15（標準）
シェアパック20	シェアパック20（大容量）
シェアパック30	シェアパック30（大容量）

(その他)

- 4 経企第1321号(平成26年1月30日)の附則第2項中「平成26年9月30日」を「平成27年3月31日」に改めます。
- 5 経企第124号(平成26年4月25日経企第124号)の附則中、「携帯電話番号ポータビリティ手数料」を「携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料」に改めます。
- 6 経企第213号(平成26年5月14日)の附則を次のように改めます。
 - (1) 第4項及び第5項中「定額上限値」を「定額上限データ量」に改めます。
 - (2) 第6項を次のように改めます。
 - 6 削除
- 7 経企第323号(平成26年6月6日)の附則を次のように改めます。
 - (1) 第3項及び第4項中「定額上限値」を「定額上限データ量」に改めます。
 - (2) 第5項を次のように改めます。
 - 5 削除
- 8 経企第768号(平成26年8月25日)の附則を次のように改めます。
 - (1) 第3項を次のように改めます。
 - 3 この改正規定実施の日から平成26年12月31日までの間において、X i サービス取扱所において当社が定める端末設備(以下この附則において「特例対象端末設備」といいます。)をX i 契約者又はその関係者が購入した場合であって、その購入と同時にその購入者から指定のあった1のX i について、次の(1)及び(2)若しくは(3)(以下この附則において「特例適用条件」といいます。)の条件を満たす申込があった場合に、その指定のあったX i が特例適用条件を満たしていることを当社が最初に確認した日を含む料金月から起算して3料金月の間、そのX i に係るデータMパック(標準)、データLパック(大容量)、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックの定額上限データ量(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に1GBを加算する取り扱い(以下この附則において「データプラン得得キャンペーン」といいます。)を適用します。
 - (1) X i データプラン(スマホ/タブ)又はX i データプラン(ルーター)を選択していること。
 - (2) データMパック(標準)、データLパック(大容量)、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択していること。
 - (3) 料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定する共有対象回線であって、その共有回線群(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係る共有代表回線(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。)がデータMパック(標準)、データLパック(大容量)、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを選択していること。
 - (2) 第5項の第3号及び第4号を次のように改めます。
 - (3) データMパック(標準)、データLパック(大容量)、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを廃止したとき。
 - (4) 共有回線群に係る共有代表回線がデータMパック(標準)、データLパック(大容量)、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパックを廃止したとき。
 - 9 経企第862号(平成26年9月10日)の附則第1項を次のように改めます。
 - 1 この改正規定は、平成26年9月16日から実施します。
ただし、データLパック(大容量)に関する部分は、平成26年9月19日から実施します。
附 則(平成26年10月24日経企第1129号)
(実施期日)
 - 1 この改正規定は、平成26年11月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、ショートメッセージ通信モードに関する部分は平成26年10月29日から、基本使用料に関する部分は平成26年11月19日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

- 3 経企第1251号(平成26年1月10日)の附則第4項第1号に次のオを追加します。

オ X iデータプラン等に係るX i契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係るX i契約を締結(その契約者との最初の契約であると当社が認める場合であって、その契約の締結と同時に料金表第1表第3(通信料)の(8)の2に規定するデータ定額パックの選択又は料金表第1表第3の(8)の3に規定する共有代表回線とのデータ定額共有の選択があったときに限ります。)する場合は、その締結があった日を含む暦月について、そのX iデータプラン等の基本使用料の支払いを要しません。

- 4 経企第702号(平成26年8月8日)の附則第4項第1号に次のオ及びカを追加します。

オ 旧プランX i(タイプX i及びタイプX iにねんに限ります。)に係るX i契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係るX i契約を締結(その契約者との最初の契約であると当社が認める場合に限ります。)する場合は、その締結があった日を含む暦月について、その旧プランX iの基本使用料の支払いを要しません。

カ 旧プランX i(タイプX i及びタイプX iにねんを除きます。)に係るX i契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係るX i契約を締結(その契約者との最初の契約であると当社が認める場合であって、その契約の締結と同時に料金表第1表第3(通信料)の(8)の2に規定するデータ定額パックの選択又は料金表第1表第3の(8)の3に規定する共有代表回線とのデータ定額共有の選択があったときに限ります。)する場合は、その締結があった日を含む暦月について、その旧プランX iの基本使用料の支払いを要しません。

附 則(平成26年11月20日経企第1275号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則(平成26年12月24日経企第1457号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

- 3 経企第323号(平成26年6月6日)の附則第3項中「平成26年12月31日」を「平成27年1月12日」に改めます。

- 4 経企第768号(平成26年8月25日)の附則第3項中「平成26年12月31日」を「平成27年1月12日」に改めます。

附 則(平成27年1月13日経企第1519号)

この改正規定は、平成27年1月21日から実施します。

ただし、この改正規定中、身体障がい者等割引に関する部分は平成27年1月15日からとします。

附 則(平成27年1月22日経企第1576号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

- 3 経企第1251号(平成26年1月10日)の附則第4項を次のように改めます。
- (1) 第9号中「ユニバーサルサービス料」を「請求書等の発行に関する料金、支払証明書等の発行手数料及びユニバーサルサービス料」に改め、同号を第10号とします。
- (2) 第10号中「(1)から(9)」を「(1)から(10)」に改め、同号を第11号とし、第8号の次に次の一号を加えます。
- (9) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い(eビリング)を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。
- ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い(eビリング)を受けているXiデータプラン等に係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのXiデータプラン等に係る料金等から20円を減額します。この場合において、(1)及び(2)の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。
- ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。
- イ ア以外の提供条件は、改正後の規定におけるXiの場合に準じて取扱います。
- 4 経企第702号(平成26年8月8日)の附則第4項を次のように改めます。

- (1) 第4号を次のように改めます。
- (4) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い(eビリング)を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。
- ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い(eビリング)を受けているXiに係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのXiに係る料金等から20円を減額します。この場合において、(1)及び(2)の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。
- ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。
- イ ア以外の提供条件は、改正後の規定におけるXiの場合に準じて取扱います。
- (2) 第6号中、「ユニバーサルサービス料」を「請求書等の発行に関する料金、支払証明書等の発行手数料及びユニバーサルサービス料」に改めます。

附 則 (平成27年1月27日経企第1586号)

(実施期日)

- 1 この附則は、平成27年1月30日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならないXiサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- (U25応援特割キャンペーンの適用)
- 3 この附則実施の日から平成27年5月31日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、Xiカケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はXiカケホーダイライトプラン(料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係る定期契約又は一般契約(身体障がい者等割引(料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(2)に規定するものをいいます。)の適用を受けているものに限り、)の締結(当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。)と同時に、そのXiが次の(1)、(2)及び(3)又は(4)に定める条件を満たしていることを当社が確認したときは、U25応援特割キャンペーン((3)又は(4)の申出により、ファミリーシェアパックの適用が開始される日(以下この項において「適用開始日」といいます。)から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して11暦月の間のXiカケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はXiカケホーダイライトプランの基本使用料について、それぞれの料金月に適用される基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。)を適用します。

区 分	割 引 額
X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ)	1,350円
X i カケホーダイライトプラン	850円

- (1) X i サービス取扱所において当社が定める端末設備をX i 契約者又はその関係者が購入すること。
- (2) U25応援割 (料金表第1表第1 (基本使用料) の1 (適用) の(4)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。) の適用を受けること。
- (3) ファミリーシェアパック (料金表第1表第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。) を選択すること。
- (4) 共有対象回線 (料金表第1表第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。) となる場合であって、その共有回線群 (料金表第1表第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。) に係る共有代表回線 (料金表第1表第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。) の契約者がファミリーシェアパックを選択していること。
- 4 料金表第1表第1 (基本使用料) の1 (適用) の(1)のオの規定によりX i カケホーダイプラン (スマホ/タブ) 又はX i カケホーダイライトプランの基本使用料を日割するときは、前項に規定する額を日割して適用します。
- 5 当社は、U25応援特割キャンペーンの適用を受けているX i について、次のいずれかに該当する場合には、U25応援特割キャンペーンを廃止します。
- (1) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン (スマホ/タブ) 又はX i カケホーダイライトプラン以外となったとき。
- (2) U25応援割の廃止があったとき。
- (3) ファミリーシェアパックの廃止があったとき。
- (4) そのX i がファミリーシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、そのファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があったとき (そのデータ定額共有の廃止と同時にファミリーシェアパックを選択する場合を除きます。)
- (5) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
- (6) X i の電話番号保管があったとき。
- (7) 名義変更があったとき。
- (8) 契約の解除 (当社が別に定めるものを除きます。) があったとき。
- 6 当社は、U25応援特割キャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料についてU25応援特割キャンペーンの適用対象とします。
- ただし、料金表第1表第1 (基本使用料) の1 (適用) の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ) 又はX i カケホーダイライトプラン以外の基本使用料の料金種別が適用される場合は、その廃止日を含む暦月の前月までの基本使用料についてU25応援特割 (家族) キャンペーンの利用対象とします。
- 7 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、そのX i が身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前月までの基本使用料についてU25応援特割キャンペーンの利用対象とします。
- (U25応援特割 (家族) キャンペーンの利用)
- 8 この附則実施の日から平成27年5月31日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ) 又はX i カケホーダイライトプランに係る定期契約又は一般契約 (身体障がい者等割引の適用を受けているものに限ります。) の締結 (当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。)

と同時に、そのX iが次の(1)及び(2)又は(3)に定める条件を満たしていることを当社が確認したときは、U25応援特割（家族）キャンペーン（(2)又は(3)の申出により、ファミリーシェアパックの適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して11暦月の間（以下この附則において「キャンペーン対象期間」といいます。）のX iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX iカケホーダイライトプランの基本使用料について、それぞれの料金月に適用される基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。）を適用します。

区 分	割 引 額
X iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）	1,350円
X iカケホーダイライトプラン	850円

- (1) X iサービス取扱所において当社が定める端末設備をX i契約者又はその関係者が購入すること。
 - (2) ファミリーシェアパックを選択すること。
 - (3) ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有を選択すること。
- 9 前項の規定にかかわらず、当社は、キャンペーン対象期間における各暦月において、そのX iが属する共有回線群を構成する他の全てのX iが第3項に規定するU25応援特割キャンペーンの適用を受けていないことを確認したときは、当社がその確認をした日を含むその暦月の基本使用料について前項に規定する減額を適用しません。
- 10 料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のオの規定によりX iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX iカケホーダイライトプランの基本使用料を日割するときは、第8項に規定する額を日割して適用します。
- 11 当社は、U25応援特割（家族）キャンペーンの適用を受けているX iについて、次のいずれかに該当する場合には、U25応援特割（家族）キャンペーンを廃止します。
- (1) 基本使用料の料金種別がX iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX iカケホーダイライトプラン以外となったとき。
 - (2) ファミリーシェアパックの廃止があったとき。
 - (3) U25応援割の適用を受けることとなったとき。
 - (4) そのX iがファミリーシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にファミリーシェアパックを選択する場合を除きます。）。
 - (5) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
 - (6) X iの電話番号保管があったとき。
 - (7) 名義変更があったとき。
 - (8) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。
- 12 当社は、U25応援特割（家族）キャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料についてU25応援特割（家族）キャンペーンの適用対象とします。
- ただし、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX iカケホーダイライトプラン以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてU25応援特割（家族）キャンペーンの適用対象とします。
- 13 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、そのX iが身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてU25応援特割（家族）キャンペーンの適用対象とします。

附 則（平成27年1月30日経企第1611号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成27年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 経企第1366号（平成24年2月24日）の附則第6項を次のように改めます。
 - 6 X i契約者は、プラスX i割の適用を受けているX iについて、代表X i等の変更に係る申出を行うことができません。
- 4 経企第790号（平成25年9月19日）の附則第10項を次のように改めます。
 - 10 X i契約者は、プラスi P h o n e割の適用を受けている指定X i（第1種契約に係るものに限り。）について、代表F O M Aの変更に係る申出を行うことができません。

附 則（平成27年2月12日経企第1665号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年2月16日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（光スマホ割キャンペーンの適用）
- 3 この改正規定実施の日から平成28年2月29日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)に規定するX iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X iカケホーダイライトプラン又はX iデータプラン（スマホ／タブ）のいずれかに係る定期契約又は一般契約（身体障がい者等割引（料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(2)に規定するものをいいます。）の適用を受けているものに限り。）の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時に、次の(1)又は(2)及び(3)の条件を満たしていることを当社が確認したときは、光スマホ割キャンペーン（(1)又は(2)の申出により、ファミリーシェアパックの適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して11暦月の間（以下この項において「キャンペーン対象期間」といいます。）のX iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X iカケホーダイライトプラン又はX iデータプラン（スマホ／タブ）の基本使用料について、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。）を適用します。

区 分	割 引 額
X iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）	1,350円
X iカケホーダイライトプラン	350円
X iデータプラン（スマホ／タブ）	350円

- (1) ファミリーシェアパック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を選択すること。
- (2) 共有対象回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）となる場合であって、その共有回線群（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る共有代表回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の契約者が

- ファミリーシェアパックを選択していること。
- (3) X i サービス取扱所において当社が定める端末設備をX i 契約者又はその関係者が購入すること。
- 4 料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のオの規定によりX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X i カケホーダイライトプラン又はX i データプラン（スマホ／タブ）の基本使用料を日割するときは、前項に規定する額を日割して適用します。
- 5 光スマホ割キャンペーンの適用を受けているX i について、次のいずれかに該当する場合には、光スマホ割キャンペーンを廃止します。
- (1) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X i カケホーダイライトプラン又はX i データプラン（スマホ／タブ）のいずれか以外となったとき。
- (2) そのX i 契約に基づき、契約者回線の提供を開始した日を含む暦月の翌々月の初日にそのX i が属する共有回線群を構成するX i に特定X i 等が含まれないことを当社が確認したとき。
- (3) ファミリーシェアパックの廃止があったとき。
- (4) そのX i がファミリーシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にファミリーシェアパックを選択する又は他の共有回線群に係るデータ定額共有を選択する場合を除きます。）。
- (5) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
- (6) X i の電話番号保管があったとき。
- (7) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。
- (8) その特定X i 等に係るI P通信網契約が、当社の定める期日までに工事を完了できないとき。
- 6 当社は、光スマホ割キャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料について光スマホ割キャンペーンの適用対象とします。
- ただし、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X i カケホーダイライトプラン又はX i データプラン（スマホ／タブ）のいずれか以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料について光スマホ割キャンペーンの適用対象とします。
- 7 前項の規定によるほか、定期契約（総合利用プランに係るものに限り）の解除と同時に一般契約を締結する場合又は定期契約（データ専用プランに係るものに限り）の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、そのX i が身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料について光スマホ割キャンペーンの適用対象とします。
- 8 その特定X i 等に係るI P通信網契約について、契約者の責めに帰すべき理由により、その提供を開始する前に契約の解除があったときは、当社は、契約締結の時点で特例適用条件を満たしていなかったものとみなして、取り扱う場合があります。
- 9 前5項の規定にかかわらず、U25応援特割キャンペーン若しくはU25応援特割キャンペーン（家族）の適用を受けるとき又はキャンペーン対象期間における各暦月において、そのX i が特定X i 等でないこと及びそのX i が属する共有回線群を構成する他のX i に特定X i 等が含まれないことを当社が確認したときは、その確認をした日を含む暦月の基本使用料について、第3項に規定する減額を適用しません。
- （光スマホ割 for ビジネスキャンペーンの適用）
- 10 この改正規定実施の日から平成28年2月29日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)に規定するX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、カケホーダイライトプラン又はX i データプラン（スマホ／タブ）に係る定期契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時に、次の(1)又は(2)及び(3)の条件（以下この附則におい

て「特例適用条件」といいます。)を満たしていることを当社が確認したときは、光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーン (その契約締結があった日を含む翌暦月から、24暦月の間 (以下この項において「キャンペーン対象期間」といいます。)の X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ)、カケホーダイライトプラン又は X i データプラン (スマホ/タブ) の基本使用料について、各暦月に特例対象条件を満たしていると当社が認める X i の数 (以下、この附則において「割引対象回線数」といいます。)に応じて、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。)を適用します。

1 契約ごとに

区 分		割引額	
X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ) 及び X i データプラン (スマホ/タブ)	割引適用回線数	2回線まで	—
		3回線から30回線まで	700円
		31回線以上	1,200円
カケホーダイライトプラン		2回線まで	—
		3回線から30回線まで	100円
		31回線以上	300円

- (1) ビジネスシェアパック (料金表第1表第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)を選択すること。
- (2) 共有対象回線 (料金表第1表第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)となる場合であって、その共有回線群 (料金表第1表第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係る共有代表回線 (料金表第1表第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。)の契約者がビジネスシェアパックを選択していること。
- (3) X i サービス取扱所において当社が定める端末設備を X i 契約者又はその関係者が購入すること。
- 11 前項の規定にかかわらず、当社は、その X i (基本使用料の料金種別が X i データプラン (スマホ/タブ) であるものに限り)に係る契約者回線に、当社が定める端末設備以外の端末設備が接続されていることを当社が確認したとき又はキャンペーン対象期間における各暦月において、その X i が特定 X i 等でないこと及びその X i が属する共有回線群を構成する他の X i に特定 X i 等が含まれないことを確認したときは、その確認をした日を含む暦月の基本使用料について、前項に規定する減額を適用しません。
- 12 光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用を受けている X i について、次の(1)から(6)のいずれかを満たさなくなったときは、光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーンを廃止します。
- (1) 基本使用料の料金種別が X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ)、カケホーダイライトプラン又は X i データプラン (スマホ/タブ) 以外となったとき。
- (2) その X i 契約に基づき、契約者回線の提供を開始した日を含む暦月の翌々の初日にその X i が属する共有回線群を構成する X i に特定 X i 等が含まれないことを当社が確認したとき。
- (3) ビジネスシェアパックの廃止があったとき。
- (4) ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有を廃止したとき (データ定額共有の廃止と

同時にビジネスシェアパックを選択する場合又は他の共有回線群に係るデータ定額共有を選択する場合を除きます。)

(5) X i の電話番号保管があったとき。

(6) 契約の解除(当社が別に定めるものを除きます。)があったとき。

(7) その特定X i 等に係る I P 通信網契約が、当社の定める期日までに工事を完了できないとき。

13 当社は、光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料について光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用対象とします。

ただし、料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)、カケホーダイライトプラン又はX i データプラン(スマホ/タブ)以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料について光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用対象とします。

14 前項の規定によるほか、定期契約(総合利用プランに係るものに限り)の解除と同時に一般契約を締結する場合又は定期契約(データ専用プランに係るものに限り)の解除と同時に一般契約を締結するときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料について光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用対象とします。

15 その特定X i 等に係る I P 通信網契約について、契約者の責めに帰すべき理由により、その提供を開始する前に契約の解除があったときは、当社は、契約締結の時点で特例適用条件を満たしていなかったものとみなして、取り扱う場合があります。

附 則(平成27年 2 月20日経企第1714号)

(実施期日)

1 この附則は、平成27年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第1299号(平成26年 1 月23日)の附則第 3 項を次のように改めます。

3 削 除

附 則(平成27年 2 月26日経企第1771号)

この改正規定は、平成27年 3 月 2 日から実施します。

附 則(平成27年 3 月11日経企第1877号)

(実施期日)

1 この附則は、平成27年 3 月18日から実施します。

(経過措置)

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成27年 3 月24日経企第1955号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年 3 月31日から実施します。

ただし、この改正規定中、通信の種類等に関する部分は平成27年 3 月27日から、地図情報等提供サービス、番号案内料、i モード機能、spモード及び第 4 項に関する部分は平成27年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第33号(平成25年 4 月 5 日)の附則第 2 項を次のように改めます。

2 削 除

4 経企第1665号（平成27年2月12日）の附則を次のように改めます。

(1) 第3項を次のように改めます。

（光スマホ割キャンペーンの適用）

3 この改正規定実施の日から平成28年3月31日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)に規定するX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i データプラン（スマホ／タブ）に係る定期契約又は一般契約（身体障がい者等割引（料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(2)に規定するものをいいます。）の適用を受けているものに限ります。）の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時に、次の(1)又は(2)及び(3)の条件を満たしていることを当社が確認したときは、光スマホ割キャンペーン（(1)又は(2)の申出により、ファミリーシェアパックの適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して11暦月の間（以下この項において「キャンペーン対象期間」といいます。）のX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i データプラン（スマホ／タブ）の基本使用料について、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。）を適用します。

（表略）

(1) ファミリーシェアパック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を選択すること。

(2) 共有対象回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）となる場合であって、その共有回線群（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る共有代表回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の契約者がファミリーシェアパックを選択していること。

(3) X i サービス取扱所において当社が定める端末設備をX i 契約者又はその関係者が購入すること。

(2) 第5項及び第12項第2号を次のように改めます。

(2) そのX i 契約に基づき、契約者回線の提供を開始した日を含む暦月の翌々月の初日にそのX i が属する共有回線群を構成するX i に特定X i 等が含まれないことを当社が確認したとき。

(3) 第9項を次のように改めます。

9 前5項の規定にかかわらず、U25応援特割キャンペーン若しくはU25応援特割キャンペーン（家族）の適用を受けるとき又はキャンペーン対象期間における各暦月において、そのX i が特定X i 等でないこと及びそのX i が属する共有回線群を構成する他のX i に特定X i 等が含まれないことを当社が確認したときは、その確認をした日を含む暦月の基本使用料について、第3項に規定する減額を適用しません。

(4) 第10項を次のように改めます。

（光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用）

10 この改正規定実施の日から平成28年3月31日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)に規定するX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i データプラン（スマホ／タブ）に係る定期契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時に、次の(1)又は(2)及び(3)の条件（以下この附則において「特例適用条件」といいます。）を満たしていることを当社が確認したときは、光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーン（その契約締結があった日を含む翌暦月から、24暦月の間（以下この項において「キャンペーン対象期間」といいます。）のX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i データプラン（スマホ／タブ）の基本使用料について、各暦月に特例対象条件を満たしていると当社が認めるX i の数（以下、この附則に

において「割引対象回線数」と言います。)に応じて、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。)を適用します。

(表略)

- (1) ビジネスシェアパック(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)を選択すること。
 - (2) 共有対象回線(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)となる場合であって、その共有回線群(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係る共有代表回線(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。)の契約者がビジネスシェアパックを選択していること。
 - (3) X i サービス取扱所において当社が定める端末設備をX i 契約者又はその関係者が購入すること。
- (5) 第11項を次のように改めます。

11 前項の規定にかかわらず、当社は、そのX i (基本使用料の料金種別がX i データプラン(スマホ/タブ)であるものに限り、)に係る契約者回線に、当社が定める端末設備以外の端末設備が接続されていることを当社が確認したとき又はキャンペーン対象期間における各暦月において、そのX i が特定X i 等でないこと及びそのX i が属する共有回線群を構成する他のX i に特定X i 等が含まれないことを確認したときは、その確認をした日を含む暦月の基本使用料について、前項に規定する減額を適用しません。

附 則 (平成27年3月27日経企第2012号)

この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

附 則 (平成27年4月9日経企第57号)

この改正規定は、平成27年4月20日から実施します。

附 則 (平成27年4月16日経企第94号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年4月24日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用)
- 3 この改正規定実施の日から平成27年9月30日までの間又は平成27年12月4日から平成28年1月31日までの間において、X i サービス取扱所において当社が定める端末設備を購入する申出(X i 契約者の責めによらない理由により、平成27年9月30日までの間にその端末設備を購入できない場合に限り、)又は当社が定める端末設備をX i 契約者若しくはその関係者が購入する場合であって、FOMA契約(FOMAサービス契約約款に規定するものをいい、そのFOMA契約に係る経過期間(FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。))が3ヶ月超であるものであって、そのFOMA契約において当社が定める端末設備を利用していると当社が認めるものに限り、)の解除と同時に新たにX i 契約(基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)及びX i カケホーダイライトプラン(料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係るものに限り、)を締結した者からそのX i 契約の締結と同時に申出があったときは、シニアはじめてスマホ割キャンペーン(第6項第2号の規定により、らくらくパック等(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定するらくらくパック、シングルパック又はファミリーシェアパックをいいます。以下この附則において同じとします。)の適用が開始される日(以下この項において「適用開始日」といいます。)から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して23暦月の間のX i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はX i カケホーダイライトプランの基本使用料について、それぞれ

れの料金月に適用される基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。)を適用します。

1 契約ごとに

区 分	割 引 額
X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ)	1,520円
X i カケホーダイライトプラン	850円

- 4 シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用に係る申出を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者としてします。
- (1) 満60歳に達した者であって、新たにX i 契約を締結する契約者。
 - (2) 満60歳に達した者のために新たにX i 契約を締結する契約者であって、その契約者が指定した満60歳に達した者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者。
- 5 X i 契約者は、シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用に係る申出を行うときは、前項第1号に基づき行う場合はその契約者について、前項第2号に基づき行う場合はその契約者が指定した満60歳に達した者について、第74条の2に規定する利用者登録を行っていただきます。
- 6 当社は、シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用に係る申出があったときは、その申出を行ったX i 契約者に係るX i が、そのX i 契約の締結と同時に、次の(1)及び(2)に定める条件を満たしていることを当社が確認した場合に限り、その申出を承諾します。
- (1) 当社と定期契約を締結しているX i 契約に係るものであること又は料金表第1表第1の1の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けていること。
 - (2) らくらくパック等を選択すること又は共有対象回線(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)であること。
- 7 当社は、前項の規定にかかわらず、第5項の規定により登録した満60歳に達した者(以下この附則において「利用者」といいます。)が、現にシニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用を受けている他のX i 契約に係る利用者として登録されているときは、シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用に係る申出を承諾しません。
- 8 当社は、シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用を受けているX i について、そのX i 契約者から、シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用を廃止します。
- (1) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はX i カケホーダイライトプラン以外となったとき。
 - (2) 第5項の規定により登録した利用者を変更又は削除したとき。
 - (3) らくらくパック等の廃止があったとき。
 - (4) そのX i が共有対象回線である場合であって、そのデータ定額共有の廃止があったとき(そのデータ定額共有の廃止と同時にらくらくパック等を選択する場合を除きます。)
 - (5) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
 - (6) X i の電話番号保管があったとき。
 - (7) 名義変更(新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)があったとき。
 - (8) 料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(9)の2に規定する定額通信料等に係る月極割引の適用を受けたとき。
 - (9) 契約の解除(当社が別に定めるものを除きます。)があったとき。
- 9 当社は、シニアはじめてスマホ割キャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月

までの基本使用料についてシニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用対象とします。

ただし、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、Xiカケホーダイプラン（スマホ/タブ）又はXiカケホーダイライトプラン以外の基本使用料の料金種別が適用される場合は、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてシニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用対象とします。

- 10 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、そのXiが身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてシニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用対象とします。
- 11 シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用を受けているときは、その適用を受けている暦月の基本使用料について、U25応援割（料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(4)の2に規定するものをいいます。）、U25応援特割キャンペーン（経企第1586号（平成27年1月27日）の附則第3項に規定するものをいいます。）、U25応援特割キャンペーン（家族）（経企第1586号（平成27年1月27日）の附則第8項に規定するものをいいます。）、光スマホ割キャンペーン（経企第1665号（平成27年2月12日）の附則第3項に規定するものをいいます。）、光スマホ割forビジネスキャンペーン（経企第1665号（平成27年2月12日）の附則第10項に規定するものをいいます。）、ドコモにチェンジ割キャンペーン（経企第1140号（平成27年9月16日）の附則第3項に規定するものをいいます。）及び、ドコモにチェンジ割forビジネスキャンペーン（経企第1140号（平成27年9月16日）の附則第8項に規定するものをいいます。）に規定する減額を適用しません。

附 則（平成27年4月28日経企第195号）

この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。

附 則（平成27年5月21日経企第354号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったXiサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 経企第702号（平成26年8月8日）の附則第4項第7号中「(1)から(6)」を「(1)から(7)」へ改め、同号を第8号とし、第6号の次に次の一号を加えます。
(7) 当社は、旧プランXiに係る定期契約の満了について、当該旧プランXiに係る定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該旧プランXiに係る定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

附 則（平成27年6月26日経企第688号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったXiサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 経企第94号（平成27年4月16日）の附則第3項中「平成27年6月30日」を「平成27年9月30日」に改めます。

附 則（平成27年7月7日経企第747号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成27年7月16日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
- 2 この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったXiサー

ビスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(海外1dayパケキャンペーン)

- 3 この附則実施の日から平成27年10月31日までの間において、X i 契約者が海外1dayパケに係る利用開始認証(料金表第3表(国際ローミング利用料)の1(適用)の(7)に規定するものをいいます。)を完了したときは、当社はそのX i について、その利用開始認証に係る海外1dayパケ選択期間(料金表第3表(国際ローミング利用料)の1(適用)の(1)の2に規定するものをいいます。)において、定額対象事業者(DOCOMO PACIFIC, INC. 及びTeleguam Holdings, LLC. に限ります。)が提供する国際アウトローミングを利用したデータ通信モードに係る通信について、料金表第3表(国際ローミング利用料)の1(適用)の(1)の2のウの規定を適用しません。

附 則(平成27年7月23日経企第848号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年8月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 経企第702号(平成26年8月8日)の附則第4項の(2)のAの(ア)の①のAのbを次のように改めます。
b 削除
- 4 経企第702号(平成26年8月8日)の附則第4項の(2)のAの(ア)の②のAのcを次のように改めます。
c 削除

附 則(平成27年8月11日経企第930号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年8月19日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成27年8月24日経企第1006号)

この改正規定は平成27年9月1日から実施します。

附 則(平成27年8月27日経企第1033号)

この改正規定は、平成27年9月1日から実施します。

附 則(平成27年9月16日経企第1140号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年9月18日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(ドコモにチェンジ割キャンペーンの適用)

- 3 この附則実施の日から平成28年1月31日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はX i カケホーダイライトプラン(料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係る定期契約又は一般契約(身体障がい者等割引(料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(2)に規定するものをいいます。)の適用を受けているものに限り、)の締結(当社が定める協定事業者が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合に限り、)と同時に、そのX i が次の(1)及び(2)又は(3)に定める条件を満たしていることを当社が確認したときは、ドコモにチェンジ割キャンペーン(2)又は(3)の申出により、ファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックの適用が開始される日(以下この項において「適用開始日」といいます。)から、適用開始日を含

む暦月の翌暦月から起算して11暦月の間のX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプランの基本使用料について、それぞれの料金月に適用される基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）を適用します。

区 分	割 引 額
定期契約に係るもの	1,350円
一般契約に係るもの	1,150円

- (1) X i サービス取扱所において当社が定める端末設備をX i 契約者又はその関係者が購入し、当社に届け出ること。
- (2) ファミリーシングルパック又はファミリーシェアパック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を選択すること。
- (3) 共有対象回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）となる場合であって、その共有回線群（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る共有代表回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の契約者がファミリーシェアパックを選択していること。
- 4 料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のオの規定によりX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプランの基本使用料を日割するときは、前項に規定する額を日割して適用します。この場合において、身体障がい者等割引の適用を受けているときは、前項に規定する額に身体障がい者等割引に係る基本使用料の割引額を合算して算定します。
- 5 当社は、ドコモにチェンジ割キャンペーンの適用を受けているX i について、次のいずれかに該当する場合には、ドコモにチェンジ割キャンペーンを廃止します。
 - (1) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプラン以外となったとき。
 - (2) シングルパック又はファミリーシェアパックの廃止があったとき。
 - (3) そのX i がファミリーシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、そのファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックを選択する場合を除きます。）。
 - (4) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
 - (5) X i の電話番号保管があったとき。
 - (6) X i 契約者が第3項の規定により届け出を行った端末設備を利用していないことを当社が確認したとき。
 - (7) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。
- 6 当社は、ドコモにチェンジ割キャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料についてドコモにチェンジ割キャンペーンの適用対象とします。

ただし、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプラン以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてドコモにチェンジ割キャンペーンの適用対象とします。
- 7 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、そのX i が身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月

の前暦月までの基本使用料についてドコモにチェンジ割キャンペーンの適用対象とします。
(ドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用)

8 この改正規定実施の日から平成28年1月31日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)に規定するX i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)及びX i カケホーダイライトプランに係る定期契約の締結(当社が定める協定事業者が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合に限ります。)と同時に、次の(1)又は(2)及び(3)の条件を満たしていることを当社が確認したときは、ドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーン(その契約締結があった日を含む翌暦月から、24暦月の間のX i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)、X i カケホーダイライトプラン又はX i データプラン(スマホ/タブ)の基本使用料について、675円を減額して適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。)を適用します。

(1) X i サービス取扱所において当社が定める端末設備をX i 契約者又はその関係者が購入し、当社に届け出ること。

(2) ビジネスシングルパック又はビジネスシェアパック(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)を選択すること。

(3) 共有対象回線(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)となる場合であって、その共有回線群(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係る共有代表回線(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)の契約者がビジネスシェアパックを選択していること。

9 料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)のオの規定によりX i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はX i カケホーダイライトプランの基本使用料を日割するときは、前項に規定する額を日割して適用します。

10 当社は、ドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用を受けているX i について、次のいずれかに該当する場合には、ドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーンを廃止します。

(1) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はX i カケホーダイライトプラン以外となったとき。

(2) シングルパック又はビジネスシェアパックの廃止があったとき。

(3) そのX i がビジネスシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、そのビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があったとき(そのデータ定額共有の廃止と同時にビジネスシングルパック又はビジネスシェアパックを選択する場合を除きます。)

(4) X i の電話番号保管があったとき。

(5) X i 契約者が第8項の規定により届け出を行った端末設備を利用していないことを当社が確認したとき。

(6) 契約の解除(当社が別に定めるものを除きます。)があったとき。

11 当社は、ドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料についてドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用対象とします。

ただし、料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はX i カケホーダイライトプラン以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用対象とします。

附 則 (平成27年9月18日第1155号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年9月25日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

3 経企第1586号(平成27年1月27日)の附則を次のように改めます。

(1) 第3項から第8項をそれぞれ次のように改めます。

3 この附則実施の日から平成27年5月31日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、X iカケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はX iカケホーダイライトプラン(料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係る定期契約又は一般契約(身体障がい者等割引(料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(2)に規定するものをいいます。)の適用を受けているものに限り、)の締結(当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。)と同時に、そのX iが次の(1)、(2)及び(3)又は(4)に定める条件を満たしていることを当社が確認したときは、U25応援特割キャンペーン((3)又は(4)の申出により、ファミリーシェアパックの適用が開始される日(以下この項において「適用開始日」といいます。)から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して11暦月の間のX iカケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はX iカケホーダイライトプランの基本使用料について、それぞれの料金月に適用される基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。)を適用します。

区 分	割 引 額
X iカケホーダイプラン(スマホ/タブ)	1,350円
X iカケホーダイライトプラン	850円

(1) X iサービス取扱所において当社が定める端末設備をX i契約者又はその関係者が購入すること。

(2) U25応援割(料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(4)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)の適用を受けること。

(3) ファミリーシェアパック(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)を選択すること。

(4) 共有対象回線(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)となる場合であって、その共有回線群(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係る共有代表回線(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)の契約者がファミリーシェアパックを選択していること。

4 料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)のオの規定によりX iカケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はX iカケホーダイライトプランの基本使用料を日割するときは、前項に規定する額を日割して適用します。

5 当社は、U25応援特割キャンペーンの適用を受けているX iについて、次のいずれかに該当する場合には、U25応援特割キャンペーンを廃止します。

(1) 基本使用料の料金種別がX iカケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はX iカケホーダイライトプラン以外となったとき。

(2) U25応援割の廃止があったとき。

(3) ファミリーシェアパックの廃止があったとき。

(4) そのX iがファミリーシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、その

ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にファミリーシェアパックを選択する場合を除きます。）。

- (5) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
- (6) X i の電話番号保管があったとき。
- (7) 名義変更があったとき。
- (8) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。

6 当社は、U25応援特割キャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料についてU25応援特割キャンペーンの適用対象とします。

ただし、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプラン以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前月までの基本使用料についてU25応援特割（家族）キャンペーンの適用対象とします。

7 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、そのX i が身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前月までの基本使用料についてU25応援特割キャンペーンの適用対象とします。

（U25応援特割（家族）キャンペーンの適用）

8 この附則実施の日から平成27年5月31日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプランに係る定期契約又は一般契約（身体障がい者等割引の適用を受けているものに限ります。）の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時に、そのX i が次の(1)及び(2)又は(3)に定める条件を満たしていることを当社が確認したときは、U25応援特割（家族）キャンペーン（(2)又は(3)の申出により、ファミリーシェアパックの適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して11暦月の間（以下この附則において「キャンペーン対象期間」といいます。）のX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプランの基本使用料について、それぞれの料金月に適用される基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。）を適用します。

区 分	割 引 額
X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）	1,350円
X i カケホーダイライトプラン	850円

- (1) X i サービス取扱所において当社が定める端末設備をX i 契約者又はその関係者が購入すること。
 - (2) ファミリーシェアパックを選択すること。
 - (3) ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有を選択すること。
- (2) 第10項から第13項をそれぞれ次のように改めます。
- 10 料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のオの規定によりX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプランの基本使用料を日割するときは、第8項に規定する額を日割して適用します。
 - 11 当社は、U25応援特割（家族）キャンペーンの適用を受けているX i について、次のいずれかに該当する場合には、U25応援特割（家族）キャンペーンを廃止します。
 - (1) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプラン以外となったとき。

- (2) ファミリーシェアパックの廃止があったとき。
- (3) U25応援割の適用を受けることとなったとき。
- (4) そのX iがファミリーシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にファミリーシェアパックを選択する場合を除きます。）。
- (5) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
- (6) X iの電話番号保管があったとき。
- (7) 名義変更があったとき。
- (8) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。
- 12 当社は、U25応援特割（家族）キャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料についてU25応援特割（家族）キャンペーンの適用対象とします。
ただし、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX iカケホーダイライトプラン以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてU25応援特割（家族）キャンペーンの適用対象とします。
- 13 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、そのX iが身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてU25応援特割（家族）キャンペーンの適用対象とします。
- 4 経企第1665号（平成27年2月12日）の附則を次のように改めます。
- (1) 第3項から第7項をそれぞれ次のように改めます。
- 3 この改正規定実施の日から平成28年3月31日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)に規定するX iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X iカケホーダイライトプラン又はX iデータプラン（スマホ／タブ）のいずれかに係る定期契約又は一般契約（身体障がい者等割引（料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(2)に規定するものをいいます。）の適用を受けているものに限り、）の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時に、次の(1)又は(2)及び(3)の条件を満たしていることを当社が確認したときは、光スマホ割キャンペーン（(1)又は(2)の申出により、ファミリーシェアパックの適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して11暦月の間（以下この項において「キャンペーン対象期間」といいます。）のX iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X iカケホーダイライトプラン又はX iデータプラン（スマホ／タブ）の基本使用料について、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。）を適用します。

区 分	割 引 額
X iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）	1,350円
X iカケホーダイライトプラン	350円
X iデータプラン（スマホ／タブ）	350円

- (1) ファミリーシェアパック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を選択すること。
- (2) 共有対象回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）となる場合であって、その共有回

線群（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る共有代表回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の契約者がファミリーシェアパックを選択していること。

- (3) X i サービス取扱所において当社が定める端末設備をX i 契約者又はその関係者が購入すること。
- 4 料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のオの規定によりX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X i カケホーダイライトプラン又はX i データプラン（スマホ／タブ）の基本使用料を日割するときは、前項に規定する額を日割して適用します。
- 5 光スマホ割キャンペーンの適用を受けているX i について、次のいずれかに該当する場合には、光スマホ割キャンペーンを廃止します。
- (1) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X i カケホーダイライトプラン又はX i データプラン（スマホ／タブ）のいずれか以外となったとき。
 - (2) そのX i 契約に基づき、契約者回線の提供を開始した日を含む暦月の翌々月の初日にそのX i が属する共有回線群を構成するX i に特定X i 等が含まれないことを当社が確認したとき。
 - (3) ファミリーシェアパックの廃止があったとき。
 - (4) そのX i がファミリーシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にファミリーシェアパックを選択する又は他の共有回線群に係るデータ定額共有を選択する場合を除きます。）。
 - (5) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
 - (6) X i の電話番号保管があったとき。
 - (7) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。
 - (8) その特定X i 等に係るI P通信網契約が、当社の定める期日までに工事を完了できないとき。
- 6 当社は、光スマホ割キャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料について光スマホ割キャンペーンの適用対象とします。
- ただし、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X i カケホーダイライトプラン又はX i データプラン（スマホ／タブ）のいずれか以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料について光スマホ割キャンペーンの適用対象とします。
- 7 前項の規定によるほか、定期契約（総合利用プランに係るものに限り）の解除と同時に一般契約を締結する場合又は定期契約（データ専用プランに係るものに限り）の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、そのX i が身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料について光スマホ割キャンペーンの適用対象とします。
- (2) 第10項から第14項をそれぞれ次のように改めます。
- （光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用）
- 10 この改正規定実施の日から平成28年3月31日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)に規定するX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、カケホーダイライトプラン又はX i データプラン（スマホ／タブ）に係る定期契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時に、次の(1)又は(2)及び(3)の条件（以下この附則において「特例適用条件」といいます。）を満たしていることを当社が確認したときは、光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーン（その契約締結があった日を含む翌暦月から、24暦月の間（以下この項において「キャンペーン対象期間」といいます。）のX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、カケホーダイライトプラン又はX i データ

プラン（スマホ／タブ）の基本使用料について、各暦月に特例対象条件を満たしている
と当社が認めるX iの数（以下、この附則において「割引対象回線数」と言います。）に
応じて、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下同じとしま
す。）を適用します。

1 契約ごとに

区 分		割引額	
X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）及 びX i データプラン（スマホ／タブ）	割引適用 回線数	2回線まで	—
		3回線から30回線まで	700円
		31回線以上	1,200円
カケホーダイライトプラン		2回線まで	—
		3回線から30回線まで	100円
		31回線以上	300円

- (1) ビジネスシェアパック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定
するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を選択すること。
- (2) 共有対象回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するもの
をいいます。以下この附則において同じとします。）となる場合であって、その共有回
線群（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。
以下この附則において同じとします。）に係る共有代表回線（料金表第1表第3（通信
料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。）の契約者がビジネスシェア
パックを選択していること。
- (3) X i サービス取扱所において当社が定める端末設備をX i 契約者又はその関係者が
購入すること。
- 11 前項の規定にかかわらず、当社は、そのX i（基本使用料の料金種別がX i データプ
ラン（スマホ／タブ）であるものに限り、）に係る契約者回線に、当社が定める端末
設備以外の端末設備が接続されていることを当社が確認したとき又はキャンペーン対象
期間における各暦月において、そのX i が特定X i 等でないこと及びそのX i が属する
共有回線群を構成する他のX i に特定X i 等が含まれないことを確認したときは、その
確認をした日を含む暦月の基本使用料について、前項に規定する減額を適用しません。
- 12 光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用を受けているX i について、次の(1)
から(6)のいずれかを満たさなくなったときは、光スマホ割 f o r ビジネスキャンペー
ンを廃止します。
- (1) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、カケホーダイラ
イトプラン又はX i データプラン（スマホ／タブ）以外となったとき。
- (2) そのX i 契約に基づき、契約者回線の提供を開始した日を含む暦月の翌々の初日
にそのX i が属する共有回線群を構成するX i に特定X i 等が含まれないことを当社
が確認したとき。
- (3) ビジネスシェアパックの廃止があったとき。
- (4) ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有を廃止したとき（データ定額共有の廃
止と同時にビジネスシェアパックを選択する場合又は他の共有回線群に係るデータ定
額共有を選択する場合を除きます。）。
- (5) X i の電話番号保管があったとき。

- (6) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。
- (7) その特定X i 等に係る I P 通信網契約が、当社の定める期日までに工事を完了できないとき。
- 13 当社は、光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料について光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用対象とします。
- ただし、料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、カケホーダイライトプラン又はX i データプラン（スマホ／タブ）以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料について光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用対象とします。
- 14 前項の規定によるほか、定期契約（総合利用プランに係るものに限り）の解除と同時に一般契約を締結する場合又は定期契約（データ専用プランに係るものに限り）の解除と同時に一般契約を締結するときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料について光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用対象とします。
- 5 経企第94号（平成27年 4 月 16 日）の附則を次のように改めます。
- (1) 第 3 項を次のように改めます。
- 3 この改正規定実施の日から平成27年 9 月 30 日までの間において、F O M A 契約（F O M A サービス契約約款に規定するものをいい、そのF O M A 契約に係る経過期間（F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。）が3ヶ月超であるものであって、そのF O M A 契約において当社が定める端末設備を利用していると当社が認めるものに限り）の解除と同時に新たにX i 契約（基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）及びX i カケホーダイライトプラン（料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係るものに限り）を締結した者からそのX i 契約の締結と同時に申出があったときは、シニアはじめてスマホ割キャンペーン（第 6 項第 3 号の規定により、らくらくパック等（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 に規定するらくらくパック、シングルパック又はファミリーシェアパックをいいます。以下この附則において同じとします。）の適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して23暦月の間のX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプランの基本使用料について、それぞれの料金月に適用される基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）を適用します。

1 契約ごとに

区 分	割 引 額
X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）	1, 520円
X i カケホーダイライトプラン	850円

- (2) 第 8 項及び第10項をそれぞれ次のように改めます。
- 8 当社は、シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用を受けているX i について、そのX i 契約者から、シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用を廃止します。
- (1) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホ

- ーダイライトプラン以外となったとき。
 - (2) 第5項の規定により登録した利用者を変更又は削除したとき。
 - (3) らくらくパック等の廃止があったとき。
 - (4) そのX i が共有対象回線である場合であって、そのデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にらくらくパック等を選択する場合を除きます。）。
 - (5) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
 - (6) X i の電話番号保管があったとき。
 - (7) 名義変更（新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）があったとき。
 - (8) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。
- 9 当社は、シニアはじめてスマホ割キャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料についてシニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用対象とします。

ただし、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプラン以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてシニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用対象とします。

- 10 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、そのX i が身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてシニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用対象とします。
- 6 経企第1140号（平成27年9月16日）の附則を次のように改めます。
- (1) 第3項から第11項をそれぞれ次のように改めます。

- 3 この附則実施の日から平成28年1月11日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプラン（料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る定期契約又は一般契約（身体障がい者等割引（料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(2)に規定するものをいいます。）の適用を受けているものに限ります。）の締結（当社が定める協定事業者が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合に限ります。）と同時に、そのX i が次の(1)及び(2)又は(3)に定める条件を満たしていることを当社が確認したときは、ドコモにチェンジ割キャンペーン（(2)又は(3)の申出により、ファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックの適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して11暦月の間のX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプランの基本使用料について、それぞれの料金月に適用される基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）を適用します。

区 分	割 引 額
定期契約に係るもの	1,350円
一般契約に係るもの	1,150円

- (1) X i サービス取扱所において当社が定める端末設備をX i 契約者又はその関係者が購入し、当社に届け出ること。

- (2) ファミリーシングルパック又はファミリーシェアパック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を選択すること。
- (3) 共有対象回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）となる場合であって、その共有回線群（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る共有代表回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の契約者がファミリーシェアパックを選択していること。
- 4 料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のオの規定によりX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプランの基本使用料を日割するときは、前項に規定する額を日割して適用します。この場合において、身体障がい者等割引の適用を受けているときは、前項に規定する額に身体障がい者等割引に係る基本使用料の割引額を合算して算定します。
- 5 当社は、ドコモにチェンジ割キャンペーンの適用を受けているX i について、次のいずれかに該当する場合には、ドコモにチェンジ割キャンペーンを廃止します。
- (1) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプラン以外となったとき。
- (2) シングルパック又はファミリーシェアパックの廃止があったとき。
- (3) そのX i がファミリーシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、そのファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックを選択する場合を除きます。）。
- (4) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
- (5) X i の電話番号保管があったとき。
- (6) X i 契約者が第3項の規定により届け出を行った端末設備を利用していないことを当社が確認したとき。
- (7) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。
- 6 当社は、ドコモにチェンジ割キャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料についてドコモにチェンジ割キャンペーンの適用対象とします。
- ただし、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプラン以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてドコモにチェンジ割キャンペーンの適用対象とします。
- 7 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、そのX i が身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてドコモにチェンジ割キャンペーンの適用対象とします。
- （ドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用）
- 8 この改正規定実施の日から平成28年1月11日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)に規定するX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）及びX i カケホーダイライトプランに係る定期契約の締結（当社が定める協定事業者が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場に限り、）と同時に、次の(1)又は(2)及び(3)の条件を満たしていることを当社が確認したときは、ドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーン（その契約締結があった日を含む翌月から、24ヶ月の間のX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X i カケホーダイライトプラン又はX i データプラン（スマホ／タブ）の基本使用料について、675円を減額して適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。）

を適用します。

- (1) X i サービス取扱所において当社が定める端末設備をX i 契約者又はその関係者が購入し、当社に届け出ること。
 - (2) ビジネスシングルパック又はビジネスシェアパック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を選択すること。
 - (3) 共有対象回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）となる場合であって、その共有回線群（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る共有代表回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の契約者がビジネスシェアパックを選択していること。
- 9 料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のオの規定によりX i ケーホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i ケーホーダイライトプランの基本使用料を日割するときは、前項に規定する額を日割して適用します。
- 10 当社は、ドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用を受けているX i について、次のいずれかに該当する場合には、ドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーンを廃止します。
- (1) 基本使用料の料金種別がX i ケーホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i ケーホーダイライトプラン以外となったとき。
 - (2) シングルパック又はビジネスシェアパックの廃止があったとき。
 - (3) そのX i がビジネスシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、そのビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にビジネスシングルパック又はビジネスシェアパックを選択する場合は除きます。）。
 - (4) X i の電話番号保管があったとき。
 - (5) X i 契約者が第8項の規定により届け出を行った端末設備を利用していないことを当社が確認したとき。
 - (6) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。
- 11 当社は、ドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料についてドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用対象とします。
- ただし、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i ケーホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i ケーホーダイライトプラン以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用対象とします。

附 則（平成27年9月18日経企第1156号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（グループ管理機能に係る経過措置）
- 3 削 除
- 4 削 除
（ワンナンバー機能に係る経過措置）
- 5 削 除
- 6 削 除

附 則（平成27年9月30日経企第1177号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 経企第94号（平成27年4月16日）の附則第3項及び第6項を次のように改めます。
 - 3 この改正規定実施の日から平成27年9月30日までの間において、X i サービス取扱所において当社が定める端末設備をX i 契約者若しくはその関係者が購入する又は当社が定める端末設備を購入する申出（X i 契約者の責めによらない理由により、平成27年9月30日までの間にその端末設備を購入できない場合に限り。）があった場合であって、平成27年10月31日までの間に、FOMA契約（FOMAサービス契約約款に規定するものをいい、そのFOMA契約に係る経過期間（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。）が3ヶ月超であるものであって、そのFOMA契約において当社が定める端末設備を利用していると当社が認めるものに限り。）の解除と同時に新たにX i 契約（基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）及びX i カケホーダイライトプラン（料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係るものに限り。）を締結した者からそのX i 契約の締結と同時に申出があったときは、シニアはじめてスマホ割キャンペーン（第6項第3号の規定により、らくらくパック等（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するらくらくパック、シングルパック又はファミリーシェアパックをいいます。以下この附則において同じとします。）の適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して23暦月の間のX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプランの基本使用料について、それぞれの料金月に適用される基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）を適用します。
- 6 当社は、シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用に係る申出があったときは、その申出を行ったX i 契約者に係るX i が、そのX i 契約の締結と同時に、次の(1)及び(2)に定める条件を満たしていることを当社が確認した場合に限り、その申出を承諾します。
 - (1) 当社と定期契約を締結しているX i 契約に係るものであること又は料金表第1表第1の1の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けていること。
 - (2) らくらくパック等を選択すること又は共有対象回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）であること。

附 則（平成27年10月27日経企第1292号）

この改正規定は、平成27年11月1日から実施します。

附 則（平成27年11月4日経企第1338号）

この改正規定は平成27年11月11日から実施します。

附 則（平成27年11月12日経企第1378号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年11月20日から実施します。
- 2 この改正規定実施後、現にDCMXmini契約を締結している者については、改正後のdカードminiの規定の適用を受けるものとし、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年11月20日経企第1427号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年12月1日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(ブラックベリー接続機能に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているPC送受信機能に係る提供条件は次のとおりとしします。

(1) 付加機能使用料については、次表のとおりとしします。

区 分		単 位	料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
ブラックベリー接続機能	タイプA	1 契約ごとに	467円 (513.7円)
	タイプB	1 契約ごとに	934円 (1,027.4円)

(2) (1)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成27年12月1日経企第1463号)

(実施期日)

- 1 この附則は、平成27年12月4日から実施します。

(経過措置)

- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

- 3 経企第94号(平成27年4月16日)の附則第3項及び第11項を次のように改めます。

3 この改正規定実施の日から平成27年9月30日までの間又は平成27年12月4日から平成28年1月31日までの間において、X iサービス取扱所において当社が定める端末設備を購入する申出(X i契約者の責めによらない理由により、平成27年9月30日までの間にその端末設備を購入できない場合に限り申出)又は当社が定める端末設備をX i契約者若しくはその関係者が購入する場合であって、FOMA契約(FOMAサービス契約約款に規定するものをいい、そのFOMA契約に係る経過期間(FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます)が3ヶ月超であるものであって、そのFOMA契約において当社が定める端末設備を利用していると当社が認めるものに限り申出)の解除と同時に新たにX i契約(基本使用料の料金種別が、X iカケホーダイプラン(スマホ/タブ)及びX iカケホーダイライトプラン(料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとしします。)に係るものに限り申出)を締結した者からそのX i契約の締結と同時に申出があったときは、シニアはじめてスマホ割キャンペーン(第6項第2号の規定により、らくらくパック等(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定するらくらくパック、シングルパック又はファミリーシェアパックをいいます。以下この附則において同じとしします。)の適用が開始される日(以下この項において「適用開始日」といいます。)から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して23暦月の間のX iカケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はX iカケホーダイライトプランの基本使用料について、それぞれの料金月に適用される基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとしします。)を適用します。

表(略)

- 11 シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用を受けているときは、その適用を受けている暦月の基本使用料について、U25応援割(料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)

の(4)の2に規定するものをいいます。)、U25応援特割キャンペーン(経企第1586号(平成27年1月27日)の附則第3項に規定するものをいいます。)、U25応援特割キャンペーン(家族)(経企第1586号(平成27年1月27日)の附則第8項に規定するものをいいます。)、光スマホ割キャンペーン(経企第1665号(平成27年2月12日)の附則第3項に規定するものをいいます。)、光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーン(経企第1665号(平成27年2月12日)の附則第10項に規定するものをいいます。)、ドコモにチェンジ割キャンペーン(経企第1140号(平成27年9月16日)の附則第3項に規定するものをいいます。)及び、ドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーン(経企第1140号(平成27年9月16日)の附則第8項に規定するものをいいます。)に規定する減額を適用しません。

附 則(平成27年12月10日経企第1507号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年12月15日から実施します。
(料金の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削 除

附 則(平成27年12月16日経企第1525号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年12月17日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったXiサービスに係る料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(NOTTVご契約者様向けキャンペーンの適用)
- 3 当社は、この附則実施の日から平成28年7月31日までの間において、1のFOMA、X i又は第2種X iユビキタスについて、その契約者から申出があった場合であって、そのFOMA、X i又は第2種X iユビキタスが(1)及び(2)の条件を満たしていることを当社が確認したときは、その申込を当社が承諾した日を含む料金月から起算して3料金月の間、各料金月において(2)を満たしているときは、そのX iに係るデータ定額パック(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)の定額上限データ量(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に、1GB(そのX i又は第2種X iユビキタスが(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するデータ定額共有にかかる共有対象回線である場合はそのデータ定額共有の共有代表回線に係る契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量に、1GB)を加算する取扱い(以下この附則において「NOTTVご契約者様向けキャンペーン」といいます。)を適用します。
 - (1) 本項で定める1のFOMA、X i又は第2種X iユビキタスについて、株式会社mm b iが別に定める「NOTTV利用規約」に規定するNOTTVサービス(定期契約プランを選択している者は除きます)の利用に関する契約を平成27年11月1日から平成27年11月27日までの期間中に1日以上締結していること。
 - (2) データ定額パックのいずれかを選択していること。
- 4 NOTTVご契約者様向けキャンペーンの適用の申出は第3項に基づき申出した1のFOMA、X i、第2種X iユビキタスにつき1回限りとします。
- 5 NOTTVご契約者様向けキャンペーンに係るその他の提供条件は、当社が別に定める「NOTTVご契約者様向けキャンペーン特典利用規約」に定めるところによります。
(NOTTVご契約者に関する解約金の適用除外)
- 6 1のFOMA、X i又は第2種X iユビキタスについて、この附則実施の日から平成28年7月31日までの間において、次の(1)及び(2)(以下この附則において「適用除外条件」といいます。)の条件を満たす定期契約又は第2種X iユビキタス定期契約の解除の申出があった

場合に、その指定のあったFOMA、X i又はX i ユビキタスが適用除外条件を満たしていることを当社が確認した場合は、その定期契約又は第2種X i ユビキタス定期契約に係る解約金の支払いを要しないものとします。

(1) 株式会社mm b i が別に定める「NOTTV利用規約」に規定するNOTTVサービス(定期契約プランを選択している者は除きます)の利用に関する契約を平成27年11月1日から平成27年11月27日までの期間中に1日以上締結していること。

(2) FOMAサービス取扱所又はX i サービス取扱所において、当社が別に定める端末設備をFOMA契約者、X i 契約者、第2種X i ユビキタス契約者又はその関係者が購入した場合であって、その端末設備を利用端末として、当社に届け出ていること。

附 則 (平成28年1月8日経企第1639号)

この改正規定は、平成28年1月14日から実施します。

附 則 (平成28年1月8日経企第1641号)

(実施期日)

1 この附則は、平成28年1月12日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

3 経企第1140号(平成27年9月16日)の附則第3項及び第8項中「平成28年1月11日までの間」をそれぞれ「平成28年1月31日までの間」に改めます。

附 則 (平成28年1月20日経企第1689号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年1月21日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(ドコモの学割2016の適用)

3 この附則実施の日から平成28年5月31日までの間において、X i サービス取扱所において当社が定める端末設備をX i 契約者若しくはその関係者が購入した場合又は当社が定める端末設備を購入する申出(X i 契約者の責めによらない理由により、平成28年5月31日までの間にその端末設備を購入できない場合に限り)があった場合であって、平成28年6月30日までの間に、基本使用料の料金種別が、X i ケケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はX i ケケホーダイライトプラン(料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係る定期契約又は一般契約(身体障がい者等割引(料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(2)に規定するものをいいます。)の適用を受けているものに限り)のX i が次の(1)、(2)及び(3)又は(4)に定める条件を満たしていることを当社が確認したときは、当社は、ドコモの学割2016((3)又は(4)の申出により、ファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックの適用が開始される日(以下この附則において「適用開始日」といいます。)から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して11暦月の間のX i ケケホーダイプラン(スマホ/タブ)の基本使用料について800円を減額する取扱い、及び適用開始日を含む料金月から起算して35料金月の間、そのX i に係るファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックの定額上限データ量(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に5GBを加算する取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。)を適用します。

(1) X i サービス取扱所において当社が別に定める端末設備をX i 契約者又はその関係者が購入すること。

ただし、既にX i サービス取扱所において端末設備を購入している場合は、その購入があった日から起算して当社が別に定める期間を経過している場合に限り。

- (2) U25応援割（料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(4)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の適用を受けること。
- (3) ファミリーシングルパック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいい、データSパック（小容量）を除きます。以下この附則において同じとします。）又はファミリーシェアパック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいい、シェアパック10（小容量）を除きます。以下この附則において同じとします。）を選択すること。
- (4) 共有対象回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）となる場合であって、その共有回線群（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る共有代表回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の契約者がファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックを選択していること。
- 4 前項の規定にかかわらず、適用開始日にU25応援割の適用を受けていないことを当社が確認したときは、当社はドコモの学割2016を適用しません。
- 5 料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のオの規定によりX iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX iカケホーダイライトプランの基本使用料を日割するときは、前項に規定する額を日割して適用します。
- 6 当社は、ドコモの学割2016の適用を受けているX iについて、次のいずれかに該当する場合には、ドコモの学割2016を廃止します。
- (1) 基本使用料の料金種別がX iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX iカケホーダイライトプラン以外となったとき。
 - (2) ファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックの廃止があったとき。
 - (3) そのX iがファミリーシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、そのファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックを選択する場合を除きます。）。
 - (4) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
 - (5) X iの電話番号保管があったとき。
 - (6) 名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます）。
 - (7) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。
- 7 当社は、ドコモの学割2016を廃止したときは、その廃止日を含む暦月までをドコモの学割2016の適用対象とします。
- ただし、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX iカケホーダイライトプラン以外の基本使用料の料金種別が適用される場合は、その廃止日を含む暦月の前月までをドコモの学割2016の適用対象とします。
- 8 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、そのX iが身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前月までの基本使用料についてドコモの学割2016の適用対象とします。
- 9 X iシンプルプランが適用されているとき、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(9)の2に規定する定額通信料等に係る月極割引の適用を受けたとき又はドコモにチェンジ割キャンペーン（経企第1140号（平成27年9月16日）に規定するものをいいます。）の適用を受けているときは、その適用を受けている暦月の基本使用料について、第3項に規定する減額を適用しません。
- 10 第3項(1)に規定する当社が別に定める端末設備は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

附 則（平成28年1月25日経企第1702号）

この改正規定は平成28年2月1日から実施します。

附 則（平成28年1月28日経企第1719号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年1月30日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（ドコモの学割2016（家族）の適用）
- 3 平成28年1月21日から平成28年5月31日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプラン（料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る定期契約又は一般契約（身体障がい者等割引（料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(2)に規定するものをいいます。）の適用を受けているものに限り、）の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時に、そのX i が次の(1)及び(2)又は(3)に定める条件を満たしていることを当社が確認したときは、ドコモの学割2016（家族）（(2)又は(3)の申出により、ファミリーシェアパックの適用が開始される日（以下この附則において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して11暦月の間のX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）の基本使用料について800円を減額する取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）を適用します。
 - (1) X i サービス取扱所において当社が別に定める端末設備をX i 契約者又はその関係者が購入すること。
 - (2) ファミリーシェアパック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を選択すること。
 - (3) 共有対象回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）となる場合であって、その共有回線群（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る共有代表回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の契約者がファミリーシェアパックを選択していること。
- 4 前項の規定にかかわらず、当社は、キャンペーン対象期間における各暦月において、そのX i が属する共有回線群を構成する他の全てのX i がドコモの学割2016（経企第1689号（平成28年1月20日）の附則第3項に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の適用を受けていないことを確認したときは、当社がその確認をした日を含むその暦月の基本使用料について前項に規定する減額を適用しません。
- 5 料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のオの規定によりX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプランの基本使用料を日割するときは、前項に規定する額を日割して適用します。
- 6 当社は、ドコモの学割2016（家族）の適用を受けているX i について、次のいずれかに該当する場合には、ドコモの学割2016（家族）を廃止します。
 - (1) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプラン以外となったとき。
 - (2) ファミリーシェアパックの廃止があったとき。
 - (3) そのX i がファミリーシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、そのファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にファミリーシェアパックを選択する場合を除きます。）。
 - (4) U25応援割の適用を受けることとなったとき。
 - (5) ドコモの学割2016の適用を受けることとなったとき。
 - (6) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
 - (7) X i の電話番号保管があったとき。

- (8) 名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます）。
- (9) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。
- 7 当社は、ドコモの学割2016（家族）を廃止したときは、その廃止日を含む暦月までをドコモの学割2016（家族）の適用対象とします。
- ただし、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプラン以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前月までをドコモの学割2016（家族）の適用対象とします。
- 8 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、そのX i が身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてドコモの学割2016（家族）の適用対象とします。
- 9 X i シンプルプランが適用されているとき、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(9)の2に規定する定額通信料等に係る月極割引の適用を受けたとき又はドコモにチェンジ割キャンペーン（経企第1140号（平成27年9月16日）に規定するものをいいます。）の適用を受けているときは、その適用を受けている暦月の基本使用料について、第3項に規定する減額を適用しません。
- 10 第3項(1)に規定する当社が別に定める端末設備は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。
- 11 平成28年1月21日から平成28年1月31日までの間にドコモの学割2016（家族）の適用を受けることとなった場合の適用開始日は、第3項の規定にかかわらず、平成28年2月1日とします。

附 則（平成28年2月4日経企第1756号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年2月5日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（その他）
- 3 経企第1665号（平成27年2月12日）の附則第3項及び第10項中「平成28年3月31日までの間」をそれぞれ「平成28年2月29日までの間」に改めます。

附 則（平成28年2月10日経企第1778号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年2月17日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成28年2月22日経企第1822号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年3月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（番号認証機能の適用に関する特例）
- 3 この附則実施の日から平成31年3月31日までの間において、タイプ1の第11種接続装置（専用回線等接続サービス契約約款に規定する第4種接続装置に係る契約を締結している者が、新たに当社と締結するものであって、その第4種接続装置に係る区分と同一であると当社が認める1の契約に限ります。）の接続先グループに係る番号認証機能（別表2（付加機能）に規定するものをいいます。）の提供を受けている場合であって、第11種接続装置に係る契約者から附則第1822号（平成28年2月22日）第5項に規定する指定があったときは、その接続

先グループに係る番号認証機能の提供を受けた日を含む暦月から12暦月の間、その支払いを要しません。

- 4 当社は、次のいずれかに該当する場合には、前項の規定を廃止します。
 - (1) X i 契約の解除があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。
 - (2) 番号認証機能の廃止があったとき。
 - (3) 第11種接続装置に係る料金及び工事費の適用に関する特例を受けている第11種接続装置に係る接続先グループに係る登録を削除したとき。
 - (4) その第11種接続装置に係る料金及び工事費の適用に関する特例の廃止があったとき。
(その他)
- 5 経企第1689号（平成28年1月20日）の附則第3項第3号を次のように改めます。
 - (3) ファミリーシングルパック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいい、データSパック（小容量）を除きます。以下この附則において同じとします。）又はファミリーシェアパック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいい、シェアパック5（小容量）及びシェアパック10（小容量）を除きます。以下この附則において同じとします。）を選択すること。

附 則（平成28年2月24日経企第1840号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年3月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成28年3月17日経企第1991号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成28年3月24日経企第2034号）

- 1 この改正規定は平成28年3月31日から実施します。
ただし、この改正規定中、番号案内料等に関する部分及び国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者に関する部分は平成28年4月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
(その他)

- 3 経企第213号（平成26年5月14日）の附則第4項を次のように改めます。

- 4 この改正規定実施の日から平成28年3月30日までの間において、指定X i（総合利用プランに係るものに限り、）について、当社が次の(1)及び(2)（以下この附則において「特例適用条件」といいます。）を満たしていることを最初に確認したときは、指定X iに係る定額通信料の特例（指定端末設備の購入があった日以降に、その指定X iに係る契約者がX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）（料金表第1表第1（基本使用料）の(1)の1（適用）の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を選択していることを当社が最初に確認した日を含む料金月から起算して13料金月の間、各料金月においてそのX i が特例適用条件を満たしていると当社が確認した場合において、そのX iに係るシングルパック、ファミリーシェアパック又はビジネスシェアパック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の定額上限データ量（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に1GBを加算する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）を適用します。

- (1) X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）を選択していること。

(2) 当社が別に定める端末設備を新たに購入していないこと。

附 則 (平成28年4月19日経企第78号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施後、現に支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 当社は、この改正規定実施の日から平成28年4月30日までの間において、X i契約者が当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所が熊本県内にある場合であって、そのX i契約者がデータ定額パック、X iパケ・ホーダイダブル又はX iパケ・ホーダイ等のいずれかの適用を受けているときは、その契約者に係るX iの定額上限データ量に、10GBを加算します。
- 4 当社は、この改正規定実施の日から平成28年4月30日までの間において、X i契約者が当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所が熊本県内にある場合であって、基本使用料の料金種別のうち、そのX i契約者がX iデバイスプラス300、X iデバイスプラス500、X iデータプラン、X iデータプランにねん、X iデータプラン2、X iデータプラン2にねん、X iデータプランフラット、X iデータプランフラットにねん、X iデータプランライト、X iデータプランライトにねん又は当社が別に定める料金種別（以下この附則において「X iデータプラン等」といいます。）のいずれかの適用を受けているときは、その契約者に係るX iのデータ通信モードに係る通信の1料金月における累計課金対象データ量の上限（7,340,032課金対象データ）に、10GBを加算した後、通信料の計算を行うものとしします。
- 5 前2項の規定にかかわらず、X i契約者が以下のいずれかに該当する場合は、その契約者に係るX iの定額上限データ量又は累計課金対象データ量の上限に、10GBを加算する取扱いを適用しないものとしします。
 - (1) そのX i契約者に係る契約者住所又は請求書等の送付先住所が平成28年4月16日時点で熊本県内に無い場合
 - (2) そのX i契約者に係るX iが平成28年4月16日時点で第3項に規定するデータ定額パック、X iパケ・ホーダイダブル、X iパケ・ホーダイ等又は第4項に規定するX iデータプラン等の適用を受けていない場合
 - (3) その他、当社が別に定める条件を満たしていない場合
- 6 第3項及び第4項の規定に基づき付与された追加データ量について、料金表第3の1の(8)の2のツ及びテに定める繰越データ量の規定は適用しません。
- 7 当社は、X i契約者又は第2種X iユビキタス契約者（以下この附則において「X i契約者等」といいます。）が当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所が平成28年4月16日時点又は平成28年4月30日時点において熊本県内である場合であって、そのX i契約者等から当社が定める方法により当該月の定額上限データ量を増加する申出があったとき又は共有回線群を構成する共有対象回線の当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所が熊本県内であるX i契約者等のX iサービスが含まれる場合であって、その共有回線群の共有対象回線若しくは共有代表回線の契約者から当社が定める方法により当該月の定額上限データ量を増加する申出があったときは、平成28年4月1日から平成28年4月30日までの間におけるその定額上限データ量の増加に係る料金の支払いを要しないものとしします。
この場合において、その定額上限データ量の増加に係る料金については、当該料金月に係る料金として請求し、翌料金月の料金において精算する場合があります。

附 則 (平成28年4月17日経企第61号)

この改正規定は平成28年4月26日から実施します。

附 則 (平成28年4月27日経企第115号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年5月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、データ定額パックに係るデータ定額共有に係る部分については、

平成28年4月7日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成28年4月28日経企第135号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施後、現に支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 3 当社は、X i契約者又は第2種X iユビキタス契約者(以下この附則において「X i契約者等」といいます。)が当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所(以下この附則において「住所等」といいます。)が、平成28年4月16日時点又は平成28年4月30日時点において熊本県内である場合であって、そのX i契約者等がデータ定額パック、X iパケ・ホーダイダブル、X iパケ・ホーダイフラット、X iパケ・ホーダイライト、X iパケ・ホーダイ f o r i P h o n e、X iパケ・ホーダイ f o r ジュニア、X iらくらくパケ・ホーダイ若しくはX iパケ・ホーダイ f o r ビジネス(以下この附則において「データ定額パック等」といいます。)のいずれかを選択しているとき又は基本使用料の料金種別のうち、そのX i契約者がX iデータプラン、X iデータプランにねん、X iデータプラン2、X iデータプラン2にねん、X iデータプランフラット、X iデータプランフラットにねん、X iデータプランライト、X iデータプランライトにねん若しくは当社が別に定める料金種別(以下この附則において「X iデータプラン等」といいます。)のいずれかを選択しているときは、その契約者に係るX iサービスの定額上限データ量に、100GBを加算します。

- 4 前項の適用を受けているX iサービスが料金表第1表第3(通信料)の1の(8)の3に定める共有回線群を構成する共有対象回線であるときは、その共有回線群の共有代表回線に係るX iサービスの定額上限データ量に、100GBを加算します。

- 5 前2項の場合において、当社は、データ定額パック等若しくはX iデータプラン等のいずれかの適用を受けていること又は共有回線群を構成する共有対象回線であることを、平成28年4月16日時点の住所等が熊本県内である場合は平成28年4月27日、平成28年4月30日時点の住所等が熊本県内である場合(平成28年4月16日時点の住所等が熊本県内である場合を除きます。)は平成28年5月2日に確認するものとしします。

- 6 第3項又は第4項の規定に基づき加算したデータ量について、料金表第1表第3(通信料)の1の(8)の2のツ及びテの規定は適用しません。

- 7 データ量の加算の実施日その他の提供条件については、当社が別に定めるところによりします。

- 8 当社は、X i契約者等の住所等が平成28年4月16日、平成28年4月30日又は平成28年5月31日時点において熊本県内である場合であって、そのX i契約者等から当社が定める方法により当該月の定額上限データ量を増加する申出があったとき又は共有回線群を構成する共有対象回線の住所等が熊本県内であるX i契約者等のX iサービスが含まれる場合であって、その共有回線群の共有代表回線の契約者から当社が定める方法により当該月の定額上限データ量を増加する申出があったときは、平成28年5月1日から平成28年5月31日までの間におけるその定額上限データ量の増加に係る料金の支払いを要しないものとしします。

この場合において、その定額上限データ量の増加に係る料金について、当該月に係る料金として請求し、翌料金月の料金において精算することがあります。

- 9 経企第78号(平成28年4月19日)の附則第7項を次のように改めます。

- 7 当社は、X i契約者又は第2種X iユビキタス契約者(以下この附則において「X i契約者等」といいます。)が当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所が平成28年4月16日時点又は平成28年4月30日時点において熊本県内である場合であって、そのX i契約者等から当社が定める方法により当該月の定額上限データ量を増加する申出があったとき

又は共有回線群を構成する共有対象回線の当社に届けている住所又は請求書等の送付先住所が熊本県内であるX i 契約者等のX i サービスが含まれる場合であって、その共有回線群の共有対象回線若しくは共有代表回線の契約者から当社が定める方法により当該月の定額上限データ量を増加する申出があったときは、平成28年4月1日から平成28年4月30日までの間におけるその定額上限データ量の増加に係る料金の支払いを要しないものとし、

この場合において、その定額上限データ量の増加に係る料金については、当該料金月に係る料金として請求し、翌料金月の料金において精算する場合があります。

附 則（平成28年5月11日経企第150号）

この改正規定は、平成28年5月19日から実施します。

附 則（平成28年5月17日経企第175号）

この改正規定は、平成28年5月18日から実施します。

附 則（平成28年5月31日経企第254号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成28年6月1日から実施します。

（経過期間）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、

（その他）

3 経企第1689号（平成28年1月20日）の附則第3項を次のように改めます。

3 この附則実施の日から平成28年5月31日までの間において、X i サービス取扱所において当社が定める端末設備をX i 契約者若しくはその関係者が購入した場合又は当社が定める端末設備を購入する申出（X i 契約者の責めによらない理由により、平成28年5月31日までの間にその端末設備を購入できない場合に限り、）があった場合であって、平成28年6月30日までの間に、基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプラン（料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る定期契約又は一般契約（身体障がい者等割引（料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(2)に規定するものをいいます。）の適用を受けているものに限り、）のX i が次の(1)、(2)及び(3)又は(4)に定める条件を満たしていることを当社が確認したときは、当社は、ドコモの学割2016（(3)又は(4)の申出により、ファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックの適用が開始される日（以下この附則において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して11暦月の間のX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）の基本使用料について800円を減額する取扱い、及び適用開始日を含む料金月から起算して35料金月の間、そのX i に係るファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックの定額上限データ量（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に5GBを加算する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）を適用します。

(1) X i サービス取扱所において当社が別に定める端末設備をX i 契約者又はその関係者が購入すること。

ただし、既にX i サービス取扱所において端末設備を購入している場合は、その購入があった日から起算して当社が別に定める期間を経過している場合に限り、

(2) U25応援割（料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(4)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の適用を受けること。

(3) ファミリーシングルパック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいい、データSパック（小容量）を除きます。以下この附則において同じとします。）又はファミリーシェアパック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいい、シェアパック10（小容量）を除きます。以下この附則において同じとします。）を選択すること。

(4) 共有対象回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）となる場合であって、その共有回線群（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る共有代表回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の契約者がファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックを選択していること。

附 則（平成28年6月1日経企第271号）

この改正規定は、平成28年6月6日から実施します。

附 則（平成28年6月22日経企第429号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年7月6日経企第527号）

（実施期日）

1 この附則は、平成28年7月14日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2 この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（海外1 d a y パケキャンペーン）

3 この附則実施の日から平成28年9月30日までの間において、X i契約者が海外1 d a y パケに係る利用開始認証（料金表第3表（国際ローミング利用料）の1（適用）の(7)に規定するものをいいます。）を完了したときは、当社はそのX iについて、その利用開始認証に係る海外1 d a y パケ選択期間（料金表第3表（国際ローミング利用料）の1（適用）の(1)の2に規定するものをいいます。）において、定額対象事業者（DOCOMO PACIFIC, INC.、Teleguam Holdings, LLC.、PTI Pacifica, Inc.、SK Telecom Co., Ltd.、KT Corporation、Taiwan Star Telecom Corporation Limited、Taiwan Mobile Co., Ltd.、Chunghwa Telecom Co., Ltd.及びFar EastToneTelecommunications Co., Ltd.に限り。）が提供する国際アウトローミングを利用したデータ通信モードに係る通信について、料金表第3表（国際ローミング利用料）の1（適用）の(1)の2のウの規定を適用しません。

附 則（平成28年7月22日経企第607号）

この改正規定は平成28年8月1日から実施します。

附 則（平成28年8月3日経企第677号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成28年8月5日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（はじめてスマホ割キャンペーンの適用）

3 この改正規定実施の日から平成29年5月31日までの間において、FOMA契約（FOMAサービス契約約款に規定するものをいい、そのFOMA契約において当社が定める端末設備を、その購入があった日から起算して当社が別に定める期間、利用していると当社が認めるものに限り。）又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限り。）の契約の解除と同時に新たにX i契約（基本使用料の料金種別が、X iカケホーダイプラン（スマホノタブ）及びX iカケホーダイライトプラン（料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係るものに限り。）を締結した者からそのX i契約の締結と同時に申出があったときは、はじめてスマホ割キャンペーン（第

4 項第2号の規定により、データ定額パック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して23暦月の間のX i カケホーダイプラン（スマホ/タブ）又はX i カケホーダイライトプランの基本使用料について、それぞれの料金月に適用される基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）を適用します。

1 契約ごとに

区 分	割 引 額
X i カケホーダイプラン（スマホ/タブ）	1,520円
X i カケホーダイライトプラン	850円

- 4 当社は、はじめてスマホ割キャンペーンの適用に係る申出があったときは、その申出を行ったX i 契約者に係るX i が、そのX i 契約の締結と同時に、次の(1)から(3)に定める条件を満たしていることを当社が確認した場合に限り、その申出を承諾します。
- (1) 当社と定期契約を締結しているX i 契約に係るものであること又は料金表第1表第1の1の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けていること。
 - (2) データ定額パックを選択すること又は共有対象回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）であること。
 - (3) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ（第10条（契約者識別番号）に規定するものをいいます。）を利用して当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスの契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結したこと。（当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスの契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結した者に限ります。）
- 5 当社は、はじめてスマホ割キャンペーンの適用を受けているX i について、そのX i 契約者から、はじめてスマホ割キャンペーンの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、はじめてスマホ割キャンペーンの適用を廃止します。
- (1) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（スマホ/タブ）又はX i カケホーダイライトプラン以外となったとき。
 - (2) データ定額パックの廃止があったとき。
 - (3) そのX i が共有対象回線である場合であって、そのデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にデータ定額パックを選択する場合を除きます。）。
 - (4) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
 - (5) X i の電話番号保管があったとき。
 - (6) 料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(9)の2に規定する定額通信料等に係る月極割引の適用を受けたとき。
 - (7) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。
- 6 当社は、はじめてスマホ割キャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料についてはじめてスマホ割キャンペーンの適用対象とします。ただし、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン（スマホ/タブ）又はX i カケホーダイライトプラン以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてはじめてスマホ割キャンペーンの適用対象とします。
- 7 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、そのX i が身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてはじめてスマホ割キャンペーンの適用対象とします。

8 はじめてスマホ割キャンペーンの適用を受けているときは、その適用を受けている暦月の基本使用料について、ドコモの学割2016（経企第1689号（平成28年1月20日）の附則第3項に規定するものをいいます。）、ドコモの学割2016（家族）（経企第1719号（平成28年1月28日）の附則第3項に規定するものをいいます。）、U25応援特割キャンペーン（経企第1586号（平成27年1月27日）の附則第3項に規定するものをいいます。）、U25応援特割キャンペーン（家族）（経企第1586号（平成27年1月27日）の附則第8項に規定するものをいいます。）、光スマホ割キャンペーン（経企第1665号（平成27年2月12日）の附則第3項に規定するものをいいます。）、シニアはじめてスマホ割キャンペーン（経企第94号（平成27年4月16日）の附則第3項に規定するものをいいます。）及びドコモにチェンジ割キャンペーン（経企第1140号（平成27年9月16日）の附則第3項に規定するものをいいます。）に規定する減額を適用しません。

附 則（平成28年8月23日経企第761号）

この改正規定は平成28年9月1日から実施します。

附 則（平成28年9月13日経企第874号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年9月14日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（X iの通信料に係る特例）
- 3 この改正規定実施の日から当社が定める日までの間における、通信料については、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2のナの規定を適用しません。
（ドコモにチェンジ割2016の適用）
- 4 この附則実施の日から平成29年1月9日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、X iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX iカケホーダイライトプラン（料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る定期契約又は一般契約（身体障がい者等割引（料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(2)に規定するものをいいます。）の適用を受けているものに限り、）の締結（当社が定める協定事業者が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合に限り、）と同時に、X iサービス取扱所において当社が定める端末設備（X i契約者又はその関係者が購入したものに限り、）を購入し、そのX iが次の(1)又は(2)に定める条件を満たしていることを確認したときは、ドコモにチェンジ割2016（(2)又は(3)の選択により、ファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックの適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して11暦月までの間のX iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX iカケホーダイライトプランの基本使用料について、それぞれの暦月に適用される基本使用料について、850円を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）を適用します。
 - (1) ファミリーシングルパック又はファミリーシェアパック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を選択すること。
 - (2) 共有対象回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）となる場合であって、その共有回線群（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る共有代表回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の契約者がファミリーシェアパックを選択していること。
- 5 料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のオの規定によりX iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX iカケホーダイライトプランの基本使用料を日割するときは、

前項に規定する額を日割して適用します。

- 6 当社は、「ドコモにチェンジ割2016」の適用を受けているX iについて、そのX i契約者から、「ドコモにチェンジ割2016」を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、「ドコモにチェンジ割2016」を廃止します。
 - (1) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプラン以外となったとき。
 - (2) シングルパック又はファミリーシェアパックの廃止があったとき。
 - (3) ファミリーシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、そのファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックを選択する場合を除きます。）。
 - (4) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
 - (5) 電話番号保管があったとき。
 - (6) 料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(9)の2に規定する定額通信料等に係る月極割引の適用を受けたとき。
 - (7) X i 契約者が第4項の規定により購入した端末設備を利用していないことを当社が確認したとき。
- 7 前項の規定により、「ドコモにチェンジ割2016」を廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料について「ドコモにチェンジ割2016」の適用対象とします。

ただし、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプラン以外の基本使用料の料金種別が適用される場合は、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料について「ドコモにチェンジ割2016」の適用対象とします。
- 8 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、そのX i が身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料について「ドコモにチェンジ割2016」の適用対象とします。

（ドコモにチェンジ割2016 f o r ビジネスの適用）
- 9 平成28年9月16日から平成29年1月9日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)に規定するX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）及びX i カケホーダイライトプランに係る定期契約の締結（当社が定める協定事業者が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合に限ります。）と同時に、X i サービス取扱所において当社が定める端末設備（X i 契約者又はその関係者が購入したものに限りします。）を購入し、そのX i が次の(1)又は(2)の条件を満たしていることを確認したときは、ドコモにチェンジ割2016 f o r ビジネス（その契約締結があった日を含む翌暦月から起算して24暦月までの間のX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプランの基本使用料について、425円を減額して適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。）を適用します。
 - (1) ビジネスシングルパック又はビジネスシェアパック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を選択すること。
 - (2) 共有対象回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）となる場合であって、その共有回線群（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る共有代表回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の契約者がビジネスシェアパックを選択していること。
- 10 料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のオの規定によりX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプランの基本使用料を日割するときは、前項に規定する額を日割して適用します。
- 11 当社は、「ドコモにチェンジ割2016 f o r ビジネス」の適用を受けているX i について、

そのX i 契約者から、「ドコモにチェンジ割2016 f o r ビジネス」を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、「ドコモにチェンジ割2016 f o r ビジネス」を廃止します。

- (1) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプラン以外となったとき。
- (2) シングルパック又はビジネスシェアパックの廃止があったとき。
- (3) ビジネスシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、そのビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にビジネスシングルパック又はビジネスシェアパックを選択する場合を除きます。）。
- (4) 電話番号保管があったとき。
- (5) X i 契約者が第9項の規定により購入した端末設備を利用していないことを当社が確認したとき。
- (6) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。

12 前項の規定により、「ドコモにチェンジ割2016 f o r ビジネス」を廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料について「ドコモにチェンジ割2016 f o r ビジネス」の適用対象とします。

ただし、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプラン以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料について「ドコモにチェンジ割2016 f o r ビジネス」の適用対象とします。

附 則（平成28年9月16日経企第903号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年9月23日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
（データLパック等に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているデータ定額パックに係るデータLパック（大容量）、シェアパック20、シェアパック30、ビジネスシェアパック20又はビジネスシェアパック30（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。以下この附則において「データLパック等」といいます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。
（1）データLパック等に関する定額通信料については、次表のとおりとします。

1 契約ごとに

区 分			定額通信料 （月額）	定額上限 データ量	上限 回線数
シングルパック	ファミリーシングルパック	データLパック （大容量）	6,700円 （7,236円）	8GB	20
	ビジネスシングルパック	データLパック （大容量）	6,700円 （7,236円）	8GB	10
ファミリーシェアパック	シェアパック20（大容量）		16,000円 （17,280円）	20GB	20
	シェアパック30（大容量）		22,500円	30GB	20

		(24,300円)		
ビジネスシェア パック	ビジネスシェアパック20	16,000円 (17,280円)	20GB	20
	ビジネスシェアパック30	22,500円 (24,300円)	30GB	30

(2) データLパック等に関する定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）の適用は、次に定めるところによります。

ア データLパック等の適用を受けているX i（そのX iの契約者名義が個人であるとき及びそのX iに係る契約者がdポイントプログラム会員（当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であるときに限ります。）に係る定額通信料について、サービスステージ（当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてdポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてdポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

サービスステージ	定額通信料の減額（月額）		
	データLパック （大容量）	シェアパック20 （大容量）	シェアパック30 （大容量）
2ndステージ	200円	8000円	1,000円
3rdステージ	400円	1,000円	1,200円
4thステージ	600円	1,200円	1,800円
プラチナステージ	600円	1,400円	1,900円

イ データLパック等の適用を受けているX i（そのX iの契約者名義が法人であるとき又はそのX iの契約者名義が個人である場合であって、そのX iに係る契約者がdポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのX i契約に係る経過期間（その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。）に応じて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

経過期間	定額通信料の減額（月額）		
	データLパック（大容量）	シェアパック20（大容量）又はビジネスシェアパック20	シェアパック30（大容量）又はビジネスシェアパック30
48か月を超え96か月まで	200円	8000円	1,000円
96か月を超え120か月まで	400円	1,000円	1,200円
120か月を超え180か月まで	600円	1,200円	1,800円
180か月を超え	600円	1,400円	1,900円

(3) (1)及び(2)以外の提供条件については、改正後の規定におけるデータ定額パックの場合に準ずるものとします。

附 則（平成28年9月26日経企第926号）

この改正規定は、平成28年10月1日から実施します。

附 則（平成28年10月17日経企第1030号）

この改正規定は、平成28年10月20日から実施します。

附 則（平成28年10月19日経企第1045号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成28年10月21日から実施します。

（その他）

2 経企第674号（平成24年8月29日）の附則第3項を次のように改めます。

3 当社は、この改正規定実施の日から当社が定める日までの間において、料金表第1表第1（基本使用料）に規定するXiデータプランフラット、Xiデータプランフラットにねん、Xiデータプランライト若しくはXiデータプランライトにねん（以下この附則において「Xiデータプランフラット等」といいます。）の選択（翌月から基本使用料の料金種別をXiデータプランフラット等へ変更する申出を行った場合を含み、この改正規定実施前に、この改正規定実施の日から基本使用料の料金種別をXiデータプランフラット等へ変更する申出を行った場合を除きます。以下この附則において同じとします。）、料金表第1表第3（通信料）に規定するXiパケ・ホーダイフラット、Xiパケ・ホーダイライト、Xiパケ・ホーダイfor iPhone、Xiパケ・ホーダイfor ジュニア、Xiらくらくパケ・ホーダイ、Xiパケ・ホーダイfor ビジネス若しくはデータ定額パック（以下この附則において「Xiパケ・ホーダイフラット等」といいます。）の選択（翌料金月よりXiパケ・ホーダイフラット等を選択する申出を行った場合を含み、この改正規定実施前に、この改正規定実施の日からXiパケ・ホーダイフラット等を選択する申出を行った場合を除きます。以下この附則において同じとします。）又は別表2（付加機能）に規定するmoperaU機能、ビジネスmoperaインターネット機能、spモード機能若しくはブラックベリー接続機能（以下この附則において「moperaU機能等」といいます。）の請求があった場合であって、1のXiについて、Xiデータプランフラット等又はXiパケ・ホーダイフラット等が選択されていること並びにmoperaU機能等の提供を受けていることを当社が確認したときは、第74条（無線IPアクセスサービスの利用等）及び別表2（付加機能）の規定にかかわらず、そのXi契約者から無線IPアクセスサービスの利用に係る申出が

あったものとみなして取り扱います。

ただし、そのX i データプランフラット等若しくはX i パケ・ホーダイフラット等の選択又はmoperaU機能等の請求の際に、そのX i 契約者から当社に対して無線I Pアクセスサービスの利用に係る申出を行わない旨の意思表示があった場合又は当社が別に定める方法によりX i データプランフラット等の選択、X i パケ・ホーダイフラット等の選択若しくはmoperaU機能等の請求があった場合はこの限りではありません。

(通信料の加算等に係る特例)

3 削除

附 則 (平成28年10月28日経企第1093号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第1507号(平成27年12月10日)の附則第3項を次のように改めます。

3 削除

4 経企第677号(平成28年8月3日)の附則を次のように改めます。

(1) 附則第3項中、「平成28年10月31日までの間」を「平成29年1月9日までの間」に、「らくらくパック等(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定するらくらくパック、シングルパック又はファミリーシェアパックをいいます。以下この附則において同じとします。)」を「データ定額パック(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)」に改めます。

(2) 附則第4項第2号、第5項第2号及び第5項第3号中、「らくらくパック等」を「データ定額パック」に改めます。

附 則 (平成28年10月28日経企第1096号)

この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。

附 則 (平成28年11月22日経企第1240号)

(実施期日)

1 この附則は、平成28年12月1日から実施します。

(海外1 d a y パケキャンペーン)

2 この附則実施の日から平成30年1月15日までの間において、X i 契約者が海外1 d a y パケに係る利用開始認証(料金表第3表(国際ローミング利用料)の1(適用)の(7)に規定するものをいいます。)を完了したときは、当社はそのX i について、その利用開始認証に係る海外1 d a y パケ選択期間(料金表第3表(国際ローミング利用料)の1(適用)の(1)の2に規定するものをいいます。)において、定額対象事業者(AT&T Mobility LLC、Limitless Mobile、LLC、T-Mobile USA、Inc.、Commnet Wireless LLC、Verizon Wireless、DOCOMO PACIFIC、INC.、Teleguam Holdings、LLC.、PTI Pacifica、Inc.、SingTel Mobile Singapore Pte. Ltd.、StarHub Mobile Pte Ltd.、M1 Limited、True Move H Universal Communication Co.、Ltd.、Total Access Communication Public Company Limited、ADVANCED WIRELESS NETWORK COMPANY LIMITED、dtacTriNet Co.、Ltd.、SK Telecom Co.、Ltd.、KT Corporation、Taiwan Star Telecom Corporation Limited、Taiwan Mobile Co.、Ltd.、Chunghwa Telecom Co.、Ltd.、Far EasTone Telecommunications Co.、Ltd.、China Mobile Communications Corporation、China United Telecommunications Corporation、GLOBE TELECOM、INC.、SMART Communications、Inc.、Hong Kong Telecommunications (HKT) Limited、SmarTone Mobile Communications Limited、Hutchison Telephone Co.Ltd.、China Mobile Hong Kong Company Limited、Companhia de Telecomunicacoes de Macau S.A.R.L.、Hutchison Telephone (Macau) Company Limited及びSMARTONE - COMUNICAÇÕES MÓVEIS、S.A.に限り)が提供する国際アウトローミングを利用したデータ通信モードに係る通信について、料金表第3表(国際ローミング利用料)

の1（適用）の(1)の2のウの規定を適用しません。

附 則（平成28年12月21日経企第1425号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、はじめてスマホ割キャンペーンに関する部分については平成29年1月10日から、データ定額パック（ウルトラデータLパック、ウルトラデータLLパック、ウルトラシェアパック30、ウルトラシェアパック50、ウルトラビジネスシェアパック50、ウルトラシェアパック100又はウルトラビジネスシェアパック100に限ります。）に係るテザリング通信に関する部分については当社が定める日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

（その他）

3 経企第677号（平成28年8月3日）の附則第3項中、「平成29年1月9日までの間」を「平成29年5月31日までの間」に改めます。

附 則（平成29年1月18日経企第1522号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成29年1月20日から実施します。

（ドコモの学割2017の適用）

2 この附則実施の日から平成29年5月31日までの間において、X i契約の締結（当社が別に定める電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）があった場合は、ドコモの学割2017（第5項第2号又は第3号の規定により、データ定額パック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して11暦月の間のX iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X iカケホーダイライトプラン、X iカケホーダイプラン（SIMフリー）の基本使用料について1,000円を減額する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の申出があったものとみなして取扱い、ドコモの学割2017を適用します。

3 ドコモの学割2017の適用に係る申出を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者に限ります。

(1) 満26歳に満たない者であって、一般契約（その契約に係るX iが、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているもの）に限ります。以下この附則において同じとします。）又は定期契約を新たに締結する者。

(2) 利用者（満26歳に満たない者に限ります。以下この欄において同じとします。）のためにドコモの学割2017を選択することに同意を得ている者（利用者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に限ります。）であって、一般契約又は定期契約を締結している者。

4 前項の規定によりドコモの学割2017の適用に係る申出を行うときは、次のいずれかに該当する1の利用者を指定し、第74条の2（利用者登録）に規定する利用者登録を行っていただきます。

(1) 前項の(1)の申出に係る利用者は、同号の規定によりその申出を行う者。

(2) 前項の(2)の申出に係る利用者は、その申出を行う者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者。

5 当社は、ドコモの学割2017の適用に係る申出があったときは、その申出を行ったX i契約者に係るX iが、そのX i契約の締結と同時に、次の(1)及び(2)、又は、(1)及び(3)に定める条件を満たしていることを当社が確認した場合に限り、その申出を承諾します。

(1) 総合利用プラン（X iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X iカケホーダイライトプラン又はX iカケホーダイプラン（SIMフリー））に限ります。）を選択すること。

(2) データ定額パック（料金表第1表第3（通信料）の1の(8)の2に規定するものをいい、

ファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックに限ります。以下この附則において同じとします。)を選択すること。

(3) 共有対象回線(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)となる場合であって、その共有回線群(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係る共有代表回線(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)の契約者がデータ定額パックを選択していること。

6 当社は、ドコモの学割2017の適用を受けているX iについて、次のいずれかに該当する場合には、ドコモの学割2017の適用を廃止します。

(1) 基本使用料の料金種別がX iカケホーダイプラン(スマホ/タブ)、X iカケホーダイライトプラン又はX iカケホーダイプラン(SIMフリー)以外となったとき。

(2) データ定額パックの廃止があったとき。

(3) そのX iが共有対象回線である場合であって、そのデータ定額共有の廃止があったとき(そのデータ定額共有の廃止と同時にデータ定額パックを選択する場合を除きます。)

(4) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。

(5) X iの電話番号保管があったとき。

(6) 名義変更があったとき(当社が別に定める場合を除きます)。

(7) 料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(9)の2に規定する定額通信料等に係る月極割引の適用を受けたとき。

(8) 契約の解除(当社が別に定めるものを除きます。)があったとき。

7 当社は、ドコモの学割2017を廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料についてドコモの学割2017の適用対象とします。

8 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、そのX iが身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてドコモの学割2017の適用対象とします。

9 ドコモの学割2017の適用を受けているときは、その適用を受けている暦月の基本使用料について、ドコモの学割2016(経企第1689号(平成28年1月20日)の附則第3項に規定するものをいいます。)、ドコモの学割2016(家族)(経企第1719号(平成28年1月28日)の附則第3項に規定するものをいいます。)、光スマホ割キャンペーン(経企第1665号(平成27年2月12日)の附則第3項に規定するものをいいます。)及びシニアはじめてスマホ割キャンペーン(経企第94号(平成27年4月16日)の附則第3項に規定するものをいいます。)に規定する減額を適用しません。

附 則(平成29年1月27日経企第1579号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則(平成29年1月27日経企第1583号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年1月30日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

3 経企第1045号(平成28年10月19日)の附則第3項を次のように改めます。

3 削 除

(シニア特割キャンペーンの適用)

- 4 この改正規定実施の日から平成29年5月31日までの間において、FOMA契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結したときであって、基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はX i カケホーダイライトプラン(料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係る定期契約又は一般契約(身体障がい者等割引(料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(2)に規定するものをいいます。)の適用を受けているものに限ります。)のX i が次の(1)から(3)に定める条件を満たしていることを当社が確認した場合は、シニア特割キャンペーン(はじめてスマホ割キャンペーン(経企第677号(平成28年8月3日)の附則第3項に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)の適用が開始される日(以下この項において「適用開始日」といいます。)から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して23暦月の間のX i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はX i カケホーダイライトプランの基本使用料について、それぞれの料金月に適用される基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。)を適用します。

1 契約ごとに

区 分	割 引 額
X i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)	—
X i カケホーダイライトプラン	670円

- (1) はじめてスマホ割キャンペーンの適用の申出の承諾を受けていること。
(2) 第74条の2(利用者登録)に規定する利用者登録の情報が次のいずれかに該当する者であること。
(ア) 満60歳に達した者であって、新たにX i 契約を締結する契約者。
(イ) 新たにX i 契約を締結する契約者が指定した満60歳に達した者であって、その契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者。
(3) X i の契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。以下この附則において同じとします。)以外であること。
- 5 当社は、シニア特割キャンペーンの適用を受けているX i について、次のいずれかに該当する場合には、シニア特割キャンペーンの適用を廃止します。
(1) はじめてスマホ割キャンペーンの廃止があったとき。
(2) 前項第2号の規定に該当しなくなったとき(当社が別に定めるときを除きます。)
(3) X i の契約者名義が法人となったとき。
- 6 当社は、シニア特割キャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料についてシニア特割キャンペーンの適用対象とします。ただし、料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はX i カケホーダイライトプラン以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてシニア特割キャンペーンの適用対象とします。
- 7 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、そのX i が身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてシニア特割キャンペーンの適用対象とします。

附 則 (平成29年2月23日経企第1709号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成29年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成29年2月28日経企第1736号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年3月3日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

- 3 経企第677号(平成28年8月3日)の附則を次のように改めます。

(1) 第3項中、「FOMA契約(FOMAサービス契約約款に規定するものをいい、そのFOMA契約において当社が定める端末設備を、その購入があった日から起算して当社が別に定める期間、利用していると当社が認めるものに限りします。)の解除」を「FOMA契約(FOMAサービス契約約款に規定するものをいい、そのFOMA契約において当社が定める端末設備を、その購入があった日から起算して当社が別に定める期間、利用していると当社が認めるものに限りします。)又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス(当社が別に定めるものに限りします。以下この附則において同じとします。)の契約の解除」に改めます。

(2) 第4項を次のように改めます。

4 当社は、はじめてスマホ割キャンペーンの適用に係る申出があったときは、その申出を行ったX i 契約者に係るX i が、そのX i 契約の締結と同時に、次の(1)から(3)に定める条件を満たしていることを当社が確認した場合に限り、その申出を承諾します。

(1) 当社と定期契約を締結しているX i 契約に係るものであること又は料金表第1表第1の1の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けていること。

(2) データ定額パックを選択すること又は共有対象回線(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)であること。

(3) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ(第10条(契約者識別番号)に規定するものをいいます。)を利用して当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスの契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結したこと。(当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスの契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結した者に限りします。)

附 則 (平成29年3月3日経企第1753号)

この改正規定は、平成29年3月9日から実施します。

附 則 (平成29年3月17日経企第1847号)

この改正規定は、平成29年3月27日から実施します。

附 則 (平成29年3月24日経企第1896号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、遠隔管理機能に関する部分は、平成29年3月31日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(らくらくパックに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているデータ定額パックに係るらくらくパック(改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。)の料金その他の提供条件は、次のとおりとしします。

(1) らくらくパックに関する定額通信料については、次表のとおりとします。

1 契約ごとに

区 分	定額通信料（月額）	定額上限データ量	上限回線数
らくらくパック	2,000円（2,160円）	200MB	—

(2) FOMA契約（らくらくパックに係るものに限ります。）の解除と同時に新たにXi契約を締結したときは、データSパック（小容量）を選択したものとみなして取扱います。

ただし、その契約者から、他のシングルパック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。

(3) らくらくパックに関する定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）の適用は、次に定めるところによります。

ア らくらくパックの適用を受けているXi（そのXiの契約者名義が個人であるとき及びそのXiに係る契約者がdポイントプログラム会員（当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）である場合であって、そのdポイントプログラム会員に係るサービスステージ（当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）がプラチナステージであるときに限ります。）に係る定額通信料について、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてdポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてdポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

サービスステージ	定額通信料の減額（月額）
プラチナステージ	200円

イ らくらくパックの適用を受けているXi（そのXiの契約者名義が法人であるとき又はそのXiの契約者名義が個人である場合であって、そのXiに係る契約者がdポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのXi契約に係る経過期間（その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。）が180か月超のときは、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

経過期間	定額通信料の減額（月額）
180か月超	200円

(4) (1)から(3)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 経企第1427号（平成27年11月20日）の附則第3項を次のように改めます。

3 削 除

附 則（平成29年4月12日経企第62号）

（実施期日）

1 この附則は、平成29年4月20日から実施します。

(その他)

2 経企第1240号(平成28年11月22日)の附則第2項を次のように改めます。

2 この附則実施の日から平成29年9月30日までの間において、X i 契約者が海外1 d a y パケに係る利用開始認証(料金表第3表(国際ローミング利用料)の1(適用)の(7)に規定するものをいいます。)を完了したときは、当社はそのX i について、その利用開始認証に係る海外1 d a y パケ選択期間(料金表第3表(国際ローミング利用料)の1(適用)の(1)の2に規定するものをいいます。)において、定額対象事業者(AT&T Mobility LLC、Limitless Mobile, LLC、T-Mobile USA, Inc.、Comnet Wireless LLC、Verizon Wireless、DOCOMO PACIFIC, INC.、Teleguam Holdings, LLC.、PTI Pacifica, Inc.、SingTel Mobile Singapore Pte. Ltd.、StarHub Mobile Pte Ltd.、M1 Limited、True Move H Universal Communication Co., Ltd.、Total Access Communication Public Company Limited、ADVANCED WIRELESS NETWORK COMPANY LIMITED、dtacTriNet Co., Ltd.、SK Telecom Co., Ltd.、KT Corporation、Taiwan Star Telecom Corporation Limited、Taiwan Mobile Co., Ltd.、Chunghwa Telecom Co., Ltd.、Far EasTone Telecommunications Co., Ltd.、China Mobile Communications Corporation、China United Telecommunications Corporation、GLOBE TELECOM, INC.、SMART Communications, Inc.、Hong Kong Telecommunications (HKT) Limited、SmarTone Mobile Communications Limited、Hutchison Telephone Co. Ltd.、China Mobile Hong Kong Company Limited、Companhia de Telecomunicacoes de Macau S. A. R. L.、Hutchison Telephone (Macau) Company Limited及びSMARTONE - COMUNICAÇÕES MÓVEIS, S. A. に限ります。)が提供する国際アウトローミングを利用したデータ通信モードに係る通信について、料金表第3表(国際ローミング利用料)の1(適用)の(1)の2のウの規定を適用しません。

附 則(平成29年4月22日経企第123号)

この改正規定は平成29年5月1日から実施します。

附 則(平成29年5月18日経企第226号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成29年5月24日から実施します。

ただし、この改正規定中、ドコモeSIMカードに関する部分については、平成29年5月25日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第1425号(平成28年12月21日)の附則第1項を次のように改めます。

1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、はじめてスマホ割キャンペーンに関する部分については平成29年1月10日から、データ定額パック(ウルトラデータLパック、ウルトラデータLLパック、ウルトラシェアパック30、ウルトラビジネスシェアパック30、ウルトラシェアパック50、ウルトラビジネスシェアパック50、ウルトラシェアパック100又はウルトラビジネスシェアパック100)に係るテザリング通信に関する部分については平成30年4月1日から実施します。

4 経企第1689号(平成28年1月20日)の附則を次のように改めます。

(1) 第6項第1号を次のように改めます。

(1) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)、X i カケホーダイライトプラン又はX i シンプルプラン以外となったとき。

(2) 第9項を次のように改めます。

9 X i シンプルプランが適用されているとき又はドコモにチェンジ割キャンペーン(経企第1140号(平成27年9月16日)に規定するものをいいます。)の適用を受けているときは、その適用を受けている暦月の基本使用料について、第3項に規定する減額を適用し

ません。

- 5 当社は、経企第1896号（平成29年3月24日）の附則第4項の規定によりブラックベリー接続機能を廃止された契約者が、その時点でX i パケ・ホーダイライト、データSパック、データMパック（以下この附則において「対象定額通信料」といいます。）を選択しているときは、平成29年5月16日時点で次の(1)から(3)のいずれかに該当すると当社が認めた場合を除き、平成29年6月30日にその対象定額通信料を廃止します。

ただし、契約者から平成29年6月20日までに当社が別に定める方法により申出があった場合は、この限りではありません。

- (1) moperaU機能、iモード機能、spモード機能又はビジネスmoperaインターネット機能の提供を受けているとき。
- (2) 契約者名義が法人（当社が指定するものを除きます。）であるとき。
- (3) その他当社が別に定めるとき。

附 則（平成29年5月25日経企第262号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年6月1日から実施します。

ただし、定額通信料等に係る月極割引に関する部分については、平成29年5月30日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（シニアはじめてスマホ割キャンペーン2の適用）

- 3 この改正規定実施の日から平成30年2月28日までの間において、X i サービス取扱所において当社が定める端末設備を利用することを当社が確認した場合であって、FOMA契約（FOMAサービス契約約款に規定するものをいい、そのFOMA契約において当社が定める端末設備を、その購入があった日から起算して当社が別に定める期間を超えて利用していると当社が認めるものに限り）又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限り。以下この附則において同じとします。）の契約の解除と同時に新たに締結するX i 契約（基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X i カケホーダイライトプラン又はX i シンプルプラン（料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係るものに限り）に係るX i が、次の(1)から(5)に定める条件を満たしていることを当社が確認した場合は、シニアはじめてスマホ割キャンペーン2（ファミリーシングルパック等（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックをいいます。以下この附則において同じとします。）の適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して23暦月の間のX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X i カケホーダイライトプラン又はX i シンプルプランの基本使用料について、それぞれの料金月に適用される基本使用料について1,520円を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）を適用します。

- (1) 当社と定期契約を締結しているX i 契約に係るものであること又は料金表第1表第1の1の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けていること。
- (2) ファミリーシングルパック等を選択すること又は共有対象回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）であること。
- (3) 第74条の2（利用者登録）に規定する利用者登録の情報が次のいずれかに該当する者であること。
 - (ア) X i 契約者が利用者として登録される場合であって、満60歳に達した者。
 - (イ) X i 契約者が指定した満60歳に達した者であって、その契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者。

- (4) 契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。以下この附則において同じとします。）以外であること。
- (5) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ（第10条（契約者識別番号）に規定するものをいいます。）を利用して当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスの契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結したこと。（当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスの契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結した者に限ります。）
- 4 当社は、前項の規定にかかわらず、利用者登録の情報が、現にシニアはじめてスマホ割キャンペーン（経企第94号（平成27年4月16日）の附則第3項に規定するものをいいます。）又はシニアはじめてスマホ割キャンペーン2の適用を受けている他のX i 契約に係る利用者であるときは、シニアはじめてスマホ割キャンペーン2の適用を適用しません。
- 5 当社は、シニアはじめてスマホ割キャンペーン2の適用を受けているX i について、そのX i 契約者から、シニアはじめてスマホ割キャンペーン2の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、シニアはじめてスマホ割キャンペーン2の適用を廃止します。
- (1) 第3項の規定に該当しないことを当社が確認したとき。
- (2) X i の電話番号保管があったとき。
- (3) 料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の（8）の6に規定するデータ定額パックに係る定額通信料等の月極割引の適用を受けたとき。
- (4) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。
- 6 当社は、シニアはじめてスマホ割キャンペーン2を廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料についてシニアはじめてスマホ割キャンペーン2の適用対象とします。
- ただし、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X i カケホーダイライトプラン又はX i シンプルプラン以外の基本使用料の料金種別の料金額が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてシニアはじめてスマホ割キャンペーン2の適用対象とします。
- 7 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、そのX i が身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてシニアはじめてスマホ割キャンペーン2の適用対象とします。
- 8 当社は、X i がシニアはじめてスマホ割キャンペーン2の適用を受けるときは、シニアはじめてスマホ割キャンペーン（経企第94号（平成27年4月16日）の附則第3項に規定するものをいいます。）、ドコモにチェンジ割キャンペーン（経企第1140号（平成27年9月16日）の附則第3項に規定するものをいいます。）、ドコモの学割2016（経企第1689号（平成28年1月20日）の附則第3項に規定するものをいいます。）、ドコモの学割2016（家族）（経企第1719号（平成28年1月28日）の附則第3項に規定するものをいいます。）、はじめてスマホ割キャンペーン（経企第677号（平成28年8月3日）の附則第3項に規定するものをいいます。）ドコモの学割2017（経企第1522号（平成29年1月18日）の附則第2項に規定するものをいいます。）及びシニア特割キャンペーン（経企第1583号（平成29年1月27日）の附則第4項に規定するものをいいます。）を廃止します。
- （その他）
- 9 経企第94号（平成27年4月16日）の附則第8項を次のように改めます。
- 8 当社は、シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用を受けているX i について、そのX i 契約者から、シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用を廃止します。
- (1) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプラン以外となったとき。
- (2) 第5項の規定により登録した利用者を変更又は削除したとき。

- (3) らくらくパック等の廃止があったとき。
- (4) そのX i が共有対象回線である場合であって、そのデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にらくらくパック等を選択する場合を除きます。）。
- (5) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
- (6) X i の電話番号保管があったとき。
- (7) 名義変更（新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）があったとき。
- (8) 料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(9)の2に規定する定額通信料等に係る月極割引の適用を受けたとき。
- (9) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。
- 10 経企第1689号（平成28年1月20日）の附則第9項を次のように改めます。
 - 9 X i シンプルプランが適用されているとき、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(9)の2に規定する定額通信料等に係る月極割引の適用を受けたとき又はドコモにチェンジ割キャンペーン（経企第1140号（平成27年9月16日）に規定するものをいいます。）の適用を受けているときは、その適用を受けている暦月の基本使用料について、第3項に規定する減額を適用しません。
- 11 経企第677号（平成28年8月3日）の附則第5項を次のように改めます。
 - 5 当社は、はじめてスマホ割キャンペーンの適用を受けているX i について、そのX i 契約者から、はじめてスマホ割キャンペーンの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、はじめてスマホ割キャンペーンの適用を廃止します。
 - (1) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプラン以外となったとき。
 - (2) データ定額パックの廃止があったとき。
 - (3) そのX i が共有対象回線である場合であって、そのデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にデータ定額パックを選択する場合を除きます。）。
 - (4) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
 - (5) X i の電話番号保管があったとき。
 - (6) 料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(9)の2に規定する定額通信料等に係る月極割引の適用を受けたとき。
 - (7) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。
- 12 経企第874号（平成28年9月13日）の附則第6項を次のように改めます。
 - 6 当社は、「ドコモにチェンジ割2016」の適用を受けているX i について、そのX i 契約者から、「ドコモにチェンジ割2016」を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、「ドコモにチェンジ割2016」を廃止します。
 - (1) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプラン以外となったとき。
 - (2) シングルパック又はファミリーシェアパックの廃止があったとき。
 - (3) ファミリーシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、そのファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックを選択する場合を除きます。）。
 - (4) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
 - (5) 電話番号保管があったとき。
 - (6) 料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(9)の2に規定する定額通信料等に係る月極割引の適用を受けたとき。
 - (7) X i 契約者が第4項の規定により購入した端末設備を利用していないことを当社が確認したとき。
- 13 経企第1522号（平成29年1月18日）の附則第6項を次のように改めます。
 - 6 当社は、ドコモの学割2017の適用を受けているX i について、次のいずれかに該当する

場合には、ドコモの学割2017の適用を廃止します。

- (1) 基本使用料の料金種別がX i ケーホーダイプラン (スマホ/タブ)、X i ケーホーダイライトプラン又はX i ケーホーダイプラン (SIMフリー) 以外となったとき。
- (2) データ定額パックの廃止があったとき。
- (3) そのX i が共有対象回線である場合であって、そのデータ定額共有の廃止があったとき(そのデータ定額共有の廃止と同時にデータ定額パックを選択する場合を除きます。)
- (4) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
- (5) X i の電話番号保管があったとき。
- (6) 名義変更があったとき (当社が別に定める場合を除きます)。
- (7) 料金表第1表第3 (通信料) の1 (適用) の(9)の2に規定する定額通信料等に係る月極割引の適用を受けたとき。
- (8) 契約の解除 (当社が別に定めるものを除きます。) があったとき。

附 則 (平成29年6月26日経企第469号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成29年7月21日経企第706号)

この改正規定は平成29年8月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、ケータイお探しサービスに関する部分は平成29年8月8日から実施します。

附 則 (平成29年8月16日経企第948号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成29年8月22日から実施します。
(X i の通信料に係る特例)
- 2 経企第874号 (平成28年9月13日) の附則第3項中、「平成30年3月31日までの間」を「当社が定める日までの間」に改めます。
(その他)
- 3 経企第1425号 (平成28年12月21日) の附則第1項中、「平成30年4月1日から実施」を「当社が定める日から実施」に改めます。
- 4 経企第706号 (平成29年7月21日) の附則中、「当社が定める日から実施」を「平成29年8月8日から実施」に改めます。

附 則 (平成29年9月23日経企第1000号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成29年9月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、通信の種類に関する部分については、平成29年9月4日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に分割請求が適用されているときは、その共有回線群に係る全ての共有対象回線を指定しているものとみなして取り扱います。

附 則 (平成29年9月19日経企第1258号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成29年9月22日から実施します。
(ワンナンバー登録情報作成手数料無料キャンペーンの適用)
- 2 この附則実施の日から平成30年3月31日までの間において、料金表第1表第5 (手続きに関する料金) の1 (適用) の(1)及び2 (料金額) の規定にかかわらず、ワンナンバー登録情報作成手数料の支払いを要しないものとします。
(ワンナンバー月額使用料初回180日無料キャンペーンの適用)

3 この附則実施の日から平成30年3月31日までの間において、別表2（付加機能）に規定するワンナンバー機能の提供を最初に受けることとなったときは、提供を受けることとなったその付加機能に係る付加機能使用料について、その日から起算して180日間は支払いを要しないものとし、料金表第1表第2（付加機能使用料）の2（料金額）に規定する額から減額して適用します。

附 則（平成29年9月27日経企第1339号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成29年10月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、第1種X i ユビキタス契約及び契約者識別番号に関する部分は、平成29年10月2日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（その他）

3 経企第262号（平成29年5月25日）の附則中、「平成29年10月10日までの間」を「平成30年2月28日までの間」に改めます。

4 経企第1240号（平成28年11月22日）の附則中、「平成29年9月30日までの間」を「平成30年1月15日までの間」に改めます。

附 則（平成29年10月27日経企第1592号）

この改正規定は、平成29年11月1日から実施します。

附 則（平成29年11月24日経企第1855号）

この改正規定は平成29年12月1日から実施します。

附 則（平成29年12月20日経企第2159号）

この改正規定は、平成29年12月26日から実施します。

附 則（平成29年12月19日経企第2149号）

（実施期日）

1 この改正規定は平成29年12月27日から実施します。

ただし、この改正規定中、ユニバーサルサービス料に係る部分及び国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者に関する部分は平成30年1月1日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（U25応援割に関する経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているU25応援割（基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X i カケホーダイプラン（ケータイ）、X i カケホーダイライトプラン、X i カケホーダイライトプラン（ケータイ）及びX i シンプルプラン（経企第406号（令和元年5月21日）に規定するものをいいます。以下この附則において「割引対象プラン」といいます。）の基本使用料について、X i 契約者の選択により次の(1)に規定する額を割引する取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) U25応援割（以下、この附則第3項において「本割引」といいます。）に関する割引額については、次表のとおりとします。

区 分	基本使用料の割引額（月額）
X i カケホーダイライトプラン	—
X i カケホーダイライトプラン（ケータイ）	—

X i シンプルプラン	—
上記以外のもの	500円

(2) 当社は、データ定額パック（経企第406号（令和元年5月21日）に規定するものをいい、ビジネスシェアパックを除きます。以下この附則において同じとします。）を選択している契約者に係るX i 又は共有対象回線（経企第406号（令和元年5月21日）に規定するものをいいます。）であるX i が、本割引の適用を受けているときは、その適用を受ける料金月の初日（U25応援割の選択に係る申出の承諾を受けた日を含む料金月については、その承諾を受けた日）において、契約者又は共有代表回線（経企第406号（令和元年5月21日）に規定するものをいいます。）に係る契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量に、1GBを加算します。

(3) 当社は本割引の適用を受けているX i について、X i 契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) 割引対象プラン及びデータ定額パック以外を選択したとき。

(イ) X i 契約に係る名義変更又は第74条の2（利用者登録）に規定する登録利用者の変更（当社が別に定めるときを除きます。）があったとき。

(ウ) X i 契約の解除があったとき（当社が別に定めるときを除きます。）。

(エ) 電話番号保管があったとき。

(オ) 契約者又は登録利用者が満25歳を超えたとき。

(カ) その他従前の提供条件を満たさないことを当社が確認したとき。

(4) 本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む暦月の末日までの割引対象プランの基本使用料を割引の対象とします。

(5) 削除

(6) (1)から(5)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。

（ドコモの学割2018の適用）

4 この改正規定実施の日から平成30年5月31日までの間において、X i 契約の締結（当社が別に定める電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）があった場合、又は既にX i 契約を締結している場合であって、総合利用プラン（料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)に規定するものをいい、X i カケホーダイプラン（スマホ/タブ）、X i カケホーダイプラン（SIMフリー）、X i カケホーダイライトプラン及びX i シンプルプラン（当社が別に定める端末設備を利用していると当社が認めるものに限ります。）に限ります。以下この附則において同じとします。）を新たに選択するときは、ドコモの学割2018（第8項第3号又は第4号の規定により、データ定額パック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して12暦月の間の総合利用プランの基本使用料等（基本使用料、定額通信料等（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(9)の2のイに規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）及びspモード機能（別表2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る付加機能使用料をいいます。以下この附則において同じとします。）について1,500円を減額する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の申出があったものとみなして取扱い、ドコモの学割2018を適用します。

ただし、適用開始日が暦月の初日以外ときは、適用開始となる暦月の割引額について、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その適用開始となる日から当該暦月の末日までの日数に応じて日割します。

5 ドコモの学割2018の適用を受けているX i について、1の暦月におけるX i に係る基本使

用料（そのX i が適用を受ける基本使用料の割引を控除した額をいいます。）が割引額に満たない場合は、その差額（以下この附則において「割引残額」といいます。）を当該暦月内におけるその定額通信料等、spモード機能に係る付加機能使用料の順に適用します。ただし、割引残額が定額通信料等及びspモード機能に係る付加機能使用料の額を上回る場合は、その額を上限として、割引残額を適用します。

6 ドコモの学割2018の適用に係る申出を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者に限ります。

(1) 満26歳に満たない者であって、一般契約（その契約に係るX i が、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているものに限ります。以下この附則において同じとします。）又は定期契約を新たに締結する者。

(2) 利用者（満26歳に満たない者に限ります。以下この欄において同じとします。）のためにドコモの学割2018を選択することに同意を得ている者（利用者との関係が当社が別に定める基準に適合する者に限ります。）であって、一般契約又は定期契約を締結している者。

(3) docomo with（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(9)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の適用を受けていない者。

7 前項の規定によりドコモの学割2018の適用に係る申出を行うときは、次のいずれかに該当する1の利用者を指定し、第74条の2（利用者登録）に規定する利用者登録を行っていただきます。

(1) 前項の(1)の申出に係る利用者は、同号の規定によりその申出を行う者。

(2) 前項の(2)の申出に係る利用者は、その申出を行う者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者。

8 当社は、ドコモの学割2018の適用に係る申出があったときは、その申出を行ったX i 契約者に係るX i が、そのX i 契約の締結と同時に、次の(1)から(3)、又は、(1)、(2)及び(4)に定める条件を満たしていることを当社が確認した場合に限り、その申出を承諾します。

(1) 基本使用料の料金種別が総合利用プランであること。

(2) spモード機能の提供を受けていること。

(3) データ定額パック（料金表第1表第3（通信料）の1の(8)の2に規定するものをいい、ファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックに限ります。以下この附則において同じとします。）を選択すること。

(4) 共有対象回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）となる場合であって、その共有回線群（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る共有代表回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の契約者がデータ定額パックを選択していること。

9 当社は、ドコモの学割2018の適用を受けているX i について、次のいずれかに該当する場合には、ドコモの学割2018の適用を廃止します。

(1) 基本使用料の料金種別が総合利用プラン以外となったとき。

(2) データ定額パックの廃止があったとき。

(3) そのX i が共有対象回線である場合であって、そのデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にデータ定額パックを選択する場合を除きます。）。

(4) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。

(5) X i の電話番号保管があったとき。

(6) 名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます）。

(7) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。

(8) spモード機能の廃止があったとき。

(9) docomo withの適用を受けたことを当社が確認したとき。

10 当社は、ドコモの学割2018を廃止したときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料等についてドコモの学割2018の適用対象とします。

- 11 ドコモの学割2018の適用を受けているときは、その適用を受けている暦月の基本使用料について、ドコモの学割2017（経企第1522号（平成29年1月18日）の附則第2項に規定するものをいいます。）、シニア特割キャンペーン（経企第1583号（平成29年1月27日）の附則第4項に規定するものをいいます。）、シニアはじめてスマホ割キャンペーン（経企第94号（平成27年4月16日）の附則第3項に規定するものをいいます。）及びシニアはじめてスマホ割キャンペーン2（経企第262号（平成29年5月25日）の附則第3項に規定するものをいいます。）に規定する減額を適用しません。

附 則（平成30年1月11日経企第2314号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年1月16日から実施します。

（その他）

- 2 経企第1240号（平成28年11月22日）の附則第2項を次のように改めます。

- 2 この附則実施の日から平成30年3月14日までの間において、X i 契約者が海外1 d a y パケに係る利用開始認証（料金表第3表（国際ローミング利用料）の1（適用）の(7)に規定するものをいいます。）を完了したときは、当社はそのX i について、その利用開始認証に係る海外1 d a y パケ選択期間（料金表第3表（国際ローミング利用料）の1（適用）の(1)の2に規定するものをいいます。）において、定額対象事業者（AT&T Mobility LLC、LimitlessMobile, LLC、T-Mobile USA, Inc.、Commnet Wireless LLC、Verizon Wireless、DOCOMO PACIFIC, INC.、Teleguam Holdings, LLC.、PTI Pacifica, Inc.、PT Indosat Tbk、PT XL Axiata Tbk.、PT Telekomunikasi Selular、PT Hutchison 3 Indonesia、SingTel Mobile Singapore Pte. Ltd.、StarHub Mobile Pte Ltd.、M1 Limited、True Move H Universal Communication Co., Ltd.、Total Access Communication Public Company Limited、ADVANCED WIRELESS NETWORK COMPANY LIMITED、dtacTriNet Co., Ltd.、SK Telecom Co., Ltd.、KT Corporation、Taiwan Star Telecom Corporation Limited、Taiwan Mobile Co., Ltd.、Chunghwa Telecom Co., Ltd.、Far EasTone Telecommunications Co., Ltd.、China Mobile Communications Corporation、China United Telecommunications Corporation、GLOBE TELECOM, INC.、SMART Communications, Inc.、Viettel Group、VNPT International、MobiFone Corporation、VIETNAMOBILE TELECOMMUNICATIONS JOINT STOCK COMPANY、HongKong Telecommunications (HKT) Limited、SmarTone Mobile Communications Limited、Hutchison Telephone Co. Ltd.、China Mobile Hong Kong Company Limited、Companhia de Telecomunicacoes de Macau S.A.R.L.、Hutchison Telephone (Macau) Company Limited、SMARTONE - COMUNICAÇÕES MÓVEIS, S.A.、Celcom Axiata Berhad、DIGI TELECOMMUNICATIONS SDN BHD.、Maxis Broadband Sdn. Bhd.及びU Mobile Sdn Bhdに限ります。）が提供する国際アウトローミングを利用したデータ通信モードに係る通信について、料金表第3表（国際ローミング利用料）の1（適用）の(1)の2のウの規定を適用しません。

附 則（平成30年1月24日経企第2408号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（L T E ユビキタスプラン等に関する経過措置）

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているL T E ユビキタスプランS、L T E ユビキタスプランM、L T E ユビキタスプランS（高速オプション）、L T E ユビキタスプランM（高速オプション）又はL T E ユビキタスフラット（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。以下この附則において「L T E ユビキタスプラン等」といいます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 基本使用料

ア L T E ユビキタスプラン等に関する基本使用料について、この改正規定実施の際現に、

改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分	基本使用料の料金種別	料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i ユビキタス	L T E ユビキタスプラン S	800円 (880円)
	L T E ユビキタスプラン M	1,600円 (1,760円)
	L T E ユビキタスプラン S (高速オプション)	1,000円 (1,100円)
	L T E ユビキタスプラン M (高速オプション)	1,800円 (1,980円)
	L T E ユビキタスフラット	2,000円 (2,200円)

イ L T E ユビキタスフラットに係る基本使用料については、通則第 3 項 (料金の計算方法等) 及び第 4 項の規定にかかわらず、日割しません。

(2) 通信料

ア 通信料の額は、次の(ア)及び(イ)に定めるところによります。

(ア) データ通信モードに係るもの

基本使用料の料金種別	料 金 額 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
L T E ユビキタスプラン S	1.2円 (1.32円)
L T E ユビキタスプラン M	0.9円 (0.99円)
L T E ユビキタスプラン S (高速オプション)	1.2円 (1.32円)
L T E ユビキタスプラン M (高速オプション)	0.9円 (0.99円)
L T E ユビキタスフラット	—

(イ) ショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定における X i ユビキタスの場合に準じて料金を適用します。

イ L T E ユビキタスプラン等 (L T E ユビキタスフラットを除きます。) に関する通信料について、その回線との間のデータ通信モードに係る通信 (当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。) に関する料金 (他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって当社が別に定めるものを含みます。) は、1 料金月における累計の課金対象データ量に応じて、アの規定により算定した額の月間累計額から次表に規定する控除可能額を適用します。

ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
L T E ユビキタスプラン S	240円
L T E ユビキタスプラン M	1,800円
L T E ユビキタスプラン S (高速オプション)	240円
L T E ユビキタスプラン M (高速オプション)	1,800円

ウ イの規定により算定した額が次表に規定する上限額を超える場合は、イの規定にかかわらず、上限額を超える部分の料金の支払いを要しません。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	上 限 額
L T E ユビキタスプラン S	2,200円
L T E ユビキタスプラン M	1,400円
L T E ユビキタスプラン S (高速オプション)	3,500円
L T E ユビキタスプラン M (高速オプション)	2,700円

エ 基本使用料の料金種別が X i ユビキタスフラットの X i の契約者回線との間のデータ通信モードに係る通信については、イの規定にかかわらずその料金の支払いを要しません。

- (3) 契約者は、支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定における X i デバイスプラス等の場合に準じるものとします。
- (4) L T E ユビキタスプラン等に係る国際アウトローミングの提供条件は改定後の規定における X i ユビキタスの場合に準じるものとします。
- (5) L T E ユビキタスプラン等に係る第9章第2節（通信利用の制限）の提供条件は改定後の規定における X i ユビキタスの場合に準じるものとします。
- (6) 経企第406号（令和元年5月21日）に規定する X i デバイスプラス等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
- (7) 契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定における X i の場合に準じるものとします。
- (8) 新たに L T E ユビキタスプラン等に係る X i ユビキタス契約を締結する申込みを行うことはできません。
- (9) (1) から (8) 以外の提供条件については、なお従前のおりとします。

(docomo withの適用に関する経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている docomo with の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

- (1) 当社は、X i 契約者若しくは当社が定める関係者が X i サービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合であって、その購入と同時に次のア及びイの条件（以下この欄において「割引条件」といいます。）を満たすとき又はその購入と同時に端末設備を購入した日を含む料金月の翌料金月に割引条件を満たす申込があったときは、その X i

について、割引条件を満たした日を含む料金月から次表に定める額を上限とした割引（以下この欄において「本割引」といいます。）を適用します。

1 契約ごとに

割 引 額 (月額)
1,500円 (税抜)

ア 基本使用料の料金種別が、X i ケーホーダイプラン (スマホ/タブ)、X i ケーホーダイライトプラン又はX i シンプルプラン（この約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であるとき。

イ シングルパック等（この約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）を選択しているとき。

(2) 当社は、本割引の適用を受けているX i について、次のいずれかに該当する場合には、本割引を廃止します。

ア (1)に規定する割引条件に該当しないことを当社が確認したとき。

イ X i 契約の解除があったとき（当社が別に定めるものを除きます。）

ウ 当社が別に定める端末設備を購入するとき。

エ その他当社が別に定めるとき。

(3) 本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む料金月の前料金月までの期間について、本割引を適用します。

(4) (1)から(3)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成30年1月31日経企第2477号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成30年2月13日経企第2607号)

この改正規定は平成30年2月20日から実施します。

附 則 (平成30年2月22日経企第2701号)

この改正規定は平成30年3月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、定額通信料等に係る月極割引に係る部分については、平成30年2月28日から実施します。

附 則 (平成30年3月8日経企第2854号)

(実施期日)

1 この改正規定は平成30年3月15日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削 除

附 則 (平成30年3月23日経企第3000号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。

(その他)

2 経企第1258号 (平成29年9月19日) の附則第2項中「平成30年3月31日までの間」を「平成30年11月30日までの間」に改めます。

附 則（平成30年4月18日経企第170号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年4月25日から実施します。
ただし、この改訂規定中、データ定額パックに係る定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）に係る部分、番号案内料等に係る部分及び、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者又は取扱地域に係る部分については、平成30年5月1日より実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（一部手続きの受付停止）
- 3 この附則実施の日から平成30年4月30日までの間、本約款の規定にかかわらず、当社はX i契約者からの名義変更等（当社インターネットホームページに定めるものをいいます。）の請求を承諾することができません。
（その他）
- 4 経企第903号（平成28年9月16日）の附則第3項第2号中「(1)以外」を「(1)及び(2)以外」に改め、同号を第3号とし、第1号の次に次の一号を加えます。
(2) 料金表第1表第3（通信料）の(8)の4に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引については、同表中「ウルトラデータLLパック」を「データLパック（大容量）」に、「シェアパック15（標準）、ウルトラシェアパック30」を「シェアパック20（大容量）」に、「ビジネスシェアパック15又はウルトラビジネスシェアパック30」を「ビジネスシェアパック20」に「ウルトラシェアパック100」を「シェアパック30（大容量）」に「ウルトラビジネスシェアパック100」を「ビジネスシェアパック30」に、それぞれ読み替えて適用します。
- 5 経企第1896号（平成29年3月24日）の附則第3項中第3号中「(1)及び(2)」を「(1)から(3)」に改め、同号を第4号とし、第2号の次に次の一号を加えます。
(3) 料金表第1表第3（通信料）の(8)の4に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引については、同表中「データSパック（小容量）」を「らくらくパック」に読み替えて適用します。

附 則（平成30年5月1日経企第312号）

この改正規定は、平成30年5月9日から実施します。

附 則（平成30年5月8日経企第394号）

（実施期日）

この改正規定は平成30年5月16日から実施します。

附 則（平成30年5月18日経企第489号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年5月25日から実施します。
ただし、この改正規定中、情報自動受信機能（my daiz/i コンシェル）に係る部分については、平成30年5月30日より実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（データSパック等に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているデータSパック（小容量）、データMパック（標準）、シェアパック5（小容量）、シェアパック10（小容量）、シェアパック15（標準）、ビジネスシェアパック5、ビジネスシェアパック10又はビジネスシェアパック15（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。以下この附則において「データSパック等」といいます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとしします。
(1) データSパック等に関する定額通信料について、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している定額通信料に応じて次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分			定額通信料 (月額)	定額上限 データ量	上限 回線数
			次の税抜額 (かっこ内は 税込額)		
シング ルパ ック	ファミ リー シ ン グ ル パ ック	データSパック (小容量)	3,500円 (3,850円)	2 G B	20
		データMパック (標準)	5,000円 (5,500円)	5 G B	20
	ビ ジ ネ ス シ ン グ ル パ ック	データSパック (小容量)	3,500円 (3,850円)	2 G B	10
		データMパック (標準)	5,000円 (5,500円)	5 G B	10
ファミ リー シ ェ ア パ ック	シェアパック 5 (小容量)		6,500円 (7,150円)	5 G B	20
	シェアパック10 (小容量)		9,500円 (10,450円)	10 G B	20
	シェアパック15 (標準)		12,500円 (13,750円)	15 G B	20
ビ ジ ネ ス シ ェ ア パ ック	ビジネスシェアパック 5		6,500円 (7,150円)	5 G B	5
	ビジネスシェアパック10		9,500円 (10,450円)	10 G B	10
	ビジネスシェアパック15		12,500円 (13,750円)	15 G B	15

(2) 削 除

(3) 削 除

(4) データSパック等に関する定額通信料の月極割引 (ずっとドコモ割プラス) の適用は、次に定めるところによります。

ア データSパック等の適用を受けているX i (そのX i の契約者名義が個人であるとき及びそのX i に係る契約者がdポイントプログラム会員 (当社が定めるdポイントクラ

ブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。) であるときに限ります。) に係る定額通信料について、サービスステージ (当社が定める d ポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。) に応じて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日において d ポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えて d ポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

サービスステージ	定額通信料の減額 (月額)				
	データ S パック (小容量)	データ M パック (標準)	シェアパック 5 (小容量)	シェアパック 10 (小容量)	シェアパック 15 (標準)
2ndステージ	—	100円	100円	400円	600円
3rdステージ	—	200円	200円	600円	800円
4thステージ	—	400円	600円	800円	1,000円
プラチナステージ	300円	400円	600円	800円	1,100円

イ データ S パック等の適用を受けている X i (その X i の契約者名義が法人であるとき又はその X i の契約者名義が個人である場合であって、その X i に係る契約者が d ポイントプログラム会員ではないときに限ります。) に係る定額通信料について、当該料金月のその X i 契約に係る経過期間 (その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。) に応じて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

経過期間	定額通信料の減額 (月額)				
	データ S パック (小容量)	データ M パック (標準)	シェアパック 5 (小容量)	シェアパック 10 (小容量)	シェアパック 15 (標準)
48か月超え96か月まで	—	100円	100円	400円	600円
96か月超え120か月まで	—	200円	200円	600円	800円
120か月超え180か月まで	—	400円	600円	800円	1,000円
180か月超	300円	400円	600円	800円	1,100円

(5) (1)及び(4)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。

(その他)

- 4 経企第1896号(平成29年3月24日)の附則第3項中第2号中「データSパック(小容量)」を「ベーシックパック」に改めます。

附 則(平成30年5月24日経企第534号)

この改正規定は平成30年6月1日から実施します。

附 則(平成30年6月21日経企第811号)

この改正規定は平成30年7月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、コモロ連合に関する部分については、平成30年7月2日より実施します。

附 則(平成30年7月6日経企第997号)

(実施期日)

- 1 この附則は平成30年7月20日の当社が定める時刻から実施します。

(パケットパック海外オプションに係る特例)

- 2 X i 契約者は、この附則実施の日から平成30年9月30日までの間において、別表8(国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者)に定めるアメリカ合衆国、グアム、インドネシア共和国、タイ王国、大韓民国、中華人民共和国、香港、マカオ、オーストラリア連邦、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)の電気通信事業者(以下この附則において「対象事業者」といいます。)が提供する国際アウトローミングを利用する場合であつて、料金表第3表(国際アウトローミング利用料)の1(適用)の(7)に規定するパケットパック海外オプションを選択するときは、次表に定めるパケットパック海外オプション選択期間の種類から1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

1 利用開始認証ごとに

パケットパック海外オプション選択期間	料 金 額
1時間	300円
24時間	980円
72時間	2,480円
120時間	3,980円
168時間	5,280円

- 3 前項の規定によりパケットパック海外オプションを選択したときは、料金表第3表の1の(7)のA及びイの適用については、次のとおりとしします。

(1) ア中「別表8(国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者)のデータ通信モード欄において事業者名に★が付された外国の電気通信事業者」を「対象事業者」に、「次表に規定する額」を「経企第997号(平成30年7月6日)の附則第2項の規定により選択したパケットパック海外オプション選択期間の種類に応じた料金額」に、それぞれ読み替えて適用します。

(2) イ中「24時間」を「経企第997号(平成30年7月6日)の附則第2項の規定により選択したパケットパック海外オプション選択期間」に読み替えて適用します。

- 4 この附則実施の日から平成30年9月30日までの間において、料金表第3表の1の(7)中、「★が付された事業者」を「★が付された事業者(経企第997号(平成30年7月6日)の附則第2項に規定する対象事業者を除きます。)」に読み替えて適用します。

附 則（平成30年 7 月13日経企第1050号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成30年 7 月13日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他債務については、なお従前のおりとしします。
（特例X i 及び特例X i ユビキタスの提供に関する経過措置）
- 3 X i 契約又は第2種X i ユビキタス契約の申込みを請求する者（平成30年 7 月豪雨に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）であって、次の(1)及び(2)の条件を満たすとき及び当社がその契約申込みの内容を確認するための書類（以下この附則において「確認書類」といいます。）の提示が困難と当社が認めたときは、その契約の申込みをする者は、この附則実施の日から平成30年12月31日までの間に限り、第8条（一般契約申込の方法）、第21条（その他の提供条件）、第21条の9（第2種X i ユビキタス一般契約申込の方法）及び第21条の19（その他の提供条件）の規定にかかわらず、その契約の申込みにおいて確認書類の提示を要しません。
 - (1) その申込みをする者が個人であるとき。
 - (2) 料金等の支払方法を口座振替又はクレジット払いとするとき。
- 4 前項の規定により契約を締結したX i（以下この附則において「特例X i」といいます。）及び第2種X i ユビキタス（以下この附則において「特例X i ユビキタス」といいます。）の提供条件は、次のとおりとしします。
 - (1) 第14条（一般契約に係る名義変更）、第21条（その他の提供条件）、第21条の14（その他の提供条件）及び第21条の19（その他の提供条件）に規定する名義変更を請求することはできません。
 - (2) 特例X i 又は特例X i ユビキタスに係る料金等が当社が提供する他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されるときは、その特例X i 又は特例X i ユビキタスをその一括請求先とすることはできません。
 - (3) 第1種X i ユビキタスに係る基本使用料への料金種別の変更並びに特例X i に係る契約又は特例X i ユビキタスに係る契約（以下この附則において「特例X i 等契約」といいます。）の解除と同時に新たに第1種X i ユビキタス契約又はFOMAサービス契約約款に規定する第1種FOMAユビキタス契約（基本使用料の料金種別がユビキタスプランS、ユビキタスプランM及びトランシーバプランに係るものに限ります。）の申込みをすることはできません。
 - (4) 第81条（料金明細内訳書の発行等）に規定する料金明細内訳書の発行及び通話料金明細内訳の閲覧並びに用途別集計の利用に係る請求、第81条の2（iモード通信履歴の閲覧）に規定するiモード通信履歴の閲覧並びに第90条（dカードmini）に規定するdカードminiに係る請求を行うことはできません。
 - (5) 第85条（ケータイ払い）に規定するケータイ払いを利用することはできません。
 - (6) (1)から(5)以外の提供条件は、特例X i についてはX i の場合に、特例X i ユビキタスについてはX i ユビキタスの場合にそれぞれ準ずるものとしします。
- 5 特例X i 等契約を締結している者（以下この附則において「特例X i 等契約者」といいます。）は、確認書類の提示が可能となったときは、直ちにその書類を所属X i サービス取扱所へ提示していただきます。この場合において、その特例X i 等契約は、当社が確認書類の提示を確認した日において、特例X i 契約については改正後の規定により当社と締結したX i 契約へ、特例X i ユビキタス契約については改正後の規定により当社と締結した第2種X i ユビキタス契約へ、それぞれ移行したものとみなします。
- 6 当社は、平成31年 1 月31日までの間において、特例X i 等契約者から確認書類の提示がなかったときは、そのX i サービスの利用を停止することがあります。
- 7 当社は、前項の規定によりX i サービスの利用を停止された特例X i 契約者が、平成31年

2月18日までの間において、なおその事実を解消しないときは、その特例X i等契約を解除することがあります。

(データ通信モードによる通信の料金等に係る特例)

- 8 当社は、X i契約者又は第2種X iユビキタス契約者（この附則実施の日から平成30年7月31日までの間において、平成30年7月豪雨に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）が、この約款に規定するデータ定額パック、X iパケ・ホーダイダブル、X iパケ・ホーダイフラット、X iパケ・ホーダイライト、X iパケ・ホーダイ for i Phone、X iパケ・ホーダイ for ジュニア、X iらくらくパケ・ホーダイ、X iパケ・ホーダイ for ビジネス、データSパック、データMパック、データLパック、シェアパック5、シェアパック10、シェアパック15、シェアパック20、シェアパック30、ビジネスシェアパック5、ビジネスシェアパック10、ビジネスシェアパック15、ビジネスシェアパック20、ビジネスシェアパック30若しくはらくらくパックのうちいずれかを選択しているとき（そのX i又はX iユビキタスが、データ定額パックに係る共有対象回線であるときを含みます。）又は基本使用料の料金種別のうち、そのX i契約者がX iデータプラン、X iデータプランにねん、X iデータプラン2、X iデータプラン2にねん、X iデータプランフラット、X iデータプランフラットにねん、X iデータプランライト、X iデータプランライトにねん若しくは当社が別に定める料金種別のいずれかを選択しているときは、この附則実施の日から平成30年7月31日までの間において、当該料金月における累計課金対象データ量にかかわらず、そのX i又はX iユビキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。
- 9 前項の規定において、X i契約者が、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するベーシックパック、ベーシックシェアパック又はケータイパック（以下この附則において「ベーシックパック等」といいます。）を選択しているときは、当該料金月に係るベーシックパック等の定額通信料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象データ量に応じたデータ量ステップに係る定額通信料を適用します。

附 則（平成30年7月30日経企第1156号）

(実施期日)

- 1 この附則は、平成30年8月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。
(データ通信モードによる通信の料金等に係る特例)
- 3 当社は、X i契約者又は第2種X iユビキタス契約者（この附則実施の日から平成30年8月31日までの間において、平成30年7月豪雨に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）が、この約款に規定するデータ定額パック、X iパケ・ホーダイダブル、X iパケ・ホーダイフラット、X iパケ・ホーダイライト、X iパケ・ホーダイ for i Phone、X iパケ・ホーダイ for ジュニア、X iらくらくパケ・ホーダイ、X iパケ・ホーダイ for ビジネス、データSパック、データMパック、データLパック、シェアパック5、シェアパック10、シェアパック15、シェアパック20、シェアパック30、ビジネスシェアパック5、ビジネスシェアパック10、ビジネスシェアパック15、ビジネスシェアパック20、ビジネスシェアパック30若しくはらくらくパックのうちいずれかを選択しているとき（そのX i又はX iユビキタスが、データ定額パックに係る共有対象回線であるときを含みます。）又は基本使用料の料金種別のうち、そのX i契約者がX iデータプラン、X iデータプランにねん、X iデータプラン2、X iデータプラン2にねん、X iデータプランフラット、X iデータプランフラットにねん、X iデータプランライト、X iデータプランライトにねん若しくは当社が別に定める料金種別のいずれかを選択しているときは、この附則実施の日から平成30年8月31日までの間において、当該料金月における累計課金対象データ量にかかわらず、その

X i 又はX i ユビキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。

- 4 前項の規定において、X i 契約者が、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するベーシックパック、ベーシックシェアパック又はケータイパック（以下この附則において「ベーシックパック等」といいます。）を選択しているときは、当該料金月に係るベーシックパック等の定額通信料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象データ量に応じたデータ量ステップに係る定額通信料を適用します。

附 則（平成30年8月21日経企第1321号）

この附則は、平成30年8月28日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者に関する部分は、平成30年9月1日から実施します。

附 則（平成30年9月6日経企第1452号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成30年9月6日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。

（データ通信モードによる通信の料金等に係る特例）

- 3 当社は、X i 契約者又は第2種X i ユビキタス契約者（この附則実施の日から平成30年9月30日までの間において、平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）が、この約款に規定するデータ定額パック、X i パケ・ホーダイダブル、X i パケ・ホーダイフラット、X i パケ・ホーダイライト、X i パケ・ホーダイ for i Phone、X i パケ・ホーダイ for ジュニア、X i らくらくパケ・ホーダイ、X i パケ・ホーダイ for ビジネス、データSパック、データMパック、データLパック、シェアパック5、シェアパック10、シェアパック15、シェアパック20、シェアパック30、ビジネスシェアパック5、ビジネスシェアパック10、ビジネスシェアパック15、ビジネスシェアパック20、ビジネスシェアパック30若しくはらくらくパックのうちいずれかを選択しているとき（そのX i 又はX i ユビキタスが、データ定額パックに係る共有対象回線であるときを含みます。）又は基本使用料の料金種別のうち、そのX i 契約者がX i データプラン、X i データプランにねん、X i データプラン2、X i データプラン2にねん、X i データプランフラット、X i データプランフラットにねん、X i データプランライト、X i データプランライトにねん若しくは当社が別に定める料金種別のいずれかを選択しているときは、この附則実施の日から平成30年9月30日までの間において、当該料金月における累計課金対象データ量にかかわらず、そのX i 又はX i ユビキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。
- 4 前項の規定において、X i 契約者が、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するベーシックパック、ベーシックシェアパック又はケータイパック（以下この附則において「ベーシックパック等」といいます。）を選択しているときは、当該料金月に係るベーシックパック等の定額通信料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象データ量に応じたデータ量ステップに係る定額通信料を適用します。

附 則（平成30年9月12日経企第1500号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成30年9月12日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（特例X i 及び特例X i ユビキタスの提供に関する経過措置）
- 3 X i 契約又は第2種X i ユビキタス契約の申込みを請求する者（平成30年北海道胆振東部

地震に伴い災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。)であって、次の(1)及び(2)の条件を満たすとき及び当社がその契約申込みの内容を確認するための書類(以下この附則において「確認書類」といいます。)の提示が困難と当社が認めたときは、その契約の申込みをする者は、この附則実施の日から平成31年2月28日までの間に限り、第8条(一般契約申込の方法)、第21条(その他の提供条件)、第21条の9(第2種X i ユビキタス一般契約申込の方法)及び第21条の19(その他の提供条件)の規定にかかわらず、その契約の申込みにおいて確認書類の提示を要しません。

(1) その申込みをする者が個人であるとき。

(2) 料金等の支払方法を口座振替又はクレジット払いとするとき。

4 前項の規定により契約を締結したX i(以下この附則において「特例X i」といいます。)及び第2種X i ユビキタス(以下この附則において「特例X i ユビキタス」といいます。)の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 第14条(一般契約に係る名義変更)、第21条(その他の提供条件)、第21条の14(その他の提供条件)及び第21条の19(その他の提供条件)に規定する名義変更を請求することはできません。

(2) 特例X i又は特例X i ユビキタスに係る料金等が当社が提供する他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されるときは、その特例X i又は特例X i ユビキタスをその一括請求先とすることはできません。

(3) 第1種X i ユビキタスに係る基本使用料への料金種別の変更並びに特例X iに係る契約又は特例X i ユビキタスに係る契約(以下この附則において「特例X i等契約」といいます。)の解除と同時に新たに第1種X i ユビキタス契約又はFOMAサービス契約約款に規定する第1種FOMAユビキタス契約(基本使用料の料金種別がユビキタスプランS、ユビキタスプランM及びトランシーバプランに係るものに限り、)の申込みをすることはできません。

(4) 第81条(料金明細内訳書の発行等)に規定する料金明細内訳書の発行及び通話料金明細内訳の閲覧並びに用途別集計の利用に係る請求、第81条の2(iモード通信履歴の閲覧)に規定するiモード通信履歴の閲覧並びに第90条(dカードmini)に規定するdカードminiに係る請求を行うことはできません。

(5) 第85条(ケータイ払い)に規定するケータイ払いを利用することはできません。

(6) (1)から(5)以外の提供条件は、特例X iについてはX iの場合に、特例X i ユビキタスについてはX i ユビキタスの場合にそれぞれ準ずるものとします。

5 特例X i等契約を締結している者(以下この附則において「特例X i等契約者」といいます。)は、確認書類の提示が可能となったときは、直ちにその書類を所属X iサービス取扱所へ提示していただきます。この場合において、その特例X i等契約は、当社が確認書類の提示を確認した日において、特例X i契約については改正後の規定により当社と締結したX i契約へ、特例X i ユビキタス契約については改正後の規定により当社と締結した第2種X i ユビキタス契約へ、それぞれ移行したものとみなします。

6 当社は、平成31年3月31日までの間において、特例X i等契約者から確認書類の提示がなかったときは、そのX iサービスの利用を停止することがあります。

7 当社は、前項の規定によりX iサービスの利用を停止された特例X i等契約者が、平成31年4月15日までの間において、なおその事実を解消しないときは、その特例X i等契約を解除することがあります。

附 則(平成30年9月19日経企第1555号)

(実施期日)

1 この附則は、平成30年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならないX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

(その他)

- 3 経企第1156号(平成27年9月18日)の附則第5項及び第6項を次のように改めます。
 - 5 削除
 - 6 削除
- 4 経企第997号(平成30年7月6日)の附則第2項及び第4項中、「平成30年9月30日」を「平成31年1月31日」に改めます。

附 則 (平成30年10月16日経企第1799号)
(実施期日)
この改正規定は平成30年10月17日から実施します。

附 則 (平成30年10月26日経企第1890号)
(実施期日)

 - 1 この改正規定は、平成30年11月1日から実施します。

(経過措置)
 - 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったXiサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(ウェルカムスマホ割の適用)
 - 3 当社は、この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間において、Xiサービス取扱所において当社が定める端末設備を利用することを当社が確認した場合であって、FOMA契約(FOMAサービス契約約款に規定するものをいい、そのFOMA契約において当社が定める端末設備を、その購入があった日から起算して当社が別に定める期間を超えて利用していると当社が認めるものに限り、)又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス(当社が別に定めるものに限り、以下この附則において同じとします。)の契約の解除と同時に新たに締結するXi契約に係るXiが、次の(1)から(4)に定める条件(以下この附則において「割引適用条件」といいます。)を最初に満たしていることを当社が確認したときは、ウェルカムスマホ割(割引適用条件を満たしていることを当社が確認した日(以下この附則において「適用開始日」といいます。)から、適用開始日を含む料金月の翌料金月から起算して12料金月の間(以下この附則において「割引適用期間」といいます。)に限り、そのXiに係る定額通信料等(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(9)の2に規定するものであって、この約款に規定するdocomo with又はdocomo with2の適用を受けているときは、その割引を適用した後の額とします。以下この附則について同じとします。)から1,500円を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。)を適用します。
 - (1) 当社と定期契約を締結しているXi契約に係るものであること又は料金表第1表第1の1の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けていること。
 - (2) 基本使用料の料金種別が、料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)に規定するXiカケホーダイプラン(スマホ/タブ)、Xiカケホーダイプラン(SIMフリー)、Xiカケホーダイライトプラン又はXiシンプルプラン(当社が別に定める端末設備を利用していると当社が認めるものに限り、)であること。
 - (3) この約款に規定するデータ定額パック、データSパック、データMパック、データLパック、シェアパック5、シェアパック10、シェアパック15、シェアパック20、シェアパック30、ビジネスシェアパック5、ビジネスシェアパック10、ビジネスシェアパック15、ビジネスシェアパック20、ビジネスシェアパック30を選択すること又は共有対象回線(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)であること。
 - (4) 別表2(付加機能)に規定するmoperaI機能(スタンダードプランに限り、)、ビジネスmoperaインターネット機能又はspモード機能(以下この附則において「spモード機能等」といいます。)の提供を受けていること。
 - 4 料金月の初日以外にウェルカムスマホ割の適用が開始されたときは、適用開始となる料金月の割引額について、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に準じて、第3項

に規定する割引額を適用開始日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割して適用します。

- 5 当社は、ウェルカムスマホ割の適用を受けているX i について、そのX i 契約者から、ウェルカムスマホ割の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当するときは、ウェルカムスマホ割の適用を廃止します。

- (1) 割引適用条件を満たさないことを当社が確認したとき。
- (2) X i の電話番号保管があったとき。
- (3) 契約の解除があったとき（一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結するとき又は定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結した場合であって身体障がい者等割引の適用を受けることとなるときを除きます。）。
- (4) 提供条件書に規定するはじめてスマホ割の適用を受けることとなるとき。

- 6 ウェルカムスマホ割の適用を受けているX i について、1 の料金月におけるX i に係る定額通信料等が第3項に規定する割引額に満たないときは、その差額（以下この附則において「割引残額」といいます。）を、当該料金月におけるそのXiに係る基本使用料（身体障がい者等割引の適用を受けているときは、その割引を適用した後の額とします。以下この附則において同じとします。）及びspモード機能等に係る付加機能使用料（料金表第1表第2（付加機能使用料）の1（適用）の(1)で規定する付加機能使用料の減額の適用を受けているときは、その割引を適用した後の額とします。以下この附則において同じとします。）の順に減額して適用します。

ただし、その基本使用料及び付加機能使用料の合計額が割引残額に満たないときは、その合計額を減額して適用します。

- 7 前項の規定において、そのXiに係る基本使用料及びspモード機能等に係る付加機能使用料の合計額が割引残額に満たない場合であって、そのX i が共有対象回線であるときは、そのXiに係る基本使用料及びspモード機能等に係る付加機能使用料の合計額と割引残額の差額（以下この附則において「割引適用残額」といいます。）を、当該料金月におけるそのXiに係る共有代表回線に係る定額通信料等、基本使用料及びSPモード機能等に係る付加機能使用料の順に減額して適用します。

ただし、その基本使用料及び付加機能使用料の合計額が割引適用残額（1の共有回線群において割引適用残額が生じた共有対象回線が2以上ある場合は、その共有対象回線に係る割引適用残額を合計した額とします。）に満たないときは、その合計額を減額して適用します。

- 8 当社は、ウェルカムスマホ割を廃止したときは、その廃止日を含む料金月の前料金月までの定額通信料等、基本使用料及びspモード機能等に係る付加機能使用料について、ウェルカムスマホ割の適用の対象とします。

(注) 第3項に規定する当社が別に定める日は、当社がウェルカムスマホ割の適用開始を終了する日の30日前までに、当社のインターネットホームページにおいて掲示することとします。

附 則（平成30年11月26日経企第2140号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成30年12月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（ドコモの学割2019の適用）
- 3 この附則実施の日から令和元年5月31日までの間において、X i 契約の締結（FOMA契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結する場合であって、そのFOMA契約において、当社が定める端末設備をその購入があった日から起算して当社が別に定める期間を超えて利用していると当社が認められないときを除きます。）又は基本使用料の料金種別の変更があった場合であって、そのX i においてX i カケホーダイプラン（スマホ/タブ）、X i カケホーダイプラン（SIMフリー）、X i カケホーダイライトプラン及びX i シンプルプラン（この約

款に規定するものをいい、当社が別に定める端末設備を利用していると当社が認めるものに限り、以下この附則において同じとします。)に限り、以下この附則において同じとします。)を最初に選択していること、そのX i 契約に係るX i 契約者が第4項に規定する割引適用対象者に該当すること及びそのX i 契約に係るX i が第5項に規定する割引適用条件を満たしていることを当社が確認したときは、ドコモの学割2019(この約款に規定するファミリーシングルパック、ファミリーシェアパック、ベーシックパック、ベーシックシェアパック、データSパック、データMパック、データLパック、シェアパック5、シェアパック10、シェアパック15、シェアパック20及びシェアパック30(以下この附則において「データ定額パック等」といいます。)の適用が開始される日(以下この項において「適用開始日」といいます。)から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して12暦月の間のそのX i の基本使用料(そのX i が適用を受ける基本使用料の割引を控除した額とします。)について1,500円を減額する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。)の申出があったものとみなして取扱います。

- 4 前項に規定する割引適用対象者は、次のいずれかに該当するX i 契約者をいいます。
 - (1) 一般契約(その契約に係るX i が、当社が別に定めるところにより身体障がい者等割引(ハータ割引)の適用を受けているものに限り、以下この附則において同じとします。)又は定期契約を締結している者(満26歳に満たない者に限り、以下この附則において同じとします。)であって、そのX i 契約者を指定して第74条の2(利用者登録)に規定する利用者登録を行っている者。
 - (2) 利用者(満26歳に満たない者であって、X i 契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者に該当する者に限り、以下この附則において同じとします。)のためにドコモの学割2019を選択することに同意を得ている一般契約又は定期契約を締結している者であって、その利用者を指定して第74条の2に規定する利用者登録を行っている者。
- 5 第3項に規定する割引適用条件は、次に定める条件をいいます。
 - (1) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)、X i カケホーダイプラン(SIMフリー)、X i カケホーダイライトプラン又はX i シンプルプランであること。
 - (2) 別表2(付加機能)に規定するspモード機能の提供を受けていること。
 - (3) データ定額パック等を選択していること又は共有対象回線(この約款に規定するものをいいます。)となる場合であって、その共有回線群(この約款に規定するものをいいます。)に係る共有代表回線(この約款に規定するものをいいます。)の契約者がデータ定額パック等を選択していること。
- 6 第3項から前項の規定にかかわらず、定額通信料等に係る月極割引(この約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)、ドコモの学割2018(経企第2149号(平成29年12月19日)の附則第4項に規定するものをいいます。)、docomo with(経企第2408号(平成30年1月24日)の附則第4項に規定するものをいいます。)、シニア特割キャンペーン(経企第1583号(平成29年1月27日)の附則第4項に規定するものをいいます。)及びシニアはじめてスマホ割キャンペーン2(経企第262号(平成29年5月25日)の附則第3項に規定するものをいいます。)又はウェルカムスマホ割(経企第1890号(平成30年10月26日)の附則第3項に規定するものをいいます。)の適用を受けているときは、ドコモの学割2019を適用しません。
- 7 ドコモの学割2019の適用開始日が暦月の初日以外のときは、適用開始となる暦月の割引額について、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に準じて、その適用開始となる日から当該暦月の末日までの日数に応じて日割して適用します。
- 8 ドコモの学割2019の適用を受けているX i について、1の暦月におけるX i に係る基本使用料(そのX i が適用を受ける基本使用料の割引を控除した額をいいます。)が第3項に規定する割引額に満たないときは、基本使用料と割引額の差額(以下この附則において「割引残額」といいます。)を当該暦月内におけるそのX i に係る定額通信料等(この約款に規定するデータ定額パック等に係る定額通信料、共有対象回線に係る定額通信料並びに指定追加データ量及び追加データ量に係るX i データ通信料の合計額をいいます。以下この附則において

同じとします。)及び別表2(付加機能)に規定するspモード機能に係る付加機能使用料の順に適用します。

ただし、割引残額が定額通信料等及びspモード機能に係る付加機能使用料の合計額が割引残額に満たない場合は、その合計額を減額して適用します。

9 当社は、ドコモの学割2019の適用を受けているX iについて、次のいずれかに該当する場合には、ドコモの学割2019の適用を廃止します。

(1) X i 契約者が割引適用対象者ではないことを当社が確認したとき(そのX iに係る登録利用者が満26歳に達した場合を除きます。)

(2) X i が割引適用条件を満たしていないことを当社が確認したとき。

(3) X i の電話番号保管があったとき。

(4) 名義変更があったとき(名義変更により新たにX i 契約者になろうとする者が割引適用対象者であるときを除きます。)

(5) X i 契約の解除があったとき(X i 契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結する場合であって、継続して第4項に規定する割引適用対象者に該当すること及び第5項に規定する割引適用条件を満たしていることを当社が確認したときを除きます。)

(6) 定額通信料等に係る月極割引の適用を受けることとなったとき。

10 当社は、ドコモの学割2019を廃止するときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料、定額通信料等及びspモード機能に係る付加機能使用料を割引の対象とします。

ただし、前項第6号の規定によりドコモの学割2019を廃止するときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料、定額通信料等及びspモード機能に係る付加機能使用料を割引の対象とします。

附 則(平成30年12月26日経企第2398号)

(実施期日)

この改正規定は、平成31年1月1日から実施します。

附 則(平成31年1月16日経企第2522号)

(実施期日)

1 この改正規定は平成31年1月23日から実施します。

(iモード機能に係る特定送信元拒否設定機能に関する経過措置)

2 X i 契約者が、別表2(付加機能)に規定するiモード機能を利用しているときは、この改正実施の日において、iモード機能に係る特定送信元拒否設定機能を利用する旨の意思表示があったものとみなして取り扱います。

(spモード機能に係る特定送信元/ウイルスメール拒否設定機能に関する経過措置)

3 X i 契約者が、別表2(付加機能)に規定するspモード機能を利用しているときは、この改正実施の日において、spモード機能に係る特定送信元/ウイルスメール拒否設定機能を利用する旨の意思表示があったものとみなして取り扱います。

附 則(平成31年1月24日経企第2600号)

(実施期日)

この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。

附 則(平成31年2月12日経企第2738号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成31年2月20日から実施します。

ただし、dカードminiに関する経過措置に関する部分は平成31年2月26日の当社が定める時刻から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(moperaUのメールアドレス追加機能に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているmoperaUのメールアドレス追加機能の料金その他提供条件は、次のとおりとしします。

(1) moperaUのメールアドレス追加機能に関する料金額については、次表のとおりとします。

区 分		単 位	料金額（月額）
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
moperaU機能	メールアドレス追加機能	加算額（1 メールアドレス追加ごとに）	150円（165円）

(2) (1)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（dカードminiに関する経過措置）

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているdカードmini（別表2（付加機能）に規定するiモード機能の提供を受けているX i 契約者に限ります。）に関する提供条件は、次のとおりとします。

(1) 当社は、X i 契約者からそのdカードminiを利用した履歴について閲覧の請求があった場合は、当社が別に定める期間に限りiモード機能等を利用して閲覧に供します。

(2) 別表2（付加機能）に規定するiモード機能の提供を受けているX i 契約者であって、端末設備にカード情報を登録した日の属する暦月の初日から起算して当社が別に定める期間が経過したときは、カード情報を無効とする手続きを行います。

(3) 別表2（付加機能）に規定するiモード機能の提供を受けているX i 契約者であって、カード情報が無効となった場合において、第90条第11項の規定にかかわらず、新たなカード情報を端末設備に登録することができません。

(4) (1)から(3)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成31年2月22日経企第2837号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成31年3月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、技術的条件の追加に関する部分については、平成31年2月26日より実施します。

（経過措置）

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第4項第3号に次のキを追加します。

キ 定期契約に係る解約金の適用については、改正後の規定におけるデータ専用プランのX i の場合に準じるものとします。

4 経企第702号（平成26年8月8日）の附則第4項第3号のウを次のように改めます。

ウ ア及びイに定めるところによるほか、解約金の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

ただし、定期契約等に係る解約金の適用除外については、改正後の規定におけるX i の場合に準じるものとします。

附 則（平成31年2月27日経企第2866号）

（実施期日）

この改正規定は、平成31年3月8日から実施します。

附 則（平成31年3月20日経企第3105号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その

他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

3 経企第1156号(平成27年9月18日)の附則第3項及び第4項を次のように改めます。

3 削除

4 削除

附則(平成31年4月22日経企第177号)

この改正規定は、平成31年4月25日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者に関する部分は、令和元年5月1日より実施します。

附則(令和元年5月21日経企第406号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年6月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、複数回線複合割引の割引回線群を構成する割引選択回線に係る契約に関する事項の開示、定期契約等に係る通信料月極割引の指定割引回線群を構成するX i等に係る契約に関する事項の開示、無線I Pアクセスサービスに係る特例、無線I Pアクセス定額料に係る特例、付加機能使用料に係る特例及び附則第26項に関する部分については、令和元年5月22日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(X iユビキタス契約に係る経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、当社が定めるX iサービス契約約款の規定により締結されている次の表の左欄の契約は、この改正実施の日において、当社と締結した同表の右欄の契約に移行したものとみなします。

X iユビキタス契約 第1種X iユビキタス契約 第1種X iユビキタス一般契約 第1種X iユビキタス定期契約	X iユビキタス契約 X iユビキタス一般契約 X iユビキタス定期契約
---	--

(ギガホ割の適用)

4 当社は、この改正実施の日から当社が別に定める日までの間に、X iの基本使用料の料金種別がギガホ2(当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。)であることを当社が最初に確認したときは、当社がそのことを確認をした日を含む暦月から起算して6暦月の間に限り、そのX iの基本使用料について1,000円を減額する取扱い(以下この附則において「ギガホ割」といいます。)を適用します。

(注)第4項に規定する当社が別に定める日は、当社がギガホ割の適用開始を終了する日の30日前までに、当社のインターネットホームページにおいて掲示することとします。

5 当社が別に定めるところによりギガホ2の基本使用料を日割するときは、前項に規定する額を日割して適用します。

6 当社は、ギガホ割の適用を受けているX iについて、次のいずれかに該当するときは、第1項の規定にかかわらず、ギガホ割の適用を廃止します。

(1) 基本使用料の料金種別の変更があったとき。

(2) 電話番号保管があったとき。

(3) 契約の解除があったとき(一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結するとき又は定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結する場合であって、新たに締結したX i契約の基本使用料の料金種別について継続してギガホ2を選択するときを除きます。)

7 前項の規定によりギガホ割の適用を廃止するときは、その廃止日を含む暦月までのギガホ2に係る基本使用料を割引の対象とします。

- 8 削 除
- 9 削 除
- 10 削 除
- 11 削 除
- 12 削 除
- 13 削 除
- 14 削 除
- 15 削 除
- 16 削 除
- 17 削 除
- 18 削 除

(付加機能使用料に係る特例)

- 19 X i (別表2(付加機能)に規定するspモード機能、mopera U機能(当社が別に定めるスタンダードプランに係るものに限ります。)又はビジネスmoperaインターネット機能(以下この附則において「対象付加機能」といいます。)の提供を受けているものを除きます。以下この項において同じとします。)の基本使用料の料金種別をギガホ2、ギガライト2、ケータイプラン2若しくはデータプラス2へ変更又はX i契約の解除と同時に新たにギガホ2、ギガライト2、ケータイプラン2若しくはデータプラス2に係るX i契約を締結する申込みをした場合であって、その申込みと同時に対象付加機能の提供を受けることとなったときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i契約の締結があった日を含む暦月におけるその対象付加機能に係る付加機能使用料の支払いを要しないものとします。

(X iカケホーダイプラン等に係る経過措置)

- 20 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているX iカケホーダイプラン(スマホ/タブ)、X iカケホーダイプラン(ケータイ)、X iカケホーダイプラン(SIMフリー)、X iカケホーダイライトプラン、X iカケホーダイライトプラン(ケータイ)、X iシンプルプラン、X iデータプラン(スマホ/タブ)、X iデータプラン(SIMフリー)及びX iデータプラン(ルーター)(以下この附則において「X iカケホーダイプラン等」といいます。)のX i(改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。)の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)	
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
X i	一般契約に係るもの	X iカケホーダイプラン(スマホ/タブ)	4,200円(4,620円)
		X iカケホーダイプラン(ケータイ)	3,700円(4,070円)
		X iカケホーダイプラン(SIMフリー)	4,200円(4,620円)
		X iカケホーダイライトプラン	3,200円(3,520円)
		X iカケホーダイライトプラン(ケータイ)	2,700円(2,970円)

	X i シンプルプラン	2,480円 (2,728円)
	X i データプラン (スマホ/タブ)	3,200円 (3,520円)
	X i データプラン (S I Mフリー)	3,200円 (3,520円)
	X i データプラン (ルーター)	2,700円 (2,970円)
定期契約に係るもの	X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ)	2,700円 (2,970円)
	X i カケホーダイプラン (ケータイ)	2,200円 (2,420円)
	X i カケホーダイプラン (S I Mフリー)	2,700円 (2,970円)
	X i カケホーダイライトプラン	1,700円 (1,870円)
	X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)	1,200円 (1,320円)
	X i シンプルプラン	980円 (1,078円)
	X i データプラン (スマホ/タブ)	1,700円 (1,870円)
	X i データプラン (S I Mフリー)	1,700円 (1,870円)
	X i データプラン (ルーター)	1,200円 (1,320円)

イ X i カケホーダイプラン等に係る基本使用料については、料金表通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定にかかわらず、日割しません

ウ 同一暦月内において、基本使用料の料金種別をX i カケホーダイプラン等に係る料金種別相互間で変更したときは、その変更があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。

エ 削 除

オ 同一暦月内において、F O M Aカケホーダイプラン等に係るF O M A契約の解除と同時に新たにX i カケホーダイプラン等に係るX i 契約を締結した場合であって、新たに契約を締結したX i の基本使用料の料金種別が、契約の解除があったF O M Aの基本使用料の料金種別と同一であるときは、その契約の解除があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。

カ X i 契約者は、(7)に規定するフリーコースを選択若しくは廃止又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月におけるフリーコースの選択若しくは廃止及び料金種別の変更の合計回数が当社が別に定める回数を超えるときは、料金表に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

キ アの表に規定するX i カケホーダイプラン(ケータイ)、X i カケホーダイライトプラン(ケータイ)及びX i データプラン(ルーター)は、当社が定める端末設備を利用する場合において適用されます。

ク X i カケホーダイプラン(ケータイ)、X i カケホーダイライトプラン(ケータイ)又はX i データプラン(ルーター)に係るX i の契約者回線に、当社が定める端末設備以外のものが接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に500円を加算します。この場合において、当社は暦月の初日から末日までの間において、X i カケホーダイプラン(ケータイ)、X i カケホーダイライト

プラン（ケータイ）又はX i データプラン（ルーター）が選択されているものとみなしてこの規定を適用します。

ケ X i シンプルプランに係るX i の契約者回線に、次表に定める端末設備が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に次表に規定する区分に応じた料金額(対象外機種利用料といいます。以下この欄において同じとします。)を加算します。

1 契約ごとに

区 分	加 算 額
	次の税抜額(かっこ内は税込額)
当社が定める端末設備のうち当社がタブレットとして取り扱うもの	720円 (792円)
当社が定める端末設備のうち当社がルーターとして取り扱うもの	220円 (242円)

コ 身体障がい者等割引（ハーティ割引）の適用は、次に定めるところによります。

基本使用料の割引額（月額）
1,700円（税込額 1,870円）

サ X i カケホーダイプラン等（(3)に規定する共有対象回線に係るものを除きます。）からギガホ2、ギガライト2若しくはケータイプラン2（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）へ基本使用料の料金種別を変更又はX i カケホーダイプラン等（(3)に規定する共有対象回線に係るものを除きます。）に係るX i 契約の解除と同時に新たにギガホ2、ギガライト2若しくはケータイプラン2に係るX i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してそのギガホ2、ギガライト2若しくはケータイプラン2の選択があったものとみなして取り扱います。

シ X i カケホーダイプラン等に係るX i 契約の解除と同時に新たに5 G 契約（5 G サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を締結したときは、その5 G 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその5 G 契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

(2) 付加機能使用料

ア 1のX i について、別表2（付加機能）に規定するmoperaU機能（当社が別に定めるスタンダードプランに係るものに限ります。）、ビジネスmoperaインターネット機能、spモード機能及びiモード機能に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限ります。）のうち、2以上の付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、当社が別に定めるところにより身体障がい者等割引（ハーティ割引）の適用を受ける場合を除き、当社が別に定める付加機能使用料の額からそれぞれ150円（月額）を減額して適用します。

イ 料金表通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定により、付加機能使用料を日割するときは、イに規定する額を日割して適用します。

(3) 通信料

ア 通信料の額は、次の(ア)から(ウ)に定めるところによります。

(ア) 通話モードに係るもの

① ②以外のもの

A B及びC以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（カッコ内は税込額）
X i 通信料	X i からの通信	20円（22円）

B ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

a ワイドスター通信サービス契約約款に規定する第1種ワイドスターの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（カッコ内は税込額）
X i 通信料	X i からの通信	20円（22円）

b a以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（カッコ内は税込額）
X i 通信料	X i からの通信	50円（55円）

C ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（カッコ内は税込額）
X i 通信料	X i からの通信	50円（55円）

② 相互接続通信に係るもの

A B以外のもの

a X iの契約者回線からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（カッコ内は税込額）
X i 通信料	X i からの通信	20円（22円）

b 削除

B 削除

(イ) 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

① ②以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（カッコ内は税込額）
X i デジタル通信料	X i からの通信	36円 (39.6円)

② 相互接続通信に係るもの

A B以外のもの

a X i の契約者回線からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（カッコ内は税込額）
X i デジタル通信料	X i からの通信	36円 (39.6円)

b 削 除

B 削 除

(ウ) データ通信モードに係るもの

1 課金対象データごとに

料 金 種 別		料 金 額
		次の税抜額（カッコ内は税込額）
X i データ通信料		0.6円 (0.66円)

(エ) ショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定におけるX i の場合に準じて料金を適用します。

イ 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（スマホ/タブ）、X i カケホーダイプラン（ケータイ）、X i カケホーダイプラン（SIMフリー）、X i カケホーダイライトプラン又はX i カケホーダイライトプラン（ケータイ）（以下この附則において「対象プラン」といいます。）のX i に係るX i 契約者は、通話モード又は64kb/sデジタル通信モードによる通信（(3)のアの(ア)及び(イ）（次の(ア)から(ク)のいずれかに該当する又は該当するおそれがある場合を除きます。）に規定する料金を適用する通信に限ります。）の料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、対象プランの選択前又は対象プラン以外への料金種別の変更後に利用した通信に係る料金額を除きます。）の支払いを要しません。

(ア) ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの、当社が別に定める電話番号への通信に係るもの又は当社が指定する電気通信事業者が提供する電気通信サービスへの通信等に係るものであるとき。

(イ) 当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるとき。

(ウ) X i サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じるとき。

(エ) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。

(オ) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を得ているとき。

(カ) 一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信等を

一定期間継続するものであるとき。

(キ) 音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続するとき。

(ク) その他当社の業務の遂行上支障が生じるとき。

ウ イの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する通信に係る料金は、(3)のアの(ア)及び(イ)に規定する料金を適用します。

(ア) X i カケホーダイライトプラン又はX i カケホーダイライトプラン (ケータイ) の適用を受けている場合 ((ウ)の適用を受ける場合を除きます。) であって、それぞれの通信時間について、300秒を超えた時点から通信が終了した時点までの通信。

(イ) X i 契約者がイの(イ)から(ク)に規定する行為を一定期間継続する又は継続するおそれがあるときの、そのX i 契約者から行われる全ての通話モード又は64kb/sデジタル通信モードによる通信。

エ 改正前の規定により提供されているシングルパック、ファミリーシェアパック、ビジネスシェアパック (以下この附則において「シングルパック等」といいます。) の料金その他の提供条件は次のとおりとします。

(ア) シングルパック等に関する定額通信料については、次表のとおりとします。

① ②以外のもの

区 分			定額通信料 (月額)	定額上限 データ量	上限 回線数
			次の税抜額 (かっこ 内は税込額)		
シングルパ ック	ファミリーシ ングルパック	ウルトラデータ Lパック	6,000円 (6,600円)	20GB	20
		ウルトラデータ LLパック	8,000円 (8,800円)	30GB	20
	ビジネスシン グルパック	ウルトラデータ Lパック	6,000円 (6,600円)	20GB	10
		ウルトラデータ LLパック	8,000円 (8,800円)	30GB	10
ファミリー シェアパッ ク	ウルトラシェアパック30		13,500円 (14,850円)	30GB	20
	ウルトラシェアパック50		16,000円 (17,600円)	50GB	20
	ウルトラシェアパック100		25,000円 (27,500円)	100GB	20
ビジネスシ ェアパック	ウルトラビジネスシェアパック 30		13,500円 (14,850円)	30GB	20
	ウルトラビジネスシェアパック 50		16,000円 (17,600円)	50GB	20

ウルトラビジネスシェアパック 100	25,000円 (27,500円)	100 G B	30
ビジネスシェアパック50	37,000円 (40,700円)	50 G B	50
ビジネスシェアパック70	51,500円 (56,650円)	70 G B	70
ビジネスシェアパック100	73,000円 (80,300円)	100 G B	100
ビジネスシェアパック150	109,000円 (119,900円)	150 G B	150
ビジネスシェアパック200	145,000円 (159,500円)	200 G B	200
ビジネスシェアパック250	180,000円 (198,000円)	250 G B	250
ビジネスシェアパック300	215,000円 (236,500円)	300 G B	300
ビジネスシェアパック400	280,000円 (308,000円)	400 G B	400
ビジネスシェアパック500	345,000円 (379,500円)	500 G B	500
ビジネスシェアパック700	480,000円 (528,000円)	700 G B	700
ビジネスシェアパック1000	680,000円 (748,000円)	1000 G B	1000
ビジネスシェアパック1500	1,000,000円 (1,100,000円)	1500 G B	1000
ビジネスシェアパック2000	1,300,000円 (1,430,000円)	2000 G B	1000
ビジネスシェアパック3000	1,900,000円 (2,090,000円)	3000 G B	1000

② ベーシックパック及びベーシックシェアパックに係るもの

区 分			データ量ステップ		定額上 限デー タ量	定額通信料 (月額)	上限回 線数
						次の税抜額 (かっこ内 は税込額)	
シング ルパッ ク	ファミ リーシ ング ルパッ ク	ベーシッ クパッ ク	ステップ 1	1GB まで	20GB	2,900円 (3,190円)	20
			ステップ 2	1GB 超え 3GB まで	20GB	4,000円 (4,400円)	20
			ステップ 3	3GB 超え 5GB まで	20GB	5,000円 (5,500円)	20
			ステップ 4	5GB 超え 20GB まで	20GB	7,000円 (7,700円)	20
	ビジネ スシ ング ルパッ ク	ベーシッ クパッ ク	ステップ 1	1GB まで	20GB	2,900円 (3,190円)	20
			ステップ 2	1GB 超え 3GB まで	20GB	4,000円 (4,400円)	20
			ステップ 3	3GB 超え 5GB まで	20GB	5,000円 (5,500円)	20
			ステップ 4	5GB 超え 20GB まで	20GB	7,000円 (7,700円)	20
ファミ リーシ ェアパ ック	ベーシッ クシェアパ ック	ステップ 1	5GB まで	30GB	6,500円 (7,150円)	20	
		ステップ 2	5GB 超え 10GB まで	30GB	9,000円 (9,900円)	20	
		ステップ 3	10GB 超え 15GB まで	30GB	12,000円 (13,200円)	20	
		ステップ 4	15GB 超え 30GB まで	30GB	15,000円 (16,500円)	20	

ビジネスシェアパック	ベーシックシェアパック	ステップ1	5GBまで	30GB	6,500円 (7,150円)	20
		ステップ2	5GB超え 10GBまで	30GB	9,000円 (9,900円)	20
		ステップ3	10GB超え 15GBまで	30GB	12,000円 (13,200円)	20
		ステップ4	15GB超え 30GBまで	30GB	15,000円 (16,500円)	20

(イ) 次のいずれかに該当するときは、シングルパック等を選択することができません。

① ファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックを選択するX iの契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。以下この附則において同じとします。）のとき。

② ビジネスシングルパック又はビジネスシェアパックを選択するX iの契約者名義が法人以外のとき。

(ウ) シングルパック等を選択しているX i契約者は、(ア)に規定する区分の変更を行うことができます。この場合において、変更後の区分は、その申出のあった日を含む料金月の翌料金月から適用します。

(エ) シングルパック等を選択している契約者は、そのシングルパック等に係る各料金月の定額上限データ量を当社が定める方法により増加する申出を行うことができます。この場合において、当社はその申出があった日から、その申出のあった日を含む料金月以降の料金月における定額上限データ量について、増加の申出があったデータ量（以下この附則において「指定追加データ量」といいます。）を加算した後の定額上限データ量を適用します。

ただし、指定追加データ量を変更する申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月から適用します。

(オ) (エ)の規定によるほか、シングルパック等を選択している契約者は、当社が別に定める方法により、そのシングルパック等に係る各料金月の定額上限データ量を当社が定める方法により増加する申出を行うことができます。この場合において、当社はその申出があった日から、当該料金月における定額上限データ量について、増加の申出があったデータ量（以下この附則において「追加データ量」といいます。）を加算した後の定額上限データ量を適用します。

(カ) (エ)又は(オ)に規定する申出を行う契約者が未成年であるときは、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。

(キ) 当社は、シングルパック等の適用を受けているX iの累計課金対象データ量が、その契約者が選択しているシングルパック等に係る定額上限データ量（当該契約約款の規定により加算された1GBの合計のデータ量（以下この附則において「付与データ量」といいます。）、指定追加データ量、追加データ量又はタ若しくはチの規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量、指定追加データ量、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。）を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間（(エ)又は(オ)に規定する申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間）、そのX iの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を128k通信モードによる通信とする取扱い（以下この附則において「128k通信」といいます。）を適用します。

(ク) (キ)の規定により128k通信の適用を受けているX iが行った通信に係る課金対象データについては、第47条（通信時間等の測定等）の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。

(ケ) 当社は、シングルパック等を選択しているX i契約者から(エ)又は(オ)に規定する申出があった場合であって、当該料金月における累計課金対象データ量が、そのシングルパック等に係る定額上限データ量（付与データ量又はタ若しくはチの規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。）を超えるときは、その定額上限データ量を超える部分の課金対象データ量（(キ)の規定により128k通信の適用を受けている課金対象データ量を除きます。）について、次表に規定する額を適用します。

1GBごとに

料 金 種 別	料 金 額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
X i データ通信料	1,000円（1,100円）

(コ) (ア)又は(ケ)に規定する定額通信料については日割しません。

ただし、X iを利用することができない期間があった場合の取扱いについては、X iの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。

(サ) 当社は、シングルパック等（ベーシックパック及びベーシックシェアパックを除きます。）の適用を受けているX iに係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのシングルパック等に係る定額上限データ量に満たないときは、その定額上限データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量（1GBに満たない部分を除きます。）を繰越データ量として(キ)及び(ケ)の規定を適用します。

ただし、その翌料金月においてシングルパック等に係る区分の変更があったとき又は当該料金月若しくは翌料金月において(8)の3に規定するデータ定額共有の選択若しくは廃止があったときは、この限りではありません。

(シ) 当社は、シングルパック等の適用を受けているX iに係る当該料金月における累計課金対象データ量が、そのシングルパック等に係る定額上限データ量に付与データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量を超える場合であって、その定額上限データ量に付与データ量、指定追加データ量（(ケ)に規定する定額通信料の適用を受ける部分に限ります。）、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量（以下この欄において「加算後データ量」といいます。）に満たないときは、加算後データ量からその累計課金対象データ量を差し引いたデータ量を繰越データ量として(キ)及び(ケ)の規定を適用します。

(ス) 当社は、シングルパック等を選択している契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、シングルパック等を廃止します。

- ① X i契約に係る名義変更があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。
- ② 契約の解除があったとき。
- ③ 電話番号保管があったとき。
- ④ ケータイパックを選択している場合であって、基本使用料の料金種別がX iカケホーダイプラン（ケータイ）、X iカケホーダイライトプラン（ケータイ）又はX iシンプルプラン（当社が別に定める端末設備を利用していると当社が認めるものに限ります。）以外となったとき。

(セ) 共有代表回線（共有回線群を代表する1のX i又はFOMA（その契約者に係るものであって、シングルパック等を選択しているものに限ります。）をいいます。以下

この附則において同じとします)とのデータ定額共有(共有回線群(共有代表回線及び共有対象回線(共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するX i、X iユビキタス、FOMA及びFOMAユビキタスのことをいいます。以下この附則において同じとします。)により構成される回線群をいいます。以下この附則において同じとします。)を構成するX i(基本使用料の料金種別がX iカケホーダイプラン等であるものに限ります。)、X iユビキタス(基本使用料の料金種別がX iデバイスプラス等であるものに限ります。)、FOMA(基本使用料の料金種別がFOMAカケホーダイプラン等であるものに限ります。)及びFOMAユビキタス(基本使用料の料金種別がFOMAデバイスプラス等であるものに限ります。)に係る累計課金対象データ量を合算して、共有代表回線に係る契約者が選択しているシングルパック等を適用する取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。)を選択しているときは、共有対象回線に係るシングルパック等の定額通信料については、その支払いを要しません。

- (ソ) 共有回線群の共有代表回線がフリーコースを選択している場合を除き、フリーコースを選択している共有対象回線との間で共有回線群を構成することができません。
- (タ) 共有代表回線に係る契約者及び共有対象回線に係る契約者は、共有回線群を構成する共有対象回線に係る累計課金対象データ量を共有代表回線の契約者が引き受け、当社がデータ定額共有を適用することにあらかじめ同意するものとします。
- (チ) 共有対象回線(基本使用料の料金種別がX iカケホーダイプラン等であるものに限ります。)の契約者は、次表に定める定額通信料の支払いを要します。

1 契約ごとに

料 金 種 別	料 金 額 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
定額通信料	500円 (550円)

- (ツ) (チ)に規定する定額通信料については日割しません。
ただし、X iを利用することができない期間があった場合の取扱いについては、X iの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。
- (テ) シングルパック等(ウルトラデータLパック、ウルトラデータLLパック、ウルトラシェアパック30、ウルトラビジネスシェアパック30、ウルトラシェアパック50、ウルトラビジネスシェアパック50、ウルトラシェアパック100又はウルトラビジネスシェアパック100に限ります。)を選択している契約者は、テザリング通信を行う場合(そのシングルパック等に係る共有回線群の共有対象回線がテザリング通信を行う場合を含み、当社が別に定める端末設備を接続する場合を除きます。)は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (ト) 契約者は、(テ)に規定する申出を行った場合は、次表に定める定額通信料の支払いを要します。

1 共有回線群ごとに

料 金 種 別	料 金 額 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
定額通信料	1,000円 (1,100円)

- (ナ) FOMAサービス契約約款に規定するベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているFOMA契約者が、そのFOMA契約の解除と同時に新たにX i

契約を締結した場合であって、そのX i 契約の締結と同時にベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択したときは、当社が定める方法により、当該料金月におけるそのFOMA契約に係るベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択している期間の課金対象パケット量とX i 契約に係るベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択している期間の課金対象データ量を合算して料金を算定します。

(ニ) 共有回線群を構成するX i に係る契約者は、共有代表回線からの請求に基づき、契約者に係る課金対象データの情報を当社が共有代表回線に係る契約者へ通知することにあらかじめ同意するものとします。

(ヌ) 当社は、X i 契約者から、シングルパック等の選択と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき（その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限り、その申出の日を含む料金月及びその前料金月におけるデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。）について、当社が定める方法により、そのシングルパック等の選択があったものとみなして料金を算定します。この場合において、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。

(ネ) (ヌ)の規定によるほか、当社は、FOMA契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結した契約者から、そのX i 契約の締結及びシングルパック等の選択と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき（その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限り、その申出の日を含む料金月及びその前料金月におけるデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。）及びFOMAサービス契約約款に規定するパケット通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。）について、当社が定める方法により、そのシングルパック等の選択があったものとみなして料金を算定します。この場合において、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。

(ノ) 当社は、共有代表回線に係るX i 契約者から請求があったときは、そのX i に係る共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の契約者回線との間の通信に関する課金対象データ量の合計の概算量が当社が別に定める量を超えたときに、そのX i 契約者へデータ量到達通知を行います。

(注) 契約者は、当社が(ヌ)又は(ネ)に規定する料金の算定をするまでの間、当該料金月におけるパケット通信モード又はデータ通信モードに係る通信に関する料金の支払いを要します。

オ エに規定するシングルパック等の割引の適用は、次に定めるところによります。

(ア) シングルパック等に係る定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）の適用は、次に定めるところによります。

① シングルパック等の適用を受けているX i（そのX i の契約者名義が個人であるとき及びそのX i に係る契約者がdポイントプログラム会員（当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であるときに限り、そのX i に係る契約者がdポイントプログラム会員（当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、次のA又はBに定める額の割引を適用します。この場合において、X i 契約者がベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、エの(ア)の規定により適用する当該料金月の定額通信料に係るデータ量ステップに応じて、A又はBに定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において(7)に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてdポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてdポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

A B以外のもの

サービスステージ	定額通信料の減額（月額）					
	ベーシックシェアパック（ステップ1）	ベーシックシェアパック（ステップ2）	ベーシックシェアパック（ステップ3）	ベーシックシェアパック（ステップ4）又はウルトラシェアパック30	ウルトラシェアパック50	ウルトラシェアパック100
2ndステージ	100円	400円	600円	600円	800円	1,000円
3rdステージ	200円	600円	800円	800円	1,000円	1,200円
4thステージ	600円	800円	1,000円	1,000円	1,200円	1,800円
プラチナステージ	600円	800円	1,000円	1,200円	1,400円	2,100円

B シングルパックに係るもの

サービスステージ	定額通信料の減額（月額）					
	ベーシックパック（ステップ1）	ベーシックパック（ステップ2）	ベーシックパック（ステップ3）	ベーシックパック（ステップ4）	ウルトラデータLパック	ウルトラデータLLパック
2ndステージ	—	—	100円	100円	100円	200円
3rdステージ	—	—	200円	200円	200円	400円
4thステージ	—	—	400円	600円	500円	600円
プラチナステージ	200円	400円	400円	600円	500円	700円

- ② シングルパック等の適用を受けているX i（そのX iの契約者名義が法人であるとき又はそのX iの契約者名義が個人である場合であって、そのX iに係る契約者がdポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのX i契約に係る経過期間（その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。）に応じて、次のA又はBに定める額の割引を適用します。この場合において、X i契約者がベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、エの(ア)の規定により適用する当該料金月の定額通信料に係るデータ量ステップに応じて、A又はBに定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において(7)に規定するフリーコースを選択してい

る場合は、この限りでありません。

A B以外のもの

経過期間	定額通信料の減額（月額）					
	ベーシックシェアパック（ステップ1）	ベーシックシェアパック（ステップ2）	ベーシックシェアパック（ステップ3）	ベーシックシェアパック（ステップ4）、ウルトラシェアパック30又はウルトラビジネスシェアパック30	ウルトラシェアパック50又はウルトラビジネスシェアパック50	ウルトラシェアパック100又はウルトラビジネスシェアパック100
48か月超え96か月まで	100円	400円	600円	600円	800円	1,000円
96か月超え120か月まで	200円	600円	800円	800円	1,000円	1,200円
120か月超え180か月まで	600円	800円	1,000円	1,000円	1,200円	1,800円
180か月超	600円	800円	1,000円	1,200円	1,400円	2,100円

B シングルパックに係るもの

経過期間	定額通信料の減額（月額）					
	ベーシックパック（ステップ1）	ベーシックパック（ステップ2）	ベーシックパック（ステップ3）	ベーシックパック（ステップ4）	ウルトラデータLパック	ウルトラデータLLパック
48か月超え96か月まで	—	—	100円	100円	100円	200円
96か月超え120か月まで	—	—	200円	200円	200円	400円
120か月超え180か月まで	—	—	400円	600円	500円	600円
180か月超	200円	400円	400円	600円	500円	700円

(イ) 特定X i等におけるデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引（光複数割）については、次に定めるところによります。

① 1の共有回線群に係る特定X i等（IP通信網サービス契約約款に定めるものをいい、特定X i等に係るIP通信網契約の契約者回線の基本料の料金種別がドコモ光ミニ戸建単独タイプ／東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ／西の場合を除きます。以下この欄において同じとします。）の数が2以上あるときは、2を超える特定X i等の数1ごとに、次表に定める割引額をその特定X i等に係る共有回線群のシングルパック等の定額通信料に適用します。

ただし、その定額通信料が、(ア)に規定するシングルパック等に係る定額通信料の月極割引の適用額、(ウ)に規定するシングルパック等に係る定額通信料の割引の割引額及び次表に定める割引額の合計額に満たないときは、その額を控除した額を適用します。

特定X i等の1契約ごとに

割 引 額 (月額)
300円

② ①の場合において、当社は同一料金月内に、特定X i等が①に規定する割引条件を満たさなくなったときは、割引条件を満たしている日数に応じて割引額を日割して適用するものとします。

ただし、同一料金月内に特定X i等に係るIP通信網契約の解除があったときは、この限りではありません。

③ 特定X i等に係るIP通信網契約の契約者回線がIP通信網サービス契約約款に定める光単独タイプビジネス割の基本使用料の減額適用を受けているときは、その特定X i等について、①に定める2を超える特定X i等の数に含めないものとします。

(ウ) シングルパック等に係る定額通信料の割引の適用は、次に定めるところによります。

① シングルパック等の適用を受けているX iが、その適用を受けている料金月において、シングルパック等を選択する又はシングルパック等に係る共有回線群を構成するX iが特定X i等（IP通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その特定X i等に係るIP通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、IP通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この附則において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用します。この場合において、X i契約者がベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、エの(ア)の規定により適用する当該料金月の定額通信料に係るデータ量ステップに応じて、次表に規定する額の割引を適用します。

ただし、本割引は、1の対象契約につき1のX i又はFOMAに限り適用します。

1契約ごとに

区 分	データ量 ステップ	割 引 額	
			対象契約に 係る基本使

			用料の料金 種別がドコ モ光ミニで あるもの	もの
シングル パック	ベーシックパック	ステップ1	100円	100円
		ステップ2	200円	200円
		ステップ3	500円	800円
		ステップ4	500円	800円
	ウルトラデータLパック	—	500円	1,400円
	ウルトラデータLLパック	—	500円	1,600円
ファミリ ーシェア パック	ベーシックシェアパック	ステップ1	500円	800円
		ステップ2	500円	1,200円
		ステップ3	500円	1,800円
		ステップ4	500円	1,800円
	ウルトラシェアパック30	—	500円	2,500円
	ウルトラシェアパック50	—	500円	2,900円
	ウルトラシェアパック100	—	500円	3,500円
ビジネス シェアパ ック	ベーシックシェアパック	ステップ1	500円	800円
		ステップ2	500円	1,200円
		ステップ3	500円	1,800円
		ステップ4	500円	1,800円
	ウルトラビジネスシェアパック30	—	500円	2,500円
	ウルトラビジネスシェアパック50	—	500円	2,900円
	ウルトラビジネスシェアパック100	—	500円	3,500円
	ビジネスシェアパック50	—	500円	3,500円
	ビジネスシェアパック70	—	500円	3,500円

ビジネスシェアパック100	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック150	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック200	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック250	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック300	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック400	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック500	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック700	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック1000	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック1500	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック2000	—	500円	3,500円
ビジネスシェアパック3000	—	500円	3,500円

- ② ①の場合において、対象契約の基本使用料を日割しない場合であって、データ定額パックの定額通信料を日割して適用するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、データ定額パックの定額通信料を日割りする日数に応じて①に規定する割引を日割りして適用します。
- ③ ②の規定によるほか、データ定額パックの定額通信料を日割しない場合であって、対象契約の基本使用料を日割して適用するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、対象契約の基本使用料を日割りする日数に応じて①に規定する割引額を日割りして適用します。この場合において、対象契約に複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合には、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、ドコモ光ミニに係る基本使用料の料金種別を選択している期間、マンションタイプに係る基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに、①に規定する割引額を日割して適用します。
- ④ ②又は③の規定によるほか、データ定額パックの定額通信料及び対象契約の基本使用料を日割して適用するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、割引条件を満たしている日数に応じて①に規定する割引額を日割して適用します。この場合において、対象契約に複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合には、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、ドコモ光ミニに係る基本使用料の料金種別を選択している期間、マンションタイプに係る基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに、当社が定める方法により、アに規定する割引額を日割して適用します。
- ⑤ ②から④の規定によるほか、本割引を適用する料金月において、複数の指定X i 等がある場合、又は1の指定X i 等に係るIP通信網契約について、複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合は、各料金月における割引条件を満たしている期間に係る各々の日について、対象契約に係る本割引の割引額が最も高額となる料金種別を判定し、その料金種別がドコモ光ミニとなる期間、マンションタイプと

なる期間又はそれ以外となる期間ごとに、当社が定める方法により、①に規定する割引額を日割して適用します。

⑥ 当社は、対象契約に指定 X i 等の変更があった場合は、変更があった 1 の指定 X i 等について、①から⑤の規定を適用します。

⑦ ①の適用を受けている X i のうち、シングルパック等（ファミリーシングルパック及びファミリーシェアパックを除きます。）を選択している X i が、その適用を受けている料金月において、IP 通信網契約サービス契約約款に規定する光単独タイプビジネス割の適用を受けていることを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係る①に規定するシングルパック等（ファミリーシングルパック及びファミリーシェアパックを除きます。）の割引額について、それぞれの割引額から700円減額して適用するものとします。

(エ) 定額通信料等に係る月極割引(docomo with2)については、次に定めるところによります。

① 定額通信料等に係る月極割引 X i の適用を受けている場合であって、次の A 及び B の条件（以下この附則において「割引条件」といいます。）を満たすときは、割引条件を満たす日を含む料金月について、次表に定める額を上限とした割引を適用します。

1 契約ごとに

割 引 額 (月額)
1,500円

A 基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X i カケホーダイライトプラン又は X i シンプルプランであること。

B シングルパック等を選択していること。

② 当社は、本割引の適用を受けている X i について、次のいずれかに該当する場合には、本割引を廃止します。

A ①に規定する割引条件に該当しないことを当社が確認したとき。

B X i 契約の解除があったとき（当社が別に定めるものを除きます。）。

C 当社が別に定める端末設備を購入するとき。

D その他当社が別に定めるとき。

③ 本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む料金月の前料金月までの期間について、本割引を適用します。

カ 改正前の規定により提供されているケータイパックの料金その他の提供条件は次のとおりとします。

(ア) ケータイパックの定額通信料、データ通信料及び定額上限データ量は、次のとおりとします。

① 定額通信料

1 契約ごとに

区 分	料 金 額 (月額)
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
ケータイパック	300円 (330円)

② データ通信料

1 課金対象データごとに

料 金 種 別	料 金 額 (月額)
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i データ通信料 (ケータイパックの適用を受けている期間において、当社が定める端末設備のみを利用して通信を行ったことを当社が確認した場合に限ります。)	0.03円 (0.033円)
上記以外のもの	0.6円 (0.66円)

③ 定額上限データ量

1 契約ごとに

区 分	定額上限データ量
ケータイパック	2GB

- (イ) 基本使用料の料金種別が X i カケホーダイプラン (ケータイ) 又は X i カケホーダイライトプラン (ケータイ) を選択していないときは、ケータイパックを選択することができません。
- (ウ) ケータイパックにデータ通信料の適用は次のとおりとします。
- ① 料金月における累計課金対象データ量に応じて、アの規定により算定した額の月間累計額から、300円を控除した額を適用します。
ただし、その月間累計額が300円に満たない場合は、その月間累計額を控除することとします。
 - ② ケータイパックの適用を受けている X i の契約者回線から行ったデータ通信モードに関する料金については、(ア)の規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額が4,200円を超える場合は、4,200円をその月間累計額とみなして取り扱います。
 - ③ 当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認した場合は、当該料金月におけるその通信に係る課金対象データ量に百分の五を乗じて算出したものを当該料金月における課金対象データ量として計算 (その計算結果に小数点以下の端数が発生した場合は、その端数を切り上げます。) するものとし、(ア)の②に規定する「0.03円」を「0.6円」に読み替えて適用します。
- (エ) (ア)及び(ウ)の規定にかかわらず、ケータイパックの適用を受けている X i 契約者回線に、当社が定める端末設備以外が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む料金月のその X i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (ケータイパックの適用を受けている期間に限ります。) に関する料金については、4,200円をその月間累計額とみなして取扱います。
- (オ) 当社は、ケータイパックを選択している契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、ケータイパックを廃止します。
- ① X i 契約に係る名義変更があったとき (当社が別に定める場合を除きます。)
 - ② 契約の解除があったとき (当社が別に定める場合を除きます。)
 - ③ 電話番号保管があったとき。
 - ④ 基本使用料の料金種別が X i カケホーダイプラン (ケータイ)、X i カケホーダイ

ライトプラン（ケータイ）又はX i シンプルプラン（当社が別に定める端末設備を利用してると当社が認めるものに限ります。）以外となったとき。

- (カ) ケータイパックを選択している場合であって、当社が別に定めるところにより提供する世界そのままギガを選択しているときは、当社が別に定める端末設備を利用して通信を行ったものとみなして取り扱います。
- (キ) 当社は、X i 契約者から、ケータイパックの選択と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき（その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限り）は、その申出のあった日を含む料金月及びその前料金月におけるデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。）について、当社が定める方法により、ケータイパックの選択があったものとみなして料金を算定します。この場合において、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。
- (ク) (キ)の規定によるほか、当社は、FOMA契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結した契約者から、そのX i 契約の締結及びケータイパックの選択と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき（その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限り）は、その申出のあった日を含む料金月及びその前料金月におけるデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。）及びFOMAサービス契約約款に規定するパケット通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。）について、当社が定める方法により、ケータイパックの選択があったものとみなして料金を算定します。この場合において、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。
- (ケ) 当社は、共有代表回線に係るX i 契約者から請求があったときは、そのX i に係る共有回線群を構成する共有代表回線及び共有対象回線の契約者回線との間の通信に関する課金対象データ量の合計の概算量が当社が別に定める量を超えたときに、そのX i 契約者へデータ量到達通知を行います。
- (コ) ケータイパックに関する定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）の適用は、次に定めるところによります。

ア ケータイパックの適用を受けているX i（そのX iの契約者名義が個人であるとき及びそのX iに係る契約者がdポイントプログラム会員（当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）である場合であって、そのdポイントプログラム会員に係るサービスステージ（当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）がプラチナステージであるときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのX iの契約者回線から行ったデータ通信モードに関する料金の月間累計額が4,200円を超えるときは、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてdポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてdポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

サービスステージ	定額通信料の減額（月額）
プラチナステージ	300円

イ ケータイパックの適用を受けているX i（そのX iの契約者名義が法人であるとき又はそのX iの契約者名義が個人である場合であって、そのX iに係る契約者がdポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのX i契約に係る経過期間（その契約に基づき契約者回線の提供を

開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。)が180か月超の場合であって、そのX i の契約者回線から行ったデータ通信モードに関する料金の月間累計額が4,200円を超えるときは、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

経過期間	定額通信料の減額 (月額)
180か月超	300円

(注) 契約者は、当社が(キ)又は(ク)に規定する料金の算定をするまでの間、当該料金月におけるパケット通信モード又はデータ通信モードに係る通信に関する料金の支払いを要します。

キ 複数回線複合割引(ファミリー割引)の適用は、次に定めるところによります。

(ア) X i カケホーダイライトプラン、X i カケホーダイライトプラン(ケータイ)又はX i シンプルプランに係る定期契約を締結しているときは、そのX i が属する割引回線群を構成する他の契約者回線等への通信(当社が別に定める通信を除きます。)に料金の月間累計額について、次表のとおり取り扱います。

1 契約ごとに

区 分		割 引 額
割引回線群に係る契約者回線への通信	通話モードに係るもの	その通信(料金月の末日までに終了した通信に限ります。)に関する料金について、支払いを要しません。
	64kb/sデジタル通信モードに係るもの	その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額をその月間累計額から差し引いた額を適用します。

(イ) 複数回線複合割引の適用を受けているときは、割引回線群を構成する他の契約者回線等のiモード機能又はspモード機能に係るメールアドレスを、送信先又は送信元とするiモード電子メールの送受信に関する通信の料金iモード電子メールの送受信に関する料金について、アの(ウ)の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、電波状態若しくは、iモード機能若しくはspモード機能の利用に係る設定等によりiモード電子メールが蓄積されなかったとき又は当社が別に定めるところによりそのiモード電子メールが送信されたときは、この限りではありません。

ク 定期契約に係る通信料月極割引(ビジネス通話割引)の適用は、次に定めるところによります。

(ア) X i カケホーダイライトプラン、X i カケホーダイライトプラン(ケータイ)若しくはX i シンプルプランに係る定期契約を締結している場合であって次表に規定する定額料を支払ったとき又はX i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)、X i カケホーダイプラン(ケータイ)若しくはX i カケホーダイプラン(SIMフリー)に係る定期契約を締結しているときにおいて、そのX i が属する指定割引回線群を構成する他の契約者回線への通信又はその他の契約者回線等への通信(当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金の月間累計額について、次表のとおり取り扱います。

1 契約ごとに

区 分		定 額 料 (月額)	割 引 額		
			(ア) (イ)以外 のもの	(イ) 指定割引回線群に係 る契約者回線への通信	
				通話モード に係るもの	64kb/s デジ タル通信モ ードに係る もの
指定割 引回線 群に係 る X i 及び F OMA の数	2～30	—	その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額	その通信（料金月の末日までに終了した通信に限りません。）に関する料金について、支払いを要しません。	その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額
	31～100	税抜額 477円 (税込額 524.7円)	その通信に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額		
	101～1000	税抜額 667円 (税込額 733.7円)	その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額		

(イ) 定期契約に係る通信料月極割引の適用を受けているときは、割引回線群を構成する他の契約者回線等の i モード機能又は sp モード機能に係るメールアドレスを、送信先又は送信元とする i モード電子メールの送受信に関する通信の料金 i モード電子メールの送受信に関する料金について、アの(ウ)の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、電波状態若しくは、i モード機能若しくは sp モード機能の利用に係る設定等により i モード電子メールが蓄積されなかったとき又は当社が別に定めるところによりその i モード電子メールが送信されたときは、この限りではありません。

ケ X i カケホーダイプラン等（共有対象回線に係るものを除きます。）からギガホ 2、ギガライト 2 若しくはケータイプラン 2 へ基本使用料の料金種別を変更又は X i カケホーダイプラン等（共有対象回線に係るものを除きます。）に係る X i 契約の解除と同時にギガホ 2、ギガライト 2 若しくはケータイプラン 2 に係る X i 契約の締結があったときは、その料金種別の変更又は X i 契約の締結のあった日を含む料金月の通信料について、継続してそのギガホ 2、ギガライト 2 若しくはケータイプラン 2 の選択があったものとみなして取り扱います。

コ X i カケホーダイプラン等（共有対象回線に係るものを除きます。）に係る X i 契約の解除と同時に新たに 5 G ギガホ又は 5 G ギガライト（当社が別に定めるものをいいます。）に係る 5 G 契約を締結したときは、その 5 G 契約の締結のあった日を含む料金月のその X i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続してその 5 G 契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。

ク 同一料金月内において、X i カケホーダイプラン等に係る定期契約の解除と同時に新たに X i カケホーダイプラン等に係る一般契約を締結又は X i カケホーダイプラン等に

係る一般契約の解除と同時に新たにX i ケーホーダイプラン等に係る定期契約を締結した場合であって、新たに契約を締結したX i の基本使用料の料金種別が、契約の解除があったX i の基本使用料の料金種別と同一であるときは、その契約の解除があった料金月の累計課金対象データ量は、契約の解除があったX i に係る累計課金対象データ量と新たに契約を締結したX i に係る累計課金対象データ量を合算してカの規定を適用します。

(4) 削除

(5) 請求書等の発行に関する料金

ア 請求書等の発行に関する料金は、次表に規定する額を適用します。

1 契約について1 通ごとに

区 分		手数料の額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
請求書等発行 手数料	請求書の発行に係るもの	100円 (110円)
	口座振替案内書又はクレジットカード 利用案内書の発行に係るもの	50円 (55円)

イ アに規定する定期契約に係る解約金の適用については、なお従前のおりとします。

(6) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い (e ビリング) を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているX i ケーホーダイプラン等のX i に係る料金等が、当社が別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのX i に係る料金等から20円を減額します。この場合において、(1) 及び(2)の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

イ ア以外の提供条件は、改正後の規定におけるX i の場合に準じて取扱います。

(7) X i ケーホーダイプラン等のX i に係るフリーコース (定期契約のX i であって、(3) のオのアに規定するシングルパック等に係る定額通信料の月極割引の適用又はそのシングルパック等に係る定額通信料の月極割引の適用に代えてd ポイントクラブ会員規約に基づく料金月の末日におけるd ポイント進呈がされないものをいいます。以下この附則において同じとします。) の提供条件は次のとおりとします。

ア 当社は、定期契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、更新期間である場合に限り、その申出を承諾します。

イ 削除

ウ 当社は、ア及びイの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、そのフリーコースを選択する申出を承諾しません。

(ア) その契約者名義が法人 (法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。) であるとき。

(イ) そのX i に係る基本使用料の料金種別がX i ケーホーダイプラン等以外であるとき。

(ウ) そのX i に係る共有回線群の共有代表回線がフリーコースを選択していないとき。

エ 当社は、契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日を含む暦月の翌暦月からフリーコースを適用します。

オ 当社は、契約者からフリーコースを廃止する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日にフリーコースの適用を廃止します。

カ 削 除

- (8) X i 契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定における X i の場合に準じるものとします。
- (9) 経企第1251号（平成26年1月10日）に規定する X i データプラン等、及び経企第702号（平成26年8月8日）に規定するタイプ X i 等及び経企第1635号（令和元年9月27日）に規定するギガホ等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
- (10) 別表2（付加機能）に規定するワンナンバー機能の提供条件は、改正後の規定における X i の場合に準じて取扱います。
- (11) 削 除
- (12) 新たに X i カケホーダイプラン等に係る X i 契約を締結する申込みを行うことはできません。
- (13) (1)から(12)以外の提供条件については、なお従前のおりとしします。
 (X i デバイスプラス等に係る経過措置)

21 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている X i デバイスプラス 300 及び X i デバイスプラス 500 (以下この附則において「X i デバイスプラス等」といいます。) の X i ユビキタス (改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。) の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i ユビキタス	X i ユビキタス一般契約に係るもの	X i デバイスプラス 300	300円 (330円)
		X i デバイスプラス 500	1,000円 (1,100円)
	X i ユビキタス定期契約に係るもの	X i デバイスプラス 500	500円 (550円)

イ アの表に規定する X i デバイスプラス300又は X i デバイスプラス 500は、当社が定める端末設備を利用する場合において適用されます。

ウ X i デバイスプラス 300又は X i デバイスプラス 500に係る X i ユビキタスの契約者回線に、次表に定める端末設備が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に次表に規定する区分に応じた料金額を加算します。この場合において、当社は暦月の初日から末日までの間において、X i デバイスプラス 300又は X i デバイスプラス 500が選択されているものとみなしてこの規定を適用します。

1 契約ごとに

区 分	加 算 額	
	次の税抜額（かっこ内は税込額）	
	X i デバイスプラス 300	X i デバイスプラス 500
当社が定めるインターネットホームページにおいてX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）向けに区分されるもの	3,400円（3,740円）	2,700円（2,970円）
当社が定めるインターネットホームページにおいてX i データプラン（ルーター）向けに区分されるもの	2,900円（3,190円）	2,200円（2,420円）
当社が定めるインターネットホームページにおいてX i デバイスプラス 500向けに区分されるもの	700円（ 770円）	—
上記以外のもの	3,400円（3,740円）	2,700円（2,970円）

エ ウに規定する端末設備について区分の変更又は端末設備の追加を行うときは、個別に通知する方法又は当社が定めるインターネットホームページにおいて掲示することとします。

オ X i デバイスプラス等に係る基本使用料については、料金表通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。

カ 同一暦月内において、X i デバイスプラス等に係る基本使用料の料金種別相互間で基本使用料の料金種別を変更したときは、その変更があった暦月は基本使用料の料金額が高い料金種別の料金額のみを適用します。

キ 削 除

ク 削 除

ケ 経企第2408号（平成30年1月24日）に規定するLTEユビキタスプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(2) ショートメッセージ通信モードによる通信の料金額については、改正後の規定におけるX i の場合に準じて料金を適用します。

(3) 削 除

(4) 新たにX i デバイスプラス等に係るX i ユビキタス契約を締結する申込みを行うことはできません。

(5) X i ユビキタス契約者は、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるX i カケホーダイプラン等に係るX i の場合に準じるものとします。

(6) X i ユビキタス契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるX i の場合に準じるものとします。

(7) 経企第2408号（平成30年1月24日）に規定するLTEユビキタスプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(8) (1)から(7)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(その他)

22 経企第1251号(平成26年1月10日)の附則第4項を次のように改めます。

(1) 第1号に次のイを加えます。

イ X i データプラン等から総合利用プランへ基本使用料の料金種別を変更又はX i データプラン等に係るX i 契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係るX i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合プランの選択があったものとみなして、料金表第1表第1(基本使用料)に規定する額を適用します。

(2) 第2号のオを次のように改めます。

オ X i データプラン等から総合利用プランへ基本使用料の料金種別を変更又はX i データプラン等に係るX i 契約の解除と同時に新たに総合利用プランへに係るX i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結のあった日を含む料金月のそのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、料金表第1表第3(通信料)に規定する額を適用します。

(3) 第8号を次のように改めます。

(8) X i データプラン等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更、経企第702号(平成26年8月8日)に規定するタイプX i 等及び経企第406号(令和元年5月21日)に規定するX i カケホーダイプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(4) 第10号を次のように改めます。

(10) 契約者は、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるX i カケホーダイプラン等に係るX i の場合に準じるものとします。

(5) 第11号中、「(1)から(10)」を「(1)から(11)」に改め、同号を第12号とし、第10号の次に次の一号を加えます。

(11) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定にX i の場合に準じるものとします。

23 経企第702号(平成26年8月8日)の附則第4項を次のように改めます。

(1) 第4項中「旧プランX i」を「タイプX i 等」に改めます。

(2) 第1号を次のように改めます。

ア ウを次のように改めます。

ウ タイプX i 等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更、経企第1251号(平成26年1月10日)に規定するX i データプラン等及び経企第406号(令和元年5月21日)に規定するX i カケホーダイプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

イ カを次のように改めます。

カ タイプX i 等から総合利用プランへ基本使用料の料金種別を変更又はタイプX i 等に係るX i 契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係るX i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合プランの選択があったものとみなして、料金表第1表第1(基本使用料)に規定する額を適用します。

(3) 第2号を次のとおり改めます。

ア ウの(イ)中「定期契約に係る通信料月極割引」を「定期契約等に係る通信料月極割引」に改めます。

イ 次のエを加えます。

エ タイプX i 等から総合利用プランへ基本使用料の料金種別を変更又はタイプX i 等に係るX i 契約の解除と同時に新たに総合利用プランへに係るX i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結のあった日を含む料金月のそのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、料金表第1表第3(通信料)に規定する額を適用します。

- (4) 第3号のイ中「経過期間（(料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の4に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。)が、)」を「経過期間（その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日のときはその暦月から、暦月の初日以外の場合はその提供を開始した日を含む暦月の翌暦月から起算した期間をいいます。以下同じとします。))」に改めます。
- (5) 第6号を次のように改めます。
- (6) 契約者は、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるX i カケホーダイプラン等に係るX i の場合に準じるものとし、
- (6) 第8号中、「(1)から(7)」を「(1)から(8)」に改め、同号を第9号とし、第7号の次に次の一号を加えます。
- (8) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるX i の場合に準じるものとし、
- 24 経企第2149号（平成29年12月19日）の附則第3項を次のように改めます。
- (1) 第3項中「総合利用プラン（X i カケホーダイプラン（SIMフリー）を除きます。）」を「X i カケホーダイプラン（スマホ/タブ）、X i カケホーダイプラン（ケータイ）、X i カケホーダイライトプラン、X i カケホーダイライトプラン（ケータイ）及びX i シンプルプラン（経企第406号（令和元年5月21日）に規定するものをいいます。以下この附則において「割引対象プラン」といいます。）」に改めます。
- (2) 第2号を次のように改めます。
- (2) 当社は、データ定額パック（経企第406号（令和元年5月21日）に規定するものをいい、ビジネスシェアパックを除きます。以下この附則において同じとします。）を選択している契約者に係るX i 又は共有対象回線（経企第406号（令和元年5月21日）に規定するものをいいます。）であるX i が、本割引の適用を受けているときは、その適用を受ける料金月の初日（U25応援割の選択に係る申出の承諾を受けた日を含む料金月については、その承諾を受けた日）において、契約者又は共有代表回線（経企第406号（令和元年5月21日）に規定するものをいいます。）に係る契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量に、1GBを加算します。
- (3) 第3号の(ア)を次のように改めます。
- (ア) 割引対象プラン及びデータ定額パック以外を選択したとき。
- (4) 第4号中「総合利用プラン」を「割引対象プラン」に改めます。
- (5) 第5号を次のように改めます。
- (5) 削除
- 25 経企第2408号（平成30年1月24日）の附則第3項を次のように改めます。
- (1) 第3号を次のように改めます。
- (3) 契約者は、支払証明書等の発行手数料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるX i デバイスプラス等の場合に準じるものとし、
- (2) 第6号中、「(1)から(5)」を「(1)から(7)」に改め、同号を第8号とし、第5号の次に次の二号を加えます。
- (6) LTEユビキタスプラン等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更及び経企第406号（令和元年5月21日）に規定するX i デバイスプラス等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
- (7) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるX i の場合に準じるものとし、
- 26 経企第489号（平成30年5月18日）の附則第3項第2号及び第3号を次のように改めます。
- (2) 削除
- (3) 削除
- 27 経企第1890号（平成30年11月1日）の附則を次のように改めます。

(1) 第3項中「12料金月の間」を「12料金月の間（以下この附則において「割引適用期間」といいます。）」に改めます。

(2) 第5項に次の一号を加えます。

(4) 提供条件書に規定するはじめてスマホ割の適用を受けることとなるとき。

(注) 第8項に規定する当社が別に定める日は、当社がこの割引の適用開始を終了する日の30日前までに、当社のインターネットホームページにおいて掲示することとします。

附則（令和元年6月6日経企第626号）

この改正規定は、令和元年6月6日から実施します。

附則（令和元年6月21日経企第811号）

この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知に関する部分は、令和元年6月26日から、パケットパック海外オプションの速度制限に関する部分は令和元年7月3日から、実施します。

附則（令和元年7月23日経企第1083号）

この改正規定は、令和元年8月1日から実施します。

附則（令和元年8月21日経企第1308号）

この改正規定は、令和元年9月1日から実施します。

附則（令和元年9月11日経企第1525号）

この改正規定は、令和元年9月13日から実施します。

ただし、この改正規定中、ワンナンバー機能の提供条件に関する部分については、令和元年9月17日より実施します。

附則（令和元年9月13日経企第1550号）

（実施期日）

1 この附則は、令和元年9月13日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。

（データ通信モードによる通信の料金等に係る特例）

3 当社は、X i 契約者又は第2種X i ユビキタス契約者（この附則実施の日から令和元年9月30日までの間において、令和元年台風第15号に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）が、この約款に規定するギガホ、ギガライト、X i パケ・ホーダイダブル、X i パケ・ホーダイライト、X i パケ・ホーダイ等、シングルパック等、データLパック等、らくらくパック、若しくはデータSパック等のうちいずれかを選択しているとき（そのX i 又はX i ユビキタスが、データ定額パックに係る共有対象回線であるときを含みます。）又は基本使用料の料金種別のうち、そのX i 契約者がX i データプラン等、X i データプラン2、X i データプラン2にねん、X i データプランフラット、X i データプランフラットにねん、X i データプランライト、X i データプランライトにねん若しくは当社が別に定める料金種別のいずれかを選択しているときは、この附則実施の日から令和元年9月30日までの間において、当該料金月における累計課金対象データ量にかかわらず、そのX i 又はX i ユビキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を1M通信モード若しくは、128k通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。

4 前項の規定において、X i 契約者が、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するベーシックパック、ベーシックシェアパック又はケータイパック（以下この附則において「ベーシックパック等」といいます。）若しくはギガライトを選択しているときは、当該料金月に係る定額通信料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象データ量に応じたデータ量ステップに係る定額通信料を適用します。

附 則（令和元年9月24日経企第1605号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は令和元年10月1日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（i モード機能に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている i モード機能の料金その他提供条件は、次のとおりとしします。
 - (1) 付加機能使用料
 - ア i モード機能に関する付加機能使用料については、次表のとおりとしします。

区 分	単 位	料金額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
i モード機能	1 契約ごとに	300円（330円）

- イ 当社が別に定めるところにより身体障がい者等割引（ハータイ割引）の適用を受けているときは、アに規定する額から、その額に0.60を乗じて得た額を差し引いて適用します。
 - ウ この機能の提供を受けている1のX i について、別表2（付加機能）に規定するmoperaU 機能（当社が別に定めるスタンダードプランに係るものに限り）、ビジネスmopera インターネット機能及びspモード機能に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限り）のうち、2以上の付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、イの適用を受ける場合を除き、アに規定する額から、150円（月額）を減額して適用します。
 - エ 料金表通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定により付加機能使用料を日割するとき、ウに規定する額を日割して適用します。
- (2) i モード電子メール（i モード機能用に当社が割り当てたメールアドレス及び当社が別に定めるメール・プロトコルを使用して当社が設置するメール蓄積装置によりメールの蓄積、受信又は転送等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとしします。）の提供は次のとおりとしします。
- ア i モード電子メールのメールアドレスの変更は、当社が別に定める場合に限り行うことができます。
ただし、1の暦月におけるメールアドレス累計変更回数が、当社が定める回数を超えるときは、i モード電子メールアドレスの変更を行うことができません。
 - イ 蓄積できる i モード電子メール（i モード電子メールに添付された画像等の情報を含みます。以下この欄において同じとしします。）の情報量又は数等は、当社が別に定めるところによります。
 - ウ 契約者回線から送信できる i モード電子メールの数は、当社が別に定める数以内としします。
 - エ 蓄積した i モード電子メールは、当社が別に定める時間が経過したとき又は当社が別に定める回数の受信があったときは、消去されます。
- (3) 災害用伝言板サービスは、次のとおりとしします
- ア 災害用伝言板サービスは、当社が定める期間に限り利用することができます。
 - イ 削 除
 - ウ 災害用伝言板サービスを利用して登録された情報については、当社が定める時間が経過した後、消去します。

エ 災害用伝言板サービスを利用して登録できる情報の件数等は、当社が定める数以内とします。

- (4) この機能を利用している契約者は、国際ローミング機能の提供を受けている場合において、データ通信モードによる国際アウトローミングを利用して外国からこの機能を利用することができます。この場合において、この機能を利用してデータ通信モードによる国際アウトローミングを利用した場合の国際アウトローミング利用料は、I S P接続通信の場合に準じて取り扱います。
- (5) 一般契約又は定期契約に係る名義変更（新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合の名義変更又は法人の合併若しくは分割に伴う名義変更を除きます。）があったときは、名義変更により新たに契約者となる者へ継続して提供します。
- (6) 令和4年9月30日以前に当社が行っているX i 契約に係る電話番号保管であって、その電話番号保管期間が3年を経過したときは、電話番号保管期間が3年を経過した日においてこの機能は廃止されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が3年を経過する前にあらかじめそのことを契約者に通知します。
- (7) この機能を利用しているX i 契約者は、特定送信元拒否設定機能（iモード電子メールの利用において、特定のI Pアドレスから送信された電子メールを蓄積しない機能をいいます。）を利用する意思表示があったものとして取り扱います。
- (8) 当社は、契約者がインターネットサービスを利用する場合において、児童ポルノ情報を受信できないようにすることがあります。
- (9) 当社は、1のX i（電話番号保管の請求と同時にiモード機能が廃止されたものに限ります。）について電話番号保管を取りやめる請求があった場合であって、契約者からこの機能に係る利用の請求があったときは、改正前の規定によりこの機能を提供します。
- (10) (1)から(9)以外の提供条件はなお従前のとおりとします。

（その他）

- 3 経企第2738号（平成31年2月12日）の附則第4項中、「別表2（付加機能）に規定するiモード機能」を「iモード機能」に改めます。

附 則（令和元年9月27日経企第1635号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（ギガホ等に係る経過措置）
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているギガホ、ギガライト、ケータイプラン及びデータプラス（以下この附則において「ギガホ等」といいます。）のX i（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。
 - (1) 基本使用料
ア 基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)			
		データ量ステップ	次の税抜額 (かっこ内は税込額)		
X i	一般契約に係るもの	ギガホ	—	8,180円 (8,998円)	
		ギガライト	ステップ1	1GBまで	4,180円 (4,598円)
			ステップ2	1GB超え 3GBまで	5,180円 (5,698円)
			ステップ3	3GB超え 5GBまで	6,180円 (6,798円)
			ステップ4	5GB超え 7GBまで	7,180円 (7,898円)
		ケータイプラン	—	2,400円 (2,640円)	
		データプラス	—	2,200円 (2,420円)	
	定期契約に係るもの	ギガホ	—	6,680円 (7,348円)	
		ギガライト	ステップ1	1GBまで	2,680円 (2,948円)
			ステップ2	1GB超え 3GBまで	3,680円 (4,048円)
ステップ3			3GB超え 5GBまで	4,680円 (5,148円)	
ステップ4			5GB超え 7GBまで	5,680円 (6,248円)	
ケータイプラン		—	900円 (990円)		
データプラス		—	700円 (770円)		

イアの規定によるほか、ギガホ等に係る基本使用料の適用については、次のとおりとします。

(ア) ギガホからギガホ2 (当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同

じとします。)へ基本使用料の料金種別を変更又はギガホに係る定期契約の解除と同時に新たにギガホ2に係る一般契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又は一般契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してギガホ2の選択があったものとみなして取り扱います。

(イ) ギガホに係る一般契約の解除と同時に新たにギガホ2に係る定期契約を締結したときは、その定期契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してギガホの選択があったものとみなして取り扱います。

(ウ) ギガライトからギガライト2(当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。)へ基本使用料の料金種別を変更又はギガライトに係る定期契約の解除と同時に新たにギガライト2に係る一般契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又は一般契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してギガライト2の選択があったものとみなして取り扱います。

(エ) ギガライトに係る一般契約の解除と同時に新たにギガライト2に係る定期契約を締結したときは、その定期契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してギガライトの選択があったものとみなして取り扱います。

(オ) ケータイプランからケータイプラン2(当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。)へ基本使用料の料金種別を変更又はケータイプランに係る定期契約の解除と同時に新たにケータイプラン2に係る一般契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又は一般契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してケータイプラン2の選択があったものとみなして取り扱います。

(カ) ケータイプランに係る一般契約の解除と同時に新たにケータイプラン2に係る定期契約を締結したときは、その定期契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してケータイプランの選択があったものとみなして取り扱います。

(キ) データプラスからデータプラス2(当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。)へ基本使用料の料金種別を変更又はデータプラスに係る定期契約の解除と同時に新たにデータプラス2に係る一般契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又は一般契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してデータプラスの選択があったものとみなして取り扱います。

(ク) ギガホ等に係るXi契約の解除と同時に新たに5Gギガホ又は5Gギガライト(当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係る5G契約(5Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)を締結したときは、その5G契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して5G契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして、取り扱います。

(ケ) データプラスに係る定期契約の解除と同時に新たに5Gデータプラス(当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係る5G契約を締結したときは、その5G契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して5G契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして、取り扱います。

(コ) データプラスに係る一般契約の解除と同時に新たに5Gデータプラスに係る5G契約を締結したときは、その5G契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してデータプラスの選択があったものとみなして、取り扱います。

ウ 当社は、指定元Xiについて、その指定元Xiに係る指定先Xiが次のいずれかに該当することが判明したときは、当社がそのことを確認した日において、その指定元Xiに係る基本使用料の料金種別をデータプラスからギガライト2へ変更します。

(ア) 契約の解除があったとき。

(イ) 基本使用料の料金種別がギガホ、ギガライト、ギガホ2又はギガライト2以外となったとき。

- (ウ) 電話番号保管があったとき。
- エ 経企第1251号(平成26年1月10日)に規定するX i データプラン等、経企第702号(平成26年8月8日)に規定するタイプX i 等及び経企第406号(令和元年5月21日)に規定するX i ケータイプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更並びにギガホ等相互間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
- オ 身体障がい者等割引(当社が別に定めるところにより提供するハーフティ割引をいいます。以下この附則において同じとします。)の適用は、次に定めるところによります。
- (ア) 身体障がい者等割引を選択しているギガホ等について、次表に規定する額の割引を適用します。

基本使用料の割引額(月額)
1,520円(税込額 1,672円)

- (イ) (ア)以外の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- カ アからオ以外のギガホ等に係る基本使用料の適用については、次の表の左欄に規定する基本使用料の料金種別に応じて、同表の右欄に規定する基本使用料の料金種別に係るX i の場合に準じて取り扱います。
- ただし、dカードお支払割(当社が別に定めるところにより提供するものをいいます。)は適用しません。

ギガホ ギガライト ケータイプラン データプラス	ギガホ2 ギガライト2 ケータイプラン2 データプラス2
-----------------------------------	---------------------------------------

(2) 通信料

- ア データプラス若しくはケータイプランからギガホ2若しくはギガライト2へ基本使用料の料金種別を変更又はデータプラス若しくはケータイプランに係るX i 契約の解除と同時に新たにギガホ2若しくはギガライト2に係るX i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結のあった日を含む料金月のそのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続してギガホ2又はギガライト2の選択があったものとみなして取り扱います。この場合において、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結があった日を含む料金月においてデータプラスを選択していた間におけるそのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信については、課金対象データ量の測定から除外します。
- イ ギガホ等に係るX i 契約の解除と同時に新たに5Gギガホ又は5Gギガライトに係る5G契約を締結したときは、その5G契約の締結のあった日を含む料金月のそのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続して5G契約に係る基本使用料の料金種別の選択があったものとみなして取り扱います。この場合において、その5G契約の締結があった日を含む料金月においてデータプラスを選択していた間におけるそのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信については、課金対象データ量の測定から除外します。
- ウ ア及びイの規定によるほか、ギガホ等に係る通信料の適用については、次のとおりとします。
- (ア) ギガホからギガホ2へ基本使用料の料金種別を変更又はギガホに係るX i 契約の解除と同時に新たにギガホ2に係るX i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結のあった日を含む料金月のそのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続してギガホ2の選択があったもの

とみなして取り扱います。

(イ) ギガライトからギガライト2へ基本使用料の料金種別を変更又はギガライトに係るX i 契約の解除と同時に新たにギガライト2に係るX i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結のあった日を含む料金月のそのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続してギガライト2の選択があったものとみなして取り扱います。

(ウ) ケータイプランからケータイプラン2へ基本使用料の料金種別を変更又はケータイプランに係るX i 契約の解除と同時に新たにケータイプラン2に係るX i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結のあった日を含む料金月のそのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続してケータイプラン2の選択があったものとみなして取り扱います。

(エ) データプラスからデータ専用プランへ基本使用料の料金種別を変更又はデータプラスに係る定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る一般契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又は一般契約の締結のあった日を含む料金月のそのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続してデータ専用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

エ アからウ以外のギガホ等に係る通信料の適用については、次の表の左欄に規定する基本使用料の料金種別に応じて、同表の右欄に規定する基本使用料の料金種別に係るX i の場合に準じて取り扱います。

ギガホ ギガライト ケータイプラン データプラス	ギガホ2 ギガライト2 ケータイプラン2 データプラス2
-----------------------------------	---------------------------------------

(3) 削除

(4) 削除

(5) X i 契約者は、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるX i の場合に準じるものとします。

(6) 定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約を締結するときは、その定期契約を締結した日から定期契約の満了日を含む暦月の前々暦月の末日までの間において当社に申し出ていただきます。この場合において、次の表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している定期契約者は、一般契約の締結において同表の右欄に規定する基本使用料の料金種別を選択したものとみなします。

定期契約 ギガホ ギガライト ケータイプラン データプラス	一般契約 ギガホ ギガライト ケータイプラン データプラス
---	---

(7) 前号の規定による場合を除き、新たにギガホ等に係るX i 契約を締結する申込みを行うことはできません。

(8) (1)から(7)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(電話番号保管の適用に係る経過措置)

4 改正前の規定により定期契約の解除と同時に一般契約を締結及びその一般契約の締結と同時に電話番号保管の開始があったX i 契約は、この改正規定実施の日において、X i に係る定期契約を締結したものと取り扱います。

(その他)

- 5 経企第1251号(平成26年1月10日)の附則第4項を次のように改めます。
 - (1) 第3号のオを次のように改めます。

オ X i データプランにねんに係る定期契約に関する解約金の適用除外の取扱いについては、経企第1635号(令和元年9月27日)に規定するギガホ等に係る定期契約の場合に準じて取り扱います。
 - (2) 第8号を次のように改めます。
 - (8) 経企第702号(平成26年8月8日)に規定するタイプX i 等、経企第406号(令和元年5月21日)に規定するX i カケホーダイプラン等及び経企第1635号(令和元年9月27日)に規定するギガホ等との間の基本使用料の料金種別の変更並びにX i データプラン等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更は行うことができません。
 - (3) 第10号を次のように改めます。
 - (10) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料に関する料金額及びその他の提供条件については、経企第406号(令和元年5月21日)に規定するX i カケホーダイプラン等のX i の場合に準じるものとしします。
 - (4) 第12号中「(1)から(11)」を「(1)から(12)」に改め、同号を第13号とし、第11号の次に次の一号を加えます。
 - (12) 新たにX i データプラン等に係るX i 契約を締結する申込みを行うことはできません。
- 6 経企第702号(平成26年8月8日)の附則第4項を次のように改めます。
 - (1) 第1号のウを次のように改めます。

ウ 経企第1251号(平成26年1月10日)に規定するX i データプラン等、経企第406号(令和元年5月21日)に規定するX i カケホーダイプラン等及び経企第1635号(令和元年9月27日)に規定するギガホ等との間の基本使用料の料金種別の変更並びにタイプX i 等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更は行うことができません。
 - (2) 第3号を次のように改めます。

ア ウを次のように改めます。

ウ タイプX i にねんに係る定期契約(経過期間が、120ヶ月超であるものに限ります。)の解除と同時に新たにX i ユビキタス定期契約(トランシーバプランに係るものを除きます。)を締結するときは、アに規定にかかわらず、解約金の支払いを要しません。

イ ウの次に次のエを加えます。

エ ウの規定によるほか、タイプX i 等に係る定期契約に関する解約金の適用除外の取扱いについては、経企第1635号(令和元年9月27日)に規定するギガホ等に係る定期契約の場合に準じて取り扱います。

ただし、タイプX i にねんに係る定期契約(経過期間が、120ヶ月超であるものに限ります。)の解除と同時に新たにX i 契約を締結し留保解約金を登録した場合におけるその留保解約金に係る定期契約の満了日は、その定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日とします。
 - (3) 第6号を次のように改めます。
 - (6) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料に関する料金額及びその他の提供条件については、経企第406号(令和元年5月21日)に規定するX i カケホーダイプラン等のX i の場合に準じるものとしします。
 - (4) 第9号中、「(1)から(8)」を「(1)から(9)」に改め、同号を第10号とし、第8号の次に次の一号を加えます。
 - (9) 新たにタイプX i 等に係るX i 契約を締結する申込みを行うことはできません。
- 7 経企第406号(令和元年5月21日)の附則を次のように改めます。
 - (1) 第4項を次のように改めます。

ア 第4項中「この改正実施の日から令和元年9月30日の間」を「この改正実施の日から当社が別に定める日」に、「ギガホであること」を「ギガホ2であること」にそれぞれ改めます。

イ 次の注を加えます。

(注) 第4項に規定する当社が別に定める日は、当社がこの割引の適用開始を終了する日の30日前までに、当社のインターネットホームページにおいて掲示することとします。

(2) 第5項中及び第7項中「ギガホ」を「ギガホ2」に改めます。

(3) 第8項中「ギガホ若しくはギガライト」を「ギガホ2若しくはギガライト2」に改めます。

(4) 第9項中及び第10項中「ギガホ又はギガライト」を「ギガホ2又はギガライト2」に改めます。

(5) 第11項中「ギガホ又はギガライト」を「ギガホ2又はギガライト2」に、「ギガホ若しくはギガライト」を「ギガホ2若しくはギガライト2」にそれぞれ改めます。

(6) 第20項を次のように改めます。

ア 第1号を次のように改めます。

(ア) エを次のように改めます。

エ 削除

(イ) シを次のように改めます。

シ 経企第1251号(平成26年1月10日)に規定するX i データプラン等、経企第702号(平成26年8月8日)に規定するタイプX i 等及び経企第1635号(令和元年9月27日)に規定するギガホ等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

イ 第4号のイを次のように改めます。

イ X i カケホーダイプラン等に係る定期契約に関する解約金の適用除外の取扱いについては、経企第1635号(令和元年9月27日)に規定するギガホ等に係る定期契約の場合に準じて取り扱います。

ウ 第7号のイ及びカを次のように改めます。

イ 削除

カ 削除

エ 第9号を次のように改めます。

(9) 経企第1251号(平成26年1月10日)に規定するX i データプラン等、経企第702号(平成26年8月8日)に規定するタイプX i 等及び経企第1635号(令和元年9月27日)に規定するギガホ等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

オ 第11号中「(1)から(10)」を「(1)から(12)」へ変更し、同号を第13号とし、第10号の次に次のニ号を加えます。

(11) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料は、次表に規定する額を適用します。

料金種別	単位	料金額(月額)
		次の税抜額(かっこ内は税込額)
携帯電話番号・PHSポータビリティ手数料	1契約ごとに	2,000円(2,200円)

(12) 新たにX i カケホーダイプラン等に係るX i 契約を締結する申込みを行うことはできません。

(7) 第21項を次のように改めます。

ア 第1号のキ及びクを次のように改めます。

キ 削 除
ク 削 除

イ 第4号を次のように改めます。

(4) 新たにX i デバイスプラス等に係るX i ユビキタス契約を締結する申込みを行うことはできません。

附 則 (令和元年10月1日経企第1668号)

(実施期日)

1 この附則は、令和元年10月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。

(データ通信モードによる通信の料金等に係る特例)

3 当社は、X i 契約者又はX i ユビキタス契約者（この附則実施の日から令和元年10月31日までの間において、令和元年台風第15号に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限りま

す。）が、この約款に規定するX i パケ・ホーダイダブル、X i パケ・ホーダイライト、X i パケ・ホーダイ等、シングルパック等、ケータイパック、データLパック等、らくらくパック若しくはデータSパック等のうちいずれかを選択しているとき（シングルパック等、データLパック等又はデータSパック等に係る共有対象回線であるときを含みます。）又は基本使用料の料金種別のうち、X i データプラン等、X i データプランフラット等、ギガホ等、ギガホ2、ギガライト2、ケータイプラン2、データプラス2、LTEユビキタスプラン等、LTEトランシーバプランダブル若しくはIoTプランHSを選択しているときは、この附則実施の日から令和元年10月31日までの間において、当該料金月における累計課金対象データ量にかかわらず、そのX i 又はX i ユビキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を1M通信モード若しくは128k通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。

4 前項の規定において、X i 契約者が、この約款に規定するベーシックパック、ベーシックシェアパック若しくはケータイパック又はギガライト若しくはギガライト2を選択しているときは、当該料金月に係る定額通信料及び基本使用料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象データ量に応じたデータ量ステップに係る定額通信料及び基本使用料を適用します。

附 則 (令和元年10月15日経企第1783号)

(実施期日)

1 この附則は、令和元年10月13日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(データ通信モードによる通信の料金等に係る特例)

3 当社は、X i 契約者又はX i ユビキタス契約者（この附則実施の日から令和元年10月31日までの間において、令和元年台風第19号に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限りま

よる通信を1M通信モード若しくは128k通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。

4 前項の規定において、X i 契約者が、この約款に規定するベーシックパック、ベーシックシェアパック若しくはケータイパック又はギガライト若しくはギガライト2を選択しているときは、当該料金月に係る定額通信料及び基本使用料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象データ量に応じたデータ量ステップに係る定額通信料及び基本使用料を適用します。

附 則（令和元年10月18日経企第1812号）

（実施期日）

- 1 この附則は、令和元年10月17日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならないX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（特例X i の提供に関する経過措置）
- 3 X i 契約の申込みを請求する者（令和元年台風第19号に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）であって、次の(1)及び(2)の条件を満たすとき及び当社がその契約申込みの内容を確認するための書類（以下この附則において「確認書類」といいます。）の提示が困難と当社が認めたときは、その契約の申込みをする者は、この附則実施の日から令和2年4月30日までの間に限り、第8条（一般契約申込の方法）及び第21条（その他の提供条件）の規定にかかわらず、その契約の申込みにおいて確認書類の提示を要しません。
 - (1) その申込みをする者が個人であるとき。
 - (2) 料金等の支払方法を口座振替又はクレジット払いとするとき。
- 4 前項の規定により契約を締結したX i（以下この附則において「特例X i」といいます。）の提供条件は、次のとおりとしします。
 - (1) 第14条（一般契約に係る名義変更）及び第21条（その他の提供条件）に規定する名義変更を請求することはできません。
 - (2) 特例X iに係る料金等が当社が提供する他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されるときは、その特例X iをその一括請求先とすることはできません。
 - (3) 特例X iに係る契約（以下この附則において「特例X i 契約」といいます。）の解除と同時に新たにX i ユビキタス契約又はFOMAサービス契約約款に規定するFOMAユビキタス契約（基本使用料の料金種別がおבריフォトプランフラットに係るものを除きます。）若しくはFOMA位置情報契約の申込みをすることはできません。
 - (4) 第81条（料金明細内訳書の発行等）に規定する料金明細内訳書の発行及び通話料金明細内訳の閲覧並びに用途別集計の利用に係る請求並びに第90条（dカードmini）に規定するdカードminiに係る請求を行うことはできません。
 - (5) 第85条（ケータイ払い）に規定するケータイ払いを利用することはできません。
 - (6) (1)から(5)以外の提供条件は、特例X iについては改正後の規定におけるX iの場合に準ずるものとしします。
- 5 特例X i 契約を締結している者（以下この附則において「特例X i 契約者」といいます。）は、確認書類の提示が可能となったときは、直ちにその書類を所属X i サービス取扱所へ提示していただきます。この場合において、その特例X i 契約は、当社が確認書類の提示を確認した日において、改正後の規定により当社と締結したX i 契約へ移行したものとみなします。
- 6 当社は、令和2年5月31日までの間において、特例X i 契約者から確認書類の提示がなかったときは、そのX i サービスの利用を停止することがあります。
- 7 当社は、前項の規定によりX i サービスの利用を停止された特例X i 契約者が、令和2年6月15日までの間において、なおその事実を解消しないときは、その特例X i 契約を解除することがあります。

附 則（令和元年10月23日経企第1831号）

この改正規定は、令和元年11月1日から実施します。

附 則（令和元年10月29日経企第1885号）

（実施期日）

- 1 この附則は、令和元年11月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（データ通信モードによる通信の料金等に係る特例）
- 3 当社は、X i 契約者又はX i ユビキタス契約者（この附則実施の日から令和元年11月30日までの間において、令和元年台風第19号に伴い災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限りま
- す。）が、この約款に規定するX i パケ・ホーダイダブル、X i パケ・ホーダイライト、X i パケ・ホーダイ等、シングルパック等、ケータイパック、データLパック等、らくらくパック若しくはデータSパック等のうちいずれかを選択しているとき（シングルパック等、データLパック等又はデータSパック等に係る共有対象回線であるときを含みます。）又は基本使用料の料金種別のうち、X i データプラン等、X i データプランフラット等、ギガホ等、ギガホ2、ギガライト2、ケータイプラン2、データプラス2、LTEユビキタスプラン等、LTEトランシーバプランダブル若しくはIoTプランHSを選択しているときは、この附則実施の日から令和元年11月30日までの間において、当該料金月における累計課金対象データ量にかかわらず、そのX i 又はX i ユビキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を1M通信モード若しくは128k通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。
- 4 前項の規定において、X i 契約者が、この約款に規定するベーシックパック、ベーシックシェアパック若しくはケータイパック又はギガライト若しくはギガライト2を選択しているときは、当該料金月に係る定額通信料及び基本使用料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象データ量に応じたデータ量ステップに係る定額通信料及び基本使用料を適用します。
（おしゃべり割60の適用）
- 5 当社は、この附則実施の日から令和2年3月31日の間において、1のX i において、提供条件書に規定するはじめてスマホ割の適用が開始された場合であって、その適用が開始された時点においてかけ放題オプション又は5分通話無料オプション（当社が別に定めるものをいい、以下この附則において「通信定額」といいます。）が選択されていることを当社が確認したときは、提供条件書に規定するはじめてスマホ割に係る適用開始日（基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結と同時に はじめてスマホ割の適用が開始される場合であって、その適用の開始と同時に適用開始日を含む料金月の翌料金月から通信定額を適用する申込みがあったときは、その通信定額の適用が開始される日とします。）を含む料金月から起算して12料金月の間に限り、その通信定額（そのX i における最初の選択であると当社が認めるものに限りま
- す。）に係る定額通信料から700円を減額して適用します。
- 6 前項に規定する減額適用（以下この附則において「おしゃべり割60」といいます。）を受けることができるX i 契約者は、次のいずれかに該当する者に限ります。
 - (1) 満60歳に達した者であって、そのX i 契約者を指定して利用者登録（第74条の2（利用者登録）に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を行っている者（おしゃべり割60の適用を受けている他のX i において、その契約者を指定して利用者登録が行われている場合を除きます。）。
 - (2) 満60歳に達した者を利用者としてX i 契約を締結している者であって、その利用者を指定して利用者登録を行っている者（おしゃべり割60の適用を受けている他のX i において、その利用者を指定して利用者登録が行われている場合を除きます。）。
- 7 当社が別に定めるところにより、通信定額に係る定額通信料を日割するときは、第3項に規定する額を日割して適用します。この場合において、おしゃべり割60に係る減額が通信定

- 額に係る定額通信料の額を上回る場合は、定額通信料の額を上限として減額を適用します。
- 8 おしゃべり割60の適用を受けているX i について、次のいずれかに該当するときは、第1項の規定にかかわらず、おしゃべり割60の適用を廃止します。この場合において、おしゃべり割60の適用を廃止するときは、その廃止日を含む料金月までの通信定額に係る定額通信料を割引の対象とします。
- (1) 通信定額の廃止があったとき。
 - (2) 提供条件書に規定するはじめてスマホ割の適用の廃止があったとき。
 - (3) 第4項に規定する条件を満たさないことを当社が確認したとき。

附 則（令和元年11月14日経企第2066号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年11月19日から実施します。
ただし、パケットパック海外オプションに関する部分は、令和元年11月20日の当社が定める時刻から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（その他）
- 3 経企第1812号（令和元年10月18日）第4項第4号中「第90条（dカードmini）に規定するdカードmini」を「d払い(iD)利用規約に規定するd払い(iD)」に改めます。

附 則（令和元年11月18日経企第2085号）

この改正規定は、令和元年11月20日から実施します。

附 則（令和元年11月15日経企第2077号）

（実施期日）

- 1 この附則は、令和元年12月1日から実施します。
ただし、改正規定中、個人情報の取扱いについては、令和元年12月11日から実施します。
（経過措置）
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（ドコモの学割2020の適用）
- 3 当社は、この附則実施の日から令和2年5月31日までの間において、X i 契約の締結（FOMA契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結する場合であって、そのFOMA契約において、当社が定める端末設備をその購入があった日から起算して当社が別に定める期間を超えて利用していると当社が認められないときを除きます。）があった場合であって、そのX i 契約の締結と同時にギガホ2又はギガライト2（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）が選択されたこと及びそのX i 契約に係るX i 契約者が割引適用対象者であることを当社が最初に確認したときは、ドコモの学割2020（そのX i 契約の締結によりギガホ2又はギガライト2の基本使用料の適用が開始される日（以下この附則において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月から起算して12暦月の間のそのX i に係る基本使用料（そのX i が適用を受ける基本使用料の割引を控除した後の額とします。）について、それぞれの暦月において適用される基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の申出があったものとみなして取扱います。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	割引額（月額）
ギガホ2	1,500円

- 4 前項に規定する割引適用対象者は、次のいずれかに該当するX i 契約者をいいます。
- (1) 満26歳に満たない者であって、そのX i 契約者を指定して第74条の2（利用者登録）に規定する利用者登録を行っている者（ドコモの学割2020の適用を受けている他のX i において、そのX i 契約者を指定して利用者登録が行われている場合を除きます。）。
 - (2) 利用者（満26歳に満たない者に限ります。以下この附則において同じとします。）のためにドコモの学割2020を選択することに同意を得ている一般契約又は定期契約を締結している者であって、その利用者を指定して第74条の2に規定する利用者登録を行っている者（ドコモの学割2020の適用を受けている他のX i において、その利用者を指定して利用者登録が行われている場合を除きます。）。
- 5 当社が別に定めるところにより、基本使用料を日割するときは、第3項に規定する額を日割して適用します。
- 6 当社は、ドコモの学割2020の適用を受けているX i について、次のいずれかに該当する場合には、ドコモの学割2020の適用を廃止します。
- (1) 基本使用料の料金種別がギガホ2又はギガライト2以外となったとき。
 - (2) X i 契約者が割引適用対象者ではないことを当社が確認したとき（そのX i に係る登録利用者が満26歳に達した場合を除きます。）。
 - (3) X i の電話番号保管があったとき。
 - (4) X i 契約の解除があったとき（X i 契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結する場合であって、X i 契約者が継続して割引適用対象者であることを当社が確認したときを除きます。）。
- 7 当社は、ドコモの学割2020を廃止するときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料を割引の対象とします。
- （その他）
- 8 経企第406号（令和元年5月21日）附則を次のように改めます。
- (1) 第4項中「X i の基本使用料」を「そのX i（経企第2077号（令和元年11月15日）に規定する学割2020の適用を受けている又は受けたことがあると当社が認めるものを除きます。）の基本使用料」に改めます。
 - (2) 第8項中「そのX i に係る基本使用料」を「そのX i（基本使用料の料金種別がギガライト2であって、経企第2077号（令和元年11月15日）に規定する学割2020の適用を受けているものを除きます。）に係る基本使用料」に改めます。
- 附 則**（令和元年12月18日経企第2373号）
（実施期日）
- 1 この改正規定は、令和2年1月1日から実施します。
（経過措置）
 - 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
附 則（令和元年12月27日経企第2456号）
（実施期日）
 - 1 この附則は、令和2年1月1日から実施します。
（経過措置）
 - 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（ギガホ増量キャンペーンの適用）
 - 3 当社は、この附則実施の日から令和2年4月30日までの間において、基本使用料の料金種別がギガホ2又はギガホ（当社が別に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）のX i について、そのギガホ2又はギガホのX i に係る定額上限データ量を60GB

とする取扱い（以下、この附則において「ギガホ増量キャンペーン」といいます。）を適用します。

(注) 削除

附 則（令和2年1月14日経企第2552号）

この改正規定は、令和2年1月17日から実施します。

ただし、この改正規定中、通信の種類等に関する部分については令和2年1月20日から実施します。

附 則（令和2年1月22日経企第2628号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和2年1月29日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者に関する部分は令和2年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 経企第2522号（平成31年1月23日）の附則を次のように改めます。

(1) 第2項中「特定送信元拒否設定機能」を「詐欺メール拒否設定機能」に改めます。

(2) 第3項中「特定送信元／ウイルスメール拒否設定機能」を「詐欺／ウイルスメール拒否設定機能」に改めます。

4 経企第1605号（令和元年9月24日）の附則第3項第7号中「特定送信元拒否設定機能」を「詐欺メール拒否設定機能」に改めます。

附 則（令和2年1月23日経企第2635号）

（実施期日）

1 この附則は、令和2年1月30日から実施します。

（ワンナンバー登録情報作成手数料無料キャンペーンの適用）

2 この附則実施の日から令和2年8月31日までの間において、ワンナンバー登録情報作成手数料の支払いを要しないものとします。

附 則（令和2年2月21日経企第2916号）

この改正規定は、令和2年3月1日から実施します。

附 則（令和2年3月23日経企第3209号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和2年3月25日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和2年3月26日経企第3254号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 経企第2456号（令和元年12月27日）の附則第3項を次のように改めます。

(1) 「当社が別に定める日」を「令和2年4月30日」に改めます。

(2) (注)を次のように改めます。

(注) 削除

附 則（令和2年3月27日経企第3294号）

この附則は、令和2年4月1日から実施します。

附 則 (令和2年4月2日経企第29号)

(実施期日)

- 1 この附則は、令和2年4月3日から実施します。
(経過措置)
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(X i データ通信料に係る特例)
- 3 カケホーダイプラン等 (X i カケホーダイプラン (ケータイ)、X i カケホーダイライトプラン (ケータイ) を除きます。) に係るX i 契約者は、シングルパック等、データLパック等、らくらくパック若しくはデータSパック等 (以下この附則において「対象ポケットパック」といいます。) を選択している場合であって、そのX i 契約者又はその対象ポケットパックに係る共有対象回線のX i 若しくはFOMAに係る契約者が特例対象者に該当することを当社が確認したときは、令和2年4月1日から令和2年8月31日までの間において、当社がそのことを確認した日を含む料金月におけるその対象ポケットパックに係るX i データ通信料 (経企第406号 (令和元年5月21日) の附則第20項の(3)のエの(ケ)の規定により適用されるものであって、1料金月における指定追加データ量及び追加データ量の合計が50GBまでの部分に限ります。) について支払いを要しないものとし、その料金月に係るそのX i に関する料金等から減額します。
- 4 前項に規定する特例対象者は、次のいずれかに該当するX i 契約者又はFOMA契約者を行います。
 - (1) 令和2年4月1日において満26歳に満たないX i 契約者又はFOMA契約者
 - (2) 令和2年4月1日において満26歳に満たない者を利用者登録しているX i 契約者又はFOMA契約者(注1) 第3項に規定する減額について、特例対象者に該当することを確認した日を含む料金月の翌料金月に係るそのX i に関する料金等から減額する場合があります。
(注2) この附則に規定する「カケホーダイプラン等」「シングルパック等」「共有対象回線」「指定追加データ量」「追加データ量」は経企第406号 (令和元年5月21日) の附則第20項に、「データSパック等」は経企第489号 (平成30年5月18日) の附則第3項に、「らくらくパック」は経企第1896号 (平成29年3月24日) の第3項に、「データLパック等」は経企第903号 (平成28年9月16日) の附則第3項に、それぞれ規定するものをいいます。

附 則 (令和2年5月18日経企第370号)

(実施期日)

- 1 この附則は、令和2年6月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 経企第29号 (令和2年4月2日) の附則第3項を次のように改めます。
「令和2年4月1日から令和2年5月31日までの間」を「令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間」に改めます。

附 則 (令和2年6月26日経企第788号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年7月1日から実施します。
(料金の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(i Bodymoに関する経過措置)
- 3 削 除

(その他)

- 4 経企第29号(令和2年4月2日)の附則第3項中、「令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間」を「令和2年4月1日から令和2年7月31日までの間」に改めます。

附 則(令和2年7月10日経企第931号)

(実施期日)

- 1 この附則は、令和2年7月10日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
(特例X i の提供に関する経過措置)
- 3 X i 契約の申込みを請求する者(令和2年7月豪雨にかかる災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。)であって、次の(1)及び(2)の条件を満たすとき及び当社がその契約申込みの内容を確認するための書類(以下この附則において「確認書類」といいます。)の提示が困難と当社が認めたときは、その契約の申込みをする者は、この附則実施の日から令和2年12月31日までの間に限り、第8条(一般契約申込の方法)及び第21条(その他の提供条件)の規定にかかわらず、その契約の申込みにおいて確認書類の提示を要しません。
(1) その申込みをする者が個人であるとき。
(2) 料金等の支払方法を口座振替又はクレジット払いとするとき。
- 4 前項の規定により契約を締結したX i (以下この附則において「特例X i」といいます。)の提供条件は、次のとおりとしします。
(1) 第14条(一般契約に係る名義変更)及び第21条(その他の提供条件)に規定する名義変更を請求することはできません。
(2) 特例X iに係る料金等が当社が提供する他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されるときは、その特例X iをその一括請求先とすることはできません。
(3) 特例X iに係る契約(以下この附則において「特例X i 契約」といいます。)の解除と同時に新たにX i ユビキタス契約又は5 Gサービス契約約款に規定する5 G契約の申込みをすることはできません。
(4) 第81条(料金明細内訳書の発行等)に規定する料金明細内訳書の発行及び通話料金明細内訳の閲覧並びに用途別集計の利用に係る請求並びにd払い(iD)利用規約に規定するd払い(iD)に係る請求を行うことはできません。
(5) 第85条(ケータイ払い)に規定するケータイ払いを利用することはできません。
(6) (1)から(5)以外の提供条件は、特例X iについては改正後の規定におけるX iの場合に準ずるものとしします。
- 5 特例X i 契約を締結している者(以下この附則において「特例X i 契約者」といいます。)は、確認書類の提示が可能となったときは、直ちにその書類を所属X i サービス取扱所へ提示していただきます。この場合において、その特例X i 契約は、当社が確認書類の提示を確認した日において、改正後の規定により当社と締結したX i 契約へ移行したものとみなします。
- 6 当社は、令和3年1月31日までの間において、特例X i 契約者から確認書類の提示がなかったときは、そのX i サービスの利用を停止することがあります。
- 7 当社は、前項の規定によりX i サービスの利用を停止された特例X i 契約者が、令和3年2月14日までの間において、なおその事実を解消しないときは、その特例X i 契約を解除することがあります。

附 則(令和2年7月22日経企第1027号)

(実施期日)

- 1 この附則は、令和2年8月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の

債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 経企第29号(令和2年4月2日)の附則第3項を次のように改めます。
「令和2年4月1日から令和2年7月31日までの間」を「令和2年4月1日から令和2年8月31日までの間」に改めます。

附 則(令和2年7月31日経企第1089号)

(実施期日)

- 1 この附則は、令和2年8月5日から実施します。
(経過措置)
- 2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 経企第1890号(平成30年10月26日)の附則第5項第4号を次のように改めます。

(4) 提供条件書に規定するはじめてスマホ割の適用を受けることとなるとき。

- 4 経企第406号(令和元年5月21日)の附則を次のよう改めます。

(1) 第8項から第18項を次のように改めます。

8 削 除

9 削 除

10 削 除

11 削 除

12 削 除

13 削 除

14 削 除

15 削 除

16 削 除

17 削 除

18 削 除

(2) 第27項第2号中「経企第406号(令和元年5月21日)に規定するはじめてスマホ割キャンペーン2」を「提供条件書に規定するはじめてスマホ割」に改めます。

- 5 経企第1885号(令和元年10月29日)の附則を次のように改めます。

(1) 第5項を次のように改めます。

ア 「経企第406号(令和元年5月21日)に規定する」を「提供条件書に規定する」に改めます。

イ 「はじめてスマホ割キャンペーン2」を「はじめてスマホ割」に改めます。

(2) 第8項第2号を次のように改めます。

(2) 提供条件書に規定するはじめてスマホ割の適用の廃止があったとき。

附 則(令和2年8月20日経企第1261号)

(実施期日)

- 1 この附則は、令和2年9月1日から実施します。
(料金の支払いに関する経過措置)
- 2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 経企第788号(令和2年6月26日)の附則第3項を次のように改めます。

3 削 除

附 則(令和2年11月10日経企第1893号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年11月18日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則 (令和2年11月24日経企第2009号)

この改正規定は、令和2年12月1日から実施します。

附 則 (令和2年11月27日経企第2055号)

この改正規定は、令和2年12月1日から実施します。

附 則 (令和2年12月15日経企第2224号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則 (令和3年2月17日経企第2709号)

この改正規定は、令和3年2月24日から実施します。

附 則 (令和3年3月19日経企第3049号)

この改正規定は、令和3年3月26日から実施します。

附 則 (令和3年3月23日経企第3075号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料の適用に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、第15条(一般契約者が行う一般契約の解除)又は第21条(その他の提供条件)の規定に基づき携帯電話・PHS番号ポータビリティの手続きに必要な番号の発行を受けているX i 契約者が、この改正規定実施の日以降に携帯電話・PHS番号ポータビリティを行った場合の携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料の適用その他の提供条件については、なお従前のおりとしします。

(その他)

- 4 経企第702号(平成26年8月8日)の附則第4項第6号中、「携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料、」を削除します。

- 5 経企第406号(令和元年5月21日)の附則第20項第11号を次のように改めます。

(11) 削 除

- 6 経企第1635号(令和元年9月27日)の附則第3項第4号を次のように改めます。

(4) 削 除

附 則 (令和3年6月21日経企第767号)

(実施期日)

- 1 この附則は、令和3年6月25日から実施します。

(経過措置)

- 2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(一部手続きの受付停止)

- 3 この附則実施の日から令和3年6月30日までの間、本約款の規定にかかわらず、当社はX i 契約者及びX i ユビキタス契約者(令和3年6月24日の当社が定める時刻において、ドコモビジネスプレミアクラブ会員規約に定める会員であって、ドコモビジネスプレミアクラブ会員規約に規定する一括請求の代表回線の契約者に限ります。)からの名義変更、契約の解除(X i 契約又はX i ユビキタス契約の解除と同時に新たに5G契約を締結する場合を除きます。)及び携帯電話・PHS番号ポータビリティの手続きに必要な番号の発行の請求を承

諾することができません。

附 則（令和3年6月24日経企第799号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（その他）
- 3 経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第4項11号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
- 4 経企第702号（平成26年8月8日）の附則第4項8号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
- 5 経企第2408号（平成30年1月24日）の附則第3項7号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
- 6 経企第406号（令和元年5月21日）の附則を次のように改めます。
 - (1) 第20項第8号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
 - (2) 第21項第6号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。
- 7 経企第1635号（令和元年9月27日）の附則第3項5号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。

附 則（令和3年7月6日経企第948号）

この改正規定は、令和3年7月8日から実施します。

附 則（令和3年8月30日経企第1398号）

この改正規定は、令和3年9月1日から実施します。

附 則（令和3年9月21日経企第1594号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（その他）
- 3 経企第702号（平成26年8月8日）の附則第4項第2号のアを次のように改めます。
 - (1) (ア)の②のAのbを次のように改めます。
b 削除
 - (2) (イ)の②のAのbを次のように改めます。
b 削除
- 4 経企第406号（令和元年5月21日）の附則第20項第3号のアを次のように改めます。
 - (1) (ア)の②のAのbを次のように改めます。
b 削除
 - (2) (イ)の②のAのbを次のように改めます。
b 削除

附 則（令和3年9月24日経企第1621号）

この改正規定は、令和3年10月1日から実施します。

附 則（令和3年11月29日経企第2213号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年12月1日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他

の債務については、なお従前のおりとしします。

(位置情報受信機能に係る経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているタイプ1に係る位置情報受信機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供している位置情報受信機能に移行したものとみなします。

附 則 (令和3年12月13日経企第2408号)

この改正規定は、令和3年12月15日から実施します。

附 則 (令和3年12月20日経企第2461号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則 (令和4年2月1日経企第2792号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年2月9日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

- 3 経企第674号(平成24年8月29日)の附則第3項から第10項を次のように改めます。

3 削 除

4 削 除

5 削 除

6 削 除

7 削 除

8 削 除

9 削 除

10 削 除

附 則 (令和4年2月14日経企第2903号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年2月18日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(定期契約に係る経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている定期契約(X i契約であって、その契約に係る契約期間があらかじめ定められたものをいいます。以下この附則において同じとします。)のX i(改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。)の提供条件は次のとおりとします。

(1) 定期契約の満了

ア 定期契約は、当社がその定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日(契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日とします。以下この附則において「起算日」といいます。)から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

イ アの規定にかかわらず、FOMAに係る1年定期契約(FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。)の解除と同時に新たに締結したX iに係る定期契約は、契約の解除があった1年定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

- ウ アの規定にかかわらず、FOMAに係る2年定期契約（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。）の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき（当社が別に定めるときを除きます。）は、契約の解除があったそのFOMAに係る2年定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。
- エ アの規定にかかわらず、5Gサービスに係る定期契約（5Gサービス契約約款に規定するものをいいます。）の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき（当社が別に定めるときを除きます。）は、契約の解除があったその5Gサービスに係る定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。
- オ アからエの規定にかかわらず、定期契約のX iについて、(3)に規定する電話番号保管があったときは、その電話番号保管があった日の属する暦月の翌暦月の初日（電話番号保管があった日が暦月の初日となる場合はその日とします。）を起算日として、その起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。
- カ 定期契約のX iについて、電話番号保管を取りやめる請求があったときは、その請求があった日の属する暦月の翌暦月の初日（請求があった日が暦月の初日となる場合はその日とします。）を起算日として、その起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。
- キ アからカの規定によるほか、その定期契約が次号の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。
- (2) 定期契約の満了に伴う契約の更新等
- ア 定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約を締結するときは、その定期契約を締結した日から定期契約の満了日を含む暦月の前々暦月の末日までの間において、当社に申し出ていただきます。
- イ 当社は、アに規定する申出がなかったときは、その契約の満了日の翌日に定期契約を更新します。
- ウ 当社は、イの規定にかかわらず、次の場合には、その定期契約を更新しないことがあります。
- (ア) 定期契約者がX iの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (イ) 第70条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (ウ) 定期契約者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与するおそれがあるとき。
- (エ) 定期契約者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めたとき。
- (オ) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (3) 定期契約に係る電話番号保管
- ア 当社は、定期契約者（当社が別に定める者を除きます。）から請求があったときは、当社が別に定める基本使用料の料金種別に係るX iの電話番号保管を行います。
- イ 電話番号保管期間が6年を経過したときは、電話番号保管期間が6年を経過した日においてそのX i契約は解除されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が6年を経過する前にあらかじめそのことを定期契約者に通知します。
- ウ イに規定する電話番号保管期間は、電話番号保管の請求があった日を含む暦月の翌暦月の初日から起算します。
- エ 電話番号保管を取りやめる請求があったときの基本使用料の料金種別の変更その他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。
- オ 定期契約者は、電話番号保管期間は、電話番号保管を取りやめる請求又は契約の解除に限り行うことができます。
- (4) (1)から(3)以外の提供条件については、改正後の規定における一般契約のX iの場合に準じて取扱います。

(X i ユビキタス定期契約に係る経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているX i ユビキタス定期契約 (X i ユビキタス契約であって、その契約に係る契約期間があらかじめ定められたものをいいます。以下この附則において同じとします。) のX i ユビキタス (改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。) の提供条件は次のとおりとします。

(1) X i ユビキタス定期契約の満了

ア X i ユビキタス定期契約は、当社がそのX i ユビキタス定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日 (契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日) から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

イ アの規定にかかわらず、そのX i ユビキタス定期契約が次号の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

(2) X i ユビキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等

ア X i ユビキタス定期契約者は、その契約の満了と同時に新たにX i ユビキタス一般契約を締結するとき又は満了と同時に契約を解除するときは、当社が指定する期間中に、当社に申し出ていただきます。

イ 当社は、X i ユビキタス定期契約の満了日までに前項に規定する申出がなかった場合は、その契約の満了日の翌日にX i ユビキタス定期契約を更新します。

ウ 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのX i ユビキタス定期契約を更新しないことがあります。

(ア) X i ユビキタス定期契約者がX i ユビキタスの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(イ) 第70条 (利用に係る契約者の義務) の規定に違反するおそれがあるとき。

(ウ) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(3) (1)及び(2)以外の提供条件については、改正後の規定におけるX i ユビキタス一般契約のX i ユビキタスの場合に準じて取扱います。

ただし、X i ユビキタス一般契約の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

(その他)

5 経企第1251号 (平成26年1月10日) の附則第4項第3号を次のように改めます。

(3) 削除

6 経企第702号 (平成26年8月8日) の附則第4項第3号及び第7号を次のように改めます。

(3) 削除

(7) 削除

7 経企第406号 (令和元年5月21日) の附則を次のように改めます。

(1) 第20項を次のように改めます。

ア 第4号を次のように改めます。

(4) 削除

イ 第7号中「フリーコース (定期契約であって、当社が定める期間が経過した後、定期契約に係る解約金の支払いを要さないものをいいます。)」を「フリーコース (定期契約のX i であって、(3)のオのアに規定するシングルパック等に係る定額通信料の月極割引の適用又はそのシングルパック等に係る定額通信料の月極割引の適用に代えてdポイントクラブ会員規約に基づく料金月の末日におけるdポイント進呈がされないものをいいます。)」に改めます。

(2) 第21項第3号を次のように改めます。

(3) 削除

8 経企第1635号 (令和元年9月27日) の附則第4項第3号を次のように改めます。

(3) 削除

附 則（令和4年3月7日経企第3130号）

（実施期日）

- 1 この附則は、令和4年3月15日から実施します。
（経過措置）
- 2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（その他）
- 3 経企第2854号（平成30年3月8日）の附則第3項を次のように改めます。

3 削除

附 則（令和4年3月16日経企第3211号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年3月24日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（令和4年3月25日経企第3310号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年3月29日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（令和4年3月25日経企第3309号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（その他）

- 3 経企第1605号（令和元年9月24日）の附則第3項第3号を次のとおり改めます。

(3) 災害用伝言板サービスは、次のとおりとしします

ア 災害用伝言板サービスは、当社が定める期間に限り利用することができます。

イ 削除

ウ 災害用伝言板サービスを利用して登録された情報については、当社が定める時間が経過した後、消去します。

エ 災害用伝言板サービスを利用して登録できる情報の件数等は、当社が定める数以内としします。

附 則（令和4年5月19日経企第400号）

この改正規定は、令和4年6月1日から実施します。

附 則（令和4年6月24日経企第769号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（令和4年9月27日経企第1858号）

この改正規定は、令和4年9月29日から実施します。

附 則（令和4年9月21日経企第1807号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年10月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（電話番号保管期間に係る経過措置）
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が行っているX i契約に係る電話番号保管に関する、電話番号保管期間が3年を経過したときは、電話番号保管期間が3年を経過した日においてそのX i契約は解除されたものとしします。
- 4 削 除
（その他）
- 5 経企第1605号（令和元年9月24日）の附則第3項第6号中「電話番号保管期間が3年を経過したときは」を「令和4年9月30日以前に当社が行っているX i契約に係る電話番号保管であって、その電話番号保管期間が3年を経過したときは」に改めます。
- 6 経企第2903号（令和4年2月14日）の附則第3項第3号のイを次のように改めます。
イ 電話番号保管期間が6年を経過したときは、電話番号保管期間が6年を経過した日においてそのX i契約は解除されたものとしします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が6年を経過する前にあらかじめそのことを定期契約者に通知します。

附 則（令和4年11月10日経企第2415号）

この改正規定は、令和4年11月16日から実施します。

附 則（令和5年2月10日経企第3686号）

この改正規定は、令和5年2月24日から実施します。

附 則（令和5年3月2日経企第3936号）

この改正規定は、令和5年3月8日から実施します。

附 則（令和5年3月16日経企第4175号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（その他）
- 3 経企第1807号（令和4年9月21日）の附則第4項を次のように改めます。

4 削除

附 則（令和5年4月10日経企第103号）

この改正規定は、令和5年5月1日から実施します。

附 則（令和5年5月18日経企第574号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年5月24日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（その他）
- 3 経企第406号（令和元年5月21日）の附則第20項第3号のカの(カ)中「パケットパック海外オプション」を「世界そのままギガ」に改めます。

附 則（令和5年5月15日経企第520号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年5月31日の当社が定める時刻から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則 (令和5年6月28日経企第1185号)

(実施期日)

- 1 この附則は、令和5年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社がspモード機能の提供を受けているX i (spモードケータイデータお預かり機能を利用しているものに限りです。)に提供している情報自動受信機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供しているmy daiz (有料・spモード)に移行したものとみなします。

附 則 (令和5年10月3日経企第2346号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年10月11日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

- 3 経企第702号(平成26年8月8日)の附則第4項第2号のアの(ア)の①中「B以外のもの」を「B及びC以外のもの」に改め、Bの次に次のCを加えます。

C ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i 通信料	X i からの通信	50円 (55円)

- 4 経企第406号(令和元年5月21日)の附則第20項第3号を次のように改めます。

(1) アの(ア)の①中「B以外のもの」を「B及びC以外のもの」に改め、Bの次に次のCを加えます。

C ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i 通信料	X i からの通信	50円 (55円)

(2) イの(ア)中「ワイドスター通信サービスの契約者回線等」を「ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線等」に改めます。

附 則 (令和5年11月17日経企第2911号)

この改正規定は、令和5年12月1日から実施します。

附 則 (令和5年12月19日経企第3308号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

3 経企第702号(平成26年8月8日)の附則第4項第2号のアを次のように改めます。

(1) (ア)の②のBを次のように改めます。

B 削除

(2) (イ)の②のBを次のように改めます。

B 削除

4 経企第903号(平成28年9月16日)の附則第3項第2号中「(1)以外」を「(1)及び(2)以外」に改め、同号を第3号とし、第1号の次に次の一号を加えます。

(2) データLパック等に関する定額通信料の月極割引(ずっとドコモ割プラス)の適用は、次に定めるところによります。

ア データLパック等の適用を受けているX i(そのX iの契約者名義が個人であるとき及びそのX iに係る契約者がdポイントプログラム会員(当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)であるときに限ります。)に係る定額通信料について、サービスステージ(当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)に応じて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてdポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてdポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

サービスステージ	定額通信料の減額(月額)		
	データLパック (大容量)	シェアパック20 (大容量)	シェアパック30 (大容量)
2ndステージ	200円	8000円	1,000円
3rdステージ	400円	1,000円	1,200円
4thステージ	600円	1,200円	1,800円
プラチナステージ	600円	1,400円	1,900円

イ データLパック等の適用を受けているX i(そのX iの契約者名義が法人であるとき又はそのX iの契約者名義が個人である場合であって、そのX iに係る契約者がdポイントプログラム会員ではないときに限ります。)に係る定額通信料について、当該料金月のそのX i契約に係る経過期間(その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。)に応じて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

経過期間	定額通信料の減額(月額)		
	データLパック(大容量)	シェアパック20(大容量)又はビジネスシェアパック20	シェアパック30(大容量)又はビジネスシェアパック30

48か月を超え96か月まで	200円	8000円	1,000円
96か月を超え120か月まで	400円	1,000円	1,200円
120か月を超え180か月まで	600円	1,200円	1,800円
180か月超	600円	1,400円	1,900円

5 経企第1896号（平成29年3月24日）の附則第3項第3号中「(1)及び(2)」を「(1)から(3)」に改め、同号を第4号とし、第2号の次に次の一号を加えます。

(3) らくらくパックに関する定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）の適用は、次に定めるところによります。

ア らくらくパックの適用を受けているX i（そのX iの契約者名義が個人であるとき及びそのX iに係る契約者がdポイントプログラム会員（当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）である場合であって、そのdポイントプログラム会員に係るサービスステージ（当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）がプラチナステージであるときに限ります。）に係る定額通信料について、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてdポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてdポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

サービスステージ	定額通信料の減額（月額）
プラチナステージ	200円

イ らくらくパックの適用を受けているX i（そのX iの契約者名義が法人であるとき又はそのX iの契約者名義が個人である場合であって、そのX iに係る契約者がdポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのX i契約に係る経過期間（その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。）が180か月超のときは、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

経過期間	定額通信料の減額（月額）
180か月超	200円

6 経企第489号（平成30年5月18日）の附則第3項第4号中「(1)から(3)以外」を「(1)及び(4)以外」に改め、同号を第5号とし、第3号の次に次の一号を加えます。

(4) データSパック等に関する定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）の適用は、次に定めるところによります。

ア データSパック等の適用を受けているX i（そのX iの契約者名義が個人であるとき

及びそのX iに係る契約者がdポイントプログラム会員（当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であるときに限ります。）に係る定額通信料について、サービスステージ（当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてdポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてdポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

サービスステージ	定額通信料の減額（月額）				
	データSパック（小容量）	データMパック（標準）	シェアパック5（小容量）	シェアパック10（小容量）	シェアパック15（標準）
2ndステージ	—	100円	100円	400円	600円
3rdステージ	—	200円	200円	600円	800円
4thステージ	—	400円	600円	800円	1,000円
プラチナステージ	300円	400円	600円	800円	1,100円

イ データSパック等の適用を受けているX i（そのX iの契約者名義が法人であるとき又はそのX iの契約者名義が個人である場合であって、そのX iに係る契約者がdポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのX i契約に係る経過期間（その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。）に応じて、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

経過期間	定額通信料の減額（月額）				
	データSパック（小容量）	データMパック（標準）	シェアパック5（小容量）	シェアパック10（小容量）	シェアパック15（標準）
48か月超え96か月まで	—	100円	100円	400円	600円
96か月超え120か月まで	—	200円	200円	600円	800円
120か月超え180か月まで	—	400円	600円	800円	1,000円
180か月超	300円	400円	600円	800円	1,100円

7 経企第406号（令和元年5月21日）の附則第20項第3号を次のとおり改めます。

(1) アの(ア)の②のBを次のように改めます。

B 削除

(2) アの(イ)の②のBを次のように改めます。

B 削除

(3) オの(ア)の①のAを次のように改めます。

A B以外のもの

サービスステージ	定額通信料の減額（月額）					
	ベーシックシェアパック（ステップ1）	ベーシックシェアパック（ステップ2）	ベーシックシェアパック（ステップ3）	ベーシックシェアパック（ステップ4）又はウルトラシェアパック30	ウルトラシェアパック50	ウルトラシェアパック100
2ndステージ	100円	400円	600円	600円	800円	1,000円
3rdステージ	200円	600円	800円	800円	1,000円	1,200円
4thステージ	600円	800円	1,000円	1,000円	1,200円	1,800円
プラチナステージ	600円	800円	1,000円	1,200円	1,400円	2,100円

(4) オの(ア)の①のBを次のように改めます。

B シングルパックに係るもの

サービスステージ	定額通信料の減額（月額）					
	ベーシックパック（ステップ1）	ベーシックパック（ステップ2）	ベーシックパック（ステップ3）	ベーシックパック（ステップ4）	ウルトラデータLパック	ウルトラデータLパック
2ndステージ	—	—	100円	100円	100円	200円
3rdステージ	—	—	200円	200円	200円	400円
4thステージ	—	—	400円	600円	500円	600円
プラチナステージ	200円	400円	400円	600円	500円	700円

(5) オの(ア)の②のAを次のように改めます。

A B以外のもの

経過期間	定額通信料の減額（月額）					
	ベーシックシェアパック（ステップ1）	ベーシックシェアパック（ステップ2）	ベーシックシェアパック（ステップ3）	ベーシックシェアパック（ステップ4）、ウルトラシェアパック30又はウルトラビジネスシェアパック30	ウルトラシェアパック50又はウルトラビジネスシェアパック50	ウルトラシェアパック100又はウルトラビジネスシェアパック100
48か月超え96か月まで	100円	400円	600円	600円	800円	1,000円
96か月超え120か月まで	200円	600円	800円	800円	1,000円	1,200円
120か月超え180か月まで	600円	800円	1,000円	1,000円	1,200円	1,800円
180か月超	600円	800円	1,000円	1,200円	1,400円	2,100円

(6) オの(ア)の②のBを次のように改めます。

B シングルパックに係るもの

経過期間	定額通信料の減額（月額）					
	ベーシックパック（ステップ1）	ベーシックパック（ステップ2）	ベーシックパック（ステップ3）	ベーシックパック（ステップ4）	ウルトラデータLパック	ウルトラデータLパック
48か月超え96か月まで	—	—	100円	100円	100円	200円
96か月超え120か月まで	—	—	200円	200円	200円	400円
120か月超え180か月まで	—	—	400円	600円	500円	600円
180か月超	200円	400円	400円	600円	500円	700円

(7) カに次の(コ)を加えます。

(コ) ケータイパックに関する定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割プラス）の適用は、次に定めるところによります。

ア ケータイパックの適用を受けているX i（そのX iの契約者名義が個人であるとき及びそのX iに係る契約者がdポイントプログラム会員（当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）である場合であって、そのdポイントプログラム会員に係るサービスステージ（当社が定めるdポイントクラブ会員規約に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）がプラチナステージであるときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのX iの契約者回線から行ったデータ通信モードに関する料金の月間累計額が4,200円を超えるときは、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合又は料金月の末日においてdポイントクラブ会員規約に基づき本割引の適用に代えてdポイント進呈を選択している場合は、この限りではありません。

サービスステージ	定額通信料の減額（月額）
プラチナステージ	300円

イ ケータイパックの適用を受けているX i（そのX iの契約者名義が法人であるとき又はそのX iの契約者名義が個人である場合であって、そのX iに係る契約者がdポイントプログラム会員ではないときに限ります。）に係る定額通信料について、当該料金月のそのX i契約に係る経過期間（その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が料金月の初日のときはその料金月から、料金月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した期間をいいます。以下同じとします。）が180か月超の場合であって、そのX iの契約者回線から行ったデータ通信モードに関する料金の月間累計額が4,200円を超えるときは、次表に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が料金月の末日において、この約款に規定するフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

経過期間	定額通信料の減額（月額）
180か月超	300円

附 則（令和6年1月12日経企第3565号）

（実施期日）

- この附則は、令和6年1月12日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
- この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（特例X iの提供に関する経過措置）
- X i契約の申込みを請求する者（令和6年能登半島地震にかかる災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）であって、次の(1)及び(2)の条件を満たすとき及びその契約申込みの内容を確認するための書類（以下この附則において「確認書類」といいます。）の提示が困難と当社が認めたときは、その契約の申込みをする者は、この附則実施の日から令和6年6月30日までの間に限り、第8条（一般契約申込の方法）の規定にかかわらず、その契約の申込みにおいて確認書類の提示を要しません。
 - その申込みをする者が個人であるとき。
 - 料金等の支払方法を口座振替又はクレジット払いとするとき。

- 4 前項の規定により契約を締結したX i（以下この附則において「特例X i」といいます。）の提供条件は、次のとおりとします。
- (1) 第14条（一般契約に係る名義変更）に規定する名義変更を請求することはできません。
 - (2) 特例X iに係る料金等が当社が提供する他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されるときは、その特例X iをその一括請求先とすることはできません。
 - (3) 特例X iに係る契約（以下この附則において「特例X i契約」といいます。）の解除と同時に新たにX iユビキタス契約又は5 Gサービス契約約款に規定する5 G契約の申込みをすることはできません。
 - (4) 第81条（料金明細内訳書の発行等）に規定する料金明細内訳書の発行及び通話料金明細内訳の閲覧並びに用途別集計の利用に係る請求を行うことはできません。
 - (5) (1)から(4)以外の提供条件は、特例X iについては改正後の規定におけるX iの場合に準ずるものとします。
- 5 特例X i契約を締結している者（以下この附則において「特例X i契約者」といいます。）は、確認書類の提示が可能となったときは、直ちにその書類を所属X iサービス取扱所へ提示していただきます。この場合において、その特例X i契約は、当社が確認書類の提示を確認した日において、改正後の規定により当社と締結したX i契約へ移行したものとみなします。
- 6 当社は、令和6年7月31日までの間において、特例X i契約者から確認書類の提示がなかったときは、そのX iサービスの利用を停止することがあります。
- 7 当社は、前項の規定によりX iサービスの利用を停止された特例X i契約者が、令和6年8月18日までの間において、なおその事実を解消しないときは、その特例X i契約を解除することがあります。

附 則（令和6年3月18日経企第4469号）

この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、みえる電話に関する部分は令和6年3月29日の当社が定める時刻から実施します。

附 則（令和6年3月25日経企第4573号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他債務については、なお従前のおりとします。

（ビジネスmoperaインターネット機能に関する経過措置）

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているビジネスmoperaインターネット機能（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の提供条件は当社が別に定めるところによります。